

# 平成28年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成28年2月29日 月曜日

---

## 1. 議事日程第1号

平成28年2月29日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議第2号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第5 議第3号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第6 議第4号 平成27年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第5号 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第6号 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議第7号 平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第8号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議第9号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議第10号 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議第11号 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議第12号 平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第13号 平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第14号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第15号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議第16号 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議第17号 平成28年度人吉市一般会計予算
- 日程第20 議第18号 平成28年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第21 議第19号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議第20号 平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議第21号 平成28年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第24 議第22号 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第25 議第23号 平成28年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第26 議第24号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議第25号 平成28年度人吉市国民宿舎特別会計予算
- 日程第28 議第26号 平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算

- 日程第29 議第27号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第28号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第29号 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第30号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第31号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第32号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第33号 人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第34号 人吉市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第37 議第35号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議第36号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第39 議第37号 人吉市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第40 議第38号 人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第41 議第39号 人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議第40号 人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議第41号 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第44 議第42号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議第43号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議第44号 人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議第45号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第48 議第46号 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第49 議第47号 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第50 議第48号 損害の賠償について

日程第51 議第49号 損害の賠償について

日程第52 議第50号 人吉下球磨消防組規約の一部変更について

日程第53 議第51号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第54 議第52号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

---

---

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

---

---

## 3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

---

## 4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 松岡隼人君

副市長	松田知良君
教育長	末次美代君
総務部長	井上祐太君
市民部長	今村修君
健康福祉部長	村口桂子君
経済部長	福山誠二君
建設部長	大淵修君
総務部次長	小林敏郎君
市民部次長	加賀邦保君
健康福祉部次長	柳瀬恵子君
経済部次長	廣田五浩君
建設部次長	山田巧君
総務課長	小澤洋之君
企画財政課長	丸本昭君
会計管理者	山下正純君
水道局長	中村則明君
水道局次長	中川一水君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	松岡誠也君
教育部次長	告吉眞二郎君
教育部次長	東和人君
選挙管理委員会 事務局長	瀬上雅暁君
農業委員会 事務局長	荒毛正浩君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
庶務係長兼 議事係長	椎葉千恵君
書記	井上京子君
書記	白坂禎敏君

午前10時00分 開会

○議長（田中 哲君） 皆さん、おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成28年3月第1回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しておりますように、議長会等の報告及び監査、検査の結果報告は、書類報告にかえさせていただき、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

なお、閉会中に、市庁舎建設に関する特別委員会の委員長が永山芳宏議員に、また副委員長が高瀬堅一議員に交代されましたので、御報告申し上げます。

---

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る2月22日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。平成28年3月第1回人吉市議会定例会に当たりまして、去る2月22日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日2月29日開会、あす3月1日休会、2日午前10時から治水・防災に関する特別委員会、午後1時30分から市庁舎建設に関する特別委員会、3日から7日まで休会、8日議案質疑、9日、10日一般質問、11日一般質問及び委員会付託、12日、13日休会、14日予算委員会、15日から17日まで総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、18日予算委員会、19日から23日まで休会、24日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告は3月4日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにしてしております。質問方式につきましては、一問一答制による分割方式、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

また、8日の議案質疑の回数は、1議案につき質問席から2回以内ということに決定しております。

また、人事院勧告に関連して提出されております議第2号、議第5号、議第8号、議第10号、議第12号、議第14号の予算案件6件並びに議第27号、議第29号、議第30号の条例案件3件につきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

---

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に11番、本村令斗議員、12番、笹山欣悟議員を指名いたします。

---

---

## 日程第3 議第1号から日程第54 議第52号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第1号から日程第54、議第52号までの52件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。平成28年3月第1回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し述べる機会を与えていただきましたことに、心から厚く感謝を申し上げます。

昭和35年7月に発表され、現在も市庁舎で毎朝の朝礼前に流れております人吉市民の歌の1番の結びで、「相和して ともに目指すは 新しき朝よ 門出よ」と歌われております。この歌詞のように、平成28年という新たな年を迎え、本市にとって、そして市民の皆様にとりましても、飛躍と安寧の年の門出となりますよう、皆様と同じ夢と希望を携え、誠心誠意、市政のかじ取りに邁進してまいる所存でございます。議員各位を初め市民の皆様におかれましては、市政に対し御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

去る1月23日、深夜から降り始めた雪は40年ぶり的大雪となり、その後の降雪により、市街地から山間部に至るまで、地域全体が孤立するような状況となりました。市内の至るところで道路等の復旧のおくれや水道施設の凍結による漏水、これらに起因する断水などが発生し、多くの皆様に御心配と御不便をおかけしたものと存じます。降雪への脆弱さを露呈したような事態ではございましたが、関係機関、関係事業所、議員各位、そして町内会長を初めとする市民の方々の御協力により、通常的生活機能への復旧、対応をいただいたところでございます。今後は、この経験を生かして冬季対策、積雪への備えに取り組んでまいりたいと

存じます。

昨年5月の市長就任以来、行政の継続性あるいは発展性に留意しながらも、幾つかの事業、施策について、新たな方向性を提示したところがございます。中でも、私が選挙以来訴えてまいりました新市庁舎建設につきましては、厳しい御指摘、御意見をいただきながらも、市議会におきましては、市庁舎建設に関する特別委員会を設置していただくなど、柔軟かつ発展的な議論をさせていただいていることで、着手時期も含めて、より計画性、実行性を高めているものと存じております。議員各位に対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後は、先日市内6校区で約200人の皆様にお集まりいただき開催しました新市庁舎に関する校区説明会で出された御意見、御要望や、2月12日に第1回の会議を終えました人吉市庁舎等移転建設審議会の審議内容を踏まえまして、御審議等をお願いしてまいりたいと存じます。

また、学校給食費の公的支援につきましても、さまざまな御意見がある中ではございますが、人口減少問題が加速する状況下で、子育て世代の支援策の1つとして、平成28年度当初予算の中で、一部助成について御提案をいたしておりまして、地域全体で子育て世代を支え、子供を育てていく端緒としてまいりたいと存じます。そして、地域に生きる我々の暮らしを持続させ、しっかりと支えていくように、人に光を当て、人が輝く施策によって本市の発展方向を見出してまいる所存でございます。

一方、将来に向けた総合的なまちづくりにつきましては、今般、人吉市総合計画策定審議会において答申をいただいた第5次人吉市総合計画後期基本計画、昨年策定をしました人口ビジョン及び人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略によりまして、いわゆる市政の羅針盤として、本市の実情に沿った中・長期ビジョンをお示しすることができました。

選挙時に訴えてまいりました108の施策・事業につきましても、私の公約というよりも総合計画後期基本計画の中で、理念や方針として、あるいは活動目標や具体的な施策として位置づけ取り組んでまいる所存でございますが、事業として精度に欠けるものや、既に取り組んでいるものにつきまして、改めて検証が必要なものもございますので、私の市政に対する信条として、庁内ではもちろんのこと、関係各位や市民の皆様方との対話をさらに深め、御理解や御支援を求めてまいりたいと存じます。

地方の再生に向けた国の動きでございますが、地方創生といった流れをさらに加速化、そして深化するという方針でございますが、地域の仕事創生に重点を置きながら、新たな目標として掲げられている一億総活躍社会の実現に向けた対策が講じられていくものと認識をいたしているところでございます。本市としましても、この一億総活躍社会の実現のために取り組まれる「希望を生み出す強い経済」、「子育て支援」や「安心につながる社会保障」による「新・三本の矢」といった国の動向についても注視し、さらには呼応しながら行政運営

に努めてまいりたいと存じます。

人吉は、遠く平安朝の荘園時代から、時代を経た相良700年と言われる武家時代、そして、明治期以降には近代化という時代の潮流の中で、今日まで独自の文化を築き、発展を遂げてまいりました。現在、好評の中に放映中のNHK大河ドラマ真田丸は、真田昌幸率いる小国が、戦乱による不確実な社会の中で、情報戦略や处世術によって生き延びていく姿や、戦国武将たちの状況判断と意志決定能力が、領国の存亡に直結する歴史を語りかけておりますが、我が人吉の歴史もまさに五里霧中のような時代の局面を、幾度となく乗り越えてきた先人たちの苦難の軌跡でもあったと存じるところでございます。

それゆえに悠久の時を越え、あまたの先人たちによって醸成され、継承されてきた伝統やストーリーは、本市のアイデンティティーとも言える部分であり、昨年4月に認定された日本遺産の「保守と進取」の気風にも象徴されるように、現代の難しい時代にあっても、人吉らしさ、あるいは人吉の誇りや魅力を体現できるような政策を、1つでも多く実現してまいりたいと存じます。

特に、観光客や多くの人々にとって行きたい町、さらには住みたい町、帰りたいふるさと、帰れるふるさと、そして住み続けたい人吉に結びつけていけるよう、より一層の工夫、努力を重ねてまいる所存でございまして、その手始めとして、本年4月には総務部内の機構を改編する準備を進めております。主な内容としましては、プランニングのセクションであります企画部門と、今後さらに難しいかじ取りが予想されます財政部門を分離することで、重層かつ実効性のある政策の選択と実現に努め、また、選ばれる都市を目指して新たな広報戦略を展開するためにシティプロモーション推進室を新設することとしております。

市の組織機構全体については、平成29年度の改編に向け検討を重ねてまいることとしておりまして、ますます顕著化する人口減少傾向が社会全体に大きな影を落としていく中で、住民福祉や市民サービスを堅持し、安全、安心で、住みよい地域社会をいかに創出していくのか、地域経済をどう活性化させていくのか、子供たちの豊かな成長をどう育むのかなど、現状と課題、さらには地域の将来を見据えた組織機構の構築に取り組んでまいる所存でございます。

続きまして、主要な事業の概要につきまして、御説明を申し上げます。

第5次人吉市総合計画後期基本計画でございますが、今後、平成31年度までの市政の指針となるべき計画につきまして、24人の市民有識者から構成されます人吉市総合計画策定審議会におきまして、部会を含め12回にわたり慎重御審議をいただき、去る1月27日に答申をいただきました。答申の要旨としましては、「少子高齢化による人口減少の加速化や安全、安心に対する市民意識の高まり、さらには地方創生の動きなど、本市を取り巻く環境の変化をしっかりと踏まえた上で、市民目線での市政推進を強く望む」というものでございます。また、昨年10月に策定しました人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、後期基本

計画との整合性を図りながら取り組みを加速させること、さらには後期基本計画に位置づけられた施策を着実に実践していくため、適切な進行管理を行うよう要望もなされたところでございます。委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず、今後4年間の本市の進む方向性につきまして、御審議いただきましたことに対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本市では、今後、後期基本計画に基づき6つの政策体系により各施策を推進してまいります。市民の皆様方との対話を深めながら、市民と行政とが一体となってまちづくりの理念の実現に向け、邁進してまいります。議員各位を初め、市民の皆様方におかれましては、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年10月に策定いたしました人吉市人口ビジョン及び人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略でございますが、これは、急速に進行する人口減少に歯どめをかけ、まち・ひと・しごとを創生するために、平成27年度から平成31年度までの5カ年の目標や施策を示したものでございます。特に本市では、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するため、仕事の創生に重点を置いた施策や事業を、着実に実行することが求められております。

取り組みの主な内容としましては、本市に仕事をつくり、安定した雇用を創出するため、人材の育成や推進、起業・創業支援や、地域資源を活用した産業の充実強化、地理空間情報技術といった先進技術を生かした仕事づくりなどを展開することとしておりまして、その1つとして、本年3月には、産官学連携事業として、情報通信技術を活用したイベントの実施や、G空間×ICTシンポジウム in 人吉 the 3rdを開催し、近未来技術を活用した新たな産業基盤創出への普及啓発を図りたいと存じております。

また、本市への新しい人の流れをつくるために、人吉球磨の日本遺産を中心とした観光振興による雇用・交流機会を創出し、これらを契機とした移住・定住や、企業誘致等も進めてまいりたいと存じます。

暮らしの面では、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、それぞれの段階に対応した環境の整備、教育分野に係る支援や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現への取り組みを推進し、あわせて全ての市民の皆様方に安心して暮らしていただけるよう、活気があるまちづくり、地域防災力の強化、空き家・空き店舗の利活用促進など、時代に合った地域づくりを推進してまいります。

国におきましても、地方創生をより強力に推進するため財政支援策が設けられておりますので、地方創生加速化交付金事業などを活用することでそれぞれの事業をさらに深化させ、PDCAサイクルやKPI（重要業績評価指標）を活用し、事業効果の検証や継続的な取り組み改善を行うことで、「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」に同時かつ一体的に取り組む、市民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むこ

とができる地域社会を目指してまいりたいと存じます。

球磨川流域の治水関係でございますが、球磨川治水対策協議会におきましては、現在、事務レベルで治水安全度を高める対策として示された9つの対策案について、検討がなされております。去る1月12日には、球磨川と同規模で平成18年7月の出水により、過去最大級の洪水が発生した鹿児島県川内川流域における災害対応策で、球磨川治水の対策案としても示されている引堤、輪中堤、ダム再開発などの推進について、現地視察が行われております。また2月2日には、国土交通省九州地方整備局、熊本県知事及び球磨川流域の市町村長が一堂に会し第1回球磨川治水対策協議会が開催され、これまで検討された球磨川治水対策案について報告を受け、議論を行ったところでございます。

本市といたしましては、今後も引き続き国、熊本県、流城市町村での議論を重ね、共通認識を深めながら、球磨川を初めとする河川の治水安全度や地域防災力が高まるよう最大限の努力をしてみたいと存じます。

防災関係でございますが、昨年6月に発足した球磨川水害タイムライン検討会におきまして、現在、球磨川の水害に備えて関係する機関や地域、住民が一体となって防災・減災対応ができる仕組みとして、球磨川水害タイムラインと呼ばれる事前防災行動計画の策定を行っております。

今後の予定としましては、本年3月までにタイムライン試行版を策定し、平成28年度の出水期に実際に運用することでさらに改良を加え、実行性の高い計画にしていける予定でございます。多発する自然災害に備え、防災対策を強化することは、本市の重大な責務であると認識をいたしてございまして、先を見越して早期に災害に対応する球磨川水害タイムラインの運用には、大きな期待を寄せているところでございます。

公共交通政策でございますが、人吉市予約型乗合タクシーにつきましては、これまで利用者の方々から寄せられた御意見をもとに、本年1月中旬から前日予約方式を改め、朝の第1便を除き、当日予約もできるように運用を変更いたしまして、利用者の利便性に寄与するシステムを構築しております。しかしながら、本市の公共交通網におきましては、公共交通空白地の解消、利便性の向上や利用促進、観光需要や都市計画等における拠点施設を結ぶ交通ネットワークの形成など、持続可能な地域公共交通網を形成するためには、抜本的な改革を行っていく必要がございます。

そこで、人吉球磨地域における複数市町村に及ぶ路線につきましては、人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、人吉・球磨地域公共交通網形成計画を策定いたしまして、平成28年度から順次再編を進めることにしております。市内で完結する路線につきましては、昨年12月に、交通事業者、利用者、学識経験者、行政などで組織する人吉市地域公共交通活性化協議会を設立し、公共交通に関するさまざまな課題を、一体的に協議する体制を整備し、平成28年度から本市の公共交通の指針となる人吉市地域公共交通網形成計画を策定すること

にしております。

地域において若い世代が減少し、高齢者が増加する将来を見据えたとき、公共交通の果たすべき役割はますます大きくなってまいります。今後、持続可能な地域公共交通網の形成を目指し、力を注いでまいり所存でございます。

鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868関係でございますが、昨年5月の開館以来、来館者数は順調に推移しておりまして、本年1月末現在で約7万3,000人の方々に御来館をいただいております。特に小さな子供連れの御家族の来館は好調でございまして、子供たちが楽しく過ごせる場として利用が進んでいるものと存じます。

今後は、子供たちがまた行きたいと感じるような魅力的なイベントを企画するとともに、肥薩線を初めとする鉄道の歴史的文化的価値の情報発信の拠点としましても、充実を図ってまいりたいと存じます。

社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度でございますが、市民の方々から交付申請がありました個人番号カードにつきましては、本年2月から交付を始めております。また、社会保障と税、災害対策の分野における行政手続におきましても、個人番号の運用が開始され、平成29年7月の地方公共団体を含めた情報連携の実施に向け、制度運用が進んでいるところでございます。

本市としましても、引き続き個人情報等の取り扱いに細心の注意を払い、適正な制度の運用管理に努めてまいり所存でございます。

消費生活相談関係でございますが、近年、消費者トラブル、特に架空請求や還付金詐欺、オレオレ詐欺などの手口は、情報通信技術の飛躍的な進歩により複雑巧妙化しており、被害回復は難しく被害の未然防止が重要となっております。また、国の消費者意識基本調査によりますと、消費者被害・トラブルに巻き込まれた際に、行政機関の相談窓口にご相談、申し出をするという回答がふえているとのことであり、本市における消費生活センターの役割は、今後とも重要度が増すものと存じます。

本市としましても、相談員の専門能力の向上に努め、消費者の相談について、被害回復に向けた助言、指導など適切な対応を進めるとともに、消費者被害の未然防止につきましても、情報の提供や注意喚起はもとより、ライフステージに応じた消費者教育や啓発を通して自立した消費者の育成にも取り組んでまいりたいと存じます。

環境関係でございますが、本市が目指す環境像を実現するためには、将来にわたって地域住民等がみずから環境の保全等についての理解を深め、それぞれの立場で環境について責務や役割を果たすことが大切であり、そのためには子供たちに対する学習機会の提供も重要施策の1つであると存じます。

本市では、教育委員会との連携のもと、身近な環境資源を活用した体験型学習として、平成25年度から市内小学校を2校ずつ、故郷の清流球磨川水系に親しみ、遊び、学ぶため、河

川において水生生物調査による学習を実施してまいりましたが、平成28年度から市内全小学校6校で実施することとして、準備を進めているところでございます。

また、平成27年度から、市内の保育園、幼稚園、認定こども園の御協力により、水を大切に使う、ごみを減らすなどの環境保全行動への意識づけとして、環境しつけ教室を実施しております。今後も、教育機関等と連携した環境学習の拡充を図り、自然環境や資源を大切に行動ができる子供たちを育てまいりたいと存じます。

ふるさと納税についてでございますが、平成27年4月からインターネットによる寄附金の受け付けと、本市の地元特産品の特典を設け、新たな形で運用を開始しておりまして、昨年4月から本年1月までの10カ月間で888件、1,360万4,800円の御寄附をいただいております。この金額は、制度創設の平成20年9月から昨年3月末までの約7年間の寄附総額1,436万6,677円に相当する額でございます。皆様方の温かい御支援に感謝いたしますとともに、改めて本制度のさらなる充実と強化の必要性を感じたところでございます。

ふるさと納税につきましては、本市の歴史や文化、自然を活用したふるさとづくりや将来を担う子供たちを育て、活気に満ちたまちづくりなどに共感し、応援をしていただける方をふやしていくことが重要であると存じます。人吉を離れ、全国で活躍をされている方、人吉を訪れてまちに親しみ好感を持たれた方、これから人吉を知っていただく方々に応援していただけるような新たな仕組みづくりにも挑戦してまいりたいと存じます。

福祉関係全般でございますが、平成27年度に人吉市第2次地域福祉計画、人吉市子ども・子育て支援事業計画、人吉市障害者計画に基づく各種事業と生活困窮者自立支援事業がそれぞれ新たにスタートしております。今後も、第5次人吉市総合計画後期基本計画を上位計画として、事業の整合性を図りつつ、さらに実行力を高め、きめ細やかに福祉行政の推進を図っていくことといたしております。

地域福祉関係でございますが、現在、地域福祉の推進に御協力をいただいている団体、個人におきまして、みずから目標を設定し、それぞれの特性を生かした活動を進めていただいているところでございます。本市におきましても、市民の方々の困りごとや不安に対する相談体制を充実するため、庁内の地域福祉推進会議において情報共有と連携体制の強化に取り組んでおりまして、今後も住民視点に立った支援体制の構築に努めてまいります。

また、町内会単位で作成していただく避難行動要支援者支え合いマップにつきましては、本年1月末現在、32町内会で作成されており、それぞれの地域において災害時における支え合い体制が整備されているところでございます。本市としましても、全ての町内会で支え合いマップが作成されますよう支援を継続するとともに、この取り組みを通じて、地域における声かけ等の見守りネットワークがさらに充実し、住みなれた地域で安全に安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと存じます。

年金生活者等支援臨時福祉給付金についてでございますが、国におきましては、一億総活

躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者等への支援により、所得全体の底上げを図り、あわせて個人消費の下支えにも資するよう低所得の高齢者等を対象に、年金生活者等支援臨時福祉給付金が実施されます。これを受け、本市におきましても国が示す基準に従い、平成27年度簡素な給付措置の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方を対象に、1人につき3万円を給付することといたしております。

障がい福祉についてでございますが、現在、障がいを持つ人や家族を取り巻く課題に応じ、年齢や年代に合わせ一貫した支援を行うため、障がい福祉サービスや地域療育体制の充実はもとより、相談支援体制の充実や関係機関とのネットワーク構築を推進しているところでございます。また、障がいを持つ人の就労促進につきましても重要な施策と位置づけておりまして、人吉球磨の障がい者関連団体等で構成する人吉球磨障がい者総合支援協議会において、商工関係団体との連携について検討が始まっているところでございます。

このような取り組みを通じて、障がいを持つ人の自立と自己実現を支援することにより、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現、全ての人が暮らしやすいまちづくりを推進してまいりたいと存じます。

子ども・子育て支援についてでございますが、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、子育てに関する相談機能の充実を図るため、利用者支援事業を活用し、九日町商店街の九ちゃんクラブ施設内に子ども・子育て支援員を配置した相談窓口を設け、子育て中の保護者の方々が気軽に相談できる場として御利用いただいているところでございます。また、教育・保育の一体的な提供を推進するため、市内の保育園13園のうち5園が認定こども園に移行され、保護者の子育てニーズに対応した施設として新たにスタートしております。

児童虐待等の防止対策につきましては、全国で発生している痛ましい児童虐待等のニュースを聞くたびに、その対策の必要性を痛感いたしているところでございます。本市におきましても、各方面から通報、相談を受ける中で慎重に虐待の状況の把握に努め、必要に応じ児童相談所等の関係機関と連携し、速やかな対応に努めております。児童虐待等の要因は、子育てに対する孤立感や負担感からくる育児ストレスから、経済的負担感までさまざまな要因が含まれているため、複合的な対応が必要であります。今後とも要保護児童対策及びDV対策協議会を構成する関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見、未然防止に努めてまいりたいと存じます。

子ども医療費助成につきましては、中学校卒業までの子供に対する医療費無料化について、子育て世代の多くの市民の皆様が望んでおられる施策であると認識しておりますが、引き続き少子化への対策並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するさまざまな子ども・子育て支援策全体の中で、さらなる検討を重ねてまいりたいと存じております。

なお、国の子育て支援策としまして、本年4月から多子世帯、ひとり親世帯等への保育料

の軽減と児童扶養手当の多子加算額の増額が実施される予定でございます。関係法令等が整い次第、速やかに対応することにいたしております。

生活困窮者支援についてでございますが、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、平成27年4月にひとよし生活困りごと支援センターを開設しております。本年1月末現在で相談件数127件、自立支援のためのプラン作成件数68件、就労支援件数28件と、さまざまな困り事の相談窓口として機能しているところでございます。これは、全国でも取り組みが進んでおります熊本県の中でも高い相談件数となっております。本市は民生委員を初め、地域で市民の生活を支援する見守り体制が整っており、その中で支援センターの相談機能も発揮できているものと存じております。

しかしながら相談内容を見ますと、失業、多重債務、疾病、障がい、家族関係など多岐にわたり、また多くの方々は複合的な問題を抱えております。本市としましても、当該事業の受託者である人吉市社会福祉協議会との連携体制をさらに充実し、関係機関、地域の方々のネットワークの強化を図りながら、引き続き就労その他の問題に対し、自立相談支援や住宅確保、家計支援、子供の学習支援など、生活困窮者の早期自立に向け、きめ細やかな支援を進めてまいり所存でございます。

高齢者福祉についてでございますが、本市におきましては、高齢化率が平成27年末には33%を超え、3人に1人が65歳以上の高齢者という人口構成となり、今後もさらに高齢化は進み、団塊の世代が75歳以上になる平成37年には37.4%に達するものと推計されております。

これに伴いまして、要介護等認定者、認知症高齢者及び高齢者のみの世帯等の増加が見込まれることから、介護予防や認知症高齢者対策と合わせ、高齢者を地域で支える体制、地域包括ケアシステムの構築も急務であると認識をいたしております。また、高齢者の方々が生き生きと、人生でもう一度輝くことができる町にするためには、どうあるべきかを市民の皆様方とともに追求し、実践していくことが必要であると存じておりました。このような高齢者を取り巻く現状と課題、さらには将来動向を踏まえまして、第5次人吉市総合計画後期基本計画に基づき、さまざまな施策を展開してまいりたいと存じます。

まず、高齢者の生きがいがづくり、健康づくり及び仲間づくりにつきましては、その活動の受け皿となって牽引していただいております老人クラブ連合会の活性化、シルバー人材センター運営の円滑化、適正化に資する支援を引き続き行うことで、高齢者の生きがいがづくりを推進してまいりたいと存じます。

次に、介護予防や重度化の抑制対策といたしまして、現在、温泉施設等を利用した介護予防のデイサービスを実施しておりますが、今後、高齢者にとってより身近な場所であるコミュニティセンターや公民館などで実施し、参加しやすい環境を整えるなど、高齢者のニーズに柔軟に対応することで、介護予防事業の効果的かつ効率的な実施に取り組んでまいりたいと存じます。

また、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が、地域で安全、安心に生活ができるよう、高齢者の総合相談窓口として支援を行う地域包括支援センターにつきましては、認知症初期集中支援チーム、医療、介護を初めとした地域の多職種の連携や地域の実情に応じた生活支援など地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、複合的に機能強化を図ってまいります。

高齢者に係る施策は、単に寿命を延ばすだけでなく、いかに健康寿命を延ばすか、また、年を重ねてもQOL（生活の質）を向上させるという超高齢社会の大きな命題に対し、いかに機能するかということが重要であり、各種施策の展開と合わせ、引き続き市民の皆様との対話を大切にしながら、みんなで支え合う地域コミュニティの再生にも取り組んでまいりますと存じます。

母子保健についてでございますが、全国的に少子高齢化が進む中、本市における合計特殊出生率は、平成26年度で2.02となっており、国、熊本県と比べますと高い数値で推移しております。しかしながら年間出生数は、平成26年度は288人と、10年前と比較しますと約40人、20年前とは約160人の減となっており、少子化傾向にあることには変わりがないところでございます。

本市では、子供を安心して産み育てられるよう、妊娠から出産、育児まで切れ目ない母子保健事業を推進しておりますが、近年、不妊に悩み、実際に不妊治療を受けられる御夫婦も増加しており、「心身的」、精神的な負担に加え、経済的な負担が大きいことも課題となっております。

そこで本市では、平成28年度から熊本県特定不妊治療費助成事業の対象者に対して、県からの助成額に上乘せする形で、人吉市特定不妊治療費助成事業を開始することにいたしております。本市の助成事業を十分に活用していただくことで、不妊に悩む御夫婦に対し治療を開始し、さらに継続しやすい環境が整い、子供を授かり、育てる喜びを感じていただける御夫婦が一組でも多く誕生することを心から願うところでございます。

健康づくりについてでございますが、健康づくりの基本は、みずからの健康はみずからで守ることであり、その第一歩は、市民の皆様がみずからの健康状態をしっかりと把握していただくことであると存じます。そのためには市民健診を受けていただき、疾病の予防あるいは早期発見、早期治療に努めることで、日々元気に楽しく過ごしていただくことができるものと存じております。

本市の健診の受診状況を見ますと、平成26年度の特定健診受診率は39.6%と、県内14市の中で2番目に高い受診率となっております。しかしながら、第5次人吉市総合計画後期基本計画に掲げます特定健診受診率の目標値、国が示す受診率60%には届かず、引き続き受診率向上に向け創意工夫を要する状況にございます。

そこで平成27年度から、毎年続けて健診を受診していただき健康増進に努め、あわせて受

診率向上につながる取り組みとしまして、継続して特定健診を受診された方に健診受診奨励商品券の交付を始めております。また、平成28年度から特定健診の個人負担金を課税世帯の1,600円を非課税世帯等と同額の800円に減額し、健診に係る費用負担の軽減を図ることで、より多くの方々が受診しやすい環境を整えたところでございます。

今後も市民の皆様の健康づくりとして、町内嘱託員や健康推進員の方々、関係団体の御協力をいただきながら、受診しやすい健診環境の整備と受診率向上の取り組みをさらに進め、将来の医療や介護の負担が大きくなるように、市民一人一人がみずからの問題として健康意識を高め、健やかに暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと存じます。

農業振興関係でございますが、国が昨年11月に示した総合的なT P P関連政策大綱に基づく主要施策を含む平成27年度補正予算が本年1月に成立し、去る1月28日に国からその概要について説明を受けたところでございます。内容としましては、攻めの農林水産業への転換の体質強化対策を目的に、意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入に対する支援として、担い手確保・経営強化支援事業や、国際競争力のある産地イノベーションの推進支援策として、基金化による複数年での取り組みができる産地パワーアップ事業など多くの事業が含まれております。

本市では、この内容を農家の方々へ周知を行い、必要な対策として要望があった事業につきまして、熊本県へ要望を提出しているところでございます。また、平成28年度農林水産予算の概要についても説明を受けておまして、今後、国の動向を注視しながら必要な対策について適切に対応してまいりたいと存じます。

農地集積加速化事業でございますが、担い手不足など農業の現状を考えると、集落営農の拡大は、避けては通れない課題であると認識しております。昨年、熊本県の重点地区として指定を受けております漆田地区におきまして、現在、地域内の推進員を中心に行政と球磨地域農業協同組合が一体となって、同地区の今後のあり方について話し合いを進めているところでございます。本年3月末をめどに、おおむね5年後における担い手や集積する農地の明確化、及び地域農業の目指す姿を明確にした地域営農・農地の集積計画の策定と、農地の所有者と利用者による農地の利用調整を行う組織であります営農改善組合の設立に向けて、農家の合意形成に取り組んでまいりたいと存じます。

地産他商関係でございますが、平成24年に設立されました人吉ブランド化実行委員会におきましては、本市の農産物や物産品、観光などの多様な地域資源を紹介、アピールすることで、人吉ブランドの確立に努め、あわせて知名度アップによる地域振興と産業の発展に寄与することを目的として、これまで東京都、大阪府、広島県、福岡市、北九州市といった都市圏におけるPRイベントを実施してまいりました。

設立から4年、平成23年度に実施しました東京でのイベントを含めると5年を経過することもあり、平成27年度の活動を1つの区切りとして取り組んでまいりましたが、これまで

の活動を通しまして、本市の認知度も広がり、新商品の開発のきっかけとなった事業所や、少量ではありますが継続的な取引ができた事業所もあり、本市の農産物や物産品などの知名度アップに、一定の効果があつたものと存じます。

今後の活動につきましては、人吉ブランド化実行委員会におきまして、これまでの取り組みの検証を行い、次なる方向性も含めまして検討してまいりたいと存じます。

川辺川総合土地改良事業でございますが、九州農政局、熊本県、関係6市町村で組織する行政連絡会議において、かんがい排水事業は廃止、農地造成事業及び区画整理事業については事業計画を変更し、水手当を行うという方向性を確認し、現在、事業収束に向けて協議を重ねております。また、事業費の負担につきましても、農家負担の軽減は重要な課題と認識しており、これまで関係6市町村長で熊本県に対し、本事業に対する支援を強く要望したところでございます。

今後につきましては、行政連絡会議でさらに事業収束に向け協議を進め、合意を図ることとし、その後、関係6市町村議会や農家の皆様方へ報告、説明を行い、事業廃止、計画変更等の法手続を進めてまいる予定といたしております。

また、本事業の関連事業としまして、新たな水源を上原田地区で確保するために、県営事業として揚水ポンプ設置とファームポンドまでの送水管の整備を計画しているところでございます。今後も引き続き、国、熊本県と協議を重ね、水を待つ農家へ一日も早く水を届けられるよう最善を尽くしてまいりたいと存じます。

農業施設関係でございますが、現在、多面的機能支払交付金事業を実施し、地域における農地、農道や水路の保全活動を推進しているところでございます。農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の減少に伴い、農地等の多面的機能の維持・発揮が困難になりつつあります。平成28年度も引き続き保全隊などの組織強化を図り、農業用施設の長寿命化のための補修・更新等を支援し、安定的な農業生産活動に寄与してまいりたいと存じます。

林業関係でございますが、本市の森林面積は、市の面積の約75%を占める状況であり、長引く木材価格の低迷や間伐等の未実施、放置林などにより、適正な管理に欠ける森林の増加が危惧される状況にあります。森林の荒廃は、あらゆる面で市民生活に影響を及ぼす可能性があり、本市としましても、作業道開設や間伐等を実施することで生産性の向上を図り、地元産材の安定供給に資することで、森林の持つ公益的機能を維持するなど、長期的な視点で健全な森林保全に取り組んでまいりたいと存じます。

有害鳥獣被害対策につきましては、主に有害鳥獣の捕獲と電気柵設置により農地への侵入防止を図っているところでございます。有害鳥獣被害は、農林業従事者にとりまして、農作物等の生産に支障を来し、経営に深刻な影響を及ぼしております。引き続き、さらなる安全かつ効率的な捕獲と電気柵の設置拡大を推し進め、農作物の保護に努めてまいる所存でございます。

地理空間情報と近未来技術を組み合わせ、本地域の豊富な森林資源を活用し、新たな林業の姿を確立するスマート林業事業につきましては、昨年11月に国からの地方創生先行型交付金上乘せタイプ1に採択され、事業を進めているところでございます。

スマート林業の目指す方向は、育林や伐採、製材・加工、そして消費に至る、いわゆる川上から川下までの林業を中心とする森林資源を使った地域産業活動において、体系的に近代化と効率化を図り、ひいては新規林業従事者の確保・育成や、新しい産業の創出を図ろうとするものでございます。

現在、林業の分析はもとより、関連する地域産業の現状分析を初め、国内外の先進的事例調査、担い手育成プログラムの構築、ビジネスモデルの検討、関連技術の普及啓発などを一体的に実施しておりまして、平成28年度からは、これらの事業成果を活用し、より具体的な取り組みを実践することにしております。

商工関係でございますが、創業支援につきましては、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、仕事をつくり安定した雇用を創出するため、地域産業の強化策として位置づけ、また第5次人吉市総合計画後期基本計画においても、その具体的取り組みとして、仮称ではございますが起業創業・中小企業支援センターの設立による創業の促進を掲げているところでございます。

本市では、これらの計画の実現を目指して、平成27年度にビジネスに関する専門人材を活用したすぐれた取り組みを実践されております静岡県富士市などに先進地研修を実施しましたが、研修を通じまして、支援アドバイザーの重要性、創業支援と中小企業支援は両輪で実施してこそ効果的であること、また創業・中小企業支援は、まちづくりであるとの視点が大切だという認識を得たところでございます。そのため、まずは多くの方々に新たな起業創業・中小企業支援について御理解をいただくため、今後、地域創生加速化交付金を活用し、地域で活躍されている産業支援アドバイザーを招聘してのセミナーの開催を計画しているところでございます。

地方創生の第一義的な目的は、地方における仕事の創出であり、人が、企業が元気になれば町も元気になるとの考えのもと、本市に適した創業支援、中小企業支援体制の実現を目指してまいりたいと存じます。

人吉中核工業用地整備事業につきましては、昨年2月に着手しました調整池改築工事、さらには本体部分の造成工事を順次完了し、平成28年度においては、国道交差点改良工事及びのり面保護工事を計画しているところでございます。

株式会社カミチクの人吉中核工業用地への進出につきましては、国の交付金の活用を含め、国、熊本県及び近隣市町村といった関係機関との合意形成等にしばらくの時間を要するため、当初、株式会社カミチクとの間で合意を交わしました、最短で平成28年4月以降工場建設着工、平成29年4月操業開始というタイムスケジュールにつきましては、現状では未確定な部

分が多い状況でございます。したがって、現時点で着工の時期を明確にお示しすることはできかねますが、資金調達の方法やその後の許認可等のめどが立った後の着工ということをお勧めしますと、まことに遺憾ではございますが、当初見込みから数年はおくれるものと認識いたしております。

本市におきましても、今後ロードマップの見直しが必要となりますが、引き続きハラール対応セントラルキッチン形成を図るべく、地域資源を生かした人吉ハラール促進区を実現するための地域再生計画の実現に向けて、関係機関との連携を図りながら、人吉中核工業用地への関連企業の集積を、強力で進めてまいりたいと存じます。

観光振興関係でございますが、地域資源を生かしたハラール促進区を初めとするインバウンド事業につきましては、これまでモニターツアーやおもてなしセミナー等の事業を実施しておりまして、本市におけるニューツーリズムの展開について、市内のホテル・旅館業や飲食業の方々と情報共有に努めているところでございます。今後は、ハラール対応のサービス体系の検討や施設設備などの受け入れ態勢の整備と、人吉ならではの「おもてなし」の確立に向け、引き続き情報提供や環境整備に努めてまいりたいと存じます。

また、日本遺産認定に伴い「日本でもっとも豊かな隠れ里」と評される相良文化ストーリーや人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868、肥薩線、くま川鉄道における田園シンフォニーなどの観光資源の魅力について、ラジオなどの放送媒体により積極的に情報発信を行っておりまして、歴史的遺産や伝統文化と新たな資源を活用した、戦略的な観光振興策と交流促進を進めているところでございます。

人吉温泉観光協会におきましては、平成27年度から観光客誘致特別強化事業の一環として、インバウンド及び日本遺産の2つの特別委員会を設置され、民間の力を中心とした地域観光戦略チームを始動されております。このような民間主導の取り組みは、地域経済活性化の原動力となるものと期待しており、本市としましても新たな観光戦略として官民連携による事業支援に取り組んでまいりたいと存じます。

日本百名城に選定されたことを契機に、平成20年度から始まりました人吉お城まつりにつきましては、本市の歴史と伝統文化を受け継ぐ市民総参加の祭りとして定着しておりまして、本年は実行委員会において、来る4月30日、5月1日の両日開催と決定され、現在、関係各位の御協力のもと準備が進められているところでございます。

祭りの名称にふさわしい、本市の歴史文化を継承する郷土色あふれるイベントとして、多くの市民の皆様に参加いただき、子供から大人まできずなを深め、また多くの観光客にも地域住民とのふれあいを楽しんでもいただくことで、地域活性化にもつながる活気あふれる祭りを目指してまいりたいと存じます。

土木関係でございますが、現在、一般道路につきましては、新設改良は継続して行うものの、昨今の社会情勢に鑑み、交通安全、施設の長寿命化を重視し、路面整備などの維持補修

を、橋梁におきましては、大規模修繕・更新による老朽化対策、予防保全的な修繕補強に努めることといたしております。

平成28年度は、社会資本整備総合交付金事業を積極的に活用し、市道下林南願成寺線など舗装工事、改良工事を、球磨川にかかる曙橋につきましては、引き続き国の大規模修繕・更新補助制度を活用し、耐震補強詳細調査及び耐震補強設計を進めてまいります。

市営住宅関係でございますが、本市が管理いたします25団地のうち、16団地につきまして、平成23年度に策定いたしました人吉市公営住宅等長寿命化計画に基づき、給水設備改修や外壁改修等の改善事業を実施しているところでございます。平成28年度におきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、蟹作団地1・3号棟外壁等改修工事や米山団地浄化槽改修工事等を計画しておりまして、引き続き快適で安全な居住環境の維持に努めてまいりたいと存じます。

都市計画関係でございますが、街路事業につきましては、平成24年度に都市計画道路、下林願成寺線の事業認可を受け、人吉インターチェンジから通称フルーティード交差点付近までの整備を行うため、平成25年度から用地取得を進めております。今後の計画としましては、平成28年度も引き続き用地取得に努め、平成29年度から工事に着工する予定としております。

公園事業につきましては、平成23年度に策定いたしました人吉市都市公園施設長寿命化計画に基づき、平成24年度から施設の老朽化が激しい13公園の公園施設の改築・更新事業に取り組んでおります。平成28年度におきましても、村山公園や下新町公園等の公園施設改築・更新工事を実施し、公園利用者の安全、安心の確保や公園施設の機能保全に努め、子供から高齢者まで誰もが利用できる都市公園づくりを進めてまいりたいと存じます。

景観計画策定事業につきましては、現在、本市の歴史や文化的景観資源について調査・研究を実施しているところでございます。平成28年度は、ワークショップ等を実施し市民の皆様の御意見を反映した景観資源調査をさらに進め、11月には景観計画策定のための協議会及び審議会を設置し、景観計画の素案づくりに着手することにいたしております。策定期間が平成29年度に及ぶ事業となりますが、市民の皆様の御意見を幅広く取り入れ、先人から受け継いできた美しい景観を守りながら、地域の個性や特色を生かした人吉にふさわしい景観計画・景観条例の策定に向け、努力してまいりたいと存じます。

スマートインターチェンジ整備事業でございますが、平成26年8月、国土交通大臣から連結許可を受けた後、同年9月に西日本高速道路株式会社、熊本県、本市で基本協定を締結し、関係機関と協議を進め、詳細設計、地質調査、用地測量等の各種業務を実施してきたところでございます。また、建設用地につきましては、地権者の方々の御協力により、用地境界立会や用地幅杭設置が完了いたしましたので、去る「1月31日」に、用地に係る説明会を開催しております。今後は、工事の早期着工を目指し、用地取得に努めてまいりたいと存じます。

教育振興基本計画でございますが、計画期間が平成28年度末で終了しますことから、平成28年度において第2次人吉市教育振興基本計画の策定を予定いたしております。次期計画では、第1次計画の検証を踏まえながら、第5次人吉市総合計画後期基本計画のまちづくりの理念のもと、本市教育の基本理念や目標を明確にし、その実現に向け総合的、体系的に施策を推進する計画の策定に努めてまいります。

学校給食関係でございますが、学校給食費への公的支援につきましては、社会情勢の変化に伴い子供を取り巻く環境も大きく変動する中、第5次人吉市総合計画後期基本計画における子ども・子育て支援の充実、また、人口減少対策として人口ビジョンや人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも明記しております若者が地域に残って、安心して子供を産み育てていける若い世代の経済的安定確保のための支援など、子ども・子育てに寄与する施策として位置づけをいたしております。これまで学校給食費の段階的な保護者負担の軽減に向けて、関係部署と協議を重ね、具体的な支援策の制度設計について検討してまいりましたが、平成28年度から給食費のうち児童・生徒1人当たり月額1,000円の一部補助を実施してまいりたいと存じます。

給食費への公的支援は、本市が引き続き活力あるまちとして発展を遂げるためには、次世代を担う子供たちの育成が重要な課題であると認識をしており、その対応策として実施をいたしたいと存じております。また、給食費の完全無料化につきましては、本市の財政状況を勘案しながら、今後、段階的に進めてまいりたいと存じます。

議員各位を初め市民の皆様におかれましては、何とぞ御協力賜りますようお願い申し上げます。

社会教育関係でございますが、去る2月21日に開催いたしました第13回ひとよし春風マラソンにつきましては、全国各地から6,237人の選手の皆様にエントリーをしていただきました。当日は天候にも恵まれ、選手それぞれの目標に応じた走りを楽しんでいただき、恒例となっております沿道での小旗の応援やつぼん汁の振る舞いなど、市民の皆様の心のこもったおもてなしにも十分御満足をいただけたものと存じます。また、先月末の大阪国際女子マラソン大会で優勝した福士加代子選手には、所属する株式会社ワコール陸上競技部の監督で本市出身の永山忠幸氏と一緒に、特別ゲストとして大会に花を添えていただきました。福士選手には、会場内で参加者の方々との交流や表彰式のお手伝いと運営に御協力をいただきましたが、福士選手の行く先々には人だかりができて、市民の方々の温かい声援と歓迎は大変なものでございました。その様子を見ておきますと、福士選手と人吉市をつないだこの大会には、走る人とおもてなす人の心が触れ合い、気持ちを通じ合うという、最も大切なことが13回の大会の歴史の中で育まれていることを感じました。福士選手がリオデジャネイロオリンピックに出場した時には、地元の選手のように市民みんなが応援するのではないかと、そのような人のつながりを育んだ大会であるとすれば、どのマラソン大会にも負けない市民の

ための大会ではないかとの思いをいたしたところでございます。

家族と走る、家族が応援するをテーマに4年連続で6,000人を超える参加者をお迎えできましたことは、ひとえに多くのボランティアの皆様を初め御声援をいただいた市民の皆様方、関係団体、企業の方々の温かい御支援のたまものであると存じます。この場をお借りしまして、御礼を申し上げる次第でございます。

平成29年度に人吉球磨地域で開催されます第72回熊本県民体育祭につきましては、現在、本体育祭を主管します（仮称）第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会実行委員会の設立に向け、準備が進められているところでございます。本市におきましては、市内高等学校や中学校の体育館を初め、8つの体育施設が競技会場として予定されておりまして、人吉市スポーツ推進基本計画に基づき、競技団体の皆様と協議を重ねながら、競技種目が安全かつ円滑に運営できますよう体育施設の整備に着手してまいりたいと存じます。

文化財関係でございますが、平成26年7月の大雨により毀損が生じた史跡人吉城跡三の丸南側斜面の保存修理事業につきましては、測量設計業務が完了いたしておりまして、平成28年度早々に保存修理工事に着手することにいたしております。史跡人吉城跡は、日本遺産を構成する文化財群の1つであり、また相良700年の歴史を語る上でも重要な史跡でございます。今後も引き続き、適切な保存管理に努めてまいり所存でございます。

日本遺産関係につきましては、昨年4月24日に文化庁から栄えある初年度の認定を受けたところでございますが、その後、10市町村の行政と民間からなる人吉球磨日本遺産活用協議会を設立し、日本遺産魅力発信推進事業を活用し、情報発信などの各種事業に取り組んでまいりました。日本遺産認定に係る取り組みは、観光や商工業に携わる方々や人吉球磨市町村が活用の方向性を確認し、一体的に事業を推進することで、地域経済、地域振興、まちづくり、さらには教育へとさまざまな効果が期待できるものと存じております。今後も引き続き、人吉球磨日本遺産活用協議会におきまして、その活用について議論をいただき事業を展開してまいりたいと存じます。

カルチャーパレス改修事業でございますが、平成25年度から大規模改修工事に着手しておりますが、現在、建造物本体に危険を及ぼすものを最優先に実施しているところでございます。平成28年度はコミュニティ棟の雨漏り対策の防水工事等を計画いたしておりまして、利用者の皆様には御不便をおかけいたしますが、御理解賜りますようお願い申し上げます。

上水道関係でございますが、今後の水道事業の基本的な考えや具体的方策を示す人吉市水道事業ビジョンの策定に向け、現在、素案に対し市民の皆様の御意見を伺っているところでございます。今回のビジョンは、平成21年度に策定しました現行のビジョンを、国、熊本県と同様に、安全、強靱、持続という3つの観点から見直し、これからの50年間を見据えながら今後10年間の取り組みの指針となる計画でございます。昭和32年10月から給水開始をしております本市のおいしい水を、これからも引き続き市民の皆様に安定的にお届けできますよ

う、供給体制の構築に努めてまいり所存でございます。また、去る1月23日から本市を直撃しました強い寒波によりまして、市内の至るところで水道設備が凍結破損し漏水が多数発生いたしました。水道施設では配水池の水位が一時、通常の半分以下まで低下し給水体制に支障を来す状況にありましたが、水源地間及び配水池間での水の運用で給水区域の拡大縮小を行いまして、通常の配水状況に回復することができたところでございます。今回の漏水被害につきましては、災害に類するものと判断し、漏水部分の上水道料金と下水道使用料について減免措置を行うことにいたしております。寒波や積雪などにより被害に遭われました皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げます。

公共下水道事業関係でございますが、昭和57年3月の供用開始以来、現在の事業認可区域1,021ヘクタールの整備がほぼ完了し、普及率も平成26年度末現在で73.6%となり、雨水や生活排水などの汚水を処理し、市民の皆様の健康で快適な生活を支える重要な都市施設として機能しているところでございます。しかしながら、昭和49年の事業着手から40年以上経過しており、施設の老朽化も見られることから、今後その機能を継続的に維持するため、汚水中継ポンプ場や汚水管渠などについて、計画的に改築工事等を進めておりまして、平成28年度は、前年度に着手しました九日町汚水中継ポンプ場の改築更新工事を引き続き実施することにいたしております。

また、浄化槽設置につきましては、平成27年度までの5カ年計画の期間満了を受け、国の循環型社会形成推進交付金事業を活用し、引き続き平成28年度から平成32年度までの事業計画を策定しております。今後も下水道事業と浄化槽設置事業の両面から、公共用水域の水質保全及び住環境の改善に努めてまいり所存でございます。

ここで、国が定めました平成28年度の地方財政計画について、その概要を申し上げます。

国の平成28年度予算の基本方針では、一億総活躍社会の実現とTPP環太平洋戦略的経済連携協定を踏まえた対応及び経済・財政再生計画の着実な推進を掲げております。強い経済を実現するとともに少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安心を確保し、誰もが生きがいを持って充実した人生を送ることができる一億総活躍社会の実現に向けた取り組みや、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取り組みといった喫緊の重要課題への対応に関し、平成27年度補正予算での対応とあわせ、経済・財政再生計画の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に処理することとされております。

このような方針に基づいて策定された地方財政計画では、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、地方財政対策を講じることとされております。地方の安定的な「財源運営」に必要な地方税、地方交付税等につきましては、地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、前年度に比べ546億円の減額、0.3%の減となっております。また、地

方税等においては、税制改正後において、前年度当初見込みに対し市町村民税にあつては0.8%の増になると見込まれています。しかし、この見込みは地方公共団体全体の見込み額であることから、地域における経済実勢に差異が生じることとされています。そのほか、地方譲与税については、前年比9.4%の減とされているところでございます。

本市の平成28年度の財政見込みでございますが、生産年齢人口の減少に伴い税収も減少傾向が見込まれ、また、普通交付税も平成27年度国勢調査人口速報値の採用により、大幅な減収が見込まれているところでございます。そのため、所要一般財源の確保に相当な困難を要しており、昨年引き続き財政調整基金等3億円を繰り入れるなど大変厳しい財政運営になるものと危惧するところでございます。

このように、厳しい財政状況ではございますが、平成28年度は第5次人吉市総合計画後期基本計画のスタートの年として、まちづくりの理念の実現に向け、主要な施策につきまして着実に歩みを進めてまいりたいと存じます。

議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

---

午前11時32分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 今まで申し上げた中で3点、まずは訂正をお願いしたいというふうに思います。

1点目が、9ページの中心から右のほうですが、「身体的」と言わなければならないところを、「心身」と申し上げたそうでございます。身体的に訂正をお願いいたします。

続きまして14ページの中心付近、「1月30日」と申し上げなければならないところを、「1月31日」と申し上げたそうでございます。1月30日に訂正をお願いいたします。

最後に17ページ、中心より右側のほうですが「財政運営」と申し上げなければならないところを、「財源」というふうに申し上げたようでございます。財政運営に訂正をお願いいたします。

それでは引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第1号専決処分の承認を求めることについての案件は、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布及び施行されたことに伴い、平成28年1月1日に専決処分いたしました人吉市税条例の一部改正でございます。改正の内容といたしましては、市税の減免申請書に個人番号の記載を要しないこととなったことに伴う条例の一部改正でございます。

議第2号平成27年度人吉市一般会計補正予算案(第7号)は、人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与を改定する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等が1月20日に成立いたしましたことから、これに準じまして、本市職員等の給与について改定を行うもののほか、同じく1月20日に成立しました国の補正予算に伴う年金生活者等支援臨時福祉給付金支給に関する経費等の増額の補正を行うものでございます。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2億1,862万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ156億9,725万1,000円とするものでございます。

議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算案(第8号)は、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や最終見込みによるもののほか、国の補正予算に係る事業費などの補正を行うものでございます。また、国の補正予算に係るものとして、地方創生加速化交付金事業に関しましては、現在、国へ交付申請を行っている段階でございまして、申請額にて予算計上をいたしております。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ7,226万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ157億6,951万3,000円とするものでございます。

議第4号平成27年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算案(第1号)は、歳入歳出をそれぞれ5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171万9,000円とするものでございます。

議第5号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案(第3号)は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第6号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案(第4号)は、歳入歳出にそれぞれ1,350万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億7,501万9,000円とするものでございます。

議第7号平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第2号)は、歳入歳出をそれぞれ2,474万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,518万3,000円とするものでございます。

議第8号平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算案(第4号)は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第9号平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算案(第5号)は、歳入歳出をそれぞれ1億2,178万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億8,665万円とするものでございます。

議第10号平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案(第3号)は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第11号平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案(第4号)は、歳入歳出をそれぞれ63万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,325万7,000円とするものでございます。

議第12号平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。収益的収入及び支出につきましては、支出の水道事業費用を101万1,000円増額し、支出予算総額を5億3,634万2,000円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を6万9,000円増額し、支出予算総額を2億7,282万4,000円といたしております。

議第13号平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、収益的収入及び支出につきましては、収入の水道事業収益を293万3,000円増額し、収入予算総額を5億5,873万8,000円とし、支出の水道事業費用を2,036万8,000円減額し、支出予算総額を5億1,597万4,000円といたしております。

議第14号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。収益的収入及び支出につきましては、支出の営業費用を22万2,000円増額し、支出予算総額を11億6,188万円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を18万4,000円増額し、支出予算総額を6億4,565万9,000円といたしております。

議第15号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、収益的収入及び支出の予算額につきましては、収入の下水道事業収益を316万9,000円減額し、収入予算総額を11億6,479万円とし、支出の下水道事業費用を1,307万6,000円減額し、支出予算総額を11億4,880万4,000円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、収入を7,390万8,000円減額し、収入予算総額を1億920万3,000円とし、支出を7,000万円減額し、支出予算総額を5億7,565万9,000円といたしております。

議第16号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第3号）は、人吉中核工業用地の用地取得等の繰越明許費に係る補正でございます。歳入歳出予算総額に変更はございません。

議第17号平成28年度人吉市一般会計予算案を御説明いたします前に、今回の予算の概要について申し上げます。まず、歳入のうち、主要一般財源の市税でございますが、平成27年度当初予算に比べ、約1,000万円の減収を見込んでいるところでございます。個人及び法人の市民税は、所得や業績に関し、前年と同程度の推移が予想されますが、人口の自然減等に伴い平成27年度当初予算に比べ約2,800万円の減収を見込んでいるところでございます。また、固定資産税につきましては、平成27年度に3年に1度の評価がえがございまして、土地は評価額の下落に伴い平成27年度当初予算に比べ約1,600万円の減収見込み、家屋におきましては、新築家屋の評価額が高かったことなどの影響から平成27年度当初予算に比べ約4,400万円の増収を見込み、償却資産を含めた固定資産税全体で平成27年度当初予算に比べ約4,000万円の増収を見込んでいるところでございます。また、たばこ税につきましては、たばこの消費が減少傾向にあり、平成27年度当初予算に比べ約3,000万円の減収を見込んでいるとこ

ろでございます。

地方消費税交付金でございますが、平成26年4月から実施されております消費税率の8%への引き上げ分の影響が平成27年度交付額に反映され、大幅な増収となっているところでございまして、平成28年度当初では、平成27年度当初に比べ約2億4,000万円の増収を見込んでいるところでございます。地方交付税につきましては、地方財政計画において交付総額で0.3%の減とされるところでございますが、平成28年度の普通交付税の算定につきましては、平成27年国勢調査による速報値人口を用いることになっておりまして、平成22年国勢調査人口と比較しますと約1,700人減少しておりますので、その影響分を考慮し、平成27年度交付決定額から1億円の減収を見込んでいるところでございます。また、特別交付税及び臨時財政対策債につきましては、平成27年度の最終見込み額及び決定額を勘案し予算を計上しているところでございます。

次に、歳出でございますが、歳入の確保が難しく厳しい財政状況ではありますが、少子高齢化対策に向けた経費や、市民の皆様方の生活に直結しますインフラ整備など必要な事業を予算計上いたしております。投資的経費につきましては、国・県への交付申請に伴う事業及び単独事業費などを計上し、また、安定した市民生活に不可欠な社会保障関連経費や、平成29年度に人吉球磨地域で開催されます熊本県民体育祭の準備経費並びに体育施設等の補修関係経費を予算計上いたしております。

歳入歳出予算の総額は、151億5,012万4,000円で、平成27年度当初予算と比較いたしますと4.8%の増となっております。

議第18号平成28年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93万6,000円といたしております。

議第19号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億4,516万7,000円といたしております。

議第20号平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,840万1,000円といたしております。

議第21号平成28年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億3,009万2,000円といたしております。

議第22号平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,191万6,000円といたしております。

議第23号平成28年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に水道事業収益5億5,233万5,000円を計上し、支出では水道事業費用5億912万円といたしております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に4,000万3,000円を計上し、支出を2億8,812万4,000円といたしております。

議第24号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算

額について、収入に下水道事業収益11億4,353万3,000円を計上し、支出では下水道事業費用11億1,221万7,000円といたしております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に2億6,297万5,000円を計上し、支出を7億3,551万2,000円といたしております。

議第25号平成28年度人吉市国民宿舎特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ170万7,000円といたしております。

議第26号平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,535万4,000円といたしております。

議第27号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当に関し国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第28号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第29号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、議員の期末手当に関し国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第30号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の給与に関し、人事院勧告等に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第31号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、国における給与制度の総合的見直しに準じて職員の給与の改定を行うこと、及び行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第32号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員法及び学校教育法の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議第33号人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の公用車出張に伴う日当の支給を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第34号人吉市職員の退職管理に関する条例案は、地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第35号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第36号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例を整理するため、条例の一部を改正及び所要の改正をするもの

でございます。

議第37号人吉市行政不服審査会条例案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、同法第81条第4項の規定に基づき、同条第2項の規定により市長の諮問機関として設置する人吉市行政不服審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第38号人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査に係る手数料について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第39号人吉市行政手続条例の一部を改正する条例案は、行政手続法の一部改正に伴い、処分等の求め及び行政指導の中止等の求めについての手続を定め、並びに所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第40号人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例案は、組織機構改革に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議第41号人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例案は、消費者安全法の一部改正に伴い、同法第10条の2第1項の規定に基づき、同法第10条第2項の規定により設置する人吉市消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関することについて、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第42号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、人吉市環境基本条例及び人吉市環境基本計画等において、市民、事業者及び行政による協働の取り組みを実施していくことから、地球の環（わ）をまもり隊が所期の目的を果たし、解散すること並びに新たに景観計画策定審議会の委員を追加することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第43号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険税のうち、医療給付費課税額及び介護納付金課税額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第44号人吉市税条例等の一部を改正する条例案は、地方税法の一部改正に伴い、地方税の徴収猶予及び換価の猶予について必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第45号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準並びに建築基準法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第46号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第47号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第48号損害の賠償についての案件は、平成27年12月9日に判明した、願成寺墓地敷地内の樹木が根腐れにより倒れ、相手方の墓石が破損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第49号損害の賠償についての案件は、平成27年12月14日午前11時45分ごろ、市公用車が市道青井西間線を走行中、運転操作を誤り前方に停車していた相手方車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第50号人吉下球磨消防組規約の一部変更についての案件は、人吉下球磨消防組規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の御議決をお願いするものでございます。

議第51号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、三倉範子氏が平成27年5月31日に辞職したことに伴い、後任として竹田奈美氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第52号公平委員会委員の選任につき同意を求める案件は、西岡公生氏の任期が本年3月31日で満了となることに伴い、後任として中村明公氏を選任することにつきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時4分 休憩

---

午後1時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第2号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）、それから議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）並びに議第17号平成28年度人吉市一般会計予算案につきまして

て、補足説明をさせていただきます。たくさんありますので少し長くなりますし、早口になりますことをお許しいただきたいと存じます。

まず初めに、議第2号補正予算案の第7号でございますけど、この第7号は大きく分けまして内容的には3つございます。

1つが国の人事院勧告に伴います人件費の補正、それから年金生活者等支援臨時福祉給付金事業などの国の補正予算に関するもの、そして不足いたしております生活保護費の補正、この3点が要点でございます。予算書の説明に入ります前に、今回の人事院勧告等についての御説明をまずさせていただきますと存じます。

まず、国の動向でございますが、人事院は昨年8月6日に衆参両議院及び内閣総理大臣に対しまして、民間給与との格差0.36%を埋めるため、俸給表及び給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引き上げるとともに、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を民間に見合うよう、0.10月分引き上げる勧告を行っております。この勧告を受けまして、国におきましては一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等の関連法案がことしになりまして1月4日衆議院に提出され、1月20日に参議院におきまして可決成立し、1月26日に公布をされております。また、同時に特別職の公務員につきましても、期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げる法案が同日公布をされているところでございます。一方熊本県におきましては、熊本県人事委員会は県議会議長及び県知事に対しまして、民間給与と職員給与の格差、今度は0.34%を解消するため給料表の水準を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を民間に見合うよう、0.10月分引き上げる勧告を昨年平成27年10月8日に行っております。国・県のそういう状況の中で、今回御提案申し上げます本市の改定案につきまして説明をさせていただきます。

まず、給料の月額につきましては、国が昨年実施いたしました給与制度の総合的見直しにつきましては、本市の場合は熊本県と同様に実施しておりませんので、現行の給料表自体国の行政職、俸給表（一）とは異なっているところでございます。よって今回の給料表の改定につきましては、国ではなく熊本県人事委員会が行いました勧告に準じて、若年層に重点をおいた改定を平成27年4月1日にさかのぼって行うこととし、これは若年層におきましては2,500円程度、そのほかは1,100円の引き上げ基本とするものでございます。あわせまして本年度12月期から勤勉手当を0.1月分引き上げる改定を行うものでございます。また、市長、副市長、教育長、常勤の監査員及び市議会議員につきましては、特別職の国家公務員に準じまして、期末手当を本年度12月期分から0.05月分引き上げる改定を行うものでございます。そういう状況が今回の人事院勧告の概要でございます。

お手元の予算案の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。第1条でございます。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、それから第2条の繰越明許費につきましては、第

2表繰越明許費により御説明いたします。

めくっていただいて、5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございますが、3款民生費、1項社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付金、これは事務費相当分及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費相当分は、1月20日に成立しました国の補正予算に伴うものでございまして、早期に支給が開始できるように準備のための事務費及び事業費を今年度予算で措置し、翌年度にわたって執行する、要するに繰り越すものでございます。それから2項児童福祉費、子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援制度の制度改正に伴う電算システム改修費でございまして、システム改修が年度内に完了しないことから翌年度に繰り越すものでございます。

めくっていただいて、8ページをお願いいたします。歳入でございます。10款、1項、1目地方交付税868万4,000円の増額補正は、普通交付税の確定に伴うものでございます。その下、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2億994万3,000円の増額補正は、1節社会福祉費補助金2億949万5,000円が国の補正予算に伴います年金生活者等支援臨時福祉給付金に関する補助金でございまして、給付費及び事務費にかかる経費の全額が補助されるものでございます。それからその下、2節児童福祉費補助金44万8,000円も国の補正予算に伴うものでございまして、子ども・子育て支援制度の制度改正に伴う電算システム改修経費に対し、対象経費の2分の1が補助されるものでございます。

次に歳出でございます。9ページをお願いいたします。1款議会費から各款項目ごとに先ほど冒頭で申し上げました、人件費の補正額を計上しておりますが、これらは人事院勧告に伴うものでございます。今回の人事院勧告によります給与改正が一般会計の人件費に与える影響としましては、大体総額で2,000万円程度と見込んでおりますけれども、既決予算での対応が可能な科目では既決で対応しまして、不足する予算を補正することといたしておりますので、今回の人勧に伴います補正予算といたしましては、この8ページからずっと款項目に書いてあります中で、給料が180万円、地域手当が1万1,000円、期末勤勉手当が629万8,000円、共済組合負担金が4万8,000円、計815万7,000円の今回人事院勧告に伴う給与改正による増額補正を見込んでいるところでございます。なお、その差額分は全て既決の予算で対応させていただくということでございます。款、項、目ごとの説明は省略させていただきます。

続きまして、めくっていただいて、11ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2億950万円の増額補正は、先ほど言いました年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に係る経費を補正いたしております。3節職員手当等から14節使用料及び賃借料までは、支給事務のための時間外等勤務手当、それから事務補助員9名分の賃金及び社会保険料、電算システム改修費等でございます。19節負担金、補助及び交付金のうち、給付金1億9,500万円は今回支給します臨時福祉給付金でございまして、27年度臨時福祉給付金対象者で28年度中に65歳以上となる方に対し、1人3万円を支給するものでございます。

予算では6,500人分を見込んでおります。それからその下です。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費100万1,000円の増額補正のうち、13節委託料は子ども・子育て支援制度の制度改革に伴う電算システム改修費でございます。制度改革の内容といたしましては、保育料について年収約360万円未満の多子世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化の完全実施及び年収約360万円未満の1人親世帯への優遇措置を拡充するものでございます。

12ページお願いいたします。3項生活保護費、2目扶助費781万2,000円の増額補正は、医療扶助の増嵩による不足する生活保護費を補正するものでございます。不足分に対する予算の対応としましては、今回補正に間に合わないものは予備費で対応させていただき、今回の補正では3月中の随時払い分及び施設事務費、介護扶助費を計上させていただいております。あわせて議第3号です、この後に説明しますが、補正予算においても採決日以降に支払います医療扶助費等を計上させていただいております。

17ページをお願いします。跳びますけども、14款予備費を773万9,000円減額いたしております。

以上で、議第2号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、今度は議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、国・県の補助事業などの決定による事業費の確定、それから最終見込み、地方創生加速化交付金事業が主なものでございます。

それでは1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の継続費の補正につきましては、第2表継続費補正により、それから第3条の繰越明許費の補正につきましては、第3表繰越明許費補正により、それから第4条の債務負担行為の補正につきましては、第4表債務負担行為補正により、第5条の地方債の補正につきましては、第5表地方債補正によりそれぞれ御説明させていただきます。

めくっていただきまして、6ページお願いいたします。第2表継続費補正でございますが、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業に係る埋蔵文化財本調査に要する経費について、平成27年度の年割額をゼロとし、当該事業費を28年度年割額に追加いたしております。これは、用地取得が完了していないことから、27年度着手予定の調査を28年度に繰り延べたものでございます。

その下、7ページお願いいたします。第3表の繰越明許費補正は、追加の19件でございます。まず、2款総務費、1項総務管理費、地方創生加速化交付金事業は、国の補正予算に伴う事業でございます。スマート林業及び防災事業に係るG空間システムのクラウド化に関する経費等について、国の補助決定が3月末であることから全事業費を翌年度に繰り越すも

のでございます。同じく地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業は、国の補正予算に伴う事業でございます。自治体情報システムのセキュリティ強化のための経費でございます。システム構築に時間がかかり、採決後の年度内完了が困難なことから、全事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

その下、6款農林水産業費、2項林業費、地方創生加速化交付金事業は、27年度調査研究を行っておりますG空間情報とICT技術を活用したスマート林業事業の実践展開に関するものでございまして、先ほどと同じく国の補助決定が3月末であることから、全事業を翌年度に繰り越すものでございます。

その下、7款、1項商工費、地方創生加速化交付金事業でございます。これは、新たな起業、創業支援に向けたセミナー開催経費及び県南地域が連携して観光ルートや食の開発、クルーズ船寄港増加に向けた環境整備を進めます県南広域観光連携事業負担金などございまして、同じく国の補助決定が3月末であることから、全事業を翌年度に繰り越すものでございます。

その下、8款土木費、1項土木管理費、建築物耐震改修促進計画策定事業は、本市の耐震診断、耐震改修の促進を図るための計画改定に係る経費でございますが、上位計画でございます熊本県建築物耐震改修促進計画改定が完了しておりませんので、市の計画策定の年度内完了が困難となり、事業を繰り越すものでございます。それからその下、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業は、民間の大規模建築物耐震改修費用の補助を行うものでございますが、改修前の耐震補強設計に不測の期間を要したため、年度内の事業完了が困難となり繰り越しを行うものでございます。続きまして、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、舗装維持管理計画策定事業は、計画的な路面補修整備を行うための計画策定委託費でございますが、補修工法選定のための調査を行う必要が生じたことから、年度内事業完了が困難となり、翌年度に繰り越すものでございます。その下、社会資本整備総合交付金事業、人吉矢岳線は道路補修工事でございますが、着工時期に関する地元町内や、関係者との協議に不測の日数を要しましたことから、年度内竣工が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。その下、人吉・球磨スマートIC整備事業は、用地補償費及び設計業務委託などございますが、国・県・NEXCOとの協議に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため翌年度に繰り越すものでございます。その下、人吉球磨広域行政組合受託事業、赤池古屋敷第2号線は、用地補償費について補償費算定のための建物調査に不測の日数を要し、年度内の契約完了が困難となったため事業を繰り越すものでございます。その下、社会資本整備総合交付金事業、下林北願成寺線（瓦屋町工区）は、用地補償費について補償費算定のための建物調査に不測の日数を要し、年度内の契約完了が困難となったため事業を翌年度に繰り越すものでございます。一番下でございます。大規模修繕・更新事業、曙橋は、曙橋補修工事のための耐震補強詳細調査設計業務委託でございますが、河川を含めた周辺環

境配慮のため国を初め関係機関との協議に不測の日数を要しましたことから、年度内に完了が困難となり事業を翌年度に繰り越すものでございます。

8ページをお願いいたします。3項住宅費、社会資本整備総合交付金事業、蟹作団地外壁等改修事業は、蟹作団地2号棟、4号棟の外壁改修工事でございますが、入居者との協議に不測の日数を要しましたことから、年度内の完了が困難となり事業を翌年度に繰り越すものでございます。4項都市計画費、社会資本整備総合交付金事業、下林願成寺線は、用地補償費でございますが、用地及び補償物件の移転交渉に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため翌年度に事業を繰り越すものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、地方創生加速化交付金事業は児童・生徒の学力向上のためのICT環境整備、学力充実支援員の報酬等でございますが、国の補助決定が3月末であることから、全事業費を翌年度に繰り越すものでございます。2項小学校費、小学校屋外トイレ建設事業は、人吉西小学校及び大畑小学校屋外トイレ改修のための設計委託料でございますが、設置場所や排水経路について学校との協議に不測の日数を要しましたことから、年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。その下、小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業は、人吉東小学校、人吉西小学校屋内運動場のつり物等非構造部材の耐震化工事でございますが、工事を学校の休業中に行う必要があり、そのための適正工期が確保できないことから、事業の年度内完了が困難となり繰り越すものでございます。3項中学校費、中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業は、人吉第二中学校屋内運動場のつり物等非構造部材の耐震化工事でございますが、先ほどと同様工事を学校の休業中に行う必要があり、適正工期が確保できないことから事業を翌年度に繰り越すものでございます。それから第一中学校難聴教室整備事業は、防音サッシの調達に日数を要し、事業の年度内完了が困難となりましたことから翌年度へ繰り越すものでございます。

9ページをお願いいたします。第4表の債務負担行為補正の変更につきましては、第4次電算システム導入事業機器使用料(第3期)から図書管理システムリース料までの4件は、入札によるリース料の確定により限度額を変更するものでございます。

10ページをお願いいたします。第5表の地方債補正でございますが、農業基盤整備事業債は、県が行います地域密着型農業基盤整備事業に係る単県事業負担金に対する起債を追加するものでございます。その下の県営事業負担金債から一番下、現年発生補助災害復旧事業債までの7件は、事業費の確定や最終見込みにより限度額を変更するものでございます。

めくっていただきまして、13ページをお願いいたします。歳入でございます。1款市税、1項市民税から次の14ページの6項都市計画税までの現年課税分は、いずれも今年度の最終調定見込み額で計上いたしております。市民税、固定資産税が増額となった要因としましては、市民税個人所得割が株式売買等による所得の増など、固定資産税は土地において土地評価額の減により減少したもの、新築家屋の評価額の上昇や太陽光発電装置の設置数の増など

により、家屋、償却資産が増額となっております。滞納繰越分につきましては、最終調定見込みにより増額するものでございます。

15ページをお願いいたします。6款、1項、1目地方消費税交付金4,023万8,000円の増額補正は、現在までの収入済み額を計上いたしております。

めくっていただきまして、17ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金8,336万9,000円の増額補正は、国民健康保険保険基盤安定負担金の保険者支援分、2割軽減分が新たに対象となったこと及び支援率の引き上げによる増額と、子どものための教育・保育給付費負担金及び医療扶助費等負担金の増額が主なもので、いずれも最終見込みによる補正でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億801万5,000円の増額補正は、国の補正予算に伴うもので、自治体情報システムセキュリティ強化のための地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費補助金や、18ページでございますが、地方創生加速化交付金などが主なものでございます。4目土木費国庫補助金6,492万4,000円の減額補正は、社会資本整備総合交付金事業の補助金の決定及び事業の決算見込みによるものでございます。

めくっていただきまして、21ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金2,946万円の減額補正は、県補助金の交付決定及び事業費の決算見込みによる減額でございます。

25ページをお願いいたします。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億円の減額補正は、今年度の収支見込みの中で、当初予算で取り崩すこととしておりました基金繰入金3億円のうち、1億円を減額するめどが立ちましたことから、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

26ページをお願いいたします。20款諸収入、4項、3目雑入315万6,000円の増額補正のうち、1節総務費雑入の熊本県市町村振興協会交付金（特定財源）は、防犯灯設置工事や文化振興事業に充てました宝くじ売上配分金でございます。

また、27ページでございますが、9節教育費雑入に人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進受託事業負担金、これは継続費の補正で御説明をいたしました人吉・球磨スマートIC整備事業に係る埋蔵文化財本調査を翌年度に繰り延べることによる減額でございます。21款市債は、第5表地方債補正で御説明をいたしましたので説明を省略させていただきます。

次に、歳出の主なものでございます。なお、各款、項、目の中の給料、職員手当、共済組合負担金など、人件費の増減については説明を省略させていただきます。

29ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4,523万2,000円の増額補正は、30ページを開けてください。19節負担金、補助及び交付金のうち、人吉市地方バス運行等特別対策補助金、それから人吉市くま川鉄道経営安定化補助金が主なものでございます。7目企画費1,061万円の増額補正は、国の補正予算に伴います地方創生

加速化交付金事業でございまして、移住・定住促進のためのPR事業、並びにスマート林業及び防災事業に係りますG空間情報システムのクラウド化に係る経費を計上いたしております。なお、以下の地方創生加速化交付金事業は全て同じでございまして、現在申請額で計上いたしております、補助決定が3月下旬になりますので、事業費につきましては全額翌年度に繰り越しをいたしております。10目の情報管理費1,103万2,000円の増額補正は、国の補正予算に伴うもので、自治体情報システムセキュリティ強化のための経費等を計上いたしております。

33ページをお願いいたします。4項選挙費につきましては、2目県議会議員選挙費から次の34ページの3目市長市議会議員選挙費、それから35ページの4目藍田財産区議会議員選挙費、これは経費の確定に伴うものでございます。

39ページをお願いいたします。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費6,936万9,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の子どものための教育・保育給付費負担金（委託費）、それから（施設型給付費）の増額が主なものでございまして、単価の改定及び決算の見込みによるものでございます。

40ページをお願いいたします。3項生活保護費、2目扶助費が3,680万円の増額補正となっております、これは医療扶助の増額が主な要因でございます。

めくっていただきまして、43ページをお願いいたします。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費2,180万8,000円の増額補正は、めくっていただいて44ページでございまして、地方創生加速化交付金事業として行いますスマート林業実践事業委託料などでございます。

次に、45ページから48ページにわたりましては、8款土木費関係でございまして、これは内容が補助事業の決定による事業費の確定、最終見込みによるものでございまして、説明のほうを割愛させていただきます。

49ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費3,626万6,000円の増額補正は、地方創生加速化交付金事業として申請しておりますアナログとデジタルの融合による人材育成事業の経費でございまして、学力充実支援員や人吉市花まる教室に関する経費、ICT教育環境整備のためのOA機器購入費などを計上いたしております。

めくっていただいて、54ページをお願いいたします。12款、1項公債費、2目利子1,918万7,000円の減額補正は、26年度借り入れ分の借入利率が見込みより低かったこと及び借入利率の見直し等による減額でございまして。

55ページをお願いいたします。14款予備費を1億1,984万1,000円増額補正をいたしております。

以上で、議第3号平成27年度人吉一般会計補正予算案（第8号）についての補足説明を終わります。

それでは、最後に28年度の人吉市一般会計予算案でございまして、今回の28年度の当初予算

案は、対前年度比較いたしまして「6億1,916万9,000円」、これは率にしまして4.8%の増となっております。増額となった主な理由といたしましては、前年度が骨格予算であったことに加えまして、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備の本格化、退職者の増による退職手当、平成29年度開催の県民体育祭準備経費、それから扶助費の増などによるものでございます。

めくっていただいて、1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算につきまして、事項別明細書により、第2条債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為により、第3条の地方債につきましては、第3表地方債によりそれぞれ説明をいたします。第4条の一時借入金につきましては、最高限度額を20億円と定めております。第5条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為でございますが、まず光ブロードバンド機器リース料は、大畑及び大塚に設置しております光ブロードバンドセンターの機器更新に伴いますリース料の債務負担を設定するものでございます。それから地上デジタルテレビ放送再送信機器リース料は、先ほどの2地区の地上波デジタル放送再送信機器更新に伴いますリース料の債務負担を設定するものでございます。

その下、第3表の地方債でございますが、一番上の臨時財政対策債は平成28年度地方財政計画を勘案し、前年比5.0%の減額で計上いたしております。次に、退職手当債は平成28年度末退職者が例年より多いことから、退職手当の財源として借り入れるものでございます。

次に、農業基盤整備事業債からめくっていただきまして8ページの一番下です。体育施設改修事業債までの12件につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございまして、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第1条の歳入歳出予算につきまして、前年度と増減の大きなもの、それから新規事業を中心に事項別明細書より御説明させていただきます。

めくっていただいて、11ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款市税、1項市民税のうち1目個人が11億5,803万7,000円で、前年度に比べ1,515万8,000円の減額となっております。これは、主に所得割の減額でございまして、生産年齢人口の減少による影響から減収を見込んでおります。2目法人が2億9,348万3,000円で、前年度に比べ1,281万2,000円の減額となっております。これは、平成26年度税制改正による法人税率引き下げの適応が、平成27年11月以降の確定申告から適応されるためその影響額を見込んでおります。2項、1目固定資産税が15億2,519万4,000円で、前年度に比べ4,067万円の増額となっております。これは、現年課税分において評価がえの影響で土地が減額となった反面、家屋の新築件数が堅調であること、償却資産が太陽光発電設備によりそれぞれ増収が見込まれることによるものでございます。

12ページをお願いいたします。4項、1目市たばこ税が2億5,277万4,000円で、前年度に

比べ2,994万1,000円の減額となっております。これは、平成27年度が前年度より6%ほど減収となる見込みであることから、同程度の減収を見込んでいただいております。

13ページをお願いいたします。2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税3,668万8,000円から、15ページの上段の5款、1項、1目株式等譲渡所得割交付金1,900万円につきましても、28年度地方財政計画の伸びを勘案して計上いたしております。

それから15ページですけど、6款、1項、1目地方消費税交付金6億6,684万円は、前年度に比べ2億4,284万円の増額となっております。これは、平成27年度の交付状況及び平成28年度地方財政計画の伸びを勘案して見込んでおります。

16ページをお願いいたします。10款、1項、1目地方交付税、一番下です46億9,000万円は、前年度と比較しまして1億円の減額となっております。これは、普通交付税におきまして平成27年国勢調査の速報値を算定数値として使用しますことから、その影響額を見込んで減額したものでございます。特別交付税につきましては、前年度同額といたしております。

17ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金、1項負担金のうち一番下の衛生費負担金が本年度ゼロとなっておりますが、これは病院群輪番制病院運営事業費町村負担金及び小児初期救急医療推進事業費町村負担金が27年度は当市が当番市町村として町村から受け入れておりましたが、28年度は他町村に移ったことにより廃目としているところでございます。

めくっていただきまして、21ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金19億6,819万6,000円は、前年度に比べ1億1,195万4,000円の増額となっております。これは、国民健康保険保険基盤安定負担金、自立支援給付費負担金、それから生活保護に係る国庫負担金などの増額が主な要因でございます。

めくっていただいて、22ページをお願いいたします。2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金4億9,390万1,000円は、前年度に比べ5,733万5,000円の増額となっております。これは、2節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金の増によるものでございます。

24ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金8億3,769万5,000円は、前年度に比べ4,740万7,000円の増額となっております。これは、国庫負担金と同じく国民健康保険保険基盤安定負担金、自立支援給付費負担金などの増額が主な要因でございます。

26ページをお願いいたします。2項県補助金、4目農林水産業費県補助金9,328万7,000円は、前年度に比べ1,810万4,000円の増額となっております。これは、1節農業費補助金の多面的機能支払交付金事業費補助金及び2節林業費補助金のうち森林環境保全整備事業費補助金の増額によるものでございます。

27ページをお願いいたします。3項委託金、1目総務費委託金6,435万9,000円は、前年度に比べ2,506万4,000円の減額となっております。これは、3節選挙費で28年度は参議院選挙

費委託金を計上した反面、前年度の県知事選挙委託金、県議会議員選挙委託金が減額となったこと、及び4節統計調査費委託金で国勢調査費委託金が減額となったことによるものでございます。

めくっていただいて、29ページをお願いいたします。17款寄附金でございます。1項寄附金、2目総務費寄附金2,500万1,000円は、前年度に比べ2,000万円の増額となっております。これは、古都人吉応援団寄附金を前年度の500万円から今年度2,500万円に増額したことによるものでございまして、27年度の実績も踏まえ、さらに積極的にふるさと納税の呼びかけをしていくこととしております。

31ページをお願いいたします。18款繰入金でございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2億円、それから3目減債基金繰入金1億円は、財源調整のために計上をいたしております。また、4目応援団基金繰入金1,076万円は、古都人吉応援団寄附金でいただきました寄附金を、景観計画策定委託料それから犬童球溪音楽祭70周年記念公演委託料などに充当するものでございます。19款、1項、1目繰越金を前年比5,000万円の増、1億5,000万円で計上いたしております。

33ページをお願いいたします。20款諸収入でございます。4項、3目雑入1億8,595万円は、前年度に比べ8,209万8,000円の増額となっております。これは、めくっていただいて35ページでございますが、7節土木費雑入で人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進事業負担金の増、それから9節教育費雑入でスポーツ振興くじ助成金、これは29年度に開催されます県民体育祭競技施設整備に充てる補助金でございますが、これらの増などによるものでございます。21款市債につきましては、第3表で御説明をいたしましたので省略させていただきます。

歳出でございます。37ページをお願いいたします。1款、1項、1目議会費が1億8,819万4,000円でございます。前年度に比べ2,734万4,000円の減額となっております。これは38ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金、負担金のうち、市議会議員共済会給付費負担金の負担金の減が主なものでございます。

めくっていただきまして、39ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が9億6,848万4,000円で、前年度に比べ2億4,797万2,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、40ページの3節職員手当等のうち退職手当の増でございまして、27年昨年の当初予算では特別職分と定年退職者の3人分の退職手当を計上しておりましたが、28年度は定年退職者14人分を計上いたしております。

なお、43ページをめくってください。43ページ19節負担金、補助及び交付金のうち負担金で、人吉市地域公共交通活性化協議会負担金は、人吉市の交通政策マスタープランでございます人吉地域公共交通網形成計画を策定するための協議会に対する負担金を、また補助金といたしまして七地町公民館新築事業に対します地区公民館施設整備事業費補助金を、それぞ

れ計上いたしております。

めくっていただきまして、45ページでございます。6目財産管理費7,241万4,000円は、前年度に比べ1,786万5,000円の増額となっております。主な要因といたしまして、めくっていただきまして46ページでございますが、13節委託料、公共施設等総合管理計画策定委託料、それから15節工事請負費の中の庁舎本館受電設備高圧変圧器更新工事の増でございます。

48ページをお願いいたします。10目情報管理費が1億1,627万9,000円で、前年度に比べ3,397万6,000円の減額となっております。これは、13節委託料で27年度に計上しました社会保障税番号制度に伴う電算システム改修委託料の減などが主なものでございます。

56ページをお願いいたします。4項選挙費でございます。2目参議院議員選挙費に1,798万6,000円計上いたしておりますが、今年7月に予定されております参議院議員選挙に係る経費でございます。

飛びまして61ページをお願いいたします。3款民生費でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費19億7,077万5,000円は、前年度に比べ1億3,583万5,000円の増額となっております。これはめくっていただいて62ページ、19節負担金、補助及び交付金のうち、負担金の熊本県後期高齢者医療広域連合負担金などの増額が主な要因でございます。

63ページをお願いいたします。2目心身障害者福祉費9億9,937万4,000円は、前年度と比べ6,126万9,000円の増額となっております。これは65ページでございますが、20節扶助費のうち就労継続支援給付費の増額が主なものでございます。

ページを飛びまして、70ページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目児童措置費21億9,038万5,000円は、前年度に比べ6,963万円の増額となっております。これは、19節負担金、補助及び交付金のうち、子どものための教育・保育給付費負担金等の増によるものでございます。

それからページをめくっていただきまして、72ページをお願いいたします。3項生活保護費、2目扶助費6億7,090万5,000円は、前年度に比べ2,483万4,000円の増額となっております。これは生活扶助費及び医療扶助費の増額によるものでございます。

73ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1億6,429万5,000円でございますが、74ページをお願いいたします。この中に20節扶助費、特定不妊治療費助成金、これは不妊治療への支援策の拡充として県が実施しております特定不妊治療助成事業に上乗せして、1回5万円を上限に助成する経費をここに計上させていただいております。

79ページをお願いいたします。2項清掃費でございます。1目清掃総務費10億1,193万8,000円は、前年度に比べ5,860万8,000円の減額となっております。これは19節負担金、補助及び交付金のうち負担金、人吉球磨広域行政組合負担金の減額によるものが主な要因でございます。

86ページをお願いいたします。5目農地費でございます。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費6,133万6,000円は、前年度に比べ2,350万1,000円の増額となっております。これは、87ページの19節負担金、補助及び交付金のうち単県農業農村整備調査計画費負担金、これは県が上原田地区農業用水確保のために行います水源調査及び土地改良事業計画策定のための市負担金等の増額が主なものでございます。

90ページをお願いいたします。7款商工費でございます。7款、1項商工費、1目商工総務費1億2,531万5,000円は、前年度に比べ1,455万4,000円の増額となっております。これは、28節繰出金、工業用地造成事業特別会計繰出金の増額が主なものでございます。2目商工業振興費は、前年度で計上いたしておりますが、主なものは92ページをお開きください。19節負担金、補助及び交付金の中に人吉市商店街活性化事業補助金等の予算等を計上いたしております。

それからめくっていただいて、96ページをお願いいたします。8款土木費でございます。1項土木管理費、1目土木総務費でございます。5,992万9,000円、これは前年度2,856万2,000円の減額となっておりますが、これは27年度に計上いたしました要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金の減額が主なものでございます。

99ページをお願いいたします。2項道路橋梁費、2目道路維持費6,439万8,000円は、27年度が骨格予算であったため2,903万6,000円の増額となっておりますが、社会資本整備総合交付金等で行います市道の舗装、修繕工事の新規事業等でございます。

100ページをお願いいたします。3目道路新設改良費5億3,539万3,000円は、これも前年度に比べ4億5,627万7,000円の、これ大幅な増額となっております。これも先ほど言いましたように、27年度が骨格予算でありましたことから社会資本整備総合交付金事業の増額、それから人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業の用地、補償、工事に係る経費の増額が主なものでございます。

101ページをお願いいたします。5目橋梁新設改良費7,332万2,000円は、前年度に比べ1億7,536万5,000円の減額となっております。これは水ノ手橋の補修工事が完了しましたことに伴います減額でございます。

103ページをお願いいたします。3項住宅費でございます。2目住宅建設費1億3,706万7,000円は、前年度に比べ1億832万1,000円の減額となっております。これは、継続事業で実施してまいりました鶴田団地外壁改修工事が終了したことによる減額等でございます。

めくっていただきまして、104ページをお願いいたします。4項都市計画費、1目都市計画総務費2億3,294万6,000円は、前年度に比べ1,321万4,000円の増額となっております。これは105ページでございますが、13節委託料の中に都市計画基礎調査委託料及び27年度途中から債務負担行為により実施をしております景観計画策定委託料が主な要因でございます。

めくっていただきまして、106ページをお願いいたします。4目街路事業費1億6,602万

4,000円は、前年度に比べ7,106万5,000円の減額となっております。これは、継続事業として取り組みます都市計画街路、下林願成寺線の用地補償費の減額などがございます。

107ページをお願いいたします。9款、1項消防費、1目消防総務費4億4,961万円は、前年度に比べ4,505万2,000円の増額となっております。これは108ページ19節負担金、補助及び交付金のうち、負担金の人吉下球磨消防組合負担金の増額が主なものでございまして、消防救急デジタル無線整備に伴います起債の償還元金に対する負担金の増額でございます。

111ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、5目災害対策費1,761万6,000円は、前年度に比べ1,261万6,000円の増額となっております。これは県の球磨川水系防災・減災ソフト対策事業の増によるものでございます。

117ページをお願いいたします。10款教育費でございます。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費3,655万7,000円は、前年度に比べ2,731万9,000円の減額となっております。これは、27年度に計上いたしました教科書改訂による小学校教師用の指導書、教材等の購入経費の減額でございます。

120ページをお願いいたします。3項中学校費でございます。3項中学校費、2目教育振興費3,959万6,000円は、前年度に比べ917万3,000円の増額となっております。これは、主に教科書改訂によります中学校教師用の指導書、教材等の購入経費が主な増額の要因でございます。

121ページをお願いいたします。5項社会教育費でございます。1目社会教育総務費1億7,118万1,000円は、前年度に比べ2,767万3,000円の増額となっております。これは人件費等の増によるものでございます。

めくっていただいて、127ページをお願いいたします。5目文化財保護費4,419万7,000円は、前年度に比べ2,413万5,000円の減額となっております。これは、27年度に計上いたしました史跡大村横穴群保存修理事業の減額によるものでございます。

129ページをお願いいたします。6目カルチャーパレス費7,443万円は、前年度に比べ2,834万4,000円の減額となっております。これは、カルチャーパレス施設整備改修工事の減額によるものでございます。28年度はコミュニティ棟屋上防水改修工事を予定いたしております。

めくっていただいて131ページ、6項保健体育費をお願いいたします。1目保健体育総務費に7,221万6,000円を計上いたしております。

めくって132ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金のうち、負担金の最後にあります県民体育祭準備委員会負担金、県民体育祭実行委員会負担金の2つが平成29年度に人吉球磨地域で開催されます県民体育祭運営組織に対します市の負担金、負担割合40%分でございます。

133ページをお願いいたします。2目体育施設費1億5,229万円は、前年度に比べ8,576万

4,000円の増額となっております。これは、29年度に開催されます県民体育祭のためのスポーツ施設改修事業費が主なものでございまして、工事請負費に第一市民運動広場照明改修工事等を予算計上いたしております。それから7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費が1億5,619万1,000円で、めくっていただきまして135ページでございますが、19節負担金、補助及び交付金のうち、補助金の学校給食費助成金2,530万円、これが学校給食費の段階的な全額補助に向けた第一歩として、児童・生徒一人当たり月額1,000円の助成を行うものでございます。

137ページをお願いいたします。11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費666万4,000円は、26年7月の大雨により発生いたしました人吉城跡三の丸南側斜面の崩落災害復旧事業を、補助事業として実施するものでございます。

140ページをお願いいたします。14款予備費に6,055万8,000円を計上いたしております。

非常に長くなりましたが、議第17号平成28年度人吉市一般会計予算案について補足説明を終わります。御審議のほうよろしくをお願いいたします。

済みません。28年度の当初予算を説明する折に、冒頭で対前年度比「6億9,116万9,000円」の増と言わなければならないところを、誤って「6億1,900」と言ってしまったようでございますので、正式には「6億9,116万9,000円」で訂正方をよろしくをお願いいたします。非常に申しわけありませんでした。

○議長（田中 哲君） ここで、暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

---

午後2時25分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市民部長（今村 修君）（登壇） 皆様、こんにちは。議第19号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について、補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,516万7,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の最高額を4億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

次に、事項別明細書により主なものを説明させていただきます。国保の予算は、事業運営に要する経費から国庫支出金交付金等を差し引いた残りを国民健康保険税で賄うという仕組みになっております。したがって、この予算の性格上、先に歳出から説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7,379万3,000円は、国保担当職員の給与、諸手当等の経常事務費、国保団体連合会共同電算委託料

が主なものでございます。17ページから18ページまでは省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費は、医療費の支払いに要するものでございまして、療養給付費、療養費と審査支払手数料を合わせ、26億592万円を計上しております。20ページにかけまして2項高額療養費3億7,024万7,000円は、医療費が高額になった場合、自己負担額が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。3項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、50人分の2,100万円を計上しております。

21ページをお願いいたします。4項葬祭費は90件分の180万円でございます。

以上、保険給付費の総額は29億9,918万8,000円となり、歳出全体に占める割合は59.45%でございます。

22ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等は、75歳以上の医療費を保険者として負担するもので、支援金と事務費拠出金を合わせ、4億6,106万6,000円を計上しております。4款前期高齢者納付金等は、65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整を行う制度による納付金でございまして、事務費拠出金を合わせ36万5,000円を計上しております。

23ページをお願いいたします。5款老人保健拠出金は省略をさせていただきます。6款介護納付金は2億1,211万円でございます。介護保険第2号被保険者の保険料に相当いたします。次の24ページにかけまして、7款共同事業拠出金11億9,126万2,000円は、県内国保保険者の医療費水準の平準化を図る事業における拠出金でございます。8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は25ページにかけたの記載になりますが、4,111万9,000円を計上しております。特定健康診査と、その結果必要に応じて実施をいたします特定保健指導に要する経費でございます。2項保健事業費は、国保団体連合会共同電算委託料、訪問健康相談業務委託料、鍼灸マッサージ補助交付金等の費用として、864万5,000円を計上しております。次に、9款基金積立金から27ページの11款諸支出金までは省略させていただきます。

28ページをお願いいたします。歳出の最後になります。12款予備費は4,703万円でございます。

続きまして歳入を御説明いたします。予算書8ページをお願いいたします。1款、1項国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者国民健康保険税に7億1,019万7,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税に4,710万円、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせた額を計上しております。国保税の総額は9ページになりますが、7億5,729万7,000円、歳入全体に占める割合は15.01%でございます。次の2款使用料及び手数料は省略させていただきます。

次に、10ページにかけまして3款国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、療養給付等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を合わせまして7億4,599万

4,000円を計上しております。2項国庫補助金は、財政調整交付金に3億2,366万5,000円を計上しております。4款県支出金、1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を合わせまして、3,298万1,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。4款、2項県補助金は、県財政調整交付金に2億2,368万3,000円を計上しております。5款療養給付費等交付金1億5,833万6,000円は、退職被保険者の医療費に対する交付金でございます。6款前期高齢者交付金11億532万7,000円は、65歳以上75歳未満の被保険者の医療費を、各保険者間で財政を調整する制度による交付金でございます。

12ページをお願いいたします。7款共同事業交付金は、共同事業拠出金を財源として交付されるものでございまして、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金を合わせ、11億2,640万8,000円を計上しております。8款財産収入は省略をさせていただきます。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、3億8,572万9,000円でございます。

13ページをお願いいたします。9款、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、4,000万円でございます。10款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越金に1億4,000万円を計上しております。14ページから15ページは省略させていただきます。

以上、平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案を御説明申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

**○健康福祉部長（村口桂子君）（登壇）** 皆様、こんにちは。それでは、議第21号平成28年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。第1条は、先ほど市長が御説明いたしましたので省略させていただきます。第2条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございます。第3条は、介護給付費の各項の間の流用について定めるものでございます。

それでは事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。予算の性格上歳出から御説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に6,553万9,000円を計上しております。介護保険関係職員の給料、諸手当等経常的な事務費が主なものでございます。

13ページをお願いいたします。2項徴収費、1目賦課徴収費166万4,000円は、介護保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。3項、1目介護認定審査会費966万7,000円は、要介護等の認定を行う認定審査会委員の報酬等でございます。

14ページをお願いいたします。2目認定調査等費2,868万円は、訪問調査員の報酬や要介護認定等のために主治医が作成する意見書に係る費用等でございます。

15ページをお願いいたします。4項、5項は省略させていただきます。2款保険給付費は、

介護サービス費の支払いに要する費用でございます。1項介護サービス等諸費は、介護1から5までの方を対象とする在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成等に係る費用でございまして、予算書は16ページになります。総額35億8,698万2,000円を計上しております。

16ページから17ページにかけてでございますが、2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方を対象とするサービスに係る費用でございまして、総額1億804万3,000円を計上しております。3項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用される場合の自己負担が一定の額を超えたときにその超えた分を支給するものでございまして、予算書は18ページで総額1億1,100万円を計上しております。4項その他諸費、1目審査支払手数料397万5,000円は、介護サービス事業所からの保険請求の審査に係る国民健康保険団体連合会へ支払う手数料でございます。

19ページをお願いいたします。5項特定入所者介護サービス等費でございますが、施設サービスでは居住費や食費が利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置といたしまして、限度額を超えた分につきまして支給をするものでございます。総額1億9,000万円を計上いたしております。

3款、4款は省略させていただきます、20ページをお願いいたします。5款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目要支援者向け予防サービス等事業費203万1,000円は、要支援者が利用する通所事業等に係る費用でございます。

21ページをお願いいたします。2目二次予防事業対象者向け予防サービス等事業費2,908万9,000円は、要支援・要介護になる恐れの高い高齢者に対する通所事業等の介護予防事業に係る費用でございます。3目一次予防事業費2,346万5,000円は、軽い心身の機能の低下が見られる高齢者に対する通所事業等の介護予防事業に係る費用でございます。

22ページをお願いいたします。4目は省略いたします。2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターの運営費等でございます、4,582万円を計上しております。

24ページをお願いいたします。2目任意事業費1,385万5,000円は、紙おむつ等の介護用品を支給する家族介護用品支給事業費や、緊急通報体制等整備事業委託料などでございます。

25ページ6款公債費から27ページ8款予備費までは省略させていただきます。

続きまして、歳入を御説明いたします。前に戻っていただきまして6ページをお願いいたします。まず、介護保険特別会計の歳出の大部分を占めます保険給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国・県・市による公費負担で賄い、残り半分を保険料で賄う仕組みになっております。介護保険料は3年ごとに策定する介護保険事業計画で見直しをいくこととなっております、平成28年度第6期事業計画の2年目でございます。

それでは、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、第6期の月額基準額6,112円を算定基礎としまして、現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険

料及び滞納繰越分普通徴収保険料を合計しまして、総額7億2,657万2,000円を計上いたしております。2款は省略させていただきます。3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担金でございまして、7億1,179万7,000円を計上しております。

7ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村の財政力格差を調整するための国の交付金でございまして、3億6,680万1,000円を計上しております。2目及び3目は地域支援事業に対する交付金でございまして、2目は介護予防・日常生活支援総合事業に1,305万2,000円、3目包括的支援事業・任意事業に2,327万3,000円を計上いたしております。丸印の介護保険事業費補助金は廃目としております。4款、1項支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、1目介護給付費交付金11億2,000万1,000円は、介護給付費等に対する交付金でございます。2目地域支援事業支援交付金1,461万8,000円は、地域支援事業に対する交付金でございます。

8ページをお願いいたします。5款県支出金、1項県負担金は、介護給付費に対する県の負担金でございまして、5億8,820万4,000円を計上しております。2項県補助金は、地域支援事業に対する県の補助金でございまして、1目介護予防・日常生活支援総合事業に652万6,000円、2目包括的支援事業・任意事業に1,163万6,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。6款は省略させていただきます。7款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、1目は介護給付費に対して、2目は地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に対して、3目は地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業に対して、4目は低所得者保険料の軽減に対して、5目は職員の給与や事務費に対して繰り入れるものでございます。総額6億3,494万6,000円を計上いたしております。10ページの7款、2項から11ページの9款までは説明を省略させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○水道局長（中村則明君）（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、議第23号平成28年度人吉市水道事業特別会計予算案及び議第24号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、議第23号平成28年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1万5,716戸、総給水量366万8,290立方メートル、1日平均給水量1万50立方メートルを予定しております。建設改良工事として配水管改良工事等を予定しております。第3条収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。第5条企業債でございますが、上水道事業債の限度

額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

3 ページをお願いいたします。第6条一時借入金の限度額を5,000万円といたしております。第7条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1億3,652万7,000円、交際費50,000円でございます。第9条利益剰余金の処分でございますが、繰越利益剰余金を減債積立金として6,629万5,000円処分することといたしております。第10条たな卸資産の購入限度額を516万7,000円とするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の内容につきまして御説明をさせていただきます。申しわけございませんが19ページをお願いいたします。まず収入でございますが、1款水道事業収益を5億5,233万5,000円といたしております。内訳といたしまして、1項営業収益が5億2,946万7,000円で、これは水道料金及び各種手数料等でございます。2項営業外収益が2,286万5,000円、これは3目長期前受金戻入が主なものでございます。3項特別利益3,000円は存目でございます。

20ページをお願いいたします。支出でございますが、1款水道事業費用を5億912万円といたしております。内訳といたしまして、1項営業費用が4億6,240万2,000円で、これは人件費、水源地、配水池等の整備委託料や修繕費、動力費、減価償却費が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。2項営業外費用は4,421万6,000円、これは主に企業債の支払い利息と消費税でございます。3項特別損失が50万2,000円、これは過年度損益修正損等でございます。4項予備費は200万円を計上いたしております。

次に、第4条資本的収入及び支出の内訳につきまして御説明をいたします。25ページをお願いいたします。まず、収入でございますが、1款資本的収入を4,000万3,000円といたします。内訳は、1項企業債が4,000万円、2項工事負担金、3項固定資産売却及び4項繰入金は存目でございます。次に支出でございますが、1款資本的支出を2億8,812万4,000円といたします。内訳は、1項建設改良費が2億376万5,000円、これは1目構築物費、1節一般改良工事、26ページをお願いいたします、3節起債対象工事及び2目機械及び装置費、3目営業設備費でございます。2項企業債償還金は8,235万9,000円でございます。3項予備費を200万円といたしております。

それでは、申しわけございませんが前に戻りまして2ページをお願いいたします。資本的支出に対しまして収入が不足しますので、その補填財源について御説明申し上げます。第4条の括弧書きでございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,812万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,398万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,784万4,000円と繰越利益剰余金処分数額6,629万5,000円で補填することといたします。

引き続きまして、議第24号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案について御説明を申し上げます。なお、公共下水道事業特別会計につきましては、平成27年度から公営企業会計へ移行しているものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第2条業務の予定量につきましては、接続戸数1万1,700戸、年間総処理水量414万2,000立方メートル、1日平均処理水量1万1,348立方メートルを予定しております。主な建設改良工事として、平成27年度に引き続き九日町汚水中継ポンプ場機械電気設備改築更新工事委託を予定いたしております。第3条の収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。第5条債務負担行為でございますが、人吉市水洗便所等改造資金融資あっせん及び助成金条例に基づき、水洗便所等工事資金の債務不履行による損失補償と水洗便所等改造資金利子補給金について債務負担を設定するもので、それぞれ期間と限度額を定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。第6条企業債でございますが、公共下水道債及び下水道事業債につきまして、起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第7条一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。第8条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費6,451万円でございます。

4ページをお願いいたします。第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から1億3,800万円の補助を受けるものでございます。第11条利益剰余金の処分でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填として7,026万8,000円を処分することといたしております。

第3条収益的収入及び支出の内容につきまして御説明をさせていただきます。21ページをお願いいたします。収入でございますが、1款下水道事業収益を11億4,353万3,000円といたしております。内訳としまして「1款営業収益」7億776万6,000円で、これは下水道使用料及び他会計負担金等でございます。2項営業外収益が4億3,576万4,000円で、これは2目他会計補助金及び3目長期前受金戻入が主なものでございます。3項特別利益3,000円は存目でございます。

次に、22ページをお願いいたします。支出でございますが、1款下水道事業費用を11億1,221万7,000円といたしております。内訳といたしましては、1項営業費用が9億6,924万7,000円で、これは人件費及び人吉浄水苑等運転管理業務委託料や修繕費、動力費、減価償却費が主なものでございます。

25ページをお願いいたします。2項営業外費用は1億3,796万8,000円で、これは企業債の支払い利息と消費税でございます。3項特別損失が100万2,000円、4項予備費を400万円と

いたしております。

次に、第4条資本的収入及び支出の内訳につきまして御説明いたします。26ページをお願いいたします。収入でございますが、1款資本的収入を2億6,297万5,000円としております。内訳は、1項企業債が1億5,040万円、2項負担金が87万4,000円、3項補助金1億1,170万円、4項固定資産売却は存目でございます。

27ページをお願いいたします。次に支出でございますが、1款資本的支出を7億3,551万2,000円としております。内訳は、1項建設改良費が2億7,771万8,000円、これは1目管渠事業費、2目ポンプ場事業費、28ページをお願いいたします、3目処理場事業費でございます。2項企業債償還金が4億5,679万4,000円でございます。3項予備費を100万円といたしております。

それでは、前に戻りまして2ページをお願いいたします。第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億7,253万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,026万円、当年度分損益勘定留保資金3億9,200万9,000円、繰越利益剰余金処分額6,000万円及び当年度利益剰余金処分額1,026万8,000円で補填することといたしております。

以上で、議第23号平成28年度人吉市水道事業特別会計予算案及び議第24号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案について補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

失礼しました、説明の言い間違いがあったようでございます。下水道事業のところでございますけれども、21ページをお願いいたします。収入の説明でございますが、1款下水道事業収益を11億4,353万3,000円といたしております。内訳としまして「1項営業収益」と言わないといけないところを、ここでも「1款営業収益」と言ったようでございますので、「1項営業収益」ということで訂正方をよろしくをお願いいたします。

○議長（田中 哲君） 以上で、議第1号から議第52号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

---

日程第4 議第2号

日程第7 議第5号

日程第10 議第8号

日程第12 議第10号

日程第14 議第12号

日程第16 議第14号

日程第29 議第27号

日程第31 議第29号

## 日程第32 議第30号

○議長（田中 哲君） 次に、議会運営委員長から報告があり決定しましたとおり、日程第4、議第2号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第7号）、日程第7、議第5号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第10、議第8号平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第12、議第10号平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）、日程第14、議第12号平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議第14号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第29、議第27号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第31、議第29号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第32、議第30号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての9件につきましては、委員会付託を省略し、本日、本会議において直ちに審議、採決いたします。

それでは、これより議第2号から議第30号までの9件について質疑を行います。

まず、議第2号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

次に、議第5号について質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

次に、議第8号について質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

次に、議第10号について質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

次に、議第12号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

次に、議第14号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

次に、議第27号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

次に、議第29号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

次に、議第30号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

以上で、議第2号から議第30号までの9件についての質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は分割して行い、条例案件を先に採決し、その後予算案件の採決を行います。

それでは、条例案件の採決を行います。

まず、議第27号についてお諮りいたします。

議第27号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第27号は原案可決確定いたしました。

次に、議第29号についてお諮りいたします。

議第29号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第29号は原案可決確定いたしました。

次に、議第30号についてお諮りいたします。

議第30号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第30号は原案可決確定いたしました。

続きまして、予算案件の採決を行います。

まず、議第2号についてお諮りいたします。

議第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案可決確定いたしました。

次に、議第5号についてお諮りいたします。

議第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案可決確定いたしました。

次に、議第8号についてお諮りいたします。

議第8号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案可決確定いたしました。

次に、議第10号についてお諮りいたします。

議第10号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案可決確定いたしました。

次に、議第12号についてお諮りいたします。

議第12号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第12号は原案可決確定いたしました。

次に、議第14号についてお諮りいたします。

議第14号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第14号は原案可決確定いたしました。

---

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時08分 散会

# 平成28年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成28年3月8日 火曜日

## 1. 議事日程第2号

平成28年3月8日 午前10時 開議

- 日程第1 議第1号 専決処分の承認を求めることについて(人吉市税条例の一部を改正する条例)
- 日程第2 議第3号 平成27年度人吉市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第3 議第4号 平成27年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議第6号 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議第7号 平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議第9号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議第11号 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議第13号 平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議第15号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議第16号 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議第17号 平成28年度人吉市一般会計予算
- 日程第12 議第18号 平成28年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第13 議第19号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議第20号 平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議第21号 平成28年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議第22号 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第17 議第23号 平成28年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第24号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議第25号 平成28年度人吉市国民宿舎特別会計予算
- 日程第20 議第26号 平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第21 議第28号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第31号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第32号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第33号 人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第34号 人吉市職員の退職管理に関する条例の制定について

- 日程第26 議第35号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第36号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第28 議第37号 人吉市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第29 議第38号 人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第30 議第39号 人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第40号 人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第41号 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第33 議第42号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第43号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第44号 人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第45号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第46号 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議第47号 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議第48号 損害の賠償について
- 日程第40 議第49号 損害の賠償について
- 日程第41 議第50号 人吉下球磨消防組合規約の一部変更について
- 日程第42 議第51号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第43 議第52号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

---

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・追加日程

議案の訂正について（議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号））

- ・議事日程のとおり
- ・追加日程

議第53号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議第54号 損害の賠償について

諮第1号 給与その他の給付に関する処分についての審査請求における裁決について

---

---

3. 出席議員 (18名)

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君				
副	市	長	松田知良君			
教	育	長	末次美代君			
総	務	部	長	井上祐太君		
市	民	部	長	今村修君		
健	康	福	祉	部	長	村口桂子君
経	済	部	長	福山誠二君		
建	設	部	長	大淵修君		

総務部次長	小林敏郎君
市民部次長	加賀邦保君
健康福祉部次長	柳瀬恵子君
経済部次長	廣田五浩君
建設部次長	山田巧君
総務課長	小澤洋之君
企画財政課長	丸本昭君
会計管理者	山下正純君
水道局長	中村則明君
水道局次長	中川一水君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	松岡誠也君
教育部次長	告吉眞二郎君
教育部次長	東和人君
選挙管理委員会 事務局長	瀬上雅暁君
農業委員会 事務局長	荒毛正浩君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
庶務係長兼 議事係長	椎葉千恵君
書記	井上京子君
書記	白坂禎敏君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、議案質疑を行います。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。なお、質疑は一般質問にならないようお願いいたします。

---

---

#### 日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

---

#### 追加日程 議案の訂正について（議第3号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号））

○議長（田中 哲君） 執行部より訂正についての説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） おはようございます。貴重な時間をいただきまして、まことに申しわけございません。議長のお許しをいただきましたので、御提案申し上げております予算案の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正いたしますのは、議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）のうち、事項別明細書の2歳入でございます。内容の訂正をお願いするものでございます。なお、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明を申し上げます。何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私から議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）の一部訂正の説明をさせていただきます。

お手元に配付いたしております正誤表並びに平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）のうち、24ページをお開きください。訂正箇所は1カ所でございます。正誤表の上段が訂正前、後段が訂正後になっておりますが、歳入予算のうち、16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2節その他不動産売払収入のうち、説明の欄、立木売払収入485万2,000円を削除し、同じ款項目の第1節、その上にあります土地売払収入の金額11万5,000円を先ほどの削除した分を追加いたしまして、496万7,000円に訂正するものでございます。財産売払収入の総額には変更はございません。

訂正前のその他の不動産売払収入485万2,000円は、内容的には里道水路の払い下げに伴う収入でございまして、土地売払収入で予算計上しなければならないところを、誤って立木売払収入で予算計上していたものでございます。

議員各位には大変御迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございません。今回の間違いは慎重性を欠き、本当に確認ミス、こういうものができておりませんで、お恥ずかしい限りでございます。言いわけのしようもございません。今後は内容を十分精査いたしまして、より慎重な対応を心がけてまいりたいと存じます。今回の訂正につきまして、何とぞ御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（田中 哲君） 以上で、訂正についての説明は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまの議案の訂正については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてはこれを承認することに決しました。

ここで執行部に申し上げます。議案等の訂正事案が多々発生し、議会運営及び議案審査にも影響が及ぶことを鑑み、議案等の精査、チェックのあり方を執行部全体での重要課題として捉え、このような訂正事案が発生しないよう、再度取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

---

---

### 日程第1 議第1号

○議長（田中 哲君） それでは、これより質疑を行います。

まず、日程第1、議第1号専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

### 日程第2 議第3号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について質疑はありますか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） おはようございます。議第3号について質疑を行いたいと思います。

31ページであります。31ページ、2款総務費、1項総務管理費、10目情報管理費、18節備品購入費のうちの地方公共団体情報セキュリティ強化対策用備品1,700万円ほど計上されております。この対策用備品というのはどういったことなのか、説明を求めたいと思います。

それから、32ページであります。同じく2款総務費、1項総務管理費、13目肥薩線世界遺産推進関連施設費の13節委託料であります。人吉鉄道ミュージアム管理委託料667万円の減額となっております。この委託料の減額の理由をお願い申し上げます。

それから、41ページであります。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の19節負担金、補助及び交付金の浄化槽設置整備事業補助金476万8,000円の減額であります。かなりの減額になっておりますけれども、これについても減額の理由、また予算に対する実績の割合等についてお尋ねをしておきたいと思っております。

42ページであります。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金、一番最後の交付金、青年就農給付金事業交付金、これも675万円の減額であります。減額の理由をお尋ねをいたします。

43ページであります。6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費、同じく19節負担金、補助及び交付金、補助金の環境保全型農業総合支援事業補助金、これも465万円の減額であります。減額の理由をお尋ねいたします。

最後に、45ページであります。7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費の19節負担金、補助及び交付金、同じく人吉市商店街活性化事業補助金914万1,000円の減額であります。減額の理由についてお尋ねを申し上げます。

以上でございます。

○総務部長（井上祐太君） 笹山議員のまず1点目でございます。地方公共団体情報セキュリティ強化対策用備品、その内容でございますけれども、この予算はその中にたくさん項目があっておりまして、特に全てを説明するには時間の都合もありますので、主なもの、大きいものを説明させていただきたいと思っておりますけれども、まずパソコンの起動時に、現在パスワードのみの一要素認証方式をとっているところでございます。一般的に認証にはIDとかパスワードの組み合わせが広く使われているようでございますけれども、何らかの方法でこれを他人に取得されてしまいますと、本人になりすましてシステムやネットワークにログインされてしまう危険性がある、これが現状でございますので、そのためにはIDとパスワード以外に別の認証要素を組み合わせることでそういうものに対応していくと。そういう状況の中で、今回、セキュリティレベルの高い二要素認証方式に変更するために、ワンタイムパスワードを発行する、ワンタイムパスワードというのは、タイムリーでパスワードを発行するための機器、これは長さが6センチぐらいのUSBみたいなものだそうですけれども、その品物を購入する。これが、単価が1個1万6,380円で350人分、金額にして570万ぐらいだったと思っておりますけれども、そういうものを購入するものが主なものでございます。

利用者は、ワンタイムパスワードと従来のユーザーID、パスワードを入力するだけで手順を変えることなく、市のほうもセキュリティレベルを上げていくことができると、そういうことで考えているところでございます。備品等については以上でございます。

続きまして、32ページの2款、1項、13目の13節委託料の人吉鉄道ミュージアム管理委託料、これが667万円減額幅が非常に大きいというようなどころでの御質問でございました。人吉鉄道ミュージアム管理委託料につきましては、昨年の平成27年度当初予算におきまして、667万円の予算を計上させていただいたところでございます。その後、会期中に、平成26年度の国の補正予算として、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金なるものが、経済対策ですけれども、示されまして、本市といたしましても該当する事業を検討し、国との事前協議を行う中で、人吉鉄道ミュージアム管理委託料につきましては、新たな雇用の創出といった点からも、この補助事業に該当すると判断をいただきましたので、3月議会の、昨年の会期中に平成27年度に当初予算に計上した委託料と同額の667万円を平成26年度補正予算として、歳入補助事業として追加提案をさせていただき、27年度に執行できるように繰り越しもお願いしたところでございます。

要は、二重に予算が計上されていたということで、これは予算の論法としてはほとんど問題がない。当初で先行して、当初の予算は一般財源で予算化しておりました。国の補正予算が出てきまして、補助事業の対象になるということで、補助事業として再度補正予算で追加したというような状況でございます。本来であれば、追加提案の予算を計上する際に、27年度当初予算の計上分を早い段階で減額するべきでございましたが、人吉鉄道ミュージアムの開館の初年度ということもありまして、何があるかわからないと、不測の事態に備える必要もございましたので、当初予算のほうも残しておいたということで、最終的にはこの分は不用額になってまいりましたので、補助事業のほうを先行させていただいて、今回、27年度当初予算の委託料を667万円減額させていただくというようなどころになったところでございます。ちょっとわかりにくいんですけども、以上、お答えをいたします。

○水道局長（中村則明君） おはようございます。

41ページでございます。4款、2項、1目、19節補助金、浄化槽設置整備事業補助金、その補助金の476万8,000円の減額についてのお尋ねでございます。この補助金は、浄化槽の普及促進のための浄化槽設置に対する補助金ですが、最終見込みとして減額補正をしております。当初予算では、5人槽が25基の予定が、最終見込みで20基、また7人槽が15基の予定が、最終見込みが10基、10人槽が1基の予定が、申請なしなどとなっていることが減額の理由でございます。浄化槽設置整備事業補助金の当初予算額は1,723万8,000円であり、今回476万8,000円減額しますので、補正後は1,247万円となりますので、予算の執行率は72.3%となります。

以上、お答えいたします。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、おはようございます。

それでは、私への3つ質問がございますので、まず42ページでございます。42ページの6款、1項、3目農業振興費の説明のところが、負担金の青年就農給付金事業交付金675万円の減額ということでございまして、これにつきましては、平成27年3月定例市議会におきまして、国の平成26年度追加補正予算がございまして、これで10名分の825万円がございました。それから、平成27年度の当初予算、これで10名分の1,500万、これをお認めいただいたところでございます。当初27年4月から9月分の半年分といたしまして、10名分の825万円、これを平成27年10月に給付する際でございますけれども、このときに国の制度によりまして、前倒しといたしまして平成26年度追加補正予算の825万円、これで対応いたしております。これで給付を行ったわけでございます。

平成27年度当初予算1,500万円につきましては、この前倒しで給付いたしました分を除きます平成27年10月から平成28年3月までの半年分、これは新規の方も含めまして11名でございますけれども、825万円を給付する——これから見込みでございます。1,500万円から825万円、これを引きました差額675万円を減額するものでございます。

それから、次でございます。これは43ページ、次のページでございますけれども、6款、1項、4目畜産業費、19節の負担金465万円の減額についてでございます。平成27年9月議会におきまして、堆肥舎新設に係る予算として、事業費が2,400万円でございます補助金が1,200万円、これで補正予算を計上させていただいたものでございます。これは9月議会の事前におきまして、県の意向でございましたが、当初、当補助事業の補助上限額であります1,200万円にて予算計上しまして、後日予定しております入札によりまして、事業費並びに補助金額を確定させることを、これは国と県の市の担当者及び事業者でございますけれども、協議の上で決定したものでございます。その後、補助申請をされておりました堆肥生産組合、こちらのほうが堆肥舎新設工事委託の入札を実施されました。その総事業費でございますが、それから補助対象外の経費であります設計費と管理費を除いた金額、これが1,470万円でございます、その2分の1が補助金でございます。そういうところで735万円という補助金が確定いたしましたことから、その1,200万から735万を引いた465万円の減額補正ということでございます。

それからもう1つ、今度は45ページでございます。7款、1項商工費、2目、19節の負担金、補助及び交付金、これは人吉市商店街活性化事業補助金の減額914万1,000円、これにつきましてでございます。人吉市商店街活性化事業補助金につきましては、大きく3つの事業がございまして、平成27年度当初予算におきましては、イベント事業、それから空き店舗開業支援事業、それから既設家屋等修景事業等の補助見込み額といたしまして、1,054万1,000円の予算を計上させていただいたところでございます。

この予算につきましては、先ほど総務部長が鉄道ミュージアムの件で申し上げましたのと

同じことをごさいますて、その後、平成26年度の国の補正予算、これで地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が示されまして、本市といたしましても該当する事業を検討しまして、国との事前協議を行う中でございましたが、商店街活性化事業補助金のうちに、このうち先ほど3つ補助事業があると言いましたが、そのうちの空き店舗開業支援事業につきましては、新たな雇用の創出といった点からも該当すると判断をいただきましたので、これ3月議会の会期中でございましたけれども、平成27年度に予算計上いたしました補助金のうち、950万円を平成26年度補正予算として追加提案をさせていただきますして、平成27年度に執行できるよう繰り越しをいたしたところでございます。

本来でありましたならば、追加提案の予算を計上する際に、平成27年度当初予算計上分、これを早い段階で減額すべきところではございましたが、当初見込んでおりました以上の開業があった場合など、いわゆる不測の場合でございますけれども、これに備える必要もございましたので、今回の最終補正においての平成27年度の当初予算相当額のうち、914万1,000円を減額とさせていただいたところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それぞれ答弁いただきました。地方公共団体情報セキュリティ強化対策用備品で、それぞれワンタイムパスワード発行の機器を購入するということですよ。やはり情報のセキュリティ強化をすることは重要なことだと思いますが、そこまで対策を強化しなければならないのかなということをちょっと気になっています。もしくは予算額が1,700万円の計上ですので、これまでそのような情報がそういった形で漏れたことがあるのかどうか、もしくは今後そういった予想をされるのか、だからこういった備品を備えるのか、その辺がちょっと具体的によくわかりませんので、その辺を改めてお尋ねをしておきたいと思います。

それから鉄道ミュージアムの予算、それから青年就農給付金、それから商店街活性化事業補助金ですけど、昨年3月議会当初予算を計上する中で、平成26年度事業としての国の交付金事業が該当するというので追加補正をされて、二重の予算計上の中で来たんだと。不測の事態があるかもしれないので、とっておいたというふうな説明でありましたけれども、国の交付金がこれだけ決まるのであれば、その交付金に該当する27年度の一般会計での予算措置分、これは当然その時点で減額すべきだと私は思います。幾ら不測の事態が生じるというふうなことを予測していても、それは不測の事態が生じた段階で、事前にそういった予想される段階で、改めて27年度の補正予算という形で追加すべき部分ではないかなと私は思うわけなんです。ですので、それは先ほど総務部長がこういった手法でできるんだというふうなことで説明がありましたけれども、私とすれば、それはやはり議会に対しても最後にこういった大きな減額が生じる中で説明を求めてわかる部分ですので、これについてはもう少

し議会に対しては計上する段階で、二重計上がないような形で私は取り組むべきではないかなというふうに感じましたけれども、その辺の見解についてお尋ねをしておきたいと思えます。

以上、2点お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 最初のワンタイムパスワードを発行する機器の購入、これは議員がおっしゃるようにならざるを得ないのかなという気持ちもございませぬ。ただ、マイナンバー制度が導入されまして、この事業は国の補助金が2分の1入ってくるわけございませぬので、そういう対応をやっぱり、このマイナンバーの絡みであるわけではないんですけど、やはり今全国的にさまざまな状況の中で先ほど私が申し上げましたこと、やはりなりすましであったり、フィッシングによる詐欺、それからマルウェアによる盗聴、さまざまにそういう情報の漏えい等々が発生して、公共施設の場合はそれはあつてはならないことですので、そこに国のほうもやっぱり多要素認証、IDとパスワードだけでは非常に高度なセキュリティレベルとして最高ではないと。そこにもう1つ加えることによって、さらにしっかりしたものに構築していくというような国の方針もございませぬので、そこはそれに準じてやらせていただくというような状況ございませぬ。

それから、漏れですね。これまでそういう情報の漏れ等、こういうものは本市のほうではあつておりませぬ。今後の対応といたしましては、やはりマイナンバー制度が始まっておりますし、当然、窓口対応も含めて、市全庁的に今こういう状況の中で情報をしっかり守っていくと、個人情報も含めてですね。そして内部のほうでも、そういう市のパソコン機能の中でさまざまなデータ等が入っておりますので、こういうものをしっかり守っていくために、やはりこういうセキュリティレベルの高いもので対応していくということを今後の方針とさせていただきますと思っております。

それから、人吉鉄道ミュージアム管理委託料は、これはまさに議員がおっしゃるとおりで、本来であれば、私が先ほど不測の事態が生じるためにと申し上げたけれども、本来であれば、会期中でも当初予算を提案しても、その当初に対しての補正予算も提案することはできますので、そういう手法もあつたんですけども、やはり当時の執行部は開館間近ということで、不測の事態を考えて、こういうふうなちょっと変則的な形で予算が残ってしまったということとで考えております。

以上、お答えいたします。

○経済部長（福山誠二君） 先ほど御指摘を受けました青年給付金の関係、これも国のほうから何とか使ってくれというものでございまして、それから商店街活性化事業補助金、こちらでも国の緊急であつたものでございませぬけれども、今後はこの辺は注意いたしまして、財政当局と相談しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○12番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第3 議第4号

○議長（田中 哲君） 次に日程第3、議第4号平成27年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第4 議第6号

○議長（田中 哲君） 次に日程第4、議第6号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第5 議第7号

○議長（田中 哲君） 次に日程第5、議第7号平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第6 議第9号

○議長（田中 哲君） 次に日程第6、議第9号平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第7 議第11号

○議長（田中 哲君） 次に日程第7、議第11号平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計

補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第8 議第13号

○議長（田中 哲君） 次に日程第8、議第13号平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第9 議第15号

○議長（田中 哲君） 次に日程第9、議第15号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第10 議第16号

○議長（田中 哲君） 次に日程第10、議第16号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第11 議第17号

○議長（田中 哲君） 次に日程第11、議第17号平成28年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）  
12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） まずはこの予算の歳出の部分で、報酬の中で一般職の非常勤職員の報酬がそれぞれ計上されております。ずっと報酬のところを見ていったときに、非常勤職員の

報酬をちょっと拾い上げてみました。例えば39ページから言いますと、障害者雇用非常勤職員報酬とか守衛業務非常勤職員報酬、また電話交換業務非常勤職員報酬、それからマイクロバス運転業務非常勤職員報酬等、それぞれの款項目の中で非常勤職員報酬が計上されております。その非常勤職員報酬の1人当たりの報酬がどうなるのかということで調べてみますとさまざま、年額128万6,000円から高いところでは159万とかいうふうな形で、それぞれの非常勤職員で報酬がさまざまになっているようであります。これの根拠についてはどうなっているのかお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、41ページであります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうちの13節委託料、新地方公会計対応固定資産台帳整備委託料というようなことで計上されております。ちょっとよく理解できませんので、どのような委託料なのか説明をお願いしたいと思います。

それから、8款土木費の中で、その款項目の中で、97ページ、100ページ、102ページの共済費に社会保険料（非常勤職員分）というようなことで計上されています。ただ、この項目を見てみますと、非常勤職員分に該当する報酬等が計上されていませんでしたので、どこに該当するのかお尋ねをしておきたいと思えます。

あと、商店街活性化事業補助金についても質問をする予定でございましたけれども、先ほどの答弁で一定の理解をいたしましたので、これについてはやめておきたいと思えます。

以上です。

○総務部長（井上祐太君） まず、1点目でございます。予算書の中で非常勤職員の報酬が費目ごとに計上してあり、その単価、根拠ということでのお尋ねでございます。まず、非常勤職員の報酬額の根拠でございますが、まず非常勤職員につきましては、一般職の非常勤職員と特別職の非常勤職員、この2つがあるわけでございます。

一般職の非常勤職員といたしましては、先ほど議員も申し上げられましたけれども、保健師や管理栄養士、それから介護福祉士などの資格を有する者から、マイクロバスの運転、それから守衛、電話交換、市の施設の管理などさまざまな職種がございまして、報酬の額もさまざまではございますが、個々の報酬の月額に関しましては、人吉市一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等に関する規程というのがございます。その中の別表第1というのを、きょうはちょっと細かく説明できませんけれども、その中でその業務や資格ごとにそれぞれ報酬月額が定められているところでございます。

また、特別職の非常勤職員につきましては、人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する、これは条例でございますけれども、その中の別表第1におきまして非常勤職員ごとに、これは月額だけではなく、年額、月額、それから日額の報酬額が定められているところでございます。

それから、2点目の新地方公会計対応固定資産台帳整備委託料、ちょっと長い名称でござ

いますけれども、委託料の内容はというお尋ねでございます。これは昨年1月、平成27年1月に総務大臣通知によりまして、統一的な基準による地方公会計の整備促進に基づき、平成29年までに新地方公会計に移行するように国から示されたところでございます。ただいま申し上げました新地方公会計制度なるものは、これまでの地方自治体の会計制度というものは現金主義、単式簿記、そういうものによって行われてまいりましたが、国に示された内容では、今後、発生主義、それから複式簿記といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産、負債などのストックの情報、それから現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産、債務の適正管理や有効活用といった中長期的な視点に立った自治体経営の強化に資することを目的として、そういうものを整備しなさいということが示されているところでございます。

この新地方公会計制度は大きく3つの改正点がございまして、1つ目が複式仕分けの導入、それから2つ目が固定資産台帳の整備、それから3つ目が統一的な基準による財務書類等の作成でございます。3つございます。新地方公会計対応固定資産台帳整備委託料は、私が先ほど述べました改正点の2つ目でございます本市公共施設等の固定資産台帳を整備するものでございます。

ここで言います固定資産台帳とは、土地、建物、備品、道路、橋梁、公園、上下水道などのインフラ資産を含めたものでございます。具体的には、1資産単位ごとに勘定科目、名称、それから取得年月日、耐用年数もろもろを、当然、数量、面積も入りますけれども、そういうものを整理、そしてデータ管理化、要するに台帳として管理すると、そういうものを委託する経費でございます。なお、資産が全庁的なものでございますので、作業量も膨大になりますので、今回当初予算で予算を計上させていただいたということでございます。

それから、一番最後は8款でございますけれども、これは私のほうで説明をさせていただきますけれども、社会保険料、これ8款、1項、1目の4節と、8款、2項、3目の4節、それから8款、3項、1目の4節、これは土木費の中に社会保険料が入っているけれども、報酬がないというような状況でお尋ねがあったと思いますけれども、この社会保険料は全て再任用職員の分でございます。これは、予算書の先ほど97ページの分は建設部管理課用地取得係に2名いらっしゃいます。それから予算書の100ページの分、これは建設部都市計画課スマートインターチェンジ整備室に1名いらっしゃいます。それから予算書の102ページ、建設部管理課市営住宅係、ここにも1名いらっしゃいます。この再任用の方たちの分の社会保険料を予算化させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今の非常勤職員の部分については、条例を見てみますと、一般職は市長が定める予算の範囲内というふうに書いてあったわけなんですね。先ほど部長が答弁さ

れましたように、任用、勤務条件等に関する規程というのが、私もちよっと教えていただきまして見てみました。平成26年に制定をされているようであります。その中で具体的に専門職といいますか、有資格者等については月額云々というような形で、それぞれに規定をされてあって、その報酬月額で計上されているということは理解できましたが、ただ、果たしてこの報酬月額について、月額13万円とか、月額10万円という金額が果たして妥当なのかというふうな疑問はちよっとあるんですけれども、これは差しおいて、あえてこういった形で平成26年にこういった規程を制定された理由というのは何なのかちよっとお尋ねをしておきたいと思います。

私たちは全く規程を審議することはありませんので、条例しか私たちは審議できませんので、そういった条例に基づいて市長が予算を認める範囲の中で、こういった形でこういった規程が制定をされたのかというふうな経過をちよっとお尋ねをしておきたいと思います。

それから、新地方公会計対応固定資産台帳の整備費、公共施設の土地、建物と全ての部分をそういった整理をするということでもありますけれども、そういった形でデータ化して固定資産の台帳を整備するというようなことになりますと、1つ気になったのが公共施設の総合管理計画、この中でも全ての公共施設を今後維持管理していきますよというふうな形になってきますけれども、その総合管理計画の中に関連が出てくるのか。策定をする中で関連が出てくるのかどうかをちよっとお尋ねをしておきたいと思います。

土木費の社会保険料については理解できました。ただ、非常勤職員の社会保険料というふうな形で出てきておりますけれども、そうであれば、これは給料そのものは一般職給の中に入っているのかどうか。報酬等を見ても、そういった部分については見つかりませんでしたので、あえて土木費で社会保険料だけを計上して、あと給料については一般職の職員給として計上してあるのかどうか。どこに計上してあるのか。これについて改めてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） まず、非常勤職員の報酬ですけれども、26年度に規程として定めたとということで、それ以前は規程ではなく内規として決めてあって、それをしっかり規程として位置づけたというような状況です。それはなぜかという、さまざまに専門職、それから職種の違いが職員の不足分、もしくは専門的なものをしっかり業務として生かしていただくためにふえてきたような状況の中で、やっぱり規程の中でしっかり定めようというようなところがあったわけでございます。

それから、固定資産税のこの台帳整備と公共施設の総合管理計画、これは確実にリンクはしております。ただ、公共施設の総合管理計画よりもより詳細なものが、今回のこの固定資産台帳だというふうに伺っておりますし、当然、公共施設等総合管理計画はやはりランニングコスト、今後の施設を延命化していく、長寿命化していくためのそういう経費をはじくことに視点を置いていますので、そこに違いがあるということでございます。

それから、最後のちょっとこれは私が言葉足らずでございましたけれども、これは報酬ではなく、さまざまに8款のそれぞれの款項目の中に報酬とは別に給料とか、そういうような形で予算化をしているというようなところで、一般職と何ら変わりはないというような取り扱いを再任用の職員さんの分は予算化しているということでお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○12番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第12 議第18号

○議長（田中 哲君） 次に日程第12、議第18号平成28年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第13 議第19号

○議長（田中 哲君） 次に日程第13、議第19号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第14 議第20号

○議長（田中 哲君） 次に日程第14、議第20号平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第15 議第21号

○議長（田中 哲君） 次に日程第15、議第21号平成28年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。  
本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第16 議第22号

○議長（田中 哲君） 次に日程第16、議第22号平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。  
本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第17 議第23号

○議長（田中 哲君） 次に日程第17、議第23号平成28年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。  
本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第18 議第24号

○議長（田中 哲君） 次に日程第18、議第24号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。  
本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第19 議第25号

○議長（田中 哲君） 次に日程第19、議第25号平成28年度人吉市国民宿舎特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。  
本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第20 議第26号

○議長（田中 哲君） 次に日程第20、議第26号平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第21 議第28号

○議長（田中 哲君） 次に日程第21、議第28号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第22 議第31号

○議長（田中 哲君） 次に日程第22、議第31号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第23 議第32号

○議長（田中 哲君） 次に日程第23、議第32号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第24 議第33号

○議長（田中 哲君） 次に日程第24、議第33号人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第25 議第34号

○議長（田中 哲君） 次に日程第25、議第34号人吉市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第26 議第35号

○議長（田中 哲君） 次に日程第26、議第35号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第27 議第36号

○議長（田中 哲君） 次に日程第27、議第36号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 次の議第37号、また38号にも関連するかとも思っていますが、今回のこの条例の改正案につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴ってこういった形で改正をされるということでもあります。ですので、行政不服審査法が全部改正をされましたので、大きくどのような形で見直されたのか。この行政不服審査法の全部改正の中身について、大きく見直された点についてお尋ねしておきたいと思います。また、今回7本、条例の一部改正が提案されておりますけれども、関連性についてお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。議第36号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例で、行政不服審査法の全部改正で今回やるわけでございますけれども、内容はということで。行政不服審査法というのは、昭和37年に施行されまして、今回約50年ぶりに大きな制度の改正が行われております。主な改正のポイントといたしましては、1点目に行政処分に対する不服申し立ての種類が異議申し立てと審査請求というふうに2つ

に分かれておりましたが、今回の法改正によりまして、審査請求に一元化されたと。これが一番大きな内容でございます。また、審査請求を行うことができる期間が60日から90日、3カ月に延長をされております。

2点目に、現行の制度では行政処分に対する不服申し立ての審査を、処分を実際に行った部署が審査することがございましたが、今回の制度改正により、行政処分に対する審査の公平性を高めるため、処分に関与していない部署が審査を行うことになりまして、その部署に新たに審理員を置き、審査を行うこととなっております。本市におきましては、担当部署は総務部総務課が担当する予定にいたしておりまして、新たに置きます審理員には総務部総務課長が担当する予定といたしております。

それから、3点目、最後でございますけれども、現行の制度では、不服申し立てに対する裁決の内容は、行政機関のみで決定をしておりましたが、今回の改正により審査請求の公平性を高めるため、行政庁が作成しました裁決書なるものについて、第三者機関である行政不服審査会に諮問し、決定をするということになっております。

以上、3点が大きな改正の内容で、全体的な概要も含めて説明をさせていただきました。

では、その行政不服審査法全部改正が本市の条例にどのように影響を与えているのか、影響を受けるのかということでございます。これは大きく3点ございまして、1点目は、先ほど議員から36号で7つの条例案が改正になっているというふうにおっしゃいましたけれども、1点目は条例に規定しております文言の改正がございまして。例えば、異議申し立てや不服申し立てなどの文言を審査請求、先ほど一元化されましたと申し上げましたけれども、審査請求という言葉に改めるもの、それから法律の全部改正が行われましたので、法律番号が変わっておりますから、条例で行政不服審査法を引用している部分の法律番号を改めるものなどにつきまして、先ほどの議第36号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例として、改正案を今回上程させていただいたということでございます。

それから2点目、これは行政庁が審査請求に伴う裁決を行う際に、これも先ほど申し上げましたけれども、第三者機関であります行政不服審査会に諮問する必要がありますので、市の附属機関として位置づけ、設置するために議第37号人吉市行政不服審査会条例案を今回上程させていただいております。

それから最後3点目でございますけれども、審査請求人が処分を行った行政庁に対し、審理員等に提出しました書類の写しの交付を要求することになりましたので、それに伴いまして、書類の写しの実費相当分の手数料が——これはコピー代ですよね、そういうものを徴収する必要がありますので、これは議第38号人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例案というような形で今回上程をさせていただいております。

以上、お答えいたします。

○12番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

---

午前11時17分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

#### 日程第28 議第37号

○議長（田中 哲君） 次に日程第28、議第37号人吉市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第29 議第38号

○議長（田中 哲君） 次に日程第29、議第38号人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第30 議第39号

○議長（田中 哲君） 次に日程第30、議第39号人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第31 議第40号

○議長（田中 哲君） 次に日程第31、議第40号人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第32 議第41号

○議長（田中 哲君） 次に日程第32、議第41号人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第33 議第42号

○議長（田中 哲君） 次に日程第33、議第42号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第34 議第43号

○議長（田中 哲君） 次に日程第34、議第43号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第35 議第44号

○議長（田中 哲君） 次に日程第35、議第44号人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今回の条例改正によって、徴収猶予及び換価の猶予というようなことを新たに追加規定をするということでもありますけれども、こういった猶予規定を追加することによっての効果はどのようになるのかお尋ねをしておきたいと思います。

それとあと1点、市税条例を見てもみますと、第8条から第17条までは削除というふうにな

っております。そこに新たに第8条から第12条までを規定をすると。追加をしながら、この猶予規定を追加しているということになっていきますけれども、こういったことを、ここに削除してあるところにこの猶予規定を追加することはどういったことなのか、こういったこの2点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（今村 修君） おはようございます。お答えをいたします。

まず、徴収の猶予、換価の猶予の内容について御説明をさせていただきます。徴収の猶予につきましては、財産について災害を受け、または盗難に遭ったとき、それから納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき、それから事業を廃止または休止したとき、そして事業について著しく損失を受けたときなど市税を一時に納付できないときは申請することにより、1年以内の期間に限り徴収の猶予が認められる場合がございます。

次に、換価の猶予でございますが、納税について誠実な意思を有する者が市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるときなど、一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合がございます。

御質問の徴収の猶予、換価の猶予によって、どのような効果があるのかということでございますけれども、納税者にとっての効果としては、徴収猶予につきましては、猶予期間中は新たな督促や滞納処分ができないこと、それから期間中の延滞金の免除や軽減がございます。それから、換価の猶予につきましては、延滞金の軽減がございます。いずれも一定の要件下における納税緩和制度でございます。市にとりましては早期に納税者の状況を把握ができることや、担保の徴収を行った場合は、申請内容不履行の場合でも担保の換価等により税收確保が見込めることなどが上げられます。また、猶予期間中は徴収権の時効は進行しないということになります。

次に、第8条から第17条まで削除となっている部分の改正でございますけれども、現行の税条例の第8条から第17条が削除となっておりますが、これは第8条から第17条までの条文の内容はなくなっておりますが、条そのものが削られてなくなっていることを意味しているものではございません。その条は削除という文言を規定することで、あとの条を繰り上げることなく残すための法令の改正の方法の1つでございます。税条例のように条例に規定している条項が多い条例を改正する際にとられる方法でございます。

今回の条例改正の方法として、第8条から第17条の削除と規定している部分を徴収猶予及び換価の猶予に関する規定に改正する方法をとっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 理解できましたが、例えばそういった徴収の猶予とか換価の猶予を規

定することによって、そういった部分を申請をするというような状況もあるとは思っております。ただそういった申請をすると、今の話を聞く中では、逆にかなり執行部の事務が多くなるのかなとちょっと心配をしたところでもあります。そういった逆にこういった規定をすることによって、事務の煩雑化につながらないのかというようなことがちょっと気がかりな部分があるんですけども、そういった事務的なことについてはいかがでしょうか。

○市民部長（今村 修君） お答えをいたします。

平成26年度税制改正において、国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受け、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることになり、平成27年度税制改正において地方税法が改正をされたところでございます。

今回の地方税改正は、徴収猶予、換価の猶予の一定の事項について、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、人吉市税条例に規定を追加するものでございます。市税の徴収の猶予、それから換価の猶予につきましては、現在まで地方税法に基づき同様の事務をしておりましたので、今回新たに規定することによってさらに事務が煩雑化するということは考えておりません。もし申請がふえた場合であっても、規定に基づき対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○12番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（田中 哲君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

---

---

### 日程第36 議第45号

○議長（田中 哲君） 次に日程第36、議第45号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

### 日程第37 議第46号

○議長（田中 哲君） 次に日程第37、議第46号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第38 議第47号

○議長（田中 哲君） 次に日程第38、議第47号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第39 議第48号

○議長（田中 哲君） 次に日程第39、議第48号損害の賠償についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第40 議第49号

○議長（田中 哲君） 次に日程第40、議第49号損害の賠償についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第41 議第50号

○議長（田中 哲君） 次に日程第41、議第50号人吉下球磨消防組合同規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第42 議第51号

○議長（田中 哲君） 次に日程第42、議第51号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第43 議第52号

○議長（田中 哲君） 次に日程第43、議第52号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

○議長（田中 哲君） 以上で、議第1号から議第52号までの43件についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第53号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号損害の賠償について、及び諮第1号給与その他の給付に関する処分についての審査請求における裁決についての3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第53号、議第54号及び諮第1号の3件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

---

#### 追加日程 議第53号、議第54号及び諮第1号

○議長（田中 哲君） 執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 大変お疲れのところ貴重なお時間をいただきましてまことにありがとうございます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第53号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布及び行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第54号損害の賠償についての案件は、平成27年10月30日午後1時50分ごろ、市公用車が国道219号を錦町からあさぎり町方面へ走行中、店舗から出てきた相手方車両と接触し、双

方の車両が接触後、公用車は道路構造物に接触し、相手方車両は対向車線に停車していた車両に接触したことにより、公用車、相手方車両、停車していた車両及び道路構造物が損傷した事故に関し、それぞれの相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

諮第1号給与その他の給付に関する処分についての審査請求における裁決についての案件は、平成27年12月24日になされた処分に対する審査請求について裁決することにつきまして、地方自治法第206条第4項の規定により議会に諮問するものでございます。

議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました議第53号、議第54号及び諮第1号の3件に対する質疑は、3月11日金曜日の一般質問終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時36分 散会

# 平成28年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成28年3月9日 水曜日

---

## 1. 議事日程第3号

平成28年3月9日 午前10時 開議

### 日程第1 一般質問

1. 仲村勝治君
  2. 本村令斗君
  3. 塩見寿子君
  4. 大塚則男君
  5. 笹山欣悟君
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- 
- 

## 3. 出席議員（18名）

- |     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 塩見寿子君  |
| 2番  | 宮原将志君  |
| 3番  | 高瀬堅一君  |
| 4番  | 大塚則男君  |
| 5番  | 宮崎保君   |
| 6番  | 平田清吉君  |
| 7番  | 犬童利夫君  |
| 8番  | 井上光浩君  |
| 9番  | 豊永貞夫君  |
| 10番 | 西信八郎君  |
| 11番 | 本村令斗君  |
| 12番 | 笹山欣悟君  |
| 13番 | 福屋法晴君  |
| 14番 | 村上恵一君  |
| 15番 | 永山芳宏君  |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 仲村勝治君  |
| 18番 | 田中哲君   |

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	松 田 知 良 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	井 上 祐 太 君
市 民 部 長	今 村 修 君
健康福祉部長	村 口 桂 子 君
経 済 部 長	福 山 誠 二 君
建 設 部 長	大 淵 修 君
総 務 部 次 長	小 林 敏 郎 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	柳 瀬 恵 子 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
総 務 課 長	小 澤 洋 之 君
企画財政課長	丸 本 昭 君
会 計 管 理 者	山 下 正 純 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
水 道 局 次 長	中 川 一 水 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	松 岡 誠 也 君
教 育 部 次 長	告 吉 眞 二 郎 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	瀬 上 雅 暁 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	荒 毛 正 浩 君

---

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
庶務係長兼 議事係長	椎 葉 千 恵 君
書 記	井 上 京 子 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

---

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 日程第1 一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）（登壇） おはようございます。17番議員の仲村でございます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

項目は、人吉城跡について、次が事務事業の見直し、3番目が学校給食費補助についての順に質問してまいります。各項目の要旨は、通告書の順序で質問してまいります。

それでは、最初に人吉城跡の御館跡の石垣補修について質問いたします。

史跡人吉城跡保存整備事業は、昭和59年度人吉城跡保存管理計画書が策定され、昭和60年度から人吉城跡発掘調査が開始されました。平成13年人吉城跡保存整備実施計画が策定され、数年前まで数々の工事が実施されてきました。平成18年度にふるさと歴史の広場事業が完成し、昭和59年度から始まった城跡整備事業が終了しました。その後、平成23年3月、史跡人吉城跡保存管理計画書の第2版が策定されました。この第2版の中に御館跡の現況が書かれています。石垣の部分については、はらみが著しく、並行する南泉田東間線を走行する車両や歩行者への落石等が危惧されるとあります。御館跡の保存管理計画の基本方針と保存管理の具体的方法が記載されています。保存管理への基本方針では、史跡の本質的価値を有する要素の中で、特に石垣遺構保護を第一とする。また、保存管理の具体的方法として、石垣の修復や、そのために必要な調査、防止対策を早急を実施し、歩行者の安全を図るとあります。池から武者返しまでの区間を歩きますと、石垣のはらみや石垣の間の小さな詰石が浮いているように感じます。歩行者の安全、通行車両の安全を図るには早急な対策が必要と思います。市は、石垣遺構の保護と歩行者や車両の安全をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） おはようございます。お答えいたします。

平成23年3月に策定が完了しました史跡人吉城跡保存管理計画書第2版におきましては、議員がおっしゃいましたように、御館跡の石垣について、並行している市道上の車両や歩行者への落石等が危惧されていることから、石垣の修復やそのために必要な調査、防止対策などを早急を実施し、歩行者などの安全策を図ることを記載しているところです。御館

跡の石垣のうち、水ノ手橋に近い相良神社北側の部分は、土地の買い上げが行われ市有地となっておりますが、南側につきましては、相良神社の所有地でございます。しかしながら、国指定史跡人吉城跡の管理団体は、昭和57年6月から人吉市となっております。史跡に係る修理事業は所有権に関係なく人吉市が一体的に行うべきであると考えております。

人吉城跡の保存、修理につきましては、同じように石垣の崩壊が危惧されていた大手門跡南側の整備が完了し、昨年度から三の丸北側及び南側の崩落しているのり面の修理事業に着手しているところでございます。

御館跡の石垣補修につきましては、保存管理計画書に述べておりますように、早急に実施すべきと考えておりますが、国庫補助事業として採択及び財政状況なども勘案しながら、その次の段階での着手を計画しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 公有地の考え方について、質問してまいります。

御館跡の石垣は、現在、相良神社の所有でございますが、市が勝手に扱うわけにはいけないと思いますので、現状のままあります。相良神社側としては、石垣の補強工事をするにしても、市との協議が必要なこととなりますから、まだ手がつかないのが現状だと思います。今の答で、市が一体的として補修ができるなら早いと思いますが、一番よい方法は、公有地として市が買い上げて、昔の石垣に復旧してもらうのが一番よい方法だと思いますが、平成元年から平成4年にかけて、今言われたテニスコート部分を市が買い上げているわけでございます。この石垣の復元と買い上げの部分、国の補助がありますので、市の考えを、買い上げる部分についてのことをお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、相良神社が所有する石垣及び土地につきましては、平成元年から平成4年にかけて国庫補助事業により、相良神社北側の土地の買い上げを行った経緯がございます。また、保存管理計画書では、公有化を行っていない相良神社及び南側敷地や石垣については、御館跡の包蔵される重要な箇所であるため、将来的には十分な調整を行った上で、適地への移転対策を講じ、土地の公有化を目指す方針としております。したがって、将来的には相良神社全体の土地買い上げを念頭に置きつつ、石垣の部分を購入することは可能であると考えております。しかしながら、石垣の補修につきましては、史跡人吉城跡を史跡の管理団体として一体的に整備していくということを保存管理計画書でもうたっておりますので、どのような形で実施していくかにつきましては、今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） この財政が厳しいときに仕事をする場合には、補助事業を優先してやれば市の財政も今余り影響しませんので、土木工事ですか。こういうのをやるときには、やっぱり地元の企業のためにも早く工事してもらいたいという考えがございます。この城跡を復元工事するためには、補助をもらっても、その後の残った部分の補助残の部分が起債の対象になるかお尋ねしておきたいと思います。総務部長にお願いしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） おはようございます。お答えいたします。

人吉城跡の公有化事業には、現在5分の4の国庫補助金がございます。ということで、残りの5分の1に補助残といいますけども、そこに起債を充てられるかどうかというような御質問だと思います。

補助金とセットになっている起債はございません。要するに、一般公共事業みたいに国庫補助の残りを一般公共事業債に、そういうふうにセットになる起債があるんですけども、そういうものはございませんけども、当該年度、または翌年度に整備工事を行う場合に限り、今の地方債計画のメニューといたしましては、一般単独事業債、これは75%の充当率なんですけども、そういう起債を充てることは可能でございます。ただし、あくまでも公有化ですから、土地を買うわけですから、工事とセットで行う必要がございますして、用地取得のみでは対象にならないと、そんな状況です。

この一般単独事業債というのは、交付税措置のない地方債、要するに見返りのない、本当に一番地方債としては、ただ市が負担を負う、後年度に負担を負う、そういうような地方債でございます。そして、また今回の公有化事業は、やはり相当な事業規模になるんじゃないかと思っておりますので、やはり、起債充当を考える場合には慎重に検討していくべきだというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） できるだけ早く工事ができるように、また起債のことも十分考えていただいて事業ができるようお願いしたいと思います。

それでは、次に、事務事業の見直しの事業内容の透明性について質問してまいります。

先月22日、全員協議会で報告された人吉市地球の環（わ）をまもり隊の廃止について報告がありました。この事業の当初の目的は、地球の温暖化防止、ごみの減量化など、環境問題の改善を図ることであり、人吉市ごみ減量隊として、平成6年に発足した事業でございます。この事業も、平成28年3月31日付をもって発展的に解散いたすそうでございます。隊員の方々には、長い間、人吉市地球の環（わ）をまもり隊の隊員として地域で活動をされましたことに対し、感謝を申し上げます。

廃止に至る経緯で、環境課と一体となって活動してきたが、事業がマンネリ化し、形骸化が課題であったといえます。事業名を聞いただけでは内容がわからない事業があると思

います。人吉市の報酬、費用弁償を支給する事業の中で、当初の目的のままで事業名を変えた事業、事業の内容が変わった事業、他の団体と同じような事業をしている事業などがあると考えます。活動内容、日数、報酬など、事業内容を説明して募集しているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、市といたしまして、市民の皆様に対し、今議員がおっしゃいました委員をお願いしています組織には、まず、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律、または条例に規定され設置されました、これは一般的にいいます附属機関と呼ばれるもの。それから、有識者等の意見を聞きます行政運営に反映させたり、行政運営の円滑な遂行に御協力をいただくことなどを主な目的として、規則や要項等により本市が設置をいたしました協議会等が現在存在しております。そういうところに委員をお願いするというような状況でございます。

いずれも、その設置根拠や設置趣旨によって、組織の性質や形態に相違があるわけ、違いがあるわけでございます、その委員の選任、それから委嘱につきましても、統一されているものではありません。同じように取り扱っているというわけではございません。委員の選任に当たりましては、法令の規定に基づき、関係団体に委員の推薦をお願いするものもございますし、組織の役割、それから、性格に応じまして委員の公募を行うもの。もしくは、関係団体等からの推薦によるもの。もしくは、学識経験を有するものなど、市民各層から、ときには外部からも適切な人材を確保するように、本市のほうでは努めているところでございます。もちろん、公募を行うに際しましては、活動内容、それから報酬額など、諸条件を明示いたしまして、募集を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 募集をする方法は大体わかりますが、この費用対効果が募集、関係団体やなんか払う報酬とか費用弁償、これが地方自治法の203条の2に定めてございますが、報酬は勤務日数によって支給するとあります。条例で定めた場合は、この限りではないということでございますが、この報酬と費用弁償を払うのに一番多い団体、一番多いのが健康推進員が135名という団体でございます。そして、町内嘱託員、衛生員がそれぞれ91名、そうすると、鳥獣被害対策実施隊が70名、このように予算が組まれているわけでございますが、この人数の多い事業の活動状況を考えますときに、この勤務日数によって算出したほうがいいのかな。また、勤務日数によって算出は無理かなというのがございますが、この人口減少が続いている現在、この事業の効果を考えてみる必要がございます。事業の目的を達成しているか、その効果が確実に上がっているかというのをお尋ねしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

なかなか難しいんですけども、問題ですけど。先ほどの一回目の答弁でも申し上げましたとおり、委員を委嘱しております、先ほど私が言いました附属機関とか協議会といった組織には、その設置根拠や設置の趣旨によって組織の性質、それとか形態に違いがあるわけございまして、一定の期間活動をするもの、一定の期間の中で活動するもの、それから、年間を通じて活動を行うもの、また必要に応じて開催されるもの、定例的に開催されるものなど、それぞれ千差万別にあるわけございまして。委員の皆様には、報酬を支払う必要がありますことから、その出席状況や活動状況につきましては、これは所管課におきまして状況を把握しているところございまして、それぞれの組織の委員数につきましては、現在、条例、もしくは規則等で定数が定められているものもございまして、定数の定めがないものにつきましては、組織の設置目的を達成するために必要な委員数を委嘱している状況にございまして。

また、事業の目的を達成できているのかなど、最後のほうにおっしゃいましたけども、検証作業等を行っているのかという御質問でございまして、附属機関や協議会といったものは、その組織を設置し、一定の方向性や意見を見出してもらうためのものが多く、その活動を検証するということは想定していない組織が大半でございまして。しかし、一方では市の事業推進のために市民の皆様方の御協力をいただきながら進めなければならないものもあるわけございまして、こうした組織につきましては、その機関の設置目的、それから、目標を達成できるように、また委員等の皆様が活動しやすい環境を整えていくことは、これは非常に大切なことであると存じておりますので、常にやはり見直しを行うとともに、検証も行いながら、やはり状況に応じた組織、廃止、統合などの整理合理化も今後適時進めていく必要があるということをご存念でございまして、そのように進めていかなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 審議会とか協議会、その目的があるのはよくわかるんですが、市民に協力していただいている事業、この事業に市民からの苦情がございまして、全然出てこない人にも年報酬を払うとか、そういう苦情がございまして、市民に協力していただいている事業の確実な確認ですか、そういうのをもう少ししっかりしていただければ、この定数がはっきりしてくるんじゃないかと思うんですよ、その事業の定数が。

それで、3番目の定員の見直しというところに入りますが、人吉市が人口の減少が続いていることでもあります、町内によっては減っているところもあれば、ふえているところもございまして。この減っている町内の小さなところは、もう役員のなり手もないし、市からの要望があった役員も名前だけという感じもございまして。そういうところについては、やはり定員の見直しが必要だと思っております。この定員の見直しについて市の考え方をお尋ね

したいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

市が委嘱しております審議会や協議会等の委員の中には、町内会からの御推薦や各種団体からの御推薦によって委嘱しているものもございます。議員の御指摘のとおり、市全体の人口減少によりまして、町内会や各団体のいわゆるマンパワーが不足している状況もございます。特に小さい町内会ですと、役員の確保等に苦労をされている町内会もあると存じますし、結果、協議会等の委員に委嘱されたといいたしましても、その方の仕事の御都合や他の役員等を兼務されたりする中で、なかなか思ったような活動が難しいといった現状もあるかと存じます。

人口減少による全体的なマンパワーが不足する中で、協議会等の趣旨、目的を効果的に達成できるよう常に見直しや検証を行っていくことは、これは2回目でもお答えいたしましたけども、非常に重要なことであるというふうに考えております。行政に対する需要や市を取り巻く状況の変化によって、協議会等が行います事務やその委員等の構成も時代とともに変化していくものがございますので、協議会等の目的、事務内容等に応じまして、どのような委員が最もふさわしいか、また定数もどのぐらいが適正か、しっかり検証しながら見直しを行っていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、次の学校給食費の補助について質問してまいります。

給食費の補助の最初の決定について質問してまいります。これは平成28年2月2日、全員協議会において学校給食費の段階的な保護者負担軽減事業について説明がなされました。学校給食法第11条第2項の規定では、保護者の負担とされている給食費を定住促進、子育て支援の一環として、保護者の経済的負担を軽減するために、学校設置者である市が保護者に公費を助成するものがございます。市は、平成28年4月1日から事業を開始する予定であります。この新規の補助事業をどの会議で提案し、議論し、決定したのかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

2月26日に総合教育会議を開催いたしました。その際に学校給食費の助成事業も議題となり、事務局から助成金交付要項の内容に沿って、まだこの段階では交付要項案ですけども、その内容に沿って事業の概要を説明し、市長からこの事業に対する思いを教育委員の皆さんへお話しされ、各委員からの御質問や御意見をいただきました。

なお、どこで決定したかということですが、この総合教育会議で事業の実施が決定したわけではございません。事業の最終的な決定としましては、2つの要件を考えております。1つは、制度的な決定、これは3月の議会終了後の教育委員会の会議で人吉市学校

給食費助成金交付要項を委員会告示として決定していただくということです。それから、2つ目が予算的な決定ですけれども、これはこの3月議会で、平成28年度の一般会計予算の中で、学校給食費の助成金を認めていただくということでございます。

この以上の2点で、予算と要項がそろったときに事業の決定だというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 総合教育会議で大体決定したそうですが、法が改正して、平成27年4月1日から改正されたのですが、総合教育会議には首長が招集して大きなものを決定していかないかんわけでございます。教育の大綱と重点的に実施すべき教育政策、そして災害関係、この3つが大きな問題点だと私は思っています。今回は、重点的に講ずべき教育政策というところで私は提案されて、総合教育会議に諮られたと考えております。それで今回、議会には予算だけを提案されているわけでございますが、この議会の中では予算だけ提案されても、なかなか審議できないわけございまして、条例等がございすれば、審議ができるわけでございますが、要項では市民の目に触れないわけでございます。私たち議員も要求しないと要項は出てこないと思います。それで今、回答がございました予算が決定してから要項をつくるということでございますが、この要項は大体いつごろされるのか、部長にちょっとお伺いしておきたいと思いますが。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

先ほど2つの予算と要項というふうな要件を言いましたけれども、「予算のほうは3月24日に本会議で議決されるという予定でございますけれども、その翌日の3月25日が定例の教育委員会の会議を開く日になっております」が、その日に御提案申し上げて、そこで議決いただければというふうに予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 2つの条件が整ってからということでございますが、予算は今度の議会で可決するか可決しないかは24日に決まりますが、次の質問に入りたいと思います。

運営委員会での議論について、この学校給食の事務の関係が非常に複雑になってまいります。そこで、学校給食センターの運営の中で、補助事務についての議論がどのぐらいにされたのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

去る2月2日の午後4時から、平成28年度の学校給食費についてという議題で、学校給食センター運営委員会の臨時総会を開催いたしました。

事業の趣旨、事業内容、経費、公的助成の方法、流れ、財源、課題、今後の方向性につ

いて御説明を申し上げ、それに対する質疑を受ける形で進めたところでございます。

その中で、次のような御質問がございました。

公費助成のために保護者の委任状が必要となるのはなぜか。それから、滞納者への誓約書はどのように提出してもらうのか。それから、月の途中の転出者、転入者についての対応はどうなるのか。それから、就学援助対象者への対応はどうなるのかなどの御質問等がございました。

なお、この臨時総会におきまして、学校給食費一部助成についての反対意見はございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 運営委員会の反対意見がなかったということは、実行するということであろうと思いますが、それでは、次の質問に入っていきたいと思いますが、市民に対する透明性、公平性の確保について質問いたします。

まず、透明性の確保について質問いたしますが、平成28年度一般会計の予算書の歳出予算書の中で、10款7項1目19節に、学校給食費助成金が2,530万円計上されております。この助成金は地方自治法の14条の2項による条例事項ではなかったのかと私は考えます。この条例づくりを今回さっき言いましたように、条例が出てきたら議会で議論されるんですが、要項ということで、「2月25日」の会議で決定するそうでございますが、この条例をどうして提示しなかったのかをお尋ねしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

市が補助金を交付する場合、一般的には人吉市補助金交付規則に基づいて行われており、同様に県や他市においても補助金は規則、規程、または要項などに基づいて交付をされております。その点、扶助費の支給が一般的に条例に基づいて行われているのとは手法が異なっているようでございます。

今回の給食費の助成につきましても、このような一般的な例に倣い、人吉市学校給食費助成金交付要項を制定し、それに基づいて助成金を交付するよう準備を進めているところでございます。

お尋ねの中でありました地方自治法の第14条については、市民に対して義務を課し、または権利を制限する場合には、条例によらなければならないという規定でございますけども、今回の場合は、義務を課し、または権利を制限するということには当たらないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 地方自治法の14条の2項は、権利を制限するケースですね。義務を課

し、権利を制限する場合ということなのですが、学校給食法の中では、保護者が食材費を支払うということになっている。言えば、私はこれを権利と考えるわけですよ。権利をやめて、それにあえて市が補助を出す。保護者がお金を払うのを、3,000円払わなければならないところを2,000円でいいですよというぐあいにするんですが、それは、私はやっぱり条例事項という考えがございます。これは条例の判断をそれぞれ考える中で、それぞれ違うと思いますが、私はそこで質問して、条例でしなければいけないという考え方で質問したわけでございます。それを市が要項でつくるということは、市なりの考えがあつてだろうと思えますから、ここでやめますが、次の質問に入ります。

それでは、透明性が終わりましたから、次の公平性の確保について質問してまいります。市民に対する公平性の確保について、お尋ねいたします。

今回の給食費の助成は、公金を多数の市民に助成するもので、対象者児童・生徒数は2,300人見込まれております。説明では、学校給食費の滞納者には誓約書を提出していただき、助成の対象者とする説明されました。市民の中には市税の滞納者もいます。新規事業であります特定不妊治療費助成事業では、助成の条件として、市税の滞納をしていない世帯の方となっております。市民に対する公金の助成に公平を欠くと思えますが、市の考えをお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

学校給食費の助成事業に当たって、保護者から納税証明書を提出していただくことは考えておりません。その理由は2点ありますけども、1つは、この事業が市にも学校にも保護者にとっても過重な事務的負担を招かないように、できるだけ簡素で効率的、合理的な方法により実施したいと考えているところでございますが、2,000人近い保護者に納税証明書をとっていただくことは、保護者にとってかなりの負担となりますし、それを確認する作業もまたかなりの負担になると考えているところでございます。

それから、2点目ですけども、税を滞納されている理由もいろいろあると思いますが、もし、それが経済的に困難だということであれば、その方を除外することはこの事業が目指している子育てに係る経済的な負担を軽減し、安心して子育てできる地域をつくるという理念と矛盾するおそれがあると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今まで学校給食費は保護者の負担で、私費のところの会計でやってきたから、誓約書でもよかったという感じはいたします。今度は公金を使うわけですから、どの事業についても不公平感があつてはいけないという感じは私はしています。だから、この市税の滞納者については、やはり給食費についても考えないといけないのではないかと気がしております。

そこで、質問いたしますが、租税優先権というのがございまして、税の滞納者については、補助金を差し押さえることもできるというぐらいに考えますが、その見解についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

租税優先権についての考え方ですけれども、今回の助成金に限らず、補助金全般に関してですけれども、国税、県税、市税などの税務当局が国税徴収法などの法律に基づいて、保護者の税の滞納について、運営委員会に申請して助成金を差し押さえようということであれば、法的にはそれは可能であると思います。

以上です。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今の回答で、要は実施するかしないかというぐあいのかなという感じがいたします。

それでは、次の法令等に違反はしないかというところで質問してまいりたいと思います。

人吉市補助金等基本条例の第3条に、補助金等の基本原則が書いてございます。5番目に補助事業等が、法令の規定に違反しないものであることとあります。学校給食法第11条の2項、経費の負担には、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするとあります。

また、地方自治法2条14項に、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとあります。これらに違反しないのかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

学校給食法第11条及び同法施行令第2条において、学校給食の食材費は保護者の負担とされており第一義的には、保護者が支払うべきものと考えられておりますが、この点について、文部科学省の判断は、この規定は経費の負担関係を明らかにしたものであり、設置者の判断で保護者の負担を軽減するため、公費による負担をすることを禁止する趣旨のものではないとされているところでございます。したがって、今回の公費による助成制度も、法の趣旨に反するものではないと考えております。

次に、地方自治法第2条の最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという規定ですが、これは、私たち地方自治に携わるものに共通する大原則の1つでございますので、一つ一つの事業に限らず、この事業を含めて、全ての職務、全ての場面において常に心に置き、肝に銘じていなければならないと、そういうことであると考えております。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 文科省の判断が禁止するものではないということですが、文科省の判断ですから、それでいいのかなと思います。

それでは、次に、公益上必要なかというところで質問してまいります。

地方自治法第232条の2に、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる」と規定されております。公益を求めるためには、補助金交付の根拠と要件を定める規範を示すことが先ではないかと思えます。市長が公益上必要と考えられることは何かお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。お答えいたします。

今回、提案しております学校給食費助成金は、平成28年度の一般会計当初予算の中で、学校給食センター費の19節負担金、補助及び交付金に計上いたしております。

具体的には、補助金の中の助成金として人吉市学校給食費助成金交付要項を策定し、その要項に基づき支出をしていきたいというふうに考えております。

市が助成金を支出する場合に根拠となります法令は、先ほど議員がおっしゃいましたように、地方自治法第232条の2に規定いたしております普通地方公共団体は公益上必要がある場合は、寄附または補助をすることができるという条文でございます。この条文に基づき、市は公益上の必要性がある場合に補助をすることができるということになりますが、今回の事業の場合は、公益上の必要性として、子育て世帯の経済的負担の軽減という目標があり、それにより、若者の定住を促進し少子化に歯どめをかけ、それが地域活力を維持することにつながり、ひいては将来の地域を担う子供たちを応援することにつながるものと考えております。今回、その公益上の必要性を根拠に、地方自治法第232条の2に基づく助成事業を行うものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 公益上の必要性は十分よくわかっておりますが、それでは、次に、また質問してまいります。

次の、財政に余裕はあるのかということで質問してまいります。

補助事業を新規にする場合は、最も重要なのが、財政に余裕があるということでございます。最近の裁判例では、財政の余裕を問われる事案が多いそうでございます。今回、私が調べた上では、財政上の余裕について裁判例が、これは神戸地裁の昭和62年9月29日のものでございますが、内容では次のようなことが挙げられております。

まず、第1点目は、地方公共団体の収入は、地方自治法第232条第1項の経費に優先的に支弁されることから、財政上の余裕を考慮しなければならない。2点目は、事業活動が課すべき公益目的の内容、その目的が財政上の余裕の程度、その関連において、どの程度の重要性と緊急性を要するか。また、公正公平など、他の行政目的を阻害し、行政全体の均

衡を損なうことはないのか。3番目に、補助金の支出が目的違反、平等原則等の違反、裁量権濫用、逸脱のあるときは違法となると言わざるを得ない。以上の3点が挙げられているわけでございます。人吉市は給食費補助金を歳入と歳出との総合的な調整とバランスの中で捻出されるとありますが、給食費補助は単年度補助でなく、複数年をかけて補助されることを考えますと、財政上の余裕は絶対の必要条件と思います。市の考えをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、財政に余裕はあるのかということでございますけども、施政方針において述べてありますように、平成28年度の一般会計の当初予算編成は、感想として大変厳しいものがございました。御承知のとおり、財源調整のための基金を3億円ほど取り崩し、収支のバランスをとりましたが、恒常的な財源不足は近年も当面は解消できないのではないかと、そういう状況でございます。したがって、財政に余裕はあるのかという御質問に対しましては、当然のことながら、市の財政は厳しいとしか言わざるを得ないということでございます。ただ、予算を編成する、つくるに当たっての一般論というものがございます。これはどこの自治体も同じなんですけども、自治体の予算編成方針で示されます首長、本市でいうならば、市長の重点事項の第一義的なものは、選挙公約の実現に向けて設定される事項であるということ言うまでもございません。したがって、首長は選挙公約を掲げ、住民に対し、任期中に政策実現を約束したことを考慮いたしますと、これは財政的に余裕がないので、政策実現のための事務事業の予算化はできないということは、これは政治的な責任もつながってくるわけでございます。しかしながら、現実問題として自治体としての実施事務を負い、さらに独自の政策を優先的に盛り込むことは事実上困難でございますので、市町村事業計画、本市で言うならば、第5次の総合計画（後期基本計画）などに位置づけ、適正な優先順位を設けて実施していくことが必要になるわけでございます。

今回の学校給食費の一部補助に伴います予算計上でございますが、市長が就任後の今年の6月の定例市議会の施政方針において述べましたように、任期中最大の使命、人口減少問題へ着実な対応をしていく。特に子育て世帯を支えるために、健やかに暮らせる人吉市を目指す。このことに道筋を立てることができるかは、これは非常に重要なことであると存じておりますし、総合計画の中にも総合戦略、地方創生の総合戦略の中にも高いレベルで位置づけておりますので、今回の件はそのような観点に立ち、予算の計上を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 裁判では、新規の事業を行うには重要性と緊急性、全体の均衡を損なうことがないようにということでございますが、市長は108の事業を提案されております。

それはやっていったら大変な借金になるかなと思いますが、人口につながる方策の市長の公約の中の最重点でやっていくということでございますから、しっかりと予算の配分をしていただきたいと思います。

それでは、次の補助事務について質問してまいります。

全員協議会において、学校給食センター運営委員会が保護者からの委任を受けて、出納事務を総括すると説明されました。人吉市補助金交付規則によりますと、補助金の交付については必要な事項を定めてあります。交付の申請、交付の決定、補助指令書、交付実績報告、関係書類の整備、補助金の返還など、補助金の流れが規則によって決められております。給食費補助金2,530万円の予算に対し、補助金申請者数は2,300人が見込まれております。補助の事務量が大きい。短時間に的確に処理できるのか。出納事務は補助金の流れでは一部分にすぎないと考えますが、市の考えをお尋ねしておきます。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今回の助成ですけれども、一般的な補助金交付規則以外に、このための人吉市学校給食費助成金交付要項をこれから制定して、それにより事務を進めていくということにしております。市からの助成は給食費を負担すべき保護者に対して行うものでございますが、まず、年度初めに保護者から学校を通じて、人吉市学校給食センター運営委員会に対し委任状を提出していただくことで、運営委員会が保護者からの委任を受けて、給食費を保護者負担額と公費助成額に区分し、その請求、受領、支払い、精算、決算などの出納事務を総括することとしております。したがって、助成金の請求や受領、精算は、市と運営委員会との間で行うことになり、事務的な負担軽減につながっているものと考えております。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） この委任状の内容と要項の内容が全然わからないところで、事務の流れを言っても、やりとりが、うまくできませんから、ここでこの質問をやめますが、要項をきちっと作成していただいて、この補助金交付規則に違反しないように、きちっとした要項ができると思いますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

次の、補助状況の公表について質問いたします。

人吉市補助金等基本条例第7条に、情報の公表がございます。市長は補助金等の申請、交付、見直しの状況その他の補助金等に関する情報の積極的な公表に努めるものとあります。積極的に公表していただけるかお尋ねいたしますが、国の政策においては、保育料の負担軽減について制限はありますが、無償化の方向に向かっております。子供の医療費制度についても、国の検討会で検討されております。国勢調査の結果が交付税に影響し、市町村は人口増加対策に力を入れてくると思っております。給食費の補助が保護者の経済的負担を軽減し、出生数を上げることは人吉市の人口の増加に寄与すると思っております。早いか遅いか

はありますが、取り組まなければならない事業と思います。

また、保護者負担軽減では、医療費、保護費、学校の教材費等についても考える必要があると思います。子育ての補助金等について、市長の考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは、補助金の状況の公表に関してですが、先ほどおっしゃいましたように、市の補助金の基本原則など、基本となる事項を定めました人吉市補助金等基本条例第7条に、補助金等に関する情報の積極的な公表に努めるものとする規定されておりますので、その趣旨に沿って運用してまいりたいと思います。

続きまして、教材費等の子育てに対する助成をしていく考えはないかという御質問に対してですが、国は、子ども・子育て支援といたしまして、次代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進しているところでございます。

本市におきましては、平成27年度から平成31年度までの5カ年間におきまして、次世代育成支援行動計画後期計画での取り組みを生かしながら、子供を安心して育てることができ環境、子供たちが健やかに育つ環境づくりを目指して、人吉市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。その中の基本目標の1つに、安心して子育てできる環境づくりがあり、その基本施策の1つに経済的な支援を位置づけて実施をしているところでございます。学校教育関係の支援の1つといたしましては、生活保護の場合は教育扶助という形で、準要保護の場合は就学援助という形で公費による助成を行っております。この助成の内容につきましては、新入学児童生徒学用品費、給食費、集団宿泊等の校外活動費、修学旅行費、医療費などを助成しているところです。今後も、この内容で支援を行っていくように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 市長の回答を聞きまして大体わかりますが、これからの時代は安心して子供をつくれる環境が非常に大事だと思います。市の財政とちゃんと見比べていただいて、事業計画を練っていただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時30分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

## 発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、教育部長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○教育部長（松岡誠也君）（登壇） 申しわけありません。発言の訂正をさせていただきます。

先ほど、仲村議員の学校給食費に関する答弁の中で、「予算のほうは3月24日に本会議で議決をされるという予定でございますけど、その翌日の3月25日が定例の教育委員会の会議を開く日になっております」というふうに申し上げましたけども、それを訂正させていただいて、「予算のほうは3月24日に本会議で採決をされるという予定でございますけど、予算をお認めいただいた場合は、その翌日の3月25日が定例の教育委員会の会議を開く日になっております」というふうに訂正させていただきます。大変申しわけありませんでした。

○議長（田中 哲君） ただいまの訂正につきましては、御了承いただきますようお願いいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今の謝罪でございますけれども、大変申しわけありません。やはり議決につきましては、大変重いものだと思っております。先輩議員からも仰せつかっております。議長のほうからも今言葉がございましたけれども、やはり、こういったことにつきましては、議長からもございましたけれども、再三注意をしていただきたいと、議員からもお願いをしておきたいと思っております。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 11番議員の本村です。それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思っております。

内容としまして、まず、1点目に1億総活躍社会についてです。2番目に子供の貧困についてです。3番目に少人数学級についてです。そのところで、要旨のところは小学校2から3年生までの引き上げについてということを書いてありますけど、2年生まで既になってますので、3から4年生までの引き上げについて質問してまいります。4番目には、ダムによらない治水対策です。5番目に街路樹の管理について質問を行ってまいりたいと思っております。

では、まず1点目の1億総活躍社会について質問を行ってまいります。

市長は、所信表明において、安倍政権が打ち出した1億総活躍社会について触れ、呼応しながら行政運営に努めてまいりたいと述べています。このことは、市長が1億総活躍社会に対して期待していることのあらわれだと思います。私は、国民には消費税増税を押しつけながら、大企業には法人税減税の大盤振る舞いというのが1億総活躍社会の正体で、国民生活の向上にとって、全く期待できるものではないと思っております。そのような思いからこの質問

を行います。

インターネットで首相官邸のページから1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策を手に入れました。この中に緊急に実施すべき対策を見てみますと、真っ先に書かれている内容は、法人税改革については、平成28年度の税率引き上げ幅を確実に上乘せし、税率を早期に20%台に引き下げる道筋をつけるということです。法人税減税は大企業を優遇する制度です。法人税減税によって、黒字の大企業は恩恵を受けますが、赤字の中小企業は恩恵を受けません。

そこで、市長に1億総活躍社会の一丁目一番地の政策は法人税の引き下げ、すなわち大企業減税であることを認識しているかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

政府与党内部では、昨年暮れから税制改正に向けた議論が進められており、その中でも法人税の実効税率の引き下げが焦点となっていることは存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 安倍首相は、そこを一番に考えていることは、安倍首相の動きからも読み取れるところです。11月26日に行われました1億総活躍国民会議で、安倍首相は我々は経済の好循環をつくり出すことができたと言っています。しかし、好循環どころか2014年度の国内総生産はマイナス成長でした。2015年度も4から6月期、7から9月期と2期連続のマイナス成長です。これは、国民総生産の6割を占める個人消費が低迷しているからです。実質賃金はことし6月までで2年3カ月の連続減少となり、また、正社員が減って、非正規雇用がふえています。家計が冷え込むのは当然です。これに対し、大企業はアベノミクスの恩恵を一身に受けています。2015年4から6月期の大企業の経常利益は17.5兆円と過去最大だった昨年度を大幅に上回るペースです。ところが、大企業は膨大な利益を上げて賃金や国内の設備投資に回さずため込んでいます。内部留保は安倍政権下で27兆円もふえ、300兆円に迫っています。企業収益の増加が賃金上昇、雇用拡大につながり、消費を押し上げるというアベノミクスの破綻は明白です。その失敗を覆い隠すため、安倍首相が新たに持ち出したのが1億総活躍社会です。アベノミクスの第2ステージとして位置づけ、1、強い経済。2、子育て支援。3、安心の社会保障を打ち出しました。しかし、11月26日に発表された1億総活躍社会に向けた緊急対策で真っ先に掲げられたのは、法人税減税の加速です。これでは、国民の家計を応援することには全くなりません。子育て支援や安心の社会保障についても出生率が下がり、介護離職がふえるような政治を進めているのは安倍政権自身です。安倍政権は生涯派遣を強いる労働者派遣法改悪を強行し、残業代ゼロ法案の成立も狙っています。若者や女性の雇用を悪化させれば、ますます少子化に拍車がかかります。

介護を担う介護福祉士養成施設入学者は安倍内閣の3年で3割も減りました。介護事業

者の倒産もふえています。原因は安倍政権による介護報酬の大幅引き下げです。市長に安倍首相は1億総活躍社会を打ち出しましたが、このままでは国民の家計はさらに苦しくなり、国の経済はさらに大変になってしまうという認識はないのかということをお聞きします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

1億総活躍社会についてでございますが、地方においては景気のマインドが高まっているという状況はなかなか見出せないというのが実直な感想です。当然、アベノミクスの政策や、今回の1億総活躍社会の提唱についても厳しい評価や御批判があることも承知しておりますし、平易ではない課題もさまざまにあるものと存じます。今回も国の示された施策の中で本市の発展方向や振興策と合致するものをいかに、それも効果的に取り組んでいくのか、そして、そのことによって少しでも市民の生活をさまざまな意味で豊かにしていくこと。それが市長である私の役割だと考えております。文字どおり1億総活躍社会、そして、総幸福社会であるように、心から望むものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 市長のおっしゃるとおりで、その中で市の発展、あるいは、市民のためのいろんな施策について取り組んでいただきたいと思います。また、大まかに見て、やっぱり今までと安倍首相は大企業の応援を、政治をやってきたと私は思いますけど、これまで言われてきたトリクルダウンですね、昔言われた。今はこれをやっても中小企業が豊かになってこないし、労働者の収益もなかなか上がってないという状態で、それがかなり破綻しているのが今言われています。その中であって、やはり大企業減税と今までと同じようなことを進めていくのは大変問題を感じております。

私は、暮らしと経済を立て直すためにも、このような大企業応援をやめて、家計を応援する政治へと転換すべきだと思います。そのために、1つ目には10%への消費税はきっぱり中止する。2つ目に膨れ上がった大企業の内部留保の一部を活用し、大幅賃上げと安定した雇用を実現する。そのために正社員が当たり前の社会にする。最低賃金を大幅に上げる。3番目に社会保障の切り捨てから充実へ転換する。4番目に大金持ちや大企業ほど税の負担率が低くなる逆転現象を改め、能力に応じて税金を負担する。このようなことこそ行うべきだと思うことを述べまして、この点については次のほうに移っていききたいと思います。

次の、子供の貧困の問題に入りたいと思います。

子供の貧困が大きな社会問題になっています。人間形成の重要な時期である子供時代を貧困の中で過ごすことは、成長、発展に大きな影響を及ぼし、進学や就職における選択肢を狭め、みずから望む人生を選び取ることができなくなってしまいます。本人には何の責任もないのに、子供の今と同時に未来を脅かすもの、それが子供の貧困です。子供の貧困は、とりわけひとり親世帯に多いと言われております。そこで、これらの世帯の所得がどれぐらいな

のか明らかにする必要があると思います。厚生労働省は、国民生活基礎調査を行っていますが、平成22年の調査では全世帯高齢者、児童のいる世帯、母子世帯について、一世帯当たり平均所得金額が報告されています。それらがどのような額になっているかお答えください。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

平成22年国民生活基礎調査による世帯別の所得の状況についてでございますが、一世帯当たり平均所得金額は全世帯では549万6,000円、高齢者世帯では307万9,000円、児童のいる世帯では697万3,000円、母子世帯では262万6,000円という結果になっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 非常に母子世帯の所得が大変な状況にあるのが、この国の調査からも明らかだと思います。それで、もうちょっとこの点についてお聞きしたいと思うんですけど、今答弁された調査結果では、所得金額階級における各世帯の割合がわかるようになっていますが、母子世帯において所得が50万円未満、50万円から100万円、100万円から150万円、150万円から200万円の世帯の割合は、どのようになっているかお答えください。

また、人吉市の現状に当てはめるために、人吉市におけるひとり親世帯と、そのうちの母子世帯の数をお答えください。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

平成22年国民生活基礎調査における母子世帯のうち、所得金額が200万円未満の世帯の割合について所得金額階級ごとに御説明いたします。

まず、50万円未満の階級につきましては0.5%、50万円から100万円未満の階級につきましては8.2%、100万円から150万円未満の階級につきましては11.1%、150万円から200万円未満の階級につきましては19.7%となっております。母子世帯全体に対する所得金額200万円未満の世帯の割合は、あわせて39.5%となっております。

また、人吉市における母子世帯数でございますが、平成22年国民生活基礎調査と同年に行われました平成22年国勢調査の結果でお答えさせていただきますと、18歳未満親族のいるひとり親と子供世帯の数は421世帯であり、うち母子世帯数が376世帯となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 答弁いただいたように、39.5%が200万円以下の所得だということですね。今おっしゃったように、母子世帯が376世帯の39.5%が200万円以下の所得だということで、その世帯を計算しますと、149世帯となります。人吉市ではこれに相当する世帯の子供たちが厳しい環境の中にいると推測できます。大変深刻な状況だと思います。

さらに、子供の貧困の実態を明らかにしていくために、子供の相対貧困率と就学援助について質問を行っていきたいと思います。

内閣府は子供・若者白書を出していますが、平成27年度版において、子供の相対的貧困率と就学援助について、どのように記述してあるかお伺いします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

平成27年度版、子供・若者白書によりますと、子供の相対的貧困率は1990年代半ばごろからおおむね上昇傾向にあり、平成24年には16.3%となっているということでございます。また、子供がいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%であり、そのうち、大人が一人の世帯の相対的貧困率が54.6%と、大人が二人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっているとも述べられております。

次に、経済的理由により就学困難と認められ、就学援助を受けている小中学生は、平成24年には約155万人で、平成7年度の調査開始以降、初めて減少しており、その主な原因は子供の数全体の減少によるものであると見られております。

さらに、就学援助率は、この10年間で上昇を続けており、平成24年度には過去最高の15.64%となっているということでございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、答弁いただきました全国平均も子供の貧困率がふえる中で、就学援助率がふえてきている実態が明らかになりました。人吉市でも同様の現象が起きているのが気になります。

そこで、10年前である平成17年度の就学援助率はどうなっていたのか。そして、今の動向を知るために、平成24年度から平成27年度までの就学援助率の推移がどうなっているのかをお答えください。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

本市の就学援助については、人吉市就学援助費事務処理要項に基づいて、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の援助を行っております。その援助の内容は、学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、医療費などでございます。それぞれの費目ごとに国の基準額に基づいて市が援助額を決定し、援助を行っているところでございます。

就学援助の実績といたしましては、10年前の平成17年度は、本市における全児童・生徒のうち、7.3%の児童・生徒の保護者が援助の対象となっております。さらに、平成24年度における就学援助の対象者の割合は、全児童・生徒の13.3%、平成25年度は13.2%、平成26年度は13.7%、平成27年度は14.4%でございます。したがって、就学援助対象者の割合は年々上昇する傾向が見られ、平成17年度と平成27年度を比較いたしますと、およそ2倍になっているという状況でございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、答弁いただきましたように、10年前の2倍になっている。そして、またこの数年間でもどんどんふえているという実態が明らかになって、本当に深刻な状態で、支援をしていく必要が本当に大切になっていると思います。対策は、私は待ったなしだと思います。平成25年には、子供の貧困対策の推進に関する法律が制定されています。その第4条には地方公共団体の責務が規定されており、このように書かれています。地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するというものです。また、基本的施策として、第10条に教育の支援、第11条に生活の支援、第12条に保護者に対する就労の支援、第13条に経済的支援が書かれています。市長に子供の貧困に対する対策を講じるべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

子供の貧困対策の推進に関する法律第2条第1項によりますと、同法の基本理念は、子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならないとされております。このことは、まさに私自身が政治家を志すきっかけとなり、また、政治家である私の使命でもあります。子供たちの将来のために、地域を、そして国を次の世代にしっかりとつなぐことと、その理念の方向性を同じくするものと考えております。

また、同条第2項におきましては、子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取り組みとして行われなければならないとされております。この第2条及び地方公共団体の責務を明記した第4条の規定にのっとり、地方公共団体の長である私といたしましても、当然に福祉、教育及びその他の関連分野において、子供の貧困に対し、国と協力しつつ、この地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責任を有すると強く認識をしているところでございます。その責任を果たすための具体的な施策の展開につきましては、人吉市子ども・子育て支援事業計画に基づく、各種事業等において、国などとも連携し、行政及び地域における子育て支援の充実を図っていくこととしておりますが、さまざまな子育てに関する不安感、負担感の中で、特に不安やお悩みの多い項目が経済的負担でございまして、このことは市のアンケート調査結果を見ても明らかであり、子育て中の市民の方々との対話の中でも、私に対して数多く寄せられる声でございまして、つきましては、国などとも連携した各種手当や給付等の助成に加えまして、このような地域の状況に応じた施策として、私の選挙時にお約束をいたしました中学校卒業までの医療費の無料化、学校給食費の段階的な補助化につきましても、第5次総合計画（後期基本計画）において位置づけをさせていただいたところでござい

す。現在、大変厳しい財政状況ではございますが、議員各位及び市民の皆様の御理解と御協力を賜り、このような施策の実現に向けて努力していくことにより、地域全体で子育て世代を支え、子供を育ていく端緒としてまいりたいと存じております。

また、これにとどまらず、その他のさまざまな子ども・子育て支援の充実を通じて、本市における子供の貧困対策の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 子供の貧困対策に対する市長の思いは非常に伝わったところです。

その中で、おっしゃいましたけど、医療費の助成と学校給食の無料化に関してこんなふうになってます。インターネットでNHKの時事公論のページを見てみますと、子供の貧困対策に関して、貧困問題の専門家が国に児童手当、児童扶養の手当の拡充、2つ目には、給食、修学旅行の無償化、3つ目に、医療費の窓口負担ゼロ、4つ目には、社会保障、税負担の軽減を求めたことがわかります。全国を見てみると、1日の食事が菓子パン一個で、体重が減ってしまった中学生に対して、学校からの虐待通知がなされたという事例もあります。給食が唯一まともな食事という生徒が100円ショップで菓子を包む50枚入りのオブラートを買って、空腹をしのいでいるという事例もあります。また、人吉市内の学校の先生からも、給食のない夏休みに体重の減る子がいる。この話を聞いてます。学校給食を普遍的な現物支給制度として位置づけることが子供の食のセーフティネットを確保する視点から求められています。今議会において提案された学校給食費の公的支援は、子供の貧困対策としても大変よいことだと思います。市長のマニフェストでも学校給食費の無料化と医療費の完全無料化が掲げられています。子供の貧困対策としても、どちらも大切な手だてだと思います。

医療費の助成に関しては、1、子供の健康と命に関係している。2、条例で制定されており、より重みがある。3、拡充を求めた運動が行われ、多くの署名が集まっている。4、これまで、議会で何度も論議されている。ということがあります。本来なら、こちらを優先させるべきではないかと私は思ってます。このことから、医療費の完全無料化を後回しにすべきではないと思いますが、このことに対する市長の考えをお聞きします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

中学校卒業までの医療費無料化と学校給食費の段階的な全額補助は、どちらも将来の地域を担う子供たちを応援するために、定住促進、子育て支援の一環として保護者の経済的負担を軽減するための事業であり、議員御指摘のように、同じ方向性を持つ施策でございます。同時に、私が掲げております108つの施策の中でも少子化対策、人口減少対策として、優先的に取り組むべき喫緊の課題であると認識をいたしております。そこで、どちらが優先ということではなく、どちらも並列で進めてまいりたいということですが、現状を見て

みますと、子供医療費の無料化は平成26年7月から小中学校の児童・生徒を対象に、一医療機関当たり通院等日額500円、入院月額2,000円を限度に保護者の負担をお願いする事業がスタートしておりまして、これにより、実際に負担が必要な医療費のうち、8割程度を公費で負担し、保護者の負担は2割程度となっております。それに対し、学校給食費の助成はまだ手つかずの状態で行っていましたので、今回は御提案を申し上げておりますように、学校給食費の段階的な負担軽減事業をスタートしたいということでございます。

今後も、財政状況を見ながら両方の事業を並行して推進していき、安心して子供を生み、育てることができる保育教育環境が整ったまちを目指して努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 子供の貧困対策としても、市長が今おっしゃったように、そういう施策のことについて頑張ってほしいと思いますが、私はさっき申しましたように、そういう今後もいろんな施策を考えられるかもしれませんが、いろんなその辺の効果とか条例とか、いろんな市民の要求とか、そのことは重々考えられて進めていただきたいということは申しておきたいと思います。

これで、この問題についての質問は終わります。

議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 次に、少人数学級について質問してまいりたいと思います。

少人数学級は、子供たちの学習や生活の向上にとって大変効果のある施策だと思います。文部科学省は平成17年に前年度に少人数指導をした学校から抽出した小学校477校、中学校478校へのアンケート調査結果を発表しています。学習においては総じて、児童・生徒の学力が向上した。それから、授業につまずく児童・生徒が減った。また発展的な学習に取り組める児童・生徒がふえたという設問と、生活においては、不登校やいじめなどの問題行動が減少した。それから、児童・生徒の基本的な生活習慣が身についたという設問において、小学校と中学校いずれにおいても、とてもそう思う、そう思うをあわせた割合は、余り思わない、全く思わないをあわせた割合を大きく上回っています。教育委員会に少人数学級の効果に対する認識をお伺いします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様こんにちは。ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、本件におきましては、県独自に平成15年度から小学校1年生において35人学級が導入され、平成16年度からは小学校2年生にも導入されました。さらに、平成23年度からは、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて、小学校1年生においては、国による教職員配置により、35人学級が適用されております。35人学級をはじめとする少人数学級につきましては、議員も先ほど申されましたように、学級の規模が小さくなることによって、担任が子供たちを把握しやすく、また、子供の実態に即した柔軟な指導が可能になります。さらに、先生と子供のふれあいが一層密になることや、子供一人一人の活躍の場が増加することなどのメリットがございまして、児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな教育を推進する上で非常に有効であると認識しております。

特に、小学校1年生におきましては、義務教育が始まる大切な時期であり、集団行動がとれない。授業中に座ってられない。話を聞かないなどの状態が長期にわたって続く、いわゆる小1プロブレムが起こる場合があると言われております。幼児教育の場面から小学校教育の場面への円滑な移行を図り、子供たちが落ちついて小学校生活を送ることができるようにするためにも、より細やかな教育を行うことができる少人数学級は1、2年生において、より効果的であると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 教育委員会におかれましても、この少人数学級の効果をよく認識されてることをわかりました。それで、人吉市においても、少人数学級の拡充を行うべきだと思います。現在、小学校1、2年生が35人以下という少人数学級となっており、3年生以上は一般的な40人以下となっていると先ほども申されました。小学校3年生まで35人以下の少人数学級とした場合には、現状のままと比べて、来年度以降、毎年何クラスふえた状況になるのかお答えください。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

現在、小学校3年生以上の学級編成において適用されておりますのは、当該学年の児童・生徒数が41人以上では2学級、81人以上では3学級となる、いわゆる40人学級でございます。35人学級とは、当該学年の児童・生徒数が36人以上では2学級、71人以上では3学級となるように学級編成を行うものでございます。

今、御質問にありましたように、この35人学級を3年生に1、2年生と同様に適用いたしますと、小学校6校で見込まれる学級数の増加は、平成29年度で1学級、平成31年度で3学級、平成32年度で1学級、平成33年度で1学級でございまして、平成28年度と平成30年度の増加はございません。これは、あくまで平成28年1月15日の試算でございますので、毎年、児童・生徒の転出入によりまして、各学校の児童数には増減がございますので、学級数につきましても、今後増減する可能性がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 見通しとしての話でわかりますが、大体、毎年1学級ぐらいふえるという考え方でなってくるのかなと思います。そこで、小学校3年生まで少人数学級を広げれば、どれだけの財源が必要になるのか調べてみました。人吉市では、年によって変わりますが、毎年ほぼ1学級ふえることに平均すると、1学級ふえることになりますので、教師を一人ふやすことになります。熊本市が少人数学級の拡充を行ったと聞いたので、実施経費の試算を手に入れました。

常勤講師を採用した場合、一人当たり年間380万円が必要となっています。これらの財源を生み出すためにも、問題となっている花まる学級を中止すべきだと思います。来年度の花まる教室委託料の予算は630万円となっていますので、これをやめれば、小学校3年生までの少人数学級は確実にできます。また、あと130万円ほどの予算を加えれば、小学校4年生までの少人数学級が可能になります。12月議会でも申しましたが、そもそも花まる教室は中止すべき事業だと思います。12月議会では学校教育法、学習指導要領、先生の声に照らしての事業のおかしさを明らかにしてきましたが、さらに市民の中にはこんな声があります。私塾の教育教材に、教育委員会がお金を出して学校でやらせてよいというのなら、公文などをやらせても問題がないのかという意見や、あるいは、人吉市花まる教室実施要項を見たが、主催が人吉市教育委員会と人吉市中央公民館となっており、指導体制が人吉市教育委員会及び校長の指導監督のもととなっている。教育行政の独立から見ておかしいという声が聞かれます。教育委員会はこのような声に対してどう説明するのかお伺いします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、人吉市花まる教室の捉え方につきましては、平成27年12月の市議会で御質問がっております。その点も踏まえてお答えさせていただきたいと存じます。

人吉市花まる教室は、放課後等の学校教育以外の場面で、いわゆる教育課程外の社会教育の一環として参加を希望する小学校2年生の児童に対して、花まる学習会の教材や教育方法を活用した学習の場を提供するものでございます。

このことに関しましては、国や県といたしましては、学校教育の重要性を踏まえた上で、学校、家庭、地域が連携して、地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域のコミュニティを活性化していこうという方向性であるようでございます。

具体的には、本市におきましても、社会全体の教育力の向上を図るとともに、小中学生への学習の機会を提供することを目的として、本年度から地域未来塾の事業を実施し、行政が主体となって、地域や民間の教育力を活用した放課後パワーアップ教室などの取り組みを進めておるところでございます。

実際に、教室に在籍している2年生児童が花まる教室に参加している様子を見ますと、本年度も大変意欲的に生き生きと学習に取り組んでいる姿が見られました。参加している児童の感想からは、花まる教室のある日を楽しみにしている様子や、1年間の学習を通じて、みずからの成長を自覚している様子が伝わってまいりました。また、参加している児童の保護者の感想には、児童本人がとても楽しみにしていること。花まる教室によって考える習慣が身につき始めたように感じるなど、児童の成長の変化が認められる記述がございました。さらに、なるべく教室の実施回数をふやしてほしい。3年生でも花まる教室で学習できるようにしてほしいという要望もございました。このような児童の様子や、その保護者の思いから考えますと、本年度におきましても、事業の実施対象となる児童、保護者におおむね有意義なものであったと受けとめていただいているものと考えているところでございます。

放課後など、学校教育以外の場面で花まる学習会という民間の教材や教育方法を活用した先進的な取り組みの1つだと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、花まる教室に対するいろんな声を言われましたけど、花まる学習塾の是非、教材の是非は、私はどうもどうこう言っている、あるいは言ったつもりじゃなくて、そのことを問題にしてるんじゃないくて、教育委員会が私塾の教材を購入してあると。使っていると。こういうことを問題にしているのもあって、もう1つは、要するに、社会教育の一環といいましたけども、学校でそもそもやる。案内は先生たちが配るというようなこと。あるいは、前に答弁ありましたが、朝自習の場面でやるということから考えたら、これは当然学校の教育とは切り離せないものだと思います。こういった点で大変問題があるというのを思います。ただ、この問題点につきましては、今後、再びこの項目を出して質問していくので、特にきょうは少人数学級のことで質問してますので、その点からで質問は続けていきたいと思っております。

それで、ある子供を持たれるお母さんに話を聞くと、花まる教室をやるよりも、少人数学級や特別支援教育支援員をふやしてほしいと言われました。また、ある学習塾の先生は、私は花まる教室のことはよくわからないが、制度として変な話だ。学習塾で子供たちに長年かかわっているが、昔に比べて今の子供は手がかかるようになっている。そのことを考えれば、少人数学級の拡充のほうがよっぽどましだと述べられました。花まる教室はきっぱりやめて、少人数学級の拡充こそ行うべきではありませんか。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

人吉市花まる教室事業の予算を35人学級の3年生の拡大に使ってはどうかという、本村議員の御指摘がございました。現在、教育関係の予算につきましては、本事業の予算を含

めて総合的に判断を行いながら予算配分を行っておるところでございます。今後につきましても、今、御指摘のあった内容等も含めて、現場の声、そして保護者の声、さらには子供たちの様子等も毎年毎年精査し、さらに評価をしながら点検評価を行いながら、事業全体を見直し、また今後につなげてまいりたいと思っております。教育関係予算の適正な配分と有効な活用ができますように、今後努めてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今後、いろんな子供の様子とか見て、評価しながらつなげたいということですけど、先ほど質問いたしました子供の貧困に対しても、貧困の連鎖ですね。何によって起こるかといったら、子供たちの学力ですね。貧しい家庭の子供たちが学力がついてないということが貧困の連鎖につながっていると、こういうふうに言われています。

それと、今、私、精神福祉保健ボランティアやってますけど、そういう面で精神科の先生のお話を聞く機会が多いんですけど、やはり今起こってるのは、発達障がいの子供たちの問題ですよ。これは確実にふえていと言われます。原因が特にわからないと。本当に大変になってくるだろうと。学校現場で大変ですが、やっぱりそういう面では先生たちの苦勞もふえないように、やっぱり少人数学級にしていくべきだと思いますし、そういう障がいをもった子供たちに対しても、やはり問題行動を起こす中には、それは理由があると。そこを考えなければいけないということを、そういう目で見なきゃいけないというふうに言われてます。そういった面では、やはり少人数学級を進めていくべき必要があると私は思うと、そのことをぜひ、今の教育委員会でも考えていただきたいということを申しとおきたいと思います。

次、ダムによらない治水対策のほうに移っていきたいと思います。

ダムによらない治水を検討する場に提案された資料では、追加して実施する対策を実施した後においても、過去のものと同等の洪水が起こった場合に、計画高水位を超える場合があるとしています。

また、氾濫想定区域では、河川の水位が計画高水位を超えると堤防が破堤することを前提にしてあります。そのために、過去のものと同等の洪水が起こった場合に、氾濫が想定される区域が存在するとしています。このことに対して人吉市は堤防が破堤しないような対策を国に要望していますが、国土交通省は堤防が破堤するという考え方をその後行われている球磨川治水対策協議会においても示しています。そのような状況の中、鋼矢板による強靱な構造をもつ堤防の建設が進められていることがわかりました。インターネットで見ると、鋼矢板やコンクリートのくいを地中に打ち込む業者でつくられた全国圧入協会は、河川堤防、護岸の強化策として、インプラント構造の堤防を提案しています。ある業者のページを見てみますと、インプラント構造の堤防の概要として、このように書かれ

ています。堤体に鋼矢板や鋼管杭など、剛性の高い鋼杭を連続して設置することで地震動による液状化、地盤沈下、側方流動や津波の外力などに粘り強く耐え、破堤することなく防災機能を維持し続ける強靱な堤防である。南海トラフ巨大地震など、地震や津波の被害が想定される海岸や河川に構築（または既存堤防を補強）することで、被災時の堤体損壊を防ぎ、人的被害と経済損失を最大限にとどめる。また、被災後の早期復旧の観点からは、天板を緊急輸送、道路やポンプ車による排水作業基地として活用することも可能であるというものです。既に高知県高知市や土佐市、愛知県豊橋市、神奈川県鎌倉市の堤防においては、インプラント構造の堤防がつくられていることがわかりました。とりわけ、高知県高知市や土佐市の事業は国土交通省によって行われています。それで皆さん方のほうに資料をお配りしてお願いしましたが、そこに、二重鋼矢板式のインプラント堤防の構造が載っていて、このように鋼矢板を地中に打ち込んで強い堤防をつくる図が示されています。なぜ、この堤防の構造が強いのかというと、下に示したのがありますけど、インプラント構造というのは、鋼矢板など打ち込むため、地球と一体化して堤防がつくられるため、構造的に強いということでした。今まで一般的な河岸の、右側に載っているのは、海岸の堤防で基本的に土の中に埋められているものの、その重さによって耐えるものだから、津波に受けるようになってますので、これのほうはかなり、インプラント構造のほうが、それに比べて重さのフーチング構造よりも強いという説明が載っておりました。

それで、球磨川も一番上のどうなってるかということ、堤防はパラペットになっていますけど、基本的にあの構造というのは、このフーチング構造のようなみたいなものの河川版で、上に乗っかってるといふうなものを、ある建築業にかかわられてた方に尋ねたところ、そうだということをお伺いしています。ですから、今の人吉市においても、インプラント構造をもった堤防に変えることは破堤しにくい堤防につながることは明らかなだと思えます。

このような、鋼矢板や鋼管杭などを使ったインプラント構造を持つ堤防について、人吉市も調査研究すべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

御質問の鋼矢板につきましては、港湾や河川などの護岸工事や山どめに用いられる工法として認識しているところでございます。

また、御紹介もありましたように、全国ではさまざまな堤防強化策が講じられているようでございますので、国、国土交通省への協議を進めながら、本市なりの調査研究等も検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） ぜひ、進めていただきたいと思いますが、実際、身近に私はこのインプラント構造の堤防がつくられているんじゃないかという実例があります。平成24年7月

の洪水以降、熊本市を流れる白川では、一気に河川改修が行われました。熊本に住んでいる知人に聞くと、河川改修のときに鋼矢板が打ち込まれる作業が行われていたそうです。白川の河川改修の実態も調査し、人吉市内に球磨川にインプラント構造を持つ強靱な堤防をつくるよう国に求めるべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

平成24年7月の九州北部豪雨での白川氾濫後の対応策としては、白川の築堤における鋼矢板は堤防補強ということではなく、部分的な補強策として自立式特殊堤の本体整備を行っている、国土交通省からは聞いているところでございます。

また、現在、球磨川治水対策協議会の中では、球磨川治水安全度を高めるために、さまざまな方策の検討が続けられており、最新の知見による治水対策にも大きく期待するところでございます。そこで、球磨川上中流改修期成会などの要望等、さまざまな機会を捉えながら、市民の生命と財産を最大限守ることができるよう、さまざまな技術、工法についても検討していただけるよう、国に対し要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 少なくとも、白川においては、そういう矢板を打ち込んだ堤防というのは建設しているわけですから、そういうのが1つの方法として国も認めているのはこの例からも明らかですので、ぜひ、いろんな堤防、強靱な堤防を国につくっていただくように求めていっていただきたいと思います。

次に、街路樹の管理に移っていききたいと思います。

街路樹の落ち葉について、最近数件の相談が寄せられました。潜在的にもっと多くの方が困っておられるという思いから、この質問を行います。

相談は、落葉した葉っぱの清掃が大変だということです。このような話をされました。自分の家の前なので掃除をするが、毎日掃除をしても翌日にはたくさんの葉が落ちてやりきれない。何で自分の土地でもないのに掃除しなければならないかという思いもあるというものです。中には、街路樹の必要性など感じない。一層のこと全部切ってほしいと言われる方もおられます。街路樹そのものの意義を市民にしっかり説明する必要があると思います。

そこで、なぜ、街路樹を植えるのかお伺いします。

○建設部長（大淵 修君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

道路に街路樹を植える意義についての御質問ですが、答弁に当たり、街路樹の定義と街路樹が持つ機能について御説明申し上げます。

まず、定義でございますが、街路樹は市街の美観、環境の保全のために道路に沿って植え連ねられた樹木とされております。

また、その機能についてでございますが、道路緑化技術指針によりますと、1つ目に、緑陰形成機能、2つ目に景観向上機能、3つ目に交通安全機能、4つ目に生活環境保全機能などの複数の機能を持っており、これらの機能が発揮されることにより、うるおいや親しみ、安らぎのある道路環境を創出できると記載されております。

今、述べました各機能につきまして、低木、中木、高木等の街路樹の機能がどのようなものか主なものについて申しますと、1つ目の緑陰形成機能と申しますのは、樹木の枝葉により、真夏の日差しを遮る減暑効果と、それに伴う歩行者の活動しやすい空間提供効果等の機能でございます。2つ目の景観向上機能と申しますのは、道路や沿線に無秩序に立ち並んだ看板等、景観上好ましくないものの影響を排除しながら、統一的な景観を形成する景観統合効果等の機能のことでございます。3つ目の交通安全機能と申しますのは、車道の線形などの状況を同一規格樹木の街路樹は運転者にその道路の地形、線形などの状況をわかりやすく示し、交通安全を図ることができる視線誘導効果等の機能のことでございます。

街路樹の意義につきましては、今述べましたような機能を有しており、都市の安全かつ快適な道路交通環境や良好な景観形成、沿道における生活環境等の確保といった視点からも非常に重要な道路施設であると考えております。落ち葉の清掃等、地域住民の皆様には大変御迷惑をおかけしていると存じます。毎年、校区ごとに行われます市政懇談会におきましても、町内会長さんから質問が出されますが、説明を行い理解をいただいているところであります。街路樹の必要性につきましては、何とぞ御理解いただきたいと存じます。

最後になりますが、街路樹のある沿線住民の皆様には毎年落ち葉等の清掃をしていただきまして、まことにありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 街路樹によるいろんな効果ですね。いろいろあるもんだなというのを思いました。その必要性に対しては、十分市民に説明していただく必要があると思いますけれども、相談に来られた方は、自分も年をとって掃除が大変になった。余りに負担が重過ぎるという話をされました。落ち葉に対する市民の悩みに対して、人吉市は手だてを打っていく必要があると思いますが、どのように対策を打っていこうと考えられているのかお伺いします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

御存じのとおり、人吉市の街路樹は都市計画道路などの幅員の大きな道路に植栽を行っておりまして、植栽後二十数年以上経過した樹木が多く、大きく成長しております。そのため現在は樹種や大きさごとに4年から6年の間隔で枝抜きや姿勢の整形により、樹木の骨格を決める強剪定を計画的に行っております。平成27年度は、宝来町、相良町、灰久保

町のイチョウ、宝来町、相良町、麓町のタイワンフウ、瓦屋町、鬼木町のシラカシ、瓦屋町のマテバシイ、上青井町のトウカエデの剪定を行っております。強剪定により、枝抜き等を行い、落ち葉となる葉の量を減らしています。今後におきましても、この方針に基づき、街路樹の成長を見ながら適切に「成長」を行い、できるだけ落ち葉が多くなならないよう維持管理を行っていきたいと思っております。

なお、相良町のイチョウ並木など、落ち葉の量が多い路線につきましては、街路樹管理業務委託の中で年に一、二回落ち葉の清掃を行っております。また、第5次人吉市総合計画の戦略5、都市基盤・建設、便利で住みやすいふるさと定住都市ひとよしの基本計画4、水と緑の環境整備の中の街路樹を外来種から在来種に転換し、安全・安心な道路空間を創造するとともに、相良700年の歴史文化にふさわしい道路環境を目指しますという計画に基づき、長年地元から要望がありました市道下林南願成寺線の相良町から温泉町に植栽されたナンキンハゼにつきまして、平成26年度から平成30年度の計画で、成木になると成長が遅く、また葉が小さく、落ち葉の量が少ないサルスベリに樹種転換を行うなど、沿線住民の方の落ち葉等の清掃が少なくなるような対応も行ってまいります。

以上、お答えいたします。

済みません。訂正をお願いします。

「街路樹の成長を見ながら適切に剪定を行う」と言うべきところを「成長を行う」と言いましたので、訂正させていただきます。失礼いたしました。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 剪定を定期的に行っていくことについては、答弁でわかりました。

あと樹種転換ですね。それを今1カ所でされているようですが、これについては、第5次総合計画にも位置づけられますので、ぜひ、要望があるところは、そういうふうなまた樹種転換も検討されていくように要望いたしまして、私の質問を終わります。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番議員、日本共産党の塩見寿子です。

今回の一般質問は4項目を通告しました。初めに、子ども・子育て支援について、これは子育て世代の現状についてと、就学援助制度について質問します。次に、介護保険の総合事業への移行について質問します。3点目に水道料金の引き下げについて質問し、最後に、市民の声より、防犯灯について質問します。

最初の質問は、子ども・子育て支援にかかわっての質問です。「保育園落ちた日本死ね!!!」というブログが国会で取り上げられました。「何なんだよ日本。一億総活躍社会じゃねーのかよ。昨日見事に保育園落ちたわ。どうすんだよ私活躍出来ねーじゃねーか。」

と続くのです。実際、本当に起こっているかどうか確認しようがないと答弁した安倍首相に批判の声が上がり、ツイッターでは「保育園落ちたのは私だ」と多くの人が名乗り出ています。「保育園落ちたのは私だ、もっと保育園を」と抗議のスタンディングをしているというニュースもありました。同じ体験をし、共感をしている人がたくさんいるんだ。いかに多いか。待機児童の問題はまったなしの課題だと思います。待機児童問題の解消のために、保育量の拡大を目指した子ども・子育て支援制度が始まって1年です。まず、この新制度について概要をお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

子ども・子育て新制度は、急速な少子化への進行や都市部を中心とした深刻な待機児童問題など、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、子ども・子育て支援法及び関連する法律を整理し、それに基づき、幼児期の教育や保育の総合的提供、保育の量の拡充と質の向上、地域の子育て支援の充実などを進めることを目的としております。

新制度の主なポイントについて御説明させていただきます。

まず、1点目が認定こども園、保育園、幼稚園を通じた共通の施設型給付及び小規模保育等の地域型保育給付が創設されたこと。2つ目が、幼保連携型認定こども園の法的位置づけなど、認定こども園の制度が改善されたこと。3つ目が利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど、地域子ども・子育て支援事業の充実が図られたこと。4つ目が幼児期の教育・保育、子育て支援の提供について実施主体が市町村となったこと。5つ目が新制度の新たな財源を消費税の引き上げによる確保を前提として、社会全体による費用負担にしたことなどが挙げられます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 本市ではどのように変わったのか。具体的によくなった点とか何かお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

平成27年4月から、子ども・子育て新制度へ移行したことによりまして、就学前の施設としましては、これまで幼稚園と保育園の2つがございましたが、幼稚園と保育園の両方のよさを持つ認定こども園が5園誕生いたしました。認定こども園は保護者の働いている状況にかかわらず、3歳から5歳の児童が教育・保育を一緒に受けることができることや、保護者が働けなくなったなど、就労状況が変わった場合でも通いなれた園を継続して利用できることが保護者にとってのメリットとして挙げられます。

また、子育て家庭のニーズに合わせ、必要な支援をするために新規メニューである利用者支援事業を活用し、九日町商店街の九ちゃんクラブ内に、子ども・子育て支援員を配置し、子育て中の保護者の方が気軽に相談できる場を創設し、御利用をいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） そのほかにも幼稚園に入れなかった人が入れるようになったとか、そういう話もお聞きしました。報道によると、育休退園や保育料の値上げなどの問題、それから、公立施設の廃止、民営化、企業の参入など、これまでの保育の質が低下した問題が出てきているようです。そのようなことのないように、市の責任において保育行政を進めていただきたいと思います。

保育園関係の方々にお話を伺ったのですが、何が変わったかといったら、事務処理の量が煩雑になった。勉強しないとやっていけない。市の担当の方は本当によく頑張っておられる。水準も高い。担当の人員をもっとふやせないとか、子ども・子育て支援というのなら、保育に携わる保育士さんの給料を上げてほしい。業務の大変さに比べて給料が低過ぎるという意見が聞かれました。また、子育て世代の生活の厳しさを心配する声もありました。例えば、子供さんが病気でも仕事を休めない親御さんがおられる。アルバイトやパートの人だけではなく、正社員の人でも事業所に人員のゆとりがないので休めない。かわいそうだ。働かないと生活できないからと働きづめで食事をつくる気力もなくて、コンビニ弁当で済ませておられる。親子連れでコンビニで買い物をする姿を見かけるなどです。国が打ち出したストップ少子化・地方元気戦略の資料によると、20歳代で結婚し、二人から三人の子供を生み、育てる上での経済的な基盤が20歳代では300万円以上の収入、30歳代で500万円以上、安定的に確保することが目標となっているようです。

では、実際に本市での子育て世代の経済面での状況どうなっているのでしょうか。先ほど、母子世帯の40%近くが200万円以下だということはお聞きしました。本市ではどうなっているかお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

子育て世代の経済状況について一言で状況をお伝えするというのは、なかなか難しいところもございますので、今回は国の保育料の8つの階層区分であります階層区分ごとに、あくまで推定の年収でございますが、示されておりますので、その区分に従い、本市における平成26年12月時点の保育料設定の積算資料に基づいて、階層分布の割合からお答えさせていただきますと思います。

1及び2階層、世帯推定年収260万円未満の世帯は17.1%、3階層、世帯推定年収260万円から330万円未満の世帯は20.5%、4階層、世帯推定年収330万円から470万円未満の世帯は30.3%、5階層、世帯推定年収470万円から640万円未満の世帯は20.9%、6階層、世帯推定年収640万円から930万円未満の世帯は10.2%、7階層、世帯推定年収930万円から1,130万円未満の世帯は0.6%、8階層、世帯推定年収1,130万円以上の世帯は0.6%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） なかなか数字が本当は10年前と比較したらどうかとかいうところまでお聞きしたかったんですけど、数字を伺っても具体的なイメージができません。市がまとめました平成26年2月に子ども・子育て支援ニーズ調査によると、就学前児童を持つ保護者の49.1%が子育てに不安感や負担感を感じると回答し、その理由は、子育てで出費がかさむの回答が一番多かったです。やはり子供を育てるという一大事業に十分な所得を得られていない。経済的に窮屈な状態で子育てを頑張っておられる方が多いのではないのでしょうか。子育てにかかる経済的不安の軽減は、市長も言われるように、市民のニーズが高く、その取り組みを推進していく必要がありますと人吉市子ども・子育て支援事業計画にも明記してあります。具体的取り組みとして14の事業が挙げられていました。この中から初めに児童扶養手当制度についての現状をお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

児童扶養手当は、父母の離婚等の理由により父または母と生計を同じくしていない児童等が育成されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的に支給しているものでございます。本市におきましては、平成28年1月31日現在で511世帯のひとり親家庭等に児童扶養手当を支給しております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今、本市でのひとり親世帯は511世帯とお聞きしました。この児童扶養手当の受給者数、10年前と比較するとどうなっているかをお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

10年前の平成18年1月31日現在の支給世帯につきましては、421世帯でございます。ただし、当時は父子世帯や外国人登録者は支給対象となっておりませんでしたので、申し添えさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 10年前は421世帯、そして今は511世帯、父子世帯は10年前は入っていない、カウントされていないんですけど、やっぱり困難なひとり親世帯が増加している、ふえているということです。だとしたら、なおさら児童扶養手当制度は支える、役に立つ制度だと思います。では、制度はどのようにして周知されているかお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

児童扶養手当の周知についてでございますが、まず、受給資格要件や手当の額、申請手続が必要であることについて、年一回広報等を通じて周知を行っております。また、離婚

届の提出時やひとり親家庭の転入時に市民課窓口からの案内で福祉課窓口に来所いただきまして、制度の御説明を行い、対象となる方へは申請手続を行っていただいております。

さらに、民生委員児童委員や各相談窓口においても、制度の周知を図るなど、給付を必要とされている方々の迅速な申請手続が可能となるよう心がけているところでございます。

なお、対象者の方々につきましては、7月に現況届の案内を個別に通知をするとともに、年3回の支給月のお知らせとあわせ、支給漏れがないよう広報に掲載し、周知を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 広報を使って、そしてホームページを使って、あるいは福祉課の窓口でいろいろ周知に努力をされていることがわかりました。父子家庭の方が窓口相談に来られて、以前は父子家庭は対象じゃなかったの、制度があるとは知らなかったと後から申請をされたという話をお聞きしました。この児童扶養手当制度の周知の徹底を図っていただきたいと思っております。

来年度予算で、ひとり親世帯の第2子、第3子の児童扶養手当が増額になりました。しかし、受給世帯の6割が子供が一人にもかかわらず、第1子分の引き上げはありません。加算なしです。その上、消費税増税時に導入した給付金は子育て世代対象分を廃止し、低所得者対象分は半減しようとしています。子供一人の母子世帯では、昨年2万円あった給付金が来年度は6,000円になる一方、消費税10%で約1万4,000円の負担増になり、逆に貧困を加速することになってしまいます。消費税増税は貧困対策に逆行するものではないでしょうか。また、児童扶養手当について取り上げましたが、ひとり親世帯の実態はというと、世界と比べて日本では働いているひとり親世帯のほうが働いていない世帯よりも相対的貧困率が高くなるという異常な事態になっています。普通は働けば貧困率は下がるはずで、働いてまともな収入が得られないなんて異常ではありませんか。母子世帯の81%の母親は働いているんです。女性が輝く社会、1億総活躍社会と裏腹な現実があり、その背景には低賃金の不安定雇用の問題、男女の賃金格差の問題があります。頑張っているのに貧困から抜け出せない人たちに抜本的な支援が求められます。1億総活躍社会というのなら、安倍首相は正規雇用の拡大と男女の賃金格差の縮小を国の責任で行っていくべきだと私は考えます。

次に、就学援助制度についての質問に移ります。

2月17日付の西日本新聞に、制服買えず入学式欠席の記事がありました。入学式も二日目、三日目も欠席した新入生、理由が不明だったが、担任が制服業者に問い合わせをしてみると、まだ制服を取りにきていないとわかった。採寸して注文はしたが、約3万5,000円のお金がなくて取りに行けず、登校させられなかったと母親の話。校長が立てかえて制服

を届けた。担任の勧めで母親は就学援助を申請し、校長に少しずつ返済すると約束した。4日目にその中学生は真新しい制服でようやく校門をくぐった。翌年からこの中学校では制服を取りに来ていない生徒がいないか入学式前に制服業者に確認するようにした。スタートから子供がつまずくようなことがあってはならない。制服だけではない。収入のある家庭には何でもないことでも、貧しい家庭の子にとっては関門になる。例えば、中学校の修学旅行にきれいな下着やパジャマをそろえてあげられない。お小遣いも1万円は無理。惨めな思いをさせるぐらいならと悩んだ末、参加しなかった例など、紹介してありました。教育長、この記事はどう受けとめられたでしょうか。お尋ねします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

御紹介のありました新聞記事につきましては、「今、学校で」というタイトルで取り上げられた前後の記事もあわせて拝読させていただきました。

率直に申し上げまして、信じがたい、一言では申し上げられることではございませんが、大変心の痛む思いでございます。本来、進学や進級は子供たち自身の成長の証であり、1つの節目でございますので、希望と期待を胸に次のステップに大きな一歩を踏み出そうとする子供たちを家族は目を細めながら温かく見守り、成長とともに、そして大いに喜び、幸せを実感できる大切な機会であると存じております。

修学旅行につきましても、児童・生徒一人一人が社会へ目を向け、視野を広げ、集団行動等における規律を学ぶ重要な機会であると同時に、友人とのかけがえのない思い出をつくる絶好の機会でございますので、全員参加してほしいと願っておるところでございます。

子供たちが成長の過程でさまざまな悩みを抱えたり、壁にぶつかったり、つまずいたりすることは当然あることですが、それは子供たち自身が悪戦苦闘しながらも、あるいは周囲の助けを借りながら乗り越え、道を切り開いていってくれるものだと思っております。しかしながら、子供たちの力ではどうしようもない部分、例えば、先ほど御紹介にもありましたが、経済的な理由によって順調な学校生活を送れないとか、活動が制限されるというようなことがあっては子供たち自身もつらいですし、御家庭もとても心苦しいと感じておられることと存じます。そうなることが決してないように、私たち大人は子供たちをしっかり支えていかなければなりませんし、子供たちがつまずくことのないように、行政の役割としましても、家庭の経済的負担の軽減を初め、さまざまな子育て支援の施策により、家庭を支えていきたいと考えております。子供たちの未来のためにも、地域の皆様とともに応援し、支援し、助け合っていくことが大事であると改めて感じたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 全く同感です。今教育長がおっしゃったように、子供の責任ではない、経済的な理由でつらい思いをする子、それは人吉市でも福岡でもいてはいけません。制服代

が払えずに入学式を欠席した子がいたという事実、私は改めて子供の貧困を考えさせられました。行政が子供の貧困問題に正面から立ち向かうことが今求められていると私は考えます。これが就学援助制度を取り上げた理由でもあります。

午前中の本村議員の質問にもありましたように、就学援助率は10年前と比べると、小学校では6.7%から14%、中学校で8.1%から15%に倍増しています。それだけ子育て世代の生活が厳しくなっている現実の反映でもあると思います。経済的な理由で学びの場に格差が生じることがないように、義務教育はこれを無償とする憲法26条の見地からも就学援助制度を活用し、充実させたいものです。就学援助制度をもっと使いやすい制度にするためにどうしたらいいでしょうか。

では、就学援助制度の周知の方法について、どうされているかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

就学援助に係る情報の周知方法についてですが、最初の周知時期としましては、お子様の出生時になります。出生届の際に子育て支援にかかるさまざまな情報を掲載しました子育てガイドブックを福祉課の窓口で配付いたしております。このガイドブックの中に就学援助に関する情報が含まれております。なお、このガイドブックは本市に転入された子育て世代の御家庭にも配付をしております。

その次に、周知する時期は就学時健診になります。毎年各小学校を会場にして実施しております就学時健診におきまして、翌年度に新入学を控えた児童をお持ちの御家庭に対しまして、就学援助にかかる資料の配付と説明を行っております。

さらに、毎年11月から12月の間に、就学援助の内容と申請に関する資料を各小中学校を通じて全ての御家庭に配付し、1月末までに翌年度の申請をしていただくよう周知をしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 誕生のときに子育てガイドブックで、そして就学時健診のとき、学校では1年に1回11月に全員にお知らせプリントを配付しているということでしたが、それで十分だろうかと思えます。そこで、児童・生徒と直接接している先生にも就学援助制度のレクチャーをして、困っている子供がいれば就学援助につなげることができるよう積極的な関与ができないかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

教職員への周知に関しましては、毎年資料の配付を学校に依頼しておりますので、学級担任を初め、多くの教職員が既に理解しているものと存じますが、毎年の保護者への周知時期には、校長会などにおいても制度について改めて説明し、周知徹底を図ってまいりたいと存じております。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） ぜひ、周知の徹底をよろしくお願いいたします。

子供にとってはうれしい入学も、家計にとっては大きな出費になります。どのぐらいかかるか男子中学生の保護者に伺ったら、入学の準備をそろえると、ここは6万1,930円一式でかかったそうです。驚きました。一度に6万円も出費がいるんです。上着で学生服で3万6,800円、体操服、シャツで1,750円、ズボン1,850円、帽子930円、シューズ、体育館シューズで2,880円、通学靴3,090円、上履き1,030円、カッターシャツ2,500円、ベルト1,400円、通学かばん9,050円で、合計6万1,930円です。そのほかに夏服もあります。6,700円かかっています。セーラー服だったら女子学生の場合にはもっとかかるのではないのでしょうか。

それでは、就学援助制度の入学児童・生徒学用品、いわゆる入学準備金は本市では幾らになっているかお尋ねします。

また、中1には夏用体操服の上下が送られていたけど、平成26年度から廃止されているそうです。なぜ廃止されたのでしょうか。お尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

新入学児童・生徒の就学援助費としましては、学用品費とは別に新入学用品費を小中学校の対象者に支給しております。支給額は小学1年生が1万9,900円、中学1年生が2万2,900円でございます。そのほかに、援助費ではございませんが、小学1年生には新入学祝品として対象児童全員に各小学校の体操服上下を支給しております。

また、中学校新入学生全員を対象に支給しておりました入学祝品の体操服につきましては、平成25年度までは何とか続けてまいりましたが、市全体が厳しい財政状況に置かれた中で教育関連予算も削減を余儀なくされ、支出の見直しを図った結果、中学校新入学祝品につきましては継続を断念し、平成26年度から支給を取りやめたというのが経緯でございます。小学校1年生の分だけは何とか現状を維持し、支給を続けているという状況でございます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今や日本は貧困大国と言われるほど子供の貧困が深刻になっています。子供の貧困に正面から向き合う姿勢が大切ではないのでしょうか。義務教育なのにこんなに負担があるっておかしい。せめて子供たちにはお金の心配をしないで勉強や部活に打ち込んでほしい。これが多くの子育て世代の皆さんの願いです。

その観点から3つの提案をさせていただきます。人吉市独自に新中学生に体操服の祝いあげていた。これは全員にですね、あげていた取り組みが打ち切られたことは本当に残念

なことです。

そこで、1点目です。体操服の祝いの復活はできないでしょうか。関連して、実際には6万円から7万円かかる入学準備に対し、2万2,900円の準備金は少な過ぎるのではないかと思います。この予算の引き上げはできないでしょうか。お尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

就学援助にかかる費用につきましては、対象者数が年々増加している傾向にございますので、経費は膨らんできております。こうした状況下では、市費単独での予算枠拡大は大変厳しいと考えているところでございます。中学校新入学祝品の復活につきましても、今後の財政状況を見ながら検討してまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 中学校1年への体操服の支給というか、全員へのプレゼントは続けてきたけど、やむなく中止になったという苦しい胸の内をお話されました。小学校1年生には続けていただきたいなと思います。

入学準備金の支給は人吉市は学期末の7月ということですが、全国では入学前の3月に前倒しして支給するような取り組みが進んでいます。全部は賄えなくて、かなり苦しかったが、あって助かった、3月で助かったと、これは東京都の板橋区の女性の声です。3月支給になってます。福岡市や新潟市でも3月に前倒しして支給されます。

そこで、2点目です。人吉市でも入学準備金の3月支給に踏み出せないでしょうか。お尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

現在、新入学用品につきましては、例年1学期末に各学校を通じて保護者に支給いたしております。これを準備金として事前に支給できないかという趣旨の御質問であったと存じますが、3月時点では転出入者が流動的であり、入学式直前に転出される例もございまして、非常に困難であると認識しているところでございます。できるだけ返納や回収の手続が生じないよう、また、申請者の把握や対象者の認定作業などの事務処理が正確に行えるように、入学者が確定する入学式以降に支給に関する手続を始めたいと考えているところでございます。御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 確かにそういう入学する予定だった方が転出したとかなったら、本当に事務方は大変なことだと思います。少し理解いたします。

さらに、PTA会費やクラブ活動費、補助教材費など支給しているところもあります。自治体によっては独自に眼鏡、コンタクトレンズの購入代、修学旅行の準備金などを出し

ているところもあるそうです。中学校では、部活動にかかるお金がびっくりするほどかかっています。例えば、サッカー部の場合、ユニホーム代で1万8,190円、育成会本部費が3,200円、保護者会費で1万5,000円というぐあいです。

そこで3点目、支給項目を拡大することは考えておられないかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

クラブ活動費などの就学援助費目の就学援助の項目の追加ができないかということでございますが、現時点では新たな項目の追加は大変困難であると存じております。支給単価や支給基準の見直しにつきましても、国の動向を見ながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 家庭環境が厳しい子が途中でつまづくことのないようにしたい。これは教育長を初め、教育に携わる全ての皆さんの思いではないでしょうか。就学援助についての3つの提案についての教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

今、塩見議員から3つの御提案がございました。本当に全てが実現できればいいんだがなという思いはございますが、部長のほうから回答しましたように、現段階ではそのように私も考えているところでございます。

それとあわせて、子育ての支援策というようなことで、私の気持ちをお伝えできればなと思っております。最初の御質問にお答えいたしましたように、子供たちが健やかに成長し、未来へ向かって大きく羽ばたけるように、私たち大人は子供たちをしっかりと支えていかなければならないと存じております。先ほど御紹介いただいた新聞記事、この内容とよく似たようなことを私も教職員時代に経験がございます。幸いにも入学式前日に制服等が準備できていないことがわかりましたので、学校で緊急に手配し準備することができました。そのときは、費用の立てかえではなく、同じ学校の卒業生の御家庭に電話をしたり、それから出向いたりとして、物品を提供していただくようお願いしたのですが、皆様が快く応じてくださり、何とか制服を初め、かばんや靴、そして必要な物品を整えることができて、その生徒は晴れて入学式に出席することができました。地域の皆様の温かい御理解と御協力のたまものであったと感謝の気持ちでいっぱいになったことを今でも鮮明に覚えております。また、地域コミュニティの存在の大きさ、大切さを実感した出来事ございました。

このように、実際に経済的に苦しい御家庭があり、それが年々増加傾向にあるという現実、先ほどから何度も説明がっておりますように、私も承知しております。そういう中であって求められるのは、やはり行政の果たす公助であり、地域住民による共助である

と存じます。もちろん自助努力があつてのことではございますが、とにかく地域の宝である子供たちを地域で育むという、この人吉市の地域の力を信じてこれからも地域の皆様と一緒になつて子供たちを応援し、支援していきたいと存じております。

教育委員会が行う就学援助につきましても、限られた予算の中ではございますが、子供たちの笑顔のために、子供たちのつまずきを少しでも減らし、安心して学校生活を送れるように、また、御家庭が安心して子育てできるように、家庭の経済的負担の軽減や、さまざまな子育て支援の施策を通して家庭を支えてまいりたいと考えております。どうか、子供たちの未来を希望あるものにするために、議員各位を初め、地域の皆様の温かくも厳しい御指導と御支援を今後とも賜りますようお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 教育長の思いを聞かせていただきました。以前の本当に胸の痛くなるような御自身の経験もお話になりました。

最後に市長に伺います。人吉市では、国の就学援助制度に加えて、さらに小学校1年生には全員、中学校1年生全員に体操服をお祝いとしてプレゼントしていた素晴らしい取り組みに関心しました。市が中止をされたのなら、せめて就学援助の入学準備金を体操服分の半分2分の1でも引き上げるようにして対応することができないのでしょうか。また、実態に合わせて入学準備金を3月支給にするなど、市長の決断で実施できないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

就学援助につきましては、先ほど教育部長が御説明申し上げましたように、対象者、対象世帯の増加に伴い、予算も大変厳しい状況にございます。また、入学準備金として3月に支給するという案につきましても、対象者の正確な把握や新年度予算を前倒して支出することが困難であるという現実にも御理解をいただきたいというふうに存じます。

しかしながら、経済的理由によって修学旅行に行けないとか、学校に登校できないなど、子供たちの学校生活に支障を来すことがあつてはなりませんので、そのようなことのないよう、行政として精いっぱい支えてまいりたいと存じます。今後も子ども・子育て支援策の充実を図り、安心して子育てのできる社会づくりに努めてまいりたいと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 先ほど、市長は子供の貧困対策法の基本理念にのっとり、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有するとおっしゃいました。新しい施策を求めているんではありません。現在の就学援助制度を生かして、充実させまし

ようと提案しています。就学援助制度があつてよかったと言われるように、制度を活用していく責任を感じています。これからもよい制度になるように、市民の皆さんと行政の皆さんとも力をあわせていきたいと思ひます。

これで、子育て支援に関する質問を終わります。

議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

---

午後2時50分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）  
1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 2点目は、介護保険の総合事業への移行について質問します。

昨年の4月から介護保険法の改定で要支援と認定された人の通所介護や訪問介護が介護保険から切り離して市町村の独自事業に移す、新総合事業が始まりました。国は全国の自治体に2017年までに参入するように求めています、この総合事業は全国的にも余り進んでいません。安上がりサービスになると心配されています。

そこで、そもそも総合事業とはどんな事業で、どんな狙いで移行させるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

国は、団塊の世代が75歳以上になる平成37年に向け、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるようにするために、医療、介護、予防、住まい、生活支援を柔軟に組み合わせて、高齢者を地域で支える仕組みづくりとして、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業は、従来予防給付として提供されてきました全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市が実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、事業所や住民等が参画して多様な生活支援や介護予防サービスを総合的に提供する仕組みを構築するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） では、総合事業への移行に向けて、本市の進捗状況、そして、総合事業への移行における本市の課題ということについてお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

本市におきましては、新総合事業への移行を平成29年4月としております。まず、移行における課題でございますが、1つ目に住民が必要とする多様なサービスが確保できるか。2つ目に、サービスの担い手としての地域支援の掘り起こしができるか。3つ目に、新総

合事業の運営と事業者の経営、どちらの面も適正なサービス単価の設定ができるかなど、全国的に言われている課題でございますが、本市も同様な課題があると認識をしているところでございます。これらの課題を解決し、よりよい新総合事業の構築に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。本年度から平成28年度上旬にかけまして、サービス事業所、居宅介護支援事業所等々、複数回にわたる意見交換会を計画しております。また、課内プロジェクトを中心に、具体的なサービス内容等の検討や事業周知のためのパンフレット作成と、タイムスケジュールに基づき、取り組みを進めているところでございます。また、介護保険制度が大きく変わることで住民の皆様が介護保険に対する不安を持つことなく生活していただけるよう、できるだけ早い段階で十分な御説明ができるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今から紹介するのは、総合事業を先行実施して、モデル事業と言われる自治体での悪い事例です。1つお話しします。

埼玉県和光市の通所介護デイサービス事業所です。ここには、安倍首相が視察して、この先進的な取り組みを一日も早く全国でと推奨したそうです。和光市のモデル事業では、利用者の4割がリハビリなどで介護を卒業したと言っています。ですが、その実態は違いました。要支援2でこれまでデイサービスを受けていたAさん、78歳が卒業と認定されて、仲間のいる通いなれたデイサービスが受けられなくなったということです。Aさんが次に案内されたのは先ほど多様なサービスとおっしゃいましたが、市が総合事業で民間事業者に委託する健康教室、週1回わずか1時間半の利用です。自力で外出できないAさんは、デイサービスが唯一の社会参加だったのに悔しいと嘆きます。厚労省は介護卒業は強制的なサービス取り上げにはならないと説明し、生活上の支障を改善し、本人の同意を得て、サービス終了となるので問題ないとしています。ところが、改善や同意がないのに介護を打ち切られた事例が起きました。市の担当者は、あってはならないことが起きてしまった、卒業の判断に100%間違いがないとは言えないと認め、Aさんの状態の把握にそごがあったようだ、本人や家族への説明も終了だと伝えるだけになっていたようだと言ったと謝罪し、その後、Aさんはデイサービスに週1回通うようになりました。

人吉市では、総合事業への移行に当たって、これから事業所との意見交換などをして、制度設計を仕上げていくところだということですが、和光市のような事例が起きないように、要望を挙げておきたいと思えます。

1点目です。現在受けているサービスを継続して受けることができるようにすること。無理やり卒業させないでほしい。2点目、サービスを選択できるようにすること。多様なサービスへの誘導や強制は行わないでほしい。3点目、要介護認定の申請権を確保するこ

と。窓口でチェックリストによる振り分けはしないでほしい。4点目、サービス単価を保障すること。介護報酬の単価をこれ以上引き下げないでほしい。5点目、事業費が不足すれば財源の投入をすること。予算が足りなくなったら打ち切りにしないでほしい。長くなりましたが、以上の要望に対するお考えをお聞かせください。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

先行して新総合事業に移行した自治体を見ますと、議員がおっしゃいますように、いろいろ指摘されてる事例が発生しているようでございます。本市といたしましては、新総合事業への移行までの期間を最大限とっておりますので、そのような事例も踏まえながら、じっくりと制度設計を行ってまいりたいと考えております。

議員からの御要望につきましても、現在受けておられるサービスの継続、主体的に選択していただける多様なサービスの構築、介護認定申請権の確保は市民の皆様に住みなれた地域で安心した生活を送っていただくためには、新総合事業実施においても当然、整備、確保されるべきものであると認識しているところでございます。

また、サービス単価の設定や事業費につきましては、先ほど申しました事業者の方々の意見交換会の中で議論を重ねながら、あわせて財政面からの検討も加え、慎重に適正な単価、事業費を決定してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今、自治体には国の要支援サービスを打ち切りの方針の中で、介護の必要な人が安心して保険給付を受けられる仕組みをどうつくるか。工夫と努力が求められていると思います。総合事業に移行しても質、量ともに現在のサービスと同等のサービスが利用できるように要支援者が必要なサービスを受けられるように希望します。

最後に市長に伺います。総合事業移行に向けた市長の決意をお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

新総合事業は地域包括ケアシステム構築において、今後ますます重要な役割を担うことになることを認識をいたしております。この事業の実施に当たって重要なことは、どのような地域づくりを行っていくかという将来的な展望をもち、中長期的な高齢者施策を立て、それを実行していくことにあります。本市の状況に応じた地域包括ケアシステムの具体的なイメージを市民の皆様と共有化し、地域づくりを行っていきたいと考えております。村口健康福祉部長も申しあげましたとおり、市民の皆様が住みなれた地域で安心した生活を送ることを目的として、地域で高齢者を支える地域コミュニティの中で新総合事業がしっかりとその役目を果たすことができるよう、多様なサービスの構築を図っていく必要がございます。また、新総合事業が単なる要支援認定者に対する介護予防給付費抑制のためだけの施策になってしまわないよう、事業の趣旨にのっとって進めていかなければならないと

考えております。事業開始まであと1年でございますが、事業者の方々や高齢者の方々、ボランティアの方々など多くの皆様との意見交換などを通して慎重に検討を重ね、市民の皆様が真に必要とする多様なサービスの提供が可能となる事業を構築してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 市長は施政方針の中でも1億総活躍社会の実現のために取り組まれる希望を生み出す強い経済、子育て支援、そして安心につながる社会保障による新3本の矢といった国の動向についても注視し、さらに呼応しながら行政運営に努めてまいりたいと存じますと触れられました。安心につながる社会保障の目玉は、介護離職ゼロだそうですが、介護離職ゼロを目指すなら、同時に介護を支える介護職員の離職ゼロを目指し、介護人材不足にも策を講じるべきだと私は考えます。議会報告会に参加された方が介護の現場は人手不足だと発言されました。人手不足で仕事がきても断らざるを得ないから仕事が減る。介護報酬の引き下げで給料が安くなる。ますます人手不足になる。その結果、事業所が立ち行かなくなるといった悪循環になっているそうです。心配なのは、総合事業によって要支援者へのサービスが保険給付から市町村事業になることです。報酬の単価を市が低く抑えたらどうなるでしょう。介護の現場はますます人手不足になるに違いありません。予算の上限を超えた事業費、これは市が財源の投入をしなければ、必要なサービスを受けられなくなる人が出てくるのです。市長が総合事業に移行しても、サービスは低下させないと必要な対策を打たれること。そして、こういう心配が取り越し苦労になることを願って、介護保険に関する質問を終わります。

3点目の質問に移ります。水道料金の引き下げについて質問します。

ひとり暮らしの方から、うちはいつも水道は5か6ぐらいしか使わないんだけどという声をいただきました。年金は下がり、税金や公共料金は天引きされ、手元には少ししか残らない。電気やガスや水道はできるだけ節約していると言われました。国保は平成28年度は引き下げられます。税金は高いものだと思い込んでいる市民の皆さんにとって、引き下げになることはよいニュースですし、私もうれしい一人です。剰余金が出ましたから、納税された皆さんに還元しますと言われると、国保の運営が公正になされていると信頼するとともに、国保をちゃんと納めようと納税意欲も湧くのではないのでしょうか。そこで、水道料金の引き下げはできないものかと取り上げました。まず、水道事業の経営状況はどうなっているかお尋ねします。

○水道局長（中村則明君） 皆さん、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

水道事業の経営状況についてとのことでございますので、直近の決算であります平成26年度決算によりまして、答えさせていただきます。

水道事業は、公営企業として独立採算制によって運営されておりますが、近年の少子高

齡化に伴います人口減少、並びに節水機器の普及によります給水量の減少で、給水収益は毎年落ち込んでいるところでございます。

平成26年度決算で、給水人口は3万2,930人で、前年比較477人の減少、年間総有収水量は376万2,649立方メートルで、同じく9万9,074立方メートル減少となっています。この影響に伴います給水収益は、税抜きでございますが、4億7,292万6,344円で、同じく1,270万790円の減少となっており、今後もさらに厳しい経営状況が予想されるところでございます。

企業会計上の収益的収支でございますが、1年間の事業活動に伴って発生します収益と費用を損益計算の形であらわすもので、いわば、企業の経営成績を示すものです。この損益計算では、6,806万403円が当年度純利益となっておりまして、前年度からの繰越利益剰余金加えた平成26年度未処分利益剰余金は、議会の議決による処分前は4億6,180万5,729円となっておりました。しかし、資本的収支、これは施設の建設改良に関する投資的な収入と支出で、企業の将来の経営活動の基礎となり、収益に結びついていくものでございますが、この資本的収支では、資本的支出に対し、資本的収入が不足したため、平成26年度未処分利益剰余金のうち、今後の施設の改良、更新等の財源としての建設改良積立金3,000万円を含む、6,836万7,130円を議会に御議決いただき、処分いたしまして、繰越利益剰余金は3億9,343万8,599円となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今、水道局長は繰越利益剰余金は3億9,343万8,599円であると答弁されました。この繰越利益剰余金の一部を還元して水道料金の引き下げはできないかお尋ねします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

繰越利益剰余金の還元についてということでございますが、人吉市の水道事業は昭和32年の給水開始から59年目を迎えております。水道施設でございますが、水源地が茂賀野水源地、古仏頂水源地、井ノ口水源地の3カ所ございます。また、配水池が茂賀野水系で原城配水池、赤池配水池、大畑配水池の3カ所、古仏頂水系で蓬萊配水池、永野配水池の2カ所、井ノ口水系が井ノ口配水池、上原田配水池の2カ所で、配水池は全部で7カ所ございます。そのほか、ポンプ場、排水管等の施設が多数ございます。この施設の中でも、地方公営企業法施行規則で定めます有形固定資産の耐用年数を間もなく迎えます原城配水池の改築更新事業が間近に迫っておりまして、先ほどお答えしましたとおりに、今後も給水収益が減少する中で、施設の老朽化に伴います耐震化も含めた継続的な大規模改築更新事業に多額の費用が必要となります。将来にわたって安定的な供給を行うためにも、地方公営企業の原則でございます企業の経済性と福祉増進を図り、健全財政に努めてまいりたいと存じますので、繰越利益剰余金の還元、つまり、議員おっしゃいます水道料金の引き

下げに関しましては、現状では難しいと考えております。どうぞ御理解いただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 繰越利益剰余金を還元するのは難しいという説明でした。では、水道料金の基本水量の見直しをして、水道を少ししか使わない、先ほどお話ししたようなひとり暮らし世帯などの水道料金の引き下げができないか考えます。本市の水道料金の体系はどうなっているのでしょうか。水道の使用水量が基本水量の10立方メートルに満たない世帯の数はどれぐらいか。そして、基本水量の見直しをするお考えはないかお尋ねします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

基本水量に満たない戸数と基本水量の見直しについてということでございますが、まず、基本水量について御説明いたします。

基本水量とは、公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、全ての御使用者に対して最低限の生活用水として平等に確保するという思想に基づいたものです。また、基本料金とは、水を全く御使用にならない場合でも生じるメーター検針や料金収納などにかかる必要な経費を賄うためにお客様に共通して御負担をお願いしている料金でございます。

本市の水道料金について御説明いたします。

先ほど申しましたように、本市では昭和32年から給水開始しておりますが、当時、人吉市上水道使用条例を制定し、標準家庭使用の口径13ミリメートルで基本水量を10立方メートル、それまでを250円の基本料金とし、従量料金、つまり10立方メートルを超えた水量1立方メートル当たり40円をプラスした料金体系でスタートしております。現在は、直近の改定が平成8年でございますが、同じく基本水量を10立方メートル、それまでを810円の基本料金とし、従量料金水量1立方メートル当たり140円に8%の消費税等をプラスした料金体系となっております。

議員お尋ねの、まずその基本水量10立方メートル以下の戸数でございますが、この場合の戸数というのは、住民票、あるいは住民の世帯数ということではございません。あくまでも水道を契約していただいているところの、端的に申しますと、水道のメーターの個数ということになってきますので、世帯数と近似値ではあると思っておりますけれども、イコールではございません。10立方メートル以下の戸数でございますが、平成26年度の実績で、これは月ごとに使用水量で区分したものを集計し、平均したものになりますが、6,418戸ございまして、全体の40.7%に当たります。

次に、この基本水量の見直しでございますが、近年単身世帯の増加や節水意識が高まっています、先ほど申しましたように、6,000を超える10立方メートルを使われない基本水量以

下のお客様が増加傾向にあることも認識してるところでございます。現在素案を公開しております水道事業ビジョンにおきまして、平成28年、平成29年度で適正な水道料金体系及び料金水準の検討を行う予定としておりますので、その中で十分に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 平成28年、平成29年と検討、見直しを行うという答弁がありました。この実現を強く求めて質問を終わります。

最後の4点目の質問、これは市民の声から防犯灯について質問します。

町内会長さんから、夜道を歩いていて暗いために転んだところがある。危ないから街灯をつけられないかと話がありました。問題の道路は市道なので、防犯灯になるわけですが、では、本市での防犯灯の設置はどのようになっているかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

防犯灯の概要と実績ということでお答えをさせていただきます。

防犯灯とは、九州電力、N T Tの電柱などに設置して、夜間に点灯するライトのことをいいますけども、本市におきましては、市が防犯灯の設置を行いまして、主に地元の町内会が設置後の維持管理、それから、電気料金の負担をしていただいているところでございます。そうでないところもあるというふうには伺っております。

防犯灯の整備手法でございますが、新たにL E Dの防犯灯を設置するものと、既存の防犯灯をL E Dへ切りかえる二通りの手法がございまして、防災安全課で要望書の受付を行いまして、予算の範囲内で整備を現在行っているところでございます。L E Dは同じ20ワット蛍光灯と比較いたしますと、電気料金が約66%に抑えられる上、寿命も長くなるとされておりますので、電気料金など町内会の負担軽減に貢献できるものと考えているところでございます。

防犯灯の設置場所につきましては、町内会からの要望書をもとに設置を行っているところでございますが、九州電力やN T Tの電柱に設置をすることを基本といたしております。

防犯灯設置の実績でございますが、新しく設置する防犯灯につきましては、平成23年度からL E Dを導入してございまして、平成23年度に21基を設置しているところでございます。平成24年度に防犯灯の現況調査を一斉に行いましたところ、市内には約2,000基の防犯灯があることが確認されております。平成24年度からは、新しく設置する防犯灯に加えまして、既存の防犯灯からL E Dへの取りかえを行っております。結果、平成24年度に全部で61基の設置、取りかえを実施いたしております。その後、平成25年度には全ての町内会に対し、L E Dへの取りかえ要望の調査を行いまして、要望に基づきまして148基を取りかえ、平成26年度には144基を、それから、平成27年度には146基の設置、取りかえを行ったところで

ございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 防犯灯が2,000基あると伺いました。そのうち499基の防犯灯がLEDになったということですが、今後の計画はどうなっているかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

防犯灯は夜間の犯罪や事故を未然に防止し、安全安心なまちづくりのための役割を果たすため、今後も引き続き計画的に進めてまいりたいと存じます。

整備につきましては、LEDが電気料金や電球交換にかかる先ほど申し上げました町内会の御負担が軽減しますことから、設置要望を現在多くいただいているところでございますので、今後、財政状況を勘案しながら、LED防犯灯整備を今後も進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） お話を伺って、LED電灯にかえると電気代の負担が軽くなって町内会も助かり、喜ばれること。道も明るくなって喜ばれること。この一石二鳥の効果があることがわかりました。町内会からの要望書に基づいて、設置、あるいは交換されるということなので、町内会長さんにもその点をPRして、どんどん要望を出してもらえればと、この防災安全課の方が言うておられました、出してもらいたいと。喜んでかえるということだったので、非常にいいことだと思えます。

これで一般質問の全てを終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時24分 休憩

---

午後3時38分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員の大塚則男です。通告に従いまして質問させていただきます。大変皆さんお疲れのところいましばらくおつき合いいただきますようよろしくお願いいたします。また、ちょっとお聞き苦しい点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

今回は、1点目、市庁舎建設について。2点目、学校給食完全無料化についてです。

まず、1点目、市庁舎建設についてお尋ねします。

今回、市長みずから市庁舎建設について各校区ごとに説明会を実施されました。報道で

は、総数194名の市民の皆様の参加があり、市庁舎建設に対してより一層関心が深まってきたものと考えます。説明会においては、市民の皆様からさまざまな意見、要望が述べられたと伺っています。市民の皆様も今後どのような方向に向かっていくのか注目されています。そこで、少し時間をいただきますが、まず、これまでの市庁舎建設の流れを整理、確認したいと思います。

昨年3月までにまとめた市庁舎建設位置など基本構想について、市長は建設計画の白紙撤回を選挙前、選挙期間中も分散型、カルチャーパレスへの移転などの考えを市民の皆様 に述べてこられ、選挙戦でのマニフェストの1つとして市長選に出馬、そして当選されました。その後、6月議会の所信においても、市庁舎移転の現計画を一度白紙に戻して、次世代に後年度負担のかからない方法を選択すべきとされました。当時の計画が科学的な検証を得た構想であると承知し、大変立派なものとして認識しながらも、松岡市長御自身、建設費、内容ともに小さな規模で実施すべきとの思いが確信に変わり、総合型の市庁舎は効率的な行政運営が行えることは理想であるが、既存公共施設などの整理や活用を組み合わせた小さな市庁舎で、できる限り、投資や後年度負担を軽減すべきという結論を導き出したと述べられています。

また、6月議会、私の一般質問の答弁の中で、市庁舎建設については、建設地、内容ともに、できる限り時代に合った小さな規模で実施することで、将来の負担軽減を行うとされ、白紙とは総合庁舎新設としての基本構想を立ちどまり、経費の抑制などを考慮し、既存公共施設の利活用も検討させていただきたいと述べられました。そして、既存施設とは別館、コミセン、学校、そういうものが既存の施設と考えると述べておられます。市庁舎のあり方として市民が市庁舎に行かなければならないのか。市庁舎の窓口のほうから、市民の皆様 に近づいていくような考え方もできるのではないのか。人吉市の財源を見たとき、1つの庁舎としてはどうなのか。本当に借金までして将来に負担を残すべき事業なのか考えてみましょうとされ、私の発言として、市庁舎建設白紙撤回を撤回されるお考えはないのか。市庁舎建設位置は、市役所別館地周辺で規模と内容については検討させていただきたいというお考えはないのか。すなわち、再検討委員会でいいのではないのかお尋ねしましたが、白紙撤回の撤回はしませんとの答弁でした。

以上が昨年6月議会までの流れと認識していますが、間違いないのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今、大塚議員が述べられましたとおり、市庁舎については総事業費の抑制という点で、現行計画の白紙撤回を掲げ、選挙戦に臨み、就任後は基本構想を最大限に尊重しながらも、事業費の縮小について、既存施設等の活用も含めて再検討させていただきたいとお願いしてきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁いただきましたけど、撤回されないことが私は当然という気がします、おかしな言い方ですけど。といたしますのが、やはり早々と政策変更をされたら、市民の皆様にとりましても、公約は何だったのだと。マニフェストは何なのだというふうに不安、不信を抱かれたと思います。ただ、6月議会においては、基本構想を立ちどまりとされていましたが、9月議会の市長の所信では、初めて人吉市新市庁舎移転建設基本構想に示してある市庁舎に必要とされる機能を確保し、事業費を抑える方針で修正案を提示するためのスケジュールを検討していくとされました。基本構想、広聴会での意見、さらに議会での御意見、御指摘を理解し、議会に報告し、相談して、一定の考え方を示していくとも述べられています。

結果として、昨年12月議会において、カルチャーパレス案なども断念され、市庁舎建設白紙撤回を撤回されました。もちろん、総務部内検討チーム等において議論をされての結果だと思いますが、選挙公約として掲げたマニフェストであることから、インターネット上で大変な反響を呼ぶことになってしまいました。12月議会でも述べましたが、公約として掲げた市庁舎建設白紙撤回を6月の短期間にて白紙撤回されたこと、そして、その言葉の重みと市民の皆様の受けとめ方の違いで、人吉市内はもちろんのこと、全国的な話題になってしまったのではないかと思います。

そこでお尋ねしますが、6月議会において私の提案には賛同いただけず、議事録にも書きとめてあります。白紙撤回はしませんの言葉でした。しかし、この厳正なる議場において答弁されたことを12月議会において白紙撤回をお認めになられました。確かに12月議会では、6月の時点においては再考することを考えていたと答弁されました。ただ、質問に対する答弁の重みについては、どのように受けとめておられるのか。また、インターネット上で反響になったことについて、市長はどのように受けとめておられるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

昨年の12月議会でもお答えしましたとおり、6月時点ではカルチャーパレスを含めました既存公共施設の利活用、経費の抑制というコストパフォーマンスを命題に再考することを想定しておりましたので、あらゆる可能性を残しておくべきであろうという判断から、白紙撤回の白紙撤回はしないと述べさせていただきました。御承知のとおり、その後、白紙撤回という言葉は文字どおりに解釈すると、私の意図するところではなく、混乱を招くと御指摘、御意見をいただき、議会の場におきまして見直しということで整理をさせていただいたところでございます。再度、御理解をいただきたいと存じます。

インターネット等での反響でございますが、選挙戦で掲げました約7億円で市庁舎の整備を行うことを期待された方々には非常に申しわけなく思っておりますし、その御批判は

真摯に受けとめさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁いただきましたように、インターネット上で市長も詳しいんでしょうけど、自分の思ったことを何でも書けるということで、いろんな御指摘といいますか、私も幾つか見たんですけど、参考になるというか、かえって批判のほうが多かったのかなというふうに受けとめたところです。

6月議会において、白紙撤回はしないと貫かれましたが、12月議会で白紙撤回を認められては、マニフェストとしての重みなくなるのではないかと考えます。半年で方針が変わることで、市民の皆様も市長の市政運営に対して心配や不安を抱かれたのではないかと考えたところです。平成13年の特別委員会設置から既に14年経過してる中、さまざまに議論を重ね、長年の日数を経てつくり上げた人吉市新市庁舎移転建設基本構想を松岡市長の方針として一度は白紙撤回とされたのですから、行政のトップとして一度示した方針にはゆるぎない信念を持っていただくことが大切ではないでしょうか。本来なら、6カ月の短期間で方向性を示すのでなく、ゼロベースで捉えて、再度時間をかけて議論を深め、再検討していただくことが市長として掲げられたマニフェスト、そして、市民の皆様に対する説明責任のとり方ではないかと思いますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまでの一般質問でもお答えしてまいりましたが、現行の基本構想において、庁舎のあり方、機能、それも理想形に近い形できちっと抑えられておりまして、私が最大限に尊重をすると言いましたのは、この基本構想がベースにあるということでございます。昨年12月に提示をいたしました2つの見直し案、A案、B案につきましても、周辺の既存公共施設の利用という変更点はあるものの、現行の基本構想に示されている建設パターンに基づくもの、準ずるものでございまして、多くの部分で検証や精度にかける整備案ではございますが、その経緯と背景については御理解をいただきたいと存じます。

そして、私の責任といたしましては、市民の皆様とお約束をした総事業費の抑制といったものをさらに追及してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）  
4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市庁舎建設については、平成13年の耐震診断の結果、震度5強の地震で損壊、倒壊の危険性が高いとされたこと。そして、やがて5年を迎えます大変痛ましい平成23年3月の東日本大震災が起こったこともあり、一日も早く取り組まねばならない喫緊の課題とされ、今日に至っているわけです。過去に実施されました市庁舎建設に関する市民ア

ンケート調査結果の間5で、市庁舎の移転候補地案について、どう思われますかの項目では、大半の方が市役所別館地一帯とされ、早く計画し、建設していただきたいとの意見が多数出されています。時間をかけることが全てではないと思いますが、逆にこんなに素早く取りかかれるのは長時間かけて作り上げていただいた人吉市新市庁舎移転建設基本構想なるものが存在していたからだと考えます。それなら白紙撤回でなく、私が昨年6月に議会において提案しました庁舎建設地は市役所別館地一帯とし、規模、設備面を検討する市庁舎再検討委員会とされても、何ら問題はなかったわけです。今後は、市長が12月議会で答弁されましたように、市庁舎建設再検討部会で進めていかれると思います。そうしたときに、改めて考えていただきたいのは、市民の皆様にご与えられた不安、不信というものをしっかり受けとめていただき、市長としての決断の仕方、政策の転換については、しっかりと説明責任を果たされ、市民の皆様から安心して期待が持たれ、そして信頼いただける政策を行っていただきたいと考えますが、市長のお気持ちをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほども述べさせていただきましたとおり、現行計画の見直しを行っていくという整理をさせていただいたことから言えば、大塚議員の御提案の再検討という言葉が市民の皆様にも御理解をいただけるものかと存じます。新市庁舎の問題については、市長である私への期待や御批判はもちろん、市民の皆様のごさまざまな思いやお考えがある中で、結論を導き出していく一大プロジェクトでございますので、議員御指摘のような説明責任ということが非常に大切になってくるものと認識をしております。今般、その第一弾として、市庁舎建設の校区説明会を開催し、現状報告をさせていただいたものと考えておきまして、市民の皆様のご心配、御不安を払拭し、信頼をいただけるような新市庁舎建設までのプロセスを設定し、今後も説明会の開催や、広報広聴に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今回、人吉市新市庁舎移転建設基本構想をもとにして示されています市庁舎建設案ですが、12月議会でも取り上げてありますが、見直しA案、見直しB案、ともに費用を抑制された形で提案されている中で、共通しているのが公共施設の利用があります。この公共施設の賃借料が月にして約84万円になります。年間で1,000万円、10年で1億円、もちろん使用できないかもしれませんが、50年利活用した場合5億円です。それでも市の資産にはなりません。庁舎建設全体の金額で捉えるなら、驚くことはないのかと思いますが、民間感覚で捉えるなら、こんな多額の賃借料は考えられません。

そこで、周辺公共施設の賃借についてですが、まず、周辺公共施設の建設年数は何年になるのか。また、いつまでお借りされる予定なのか。建てかえの場合、費用の負担はどこが行うのか。公共施設なのに、なぜ多額の賃借料を払わなければならないのか。国、県の施設

といえども、国民の税金で建設されていて、市民の皆様お一人お一人十分負担されていると思います。それらの物件を使用するのに、民間ならともかく、市庁舎として使う場合に、また負担をお願いすることになることに私は理解し切れませんが、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

先ほども少し見直し案の制度について言及をさせていただきましたが、想定周辺の公共施設の賃借料につきましては、算出根拠のある数字ではあるものの、交渉次第では全く違った金額になる要素を含んだ現時点では不確定なものであると御理解をいただきたいと存じます。

また、この問題、賃借料等につきましては、仮に実際にお借りするということが決まりました時点で、国、県民の税金の問題はともかくといたしまして、所有組織の施設管理規程に沿った形での諸条件が提示され、本市としましては、軽減等の要望等も含めまして、交渉のテーブルの中できちっとお願いをしてまいりたいと考えております。

見直し案に挙がっております周辺の公共施設の建設年数は40年以上になり、借用の時期等については、まだ想定をしておりませんが、購入も可能であるというふうに向っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今からの取りかかる問題だとは思いますが、例えば、仮に周辺公共施設を使う場合、今回この案には1年間、年間の使用料が1,000万円。これは、まだ決まってない状態で、こういったことだろうとされているんですけど、私が市長にお願いしたいのは、やはり使うとした場合には、やはり真剣に交渉してほしいんです。さっき言いましたように、これは例えば国、県の建物じゃないですか。それを市が借りるのに、何で賃借料が必要なのか。市民のために使うわけですよ。民間が借り上げるならわかるんです。そこだけを僕はしっかり仮に使おうとした場合はやってほしいし、それと、今おっしゃったように、建物自体がもう50年近くなるんです。このまま使ったらすぐだめになります。だから、借り上げもできるかもしれませんが、買い上げた場合は、また作り直さんといかん。そういったことがありますので、より慎重にお願いしたいと思います。

現在、提示されているのは、新庁舎建設費の抑制が大前提であり、利活用される既存施設については、再検討報告書にも示してありますように、遠くない将来に個別の施設整備が発生することも否定できないとされています。例えば、新庁舎が仮に5年後に完成したとして、賃借する公共施設は建築後50年を経過します。施設の有効利用とされている水道局も40年、保健センターは42年、一部改修を行っています市役所別館も建物自体は45年、移転対象にある勤労青少年ホームは47年になると思います。今は新庁舎建設費が抑制され

ても、10年以内には既存施設の新たな建てかえ及び改修が必要となり、多額の建設費が発生するのではないかと考えます。将来に負担を残さないとされる方針は、10年以内には二重投資になり、逆に負担を増大させてしまうことになるのではないかと思います。今回、各校区ごとに行われた市庁舎建設に関する校区説明会資料には、この資料なんですけど、既存公共施設の効率的、有効活用とは示してありますが、建築年数などは記入されてなく、既存施設の老朽化の問題、遠くない将来に設備の整備、改築の必要性なども記載してありませんが、説明会においては、このことは述べられたのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回の校区説明会では、私が市長になって初めての市庁舎に関する説明会ということもあり、新市庁舎建設計画の見直しに至った経緯、その理由、そして現行計画の概要、変更計画の概要の説明が主立った内容で、現在の状況を報告するといった趣旨のものでございました。

また、限られた時間の中での説明でございましたので、庁舎にかかる全てのことを詳しく説明することはできませんでしたし、また、提示できるような材料も限られた中での第1回の説明会でございましたことを御理解いただきたいと存じます。

大塚議員が御指摘のとおり、既存施設の状況や市庁舎の機能や市民サービスに関する部分について説明をすべきとの御意見もいただいており、現状と対策、あるいは将来計画など、さらに検証を進め、今後も引き続き説明責任を果たしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今のお答えいただきましたように、この資料のみで説明会されたわけですね。ですから、これにはいろいろたってるんですね。公共施設の利活用とか。しかし、その公共施設がどうなってるか、状態はまだ話してなかったということです。じゃあ、なぜ述べられなかったのか。現行計画案ですね、これは3枚目になるんですけど。現行計画案、33億円をもとにしたコストの削減、新庁舎の規模の圧縮、財政状況などを中心にして説明され、伺ったところ、時間にして約20分ほどで終わられたと伺いました。その後、質疑を行い、お越しいただいた市民の皆様へのアンケートをお願いされたようですが、この資料と今回の説明では、やっぱりそこにお見えになった市民の皆さんは、そりゃ安い方に傾きますよ。アンケートもそう出ております、結果として。やはり、私はしっかり説明はするべきだと思います。せっかく時間つくられたんですから、より詳しくするのが説明会だったと思います。例えば、さっき言いましたように、既存公共施設もこれに書いてあるのは1年分じゃないですか、1,000万円というのは。そうじゃなくて、1年に1,000万円かかりますよということで、そういったやっぱり詳しい説明を、私はやっていくべきじゃなかったかというふうに考えます。現行計画案と見直しA案、見直しB案、示されているわけですけども、やっぱり、この

説明を聞かれた方は、さっき言いましたように、建設費安いほうに行きます、どうしても。そう思われます。今回、私、市長にお願いしたいのは、いかにも市民の皆さんが選択肢として、見直しA案と見直しB案しかないというような説明会になったら、私は違うと思うんですね、やはり。市長御自身もそう思われませんか。私は思います。ですから、総合庁舎も含めたところの説明会ということで行うべきであって、それぞれにメリット、デメリット、既存施設を利用した場合の賃借料を含む維持管理費の必要性など、より詳しく丁寧な説明会にすべきではなかったかと考えます。説明会を実施された市長はどのように受けとめられますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほども触れましたが、新市庁舎建設に関する初めての説明会ということや、時間の限りもあり、多くのことをお伝えすることはできませんでした。また、現行案はともかく、見直し案であるA案、B案にしましても、議員御指摘の維持管理費等につきましても、まだ比較できるような精度の数値や資料があるわけではなく、ここから市民の皆様には何かを選んでいただく、あるいは決定していただくという説明会として位置づけたものではございませんでした。そのことは、今から新市庁舎の議論を始めるキックオフ会議として位置づけていることを説明会でも市民の皆様には伝えさせていただきました。市庁舎の説明のありようについて、議員の御指摘は全くそのとおりでと認識をしておりますが、そこまで至っていないというのが現状で、段階を踏んで、明確に提示をしていかなければならない部分であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、市長御自身、説明不足だったと、具体的に見えてない中で行ったということを認めていただきました。

そこで、総務部長、もう一回説明会というのは実施されるお考えはありますか。

○総務部長（井上祐太君） 説明会のほうは、今から先、必ずさまざまに御議論がなされてきて、さまざまに状況が変わってくると思いますので、その節目節目にきっちり説明会のほうはやらせていただきたいと思います。

お答えとさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長、同じ質問なんですけど、今回されましたけど、もう一回市長御自身も説明会していただけますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今、総務部長からもお答えさせていただきましたが、キックオフとしての説明会を1回目として開催したところでございます。今後、節目節目でしっかりと市民の皆様には説明

会を開催して、丁寧に説明をしてまいりたい、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今後、説明会ですね、さっき言いましたように、見直しA案、見直しB案ありきでなく、総合庁舎型も含めたところで親切、丁寧な説明会を行っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

市庁舎は、一度建設しますと、50年は使用することになると思っております。一部分庁舎で既存施設を利用し、費用を抑制したとされる市庁舎で、5年あるいは10年後に既存施設の建てかえ、あるいは改修費が発生することを市民の皆様は御理解いただけるのでしょうか。私は大変厳しいものがあると思っております。

参考までにですが、紹介させていただきます。先月、会派市政クラブの研修として、昨年1月に新庁舎を開庁されました徳島県阿波市に庁舎建設視察として行かせていただきました。その庁舎がこれです。これは、こっちに災害拠点もありますけど、防災施設もありますが、これが庁舎です。こういったものです。阿波市は、平成17年に4つの町が合併し誕生した市であり、人口3万9,000人、世帯数1万5,000世帯です。合併と同時に議会において市庁舎建設特別委員会を設置され、10年の歳月をかけ、平成27年1月の開庁となったところです。費用総額56億3,800万円をかけ、新庁舎と交流防災拠点施設、名称アエルワを同時に建設されていました。合併されていますので、特例債が87%で49億3,800万円、合併補助金として5,000万円を活用されています。その中で、市庁舎建設には単価30万円を切る庁舎を目指し、結果的には1平米27万円で、工事費として26億円かけておられました。阿波市産のヒノキを、例えば、この議場の壁面などの化粧板として至るところに使用され、親しみと阿波市らしさを表現され、非常に落ちついたゆとりある空間、そして、環境にやさしく、市民の皆様に配慮されたすばらしい庁舎でした。職員の皆様が使用される備品類などは、約80%はこれまで使用されているのを持ち込まれているとのことでした。

建設地については、市全体の地域バランス、利便性など、さまざまな要件を考慮され、市の中心部に建設されたとのことでした。分庁舎方式については、業務の煩雑、市民の皆様の利便性など考慮され、総合庁舎方式に決定されています。ただ、合併されていますので、4カ所それぞれに日々必要な手続がとれるように、五、六名の職員をコミセン、公民館などに常駐して利用されておられるようです。

駐車場利用については、職員、議員、それぞれ月500円の徴収をされていました。職員数も人吉市とほぼ同数で、庁舎面積も9,550平米と、人吉市の現行計画と変わらないものでした。

当市におきましても、人口減少、高齢化が進む中、確かに厳しい財政状況だとは思いますが、しかしながら、防災災害対策拠点としての機能、市民の視点に立った庁舎、市民が親

しみを有する庁舎、市民の安心安全を守る庁舎、さまざまな市民ニーズにお応えできる機能、情報社会に対応でき、市民にも環境にも優しい庁舎を目指すべきと考えます。見直しA案、見直しB案にしましても、現行計画案についても、必ず維持管理費がかかってきます。何度も述べますが、公共施設の整備、改修改築の負担が、将来必ずまして二重投資になっていくものと考えます。建設後50年は新たな投資は起こすことなく、将来を見据えた市庁舎建設にすべきではないでしょうか。今後、議会、庁舎等移転建設審議会において、さまざまに議論されると思いますが、市長御自身、見直しA案、見直しB案にこだわることなく、ワンストップサービスでの総合庁舎も視野に入れ、方向性を考えていくべきだと思います。また、先ほど述べました徳島県阿波市、新庁舎を視察に行かれるお考えはないかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

どの自治体もそれぞれの御事情の中で、さまざまに知恵をしばって新市庁舎建設という大きな課題に臨んでおられることを深く感じたところでございます。私がすぐに視察に行けるかどうかは、ここではお約束はできませんが、研究という部分もございますので、まずもって、担当の職員を派遣できないか考えてまいりたいと存じます。情報の提供ありがとうございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ぜひ、視察に行っていただきたいと思います。今、話が合わなくても、行っていかれたらきっと合うと思いますので、よろしく願いいたします。

確かに、建設費用の抑制については、最大限考慮していくことは大切なことであると思います。ただ、市民の皆様は、市庁舎建設の費用抑制ばかりでの判断ではなく、先ほど述べました市庁舎のあり方を十分検討してほしい、その結果としてお示しされた新市庁舎であるなら、私は御理解をいただけるものと思います。将来において、私はもちろん生きてませんけど、市長はまだ。多分生きてらっしゃいますので、孫、ひ孫から立派な市庁舎を建てていただいたという、そんな事業を私は期待いたします。

次に、市長のマニフェストの1つであります学校給食費完全無料化についてお尋ねします。

昨年12月議会においても、できるだけ早く具体的な方向性を示すべきと述べさせていただきました。今回、学校給食費補助ということで、2,500万円の提案がなされています。お子様をお持ちの保護者の皆様にとりましては、負担軽減の1つになり、市長のマニフェストとしての一步前進と捉えるところではあります。

そこでお尋ねしますが、まず、この2,500万円の財源と、今後一部補助としての継続は、年数にしてどのぐらいを考えておられるのか。学校給食費完全無料化へ向けては、さらに2,500万円の3.5倍強の財源が必要になるかと思えます。一般会計からの支出になる学校給食

費完全無料化を将来的に実現可能とするための施策についてのお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

この事業に要する財源についての御質問でございますが、将来の地域を担う子供たちを応援する優先的な事業として捉えておまして、特定の財源を充当するものではございませんが、歳入と歳出の総合的な調整とバランスの中で捻出したいと考えております。

次に、いつまで継続するのかという御質問でございますが、子育て世代が将来にわたって地域活力を維持し、地域活性化を図るためにも、子供を生み、育てやすい環境を整備することが喫緊の課題であることから、絶やすことなく継続してまいりたいと考えております。

次に、完全無料化は実現できるのかということにつきましては、ほかにも多くの重要な事業を展開していかなければならない厳しい財政状況の中ではございますが、選択と集中を図り、歳入と歳出との総合的な調整とバランスの中で、財源を捻出し、ある程度の年数を要することになるかとは思いますが、完全無料化の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁の中でももちろん継続はしていきたいということはもちろんだと思いますが、私がお尋ねしたかったのは、今回、2,500万円計上されてます。これを例えば、この2,500万円というのは平成28年度だけなのか、いや、そうじゃないと。何年かはこれでいかないと仕方ないと。その2,500万円のあり方ですね。例えば、何年で2,500万円終わって、何年後にはもっと幅を伸ばすんだという、そういったお考えをお持ちなのかお尋ねしたかったんですけど、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現在、ひと月に1,000円補助をすることによって、必要な年間の経費が2,500万円程度というふうに試算をしておりますので、それを続けてまいりたいと、そのような意味でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今回、ひと月一人1,000円ということでスタートされるというお考えですけど、市長のマニフェストといいますか、お気持ちからしますと、完全無料化ということが命題であると思うんです。ですから、やはり、ひと月一人1,000円というのがいつまで続けられるのか。これはやっぱり、財源も大切ですけど、今度も厳しいときにされてるわけですよ。じゃあ、それがいつ上積みできるかというのは、私は厳しい問題じゃないかと思えます。そこのところは、今、答弁求めませんが、私は考えていけなくちゃ、これ平成28年度出されてますけど、実際。

次に質問しますが、例えば、平成28年度予算の説明では、消費税などの税収の増により、歳入増になり可能と判断されたかと思いますが、しかし、歳出も増加し、結果的には財政調整基金からの繰り入れが3億円です。平成28年度の財政見込みにおいても、生産年齢人口の減少に伴い、税収も減少傾向にあり、さらに、普通交付税も大幅な減少とされています。市長御自身、厳しい財政運営になるものと危惧していると述べられています。その中で、今回、市長、副市長、教育長、監査委員の給料月額を減額することを提案されています。全員協議会のときにおいて市長は、厳しい財政状況であり、みずから身を切ると述べられました。これは、今回の新たな取り組みである段階的な給食費補助を行うための財源確保の1つではないかと、私は受けとめてしまうわけです。給食費の無料化は、市長のマニフェストの1つですので、市長御自身お考えいただくのは理解します。副市長まではともかくとしても、教育長、監査委員まで給与を減額をされることについての提案はどういうことなのか、説明お願いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本当に今回の特別職の給与削減に関しましては、厳しい予算編成を目の当たりにしまして、私自身が何かできることがないか、少しでも貢献できないかと熟慮を重ねた上での結果、決断でございます。私一人でやり抜くつもりでございましたが、松田副市長、末次教育長、篠崎監査委員のお三方から、私に同調したいと思いがけない、ありがたい言葉をいただき、今回条例案を上程させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今回、減額ということでされているんですけど、減額をされた場合の金額は1,098万3,000円という額になるんですけど。市長、副市長が平成31年までですか。教育長が平成30年、監査委員は平成29年になってるんですね。これが、この額なんですけど、もし、これがなくなったらどうするのかなと思うんです。これをもしやめた場合。全体の予算ですから、そうないことだと思うんですけど、しかし、そういった場合、この1,000万円というのは、既に予算化されるわけですよね。これがもしなくなったときにはどうされるんですか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回の特別職の給与条例改正案を上程し、私、副市長、教育長、監査委員の給料の減額を行うこととしておりますのは、現下の厳しい財政状況のもと、私が掲げております108つの施策を初め、幅広くいろいろな事業の実施に向けた財源の一部とするために、給料月額を減額するものでございまして、減額した部分を給食費の助成に充てるというようなことを念頭に置いたものではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 理解しておかなきゃいけないんですけど、何せ額が大きいし、教育長、監査委員、本当にお疲れさまでございます。

次に、今回提案されている児童・生徒一人に対しての学校給食1,000円補助の効果をどのように捉えておられるのかお尋ねします。

また、補助を行うことから、事務的な人件費など必需品が必要になってくるかと考えます。きょう質問の中に出ておりましたが、できるだけ負担をかけないようにするという答弁があっておりますが、実際、人件費が発生すると思うんですが、それについてはどう考えられるか。また、仮に未納が発生した場合でも、市としては未納件数に関係なく、児童・生徒一人1,000円の支払いがなされていくと思います。このことについては、どのように対応されていかれるのかお尋ねします。

もう1点、平成26年度の決算において、給食費滞納額が累積滞納額として613万7,323円になっています。件数は若干減少していますが、滞納額は増加しているということです。この滞納額に対する徴収業務はどうされるのか。また、この分が後日納めていただいた場合、これはどのように利用されるのか。

以上、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今回の学校給食費の段階的助成事業の趣旨は、子育て支援であり、子育て世代の経済的な負担感や不安感を軽減し、安心して子供を生み、育てることができる保育・教育環境を整え、その結果、若者の定住促進や少子化対策につなげることでございます。月額1,000円を助成することで、直ちにこれらの大きな課題が解決するというわけではありませんけれども、子育て世代にとって貴重な第一歩になるものと捉えております。

次に、給食費の補助を進めるに当たり、事務処理をする職員等の経費が発生するのではないかと御質問でございますが、確かに公費助成額と保護者負担額に区分することになりますので、事務処理がふえることにはなりますが、それが市にとっても、学校などにとっても、過重な事務的負担が生じないように、できるだけ簡素で効率的、合理的な方法をとることにより、現状の職員体制で対応していけるものと考えております。

次に、滞納者にも助成することについての考え方ですが、滞納者は原則としてこの事業の対象外とすべきものではないかというふうな検討もしているところでございますが、滞納している方にもそれぞれの事情があり、経済的な困難のために滞納している方を除外することは、この事業の趣旨と矛盾することも考えられますので、その事情をしんしゃくして分納、延納などに関する誓約書を提出していただくことで、助成の対象としたいと考えているところでございます。

次に、滞納対策についてでございますが、これまでも年度末には学校と連携をとりながら、給食センター、あるいは教育委員会のほうからも徴収に回らせていただいておりますが、

今後はこの助成事業が新たな滞納の契機とならないように、さらに学校との連携を密にし、しっかりと徴収を進めてまいりたいと考えております。

なお、滞納者からの入金があった場合の用途でございますが、食材費として使わせていただくということでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今答弁いただきました。ただ、今回の措置で滞納がなくなることは僕はないと思うんです。やはり、お願いしたいのは、こういった滞納とか、今回これだけ措置するんだから、やはりまず払っていただくという、原則として取り組んでいただきたいと思っております。これが間違っ、もし滞納がふえてくるのであれば、これは何のためにやるのかわかりませんので、そこはしっかり私たちも見詰めていきたいと思っております。1つ教育委員会としても一生懸命お願いしたいと思っております。

1億総活躍社会の実現に向けて、緊急すべき子育て支援として国が示した子育て支援、幼児教育の無償化、教育費の負担軽減、児童扶養手当の機能充実、ここにいろいろ書いてあるんですが、たくさんいろいろ対策は国は示してるんですけど、私、不思議に思うのは、何で給食費の補助とかそういったのは、全然国は示さないのか。私がちょっと考えが違いかもしれませんが、そこは市長はどう考えられますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

学校給食費の公費による助成事業は、国の施策ではなく、住民のそばで住民に密着した立場で施策に当たっている地方自治体が先行する形で、全国的には相当数の自治体取り組みを始めております。文部科学省も先行自治体からの問い合わせに対し、学校設置者の判断で、保護者の負担を軽減することは可能であり、学校給食法の規定は保護者の負担軽減を禁止する趣旨ではないと回答し、自治体の取り組みを追認しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私自身もよく理解してないから申しわけないんですけど、趣旨は違いかもしれませんが、今まで、例えば、私の小さいときには教科書代でも全部負担してきましたよね。最近は教科書も小学校、中学校も無償ですよ。授業料に至っては、高校まで授業料無償になってきているんですね。そういったのを見たときに、給食費は別ですよ。各自治体に任せますと。それは豊かな自治体だったらいいですよ。しかし、このように厳しい財源のところでもやってしまうということが本当にいいのかなという疑問を持ちます。やはり、自分のところの財源というのをしっかり見きわめてやっていくべきじゃないかなというふうに私は思っています。国が給食費の助成に向けた対策を示さないのは、衣食住については、基本的に保護者に行っていただきたいというそういった考えもあるのではないかなと私は思

います。しかしながら、現実には先ほど申しました給食費滞納の中には、納入したくても納入することが困難な家庭もあります。実は、私もそうでした。小学校のときは生活保護を受けてたんです。払われませんよ、本当に給食費が。旅費も払えませんでした、本当に。でも、親は払ってくれましたよ、ちゃんと。私は親には感謝しています。中学校では確かに旅費も滞納があってました。でも、私は卒業して自分で払いました。そうだったんですよ、昔は。今何でもかんでも無償化じゃないですか。私は考えてほしいと思いますよ。自分でやってほしい。せめて衣食住ぐらいやってほしいと思いますよ、できるところは。できないところは、皆さん国が補助してるじゃないですか。だから、生活保護とかわかるんですよ、大切だということ。でも、それに甘えるじゃなくて、早く断ち切ってほしい。私は中学校で悔しい思いをしました。早くやめてほしいと思いました。やっぱり本当に悔しいです。そんな気持ちを持って、私はいくべきだと思うんです。先々に無料化無料化って本当にいいんですか。私はそう思いません。さっき言いましたように、納入したくても納入できない家庭もあります。だから、そこに行政として力を入れる対策が必要なんですよ、それはわかります。今回、提案されている給食費補助もその対策の1つかと思います。ただ、人吉市の財政状況が厳しいとされている中で、児童・生徒一人一律1,000円という考えではなく、まず、保育料と同じく所得に応じた助成のあり方も検討されたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今回の学校給食費助成事業は、福祉政策としての扶助費支給事業ではなく、子育て世代の負担軽減策として助成金交付事業を実施するものでございます。したがって、例えば所得に応じて市民税の非課税世帯のみを対象とするということではなく、所得の多少にかかわらず対象にする制度としたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 趣旨はわかりました。市長が述べておられます少子化対策という考えでは、給食費の無料化より、今取り組んでいただきたいのは、私の提案としてですが、安心して出産でき、安心して育児、子育てができる環境整備、そして医療費を含めたところの幼児期にかかる負担の軽減策ではないかと思います。例えば、市長、全国ですけど、2010年に30代の女性が80万人とします。2010年にゼロ歳は何人かという、40万人なんです。ということは、どんなに努力しても、2040年には40万人しかいないんです。これでどんな少子化対策をしてもふえないんですよ。ゼロ歳の子供はこのとき40万人ですから、これが一気に50万人なることはありません。ですから、少子化対策というのは、なかなか大変なんです、表に出てるとおり。ですから、やはり私は今行っていただきたいのは、さっき言いましたように、安心して幼児期にかかる負担を軽減するのが先じゃないかというふうに考えます。さらに、趣旨として違うかもしれませんが、別の提案として、小学校、中学校における特別支援

員の充実には、現在も一生懸命取り組んでいただけていますが、学校現場においては、特別支援教室の増加など、さまざまな児童・生徒への対応が増加していくことから、さらなる充実を求めておられます。また、ICT教育の環境整備についても、なかなか進んでいない状況ですので、これらは早急に行うべきと考えます。このことは、第5次総合計画の中にICT機器を用いた情報教育など積極的に推進すると示されています。また、特別支援員については、教育相談員などの人的支援体制の充実を図るとも記されています。

そこで、教育長にお尋ねしますが、この特別支援、そしてICT環境整備の必要性については、どのようにお考えかお尋ねします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

今、議員のほうからありました特別支援、それから、ICTなどについての考えはということでございますが、本当にお金があれば充実させたいという思いは強くございます。子育てできる環境か、それとも子育ての支援か、優先度合いは本当に甲乙つけがたく、どちらが優先ということではなく、先ほどからいろいろと出ておりますけれども、財政状況を勘案しながら、どちらも並列で進められればと。これは理想形かもしれませんが、考えておるところでございます。やはり、子供たちの学ぶ環境、そして、それを支える環境、これはとても大事だと考えているところです。

学校給食完全無料化に向けての取り組みにつきましては、子ども・子育て支援策の立場から安心して子育てできる環境づくりとして、また経済的な支援を実施するものでございます。

さらに、学校教育の充実の立場から実施するものが特別支援教育支援員の配置とICTの整備と捉えているところでございます。現場は本当に大変な状況にあることは確かでございます。特に、学校教育の充実を図るために発達障がいを含むさまざまな障がいがある児童・生徒を適切に支援するために、特別支援教育支援員を各小学校に配置しております。今後も、各学校の状況に応じて対応していきたいと考えておりますが、小学校だけでなく、中学校もこの支援員をぜひ配置してほしいという要望が出ていることも確かでございます。

また、現在、使用しております学校のICT機器の整備につきましても、学校教育の充実の視点から、学校内無線LANや電子黒板、教員用の校務用パソコン、児童・生徒用のタブレットパソコン等の整備を行ったところでございますが、機器の導入から5年が経過しておりますので、更新時期を迎えており、計画的に整備してまいりたいと存じておるところです。

先ほど、御心配いただきましたように、本当にどちらが先かということになりますと、どちらも大切に、さあ、どうしようというふうにして思っているところでございますけれども、しかし、子供たちが安心安全な教育環境であるということに、私たちもできるところから努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ちょっと給食完全無料化とずれてるかもしれませんが、今何をしなくちゃいけないかと考えたときに、やっぱり厳しいんですよ。例えば、例を出しますけど、人吉二中、電子黒板3台しかないんですよ。1階、2階、3階、1台ずつ。どうするんですか。やっぱり何をしなきゃいけないかということです。もっというなら、二中、例えば炊飯器を幾つか炊いたらブレーカーが落ちるんです。そのような状態なんです。ですから、やはり本当に僕は現場を見てやってほしいし、何をするか、選択と集中と市長がおっしゃるならば、そういったところの事情を見ていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

幼児期の負担軽減策は、教育環境の充実など提案させていただきましたが、このことについては、ぜひ検討いただきたいと考えるところです。ただ、今回の給食費補助は一時の軽減策になるかとは思いますが、人吉市全体の公益性として捉えたとき、ライフバランスの好循環には私は結びつかないのじゃないかと考えます。そこで、提案されました給食費補助としての2,500万円を財政調整基金、いわゆる家庭でいう貯金ですね。これに組みかえ増額していく施策、それを基金とするなら、地方債の活用で1億円の事業が行えると思います。もちろん、地方債ですから、計画的に行うことは大切ですが、現在、人吉市は公債比率は低い状況でありますし、投資的経費は類似団体よりも低いんですよ。そういったところを考えますと、事業を行うことで雇用が生まれ、賃金が発生し、ひいては消費が増大し、安定した生活が確保され、一般会計においても税収が増すことになると考えます。要するに、市民の皆さんが期待されるのは、働ける場所、雇用の安定、安定した収入、温かい人と人の心の触れ合い、生活環境の充実だと私は思います。市庁舎建設を迫られている中で、選択と集中、あるいは優先順位と言われるなら、まず、多額の費用がかかる市庁舎建設に集中され、具体的な方向性を示していただくことが市民の皆様も安心されると思います。

給食費補助については、市長のマニフェストでもあり、実行されたいお気持ちは十分にわかりますが、松岡市長御自身、大変厳しい財源であることを認識されてますので、市庁舎建設の一定の目途がつくまで、検討課題とされても児童・生徒をお持ちの保護者の皆様には御理解いただけると考えますし、捻出された2,500万円についても、財政調整基金の上積みにしていただくことも、市民の皆様からは御理解いただけるものと考えます。市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

先ほど大塚議員が述べられました幼少期の経験ですが、大塚議員の御両親も必死に育てられたと思いますし、大塚議員本人も恐らく必死で子育てをされたと思います。そして、現在、私も必死で子育てをしております。自助、自分でやるというのが大前提だと、私もそこはしっかりと捉えているところがございます。しかしながら、先ほどお示しいただきました数字からわかりますように、生まれてくる子供の数というのがかなり減ってきております。その

生まれてくる子供たちをふやすために、子育て支援の重要性というものを私自身捉えているところでございますし、重要な施策であるというふうに考えております。そのような中で、当然、市庁舎移転建設事業も重要な施策でありますし、早急な取り組みが必要な事業であると認識をしております。財政的な厳しい制約はございますが、その中でマニフェストの108つの施策に集約された市民の皆様の声を1つでも多く、そして、まち・ひと・しごと創生総合戦略や第5次人吉市総合計画（後期基本計画）の施策をしっかりと進めてまいることが、私の責務であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 本日は大変お聞き苦しいお声で申しわけなかったと思います。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時47分 休憩

---

午後5時01分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12番議員の笹山でございます。本日最後の登壇でございます。久しぶりに5時を過ぎてからの登壇となりました。晩酌には間に合うように一般質問を行ってまいりたいと思っております。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、市長の施政方針から市庁舎移転について、議第28号について、学校給食費の段階的保護者負担の軽減事業について、議第43号についての4点を通告いたしました。その通告の中で、本日通告内容がかなり重複しておりまして、今までの質問の中で、私が意図するところについては、ほとんどが質問をされてしまったような状況でございます。なかなか同じ答弁をいただくというのが気が済みませんので、違った観点から通告をしながら質問をしていきたいというふうに思っております。

まず、初めに、市長の施政方針から市庁舎移転についてであります。このことにつきましては、先ほど大塚議員がかなり掘り下げて質問をされたところでもあります。私も同じような趣旨で質問通告しておりましたが、趣旨が同じような部分については割愛をしていきたいと思っております。校区説明会についても通告をしておったところではありますが、大塚議員の質問における答弁によって一定の理解をいたしましたので、これについては割愛をしておきたいと思っております。

そこで、私は昨年12月議会における庁舎特別委員会におきまして、中期財政計画につい

て、また、2月の特別委員会におきまして、公共施設等総合管理計画について説明を受けたところであります。中期財政計画におきましても、平成31年度見込みで減債基金、財政調整基金残高がそれぞれ500万円、600万円となるまでに、基金の取り崩しが行われる状況であり、大変厳しい財政運営が今後予想されるところでもあります。そのような中で、公共施設等総合管理計画を平成28年度中に策定をされるようであります。この管理計画につきましては、公共サービス施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、真に必要とされる公共サービスの提供を維持、確保していくために策定されるものであります。ただ、公共施設の多くは、先ほど来、話しがっておりますように、老朽化が進んでおりまして、維持、更新等にも多額の費用が必要であると見込まれておるところでもあります。そのことをあわせ考えますと、市長が提案されて見直し案2案だけで十分な審査が今後できるものだろうか、私は不安になるところがあります。今回の見直し案におきましては、総事業費の圧縮、周辺公共施設等の組み合わせによる新庁舎の縮小規模という観点から、新庁舎の面積はおおむね3,700平方メートルで提案をされているところではありますが、他の公共施設等の検討も含めて、新庁舎8,000平方メートルの総合庁舎方式の場合には、どうなるのかと。そういったところも今後検討していかなければならないのではないかと考えているところでもあります。

庁舎等移転建設審議会に対しましても、諮問をされましたが、市長は総事業費の圧縮という最大のテーマを添えて意見を求めておられます。そのことは見直し案2案に対して審査をしてほしいというようなことで諮問をされてることにほかならないと私は思うところがあります。現行計画案の総合庁舎方式案、これにつきましては、公共施設の総合管理計画とあわせて、今の審議会に審査を求めるよう、審議会に対して再度諮問をすべきではないかと考えておるところですけれども、その点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

1回目を終わります。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、最初に確認しておかなければなりません、私は、これまで現行計画案、総合庁舎方式については1つの理想形であると受けとめておりまして、理解もしております。御承知のとおり、総事業費を抑えたい、縮小したいという1点で選挙戦では白紙撤回、そして、その後は見直すということを求めてまいりました。現在、皆様の御理解を得まして、A案、B案という2つの見直し案を提示させていただくことができましたが、庁舎の内容と庁舎本来の議論についてはこれからでございます、いうならば、現段階ではまだ何も決まっていないということでございます。私の見直し案は、あくまでも市の財政状況をおもんばかり、お金をかけないためには、どういう手法があるのかといった観点に立った上での提案でございます。今後は、審議会、特別委員会、さらには市民の皆様からのさまざまな御意見、御提案を拝聴をしながら、ベストな案を選択していきたいと存じます。特に、現在策定を進めて

おります公共施設総合管理計画によって、本市の将来に及ぶ公共施設のあり方、整備方針、そのための経費等が明らかになってまいりますので、そういった総合的な視点にも考慮しながら、議員から御指摘がございました現行計画案総合庁舎方式、そして、私が御提示しました修正案、さらには追加案もあるかもしれませんが、さまざまな観点で検討をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。

加えまして、審議会の諮問に関しましても、検討してみたいと存じます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） さまざまな観点から検討を今度されていかれるというようなことで答弁いただきましたが、ただ、今、特別委員会で審議している事項、それから、庁舎移転審議会に諮問されて審議している事項、これは現行計画案の見直し案から発しまして、基本的には新庁舎方式を3,700平方メートルで建設するんだということでスタートしてるわけなんですよね、見直し案については。私はそう思っています。当然、見直し案の中で特別委員会で説明がありましたように、見直しによって、「3,700メートル」で検討することを前提として提案をされて、そのA案、B案について、今審議をしていると、そういう状況になってるんじゃないかなと私は思ってるわけなんです。だから、どうしても最初の現行計画案が同じ今の検討する中で、同じ土俵に上がっているのかということを考えれば、同じ土俵に上がってないと私は思っているわけなんです。ですので、今回、改めて審議会に諮問された部分についても、総事業費の圧縮を前提として、もしくは、その他の公共施設を含めて庁舎建設をしていく。そういった中で諮問されてますから、諮問の中身は公共事業を全て圧縮するんだということで、今、研究会も提案がされてるように、見直し案は「3,700メートル」でスタートしている。だから、当然、総合庁舎方式の全ての8,000平方メートルという部分については、どういった形で審議をしていけばいいのかという部分が、私は飛んでると思っています。だから、今、特別委員会の中でも、もうA案、B案を提案をしながら今議論をしますけども、あと何を議論していけばいいのかという状況にきてると思うんです。だから、改めてA案、B案を審議をしながらも、そこに先ほど言いました総合管理計画が入ってきたと。公共施設をどのように今後運営していくのか、管理していくのか、そういったことも含めて検討していくのであれば、A案、B案の見直し案も含めてそれに合わせて最初に審議をしてきた総合計画の現行案がどういった形で反映されてくるのか。それも、あわせて提示をしていかないと、全く今後議論ができないんじゃないかなと私は思うわけなんです。だから、改めて諮問をすべきじゃないですかというふうなことで、今回質問をしたところであり。今後の議論をどういうふうを考えればいいのかと思ったときに、そういったところなんです。ですので、これにつきましては、やはり、きちっと今から検討されるんじや

なくて、やっぱりそういった検討事項をきちっと議会に対して、特別委員会に対しても、審議会に対しても、同じ土俵できちっと諮問をされて、そして、議論を深めない、今後進まないと思っております。改めて、そういった立場で現行計画案をきちっと見直しをされて、そこに、今までの現行計画案だけではなくて、やはり、そういった公共施設の総合管理計画、これが一番今後は重要になってくると私も思ってます。そういった総合管理計画の策定も含めた中で、きちっと諮問をしていくんだというような形で諮問をされないと、先ほどから言いますように、きちっとした議論もできないし、市民に対してもきちっとした説明責任も果たせることができない。私はそういうふうを考えるわけなんです。ですので、そこをやっぱり市長みずからがそういった形で諮問をされないと、執行部も検討のしようがないんじゃないでしょうか。その辺はどうお考えですか。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後5時14分 休憩

---

午後5時19分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君） 済みません、時間をおとりしまして大変申しわけございません。

前回の審議会において、現行計画が認められておまして、今回、再度この基本構想を検討していただくということにはならないというふうには考えております。しかしながら、現行計画につきましては、テーブルに乗らないかという、さにあらず、見直しA案、B案と同様に毎回この3つの案を中心に審議が進められていくものと考えておりますし、当然、そのようにお願いをしたいと存じます。つまり、現行案がまずあって、そして、それに対しての見直し案A案、見直し案B案がどうかというのを審議会での結論はわかりませんが、総合的な判断の中で一定の方向性が示されるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 質問に入る前に、先ほど、私は「3,700平方メートル」と言ったつもりでありますけれども、「3,700メートル」と言ったようでありますので、そのところは「3,700平方メートル」というふうなことで訂正をお願い申し上げたいと思います。

審議会が継続しているんだというようなことで、現行計画案も同じ土俵に乗ってるといふふうなことだろうと思っております。果たしてそうなるんでしょうかと思うんですよね。庁舎移転等建設審議会のメンバーについては交代をされてますよね。同じ建設審議会の委員のメンバーがかわらない中で、改めて同じ建設審議会に提案をする、諮問をするということであれば、私はそうなるかもしれないと思ってます。前段の現行計画案、基本構想計画案、これについては、全ての委員の皆さん方は理解をされている、その理解のもとに新たな市長の

諮問が検討されていく。そういうふうにならなっていくのかなと思うわけなんです。ところが、一回審議会は切れてますよね。そして、新たな委員を委嘱されている。新たに委員を委嘱されて、庁舎移転等建設審議会を立ち上げていらっしゃる。そういうことであれば、やはり一からそれは諮問をされないと審議できないんじゃないかと私は思うわけなんです。そこを私はずっと考えてるわけなんです。どうしても、市長の審議会の諮問書を見ますと、総事業費の圧縮という最大のテーマを添えてということで諮問されてるわけですよ。それは、確かにこの諮問の中には具体的な部分は掲載はされておられません。ただ、最初に総事業費の圧縮という最大のテーマを添えて意見を求めますと言っているということであれば、当然見直し案の新市庁舎建設は3,700平方メートルを基本とするんだということからしかスタートしないとしか受け取れないんですよ。だから、そのところをやっぱりきちっと諮問を改めて見直し案だけではなくて、総事業費の圧縮といえども、本当に圧縮をした中での新市庁舎建設の3,700平方メートルの案が本当にいいのか。もしくは、やっぱり総合庁舎としての8,000平方メートルも含めたところで検討したほうがいいのか。そこをやっぱりきちっと諮問をされないとおかしくなると私は言ってるんです。だから、当然そうやって執行部のほうはそういった形で、いや、当然それを諮問されているんだ、審議をされているんだというふうに思っているかもしれませんが、私は、どうしてもそこは、そういった形で審議が進むとは思えないんです。だから、そこをあえて今回は私は質問をしてるところです。議論を深めるためには、きちっとした諮問を明確に委員の皆さん方はわかるように、もしくは研究会、特別委員会がそれぞれの三者がきちっとした議論ができるように、きちっとした諮問をすべきではないですかということで、私はお尋ねをしてるところです。くどいようですが、お願い申し上げます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今の現基本構想は審議会を経て正式に決まっておりますので、それが基本構想であるというふうに私は捉えております。それからの見直し案を今度審議したところでございますが、今、おっしゃるように、もう審議をしておりますので、その審議会の中で、再度改めて現行計画、今現在の基本構想はこういう形ですよというような内容を説明させていただき、この3つを比較といいますか、同じ土俵に上げた上での審議をお願いしますということを再度審議会の中で申し述べさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひ、その辺をお願いを申し上げたいと思っています。特別委員会に対しても、恐らくそういった形で、恐らく話が今後あるかと思えます。ぜひ、やっぱりそういった同じ土俵の中で、きちっと議論をしていかないと、今後、本当に庁舎建設の方向性がどうなるのか。そこはきちっと方向性を定めて、将来に向けて本当によりよい建設に向け

て、やっぱりお互いが議論をしていかなければいけないと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

庁舎建設に対する、私はこの1点のみでありますので、これで庁舎建設については終わっていきたいと思います。

次に、議第28号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

先ほど、大塚議員も給食費の無料化の中で若干この部分に触れられました。今回の条例改正につきましては、厳しい財政状況のもとに、市長が掲げる108の事業実施に向けた財源の一部とするために、市長、副市長、教育長、監査委員の給料月額を減額するものと。それと、下水道使用料の徴収誤りにおける責任をとっての市長、副市長の2カ月間の給料月額の減額の2本立てでの提案であります。

下水道使用料の徴収誤りにおける減額措置につきましては、今回の質問は行いません。今回の市長、副市長、教育長、監査委員の給料月額の減額の提案であります。このことを考えてみますと、田中前市長は、公約として給与削減を訴えてこられましたので、就任当初から減額措置という形で減額措置をとってこられたわけなんですね。田中市政における、ただ時限立法でありましたので、そこは市長が就任された時点で、その時限立法は消えたということで、市長の給料がもとに戻ったという形になろうかと思っております。そのような中で、市長はそういった給与削減については、公約としては掲げておられなかったというふうに思っております。そういった中で今日まで給与が削減されずにきたわけですね。そういったことを考えますと、この給与等については、報酬審議会の答申に基づいて答申をされ、その額が妥当であるというふうなことに基づいて、答申に基づいてそれを決定されてありますので、その報酬が私は当然妥当なものだと私は思っております。ましてや、給与というのは、労働の対価としても受け取るものでありますので、当然その労働の対価に対しての受け取る当然の権利であるというふうに思っているわけなんです。そういった状況の中で、今回、公約もしていない中で、なぜ今の時期に、この給与削減の改正案を提案されるのか。このことについて、改めてお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市長等の給与の減額につきましては、議員おっしゃるとおり、選挙時の108の施策事業には入れておりませんし、就任間もない昨年6月の定例会の一般質問で平田議員のお尋ねに対し、人件費は扱わないという趣旨の答弁をさせていただいたと存じます。全員協議会の中でも少しお話をさせていただいたように、初めて当初予算の編成に携わって、本市財政の厳しさというものを身をもって感じたところでございます。当然、安定かつ恒久的財源を確保するというのが行政に課された課題でもあり、労働や責任の対価である給与を一様にカットすることに対しましては、御批判もあることと十分に承知をしておりますが、財政調整

基金や減債基金を取り崩してまで財源に充当しなければならない実情を見ると、相当な覚悟をもって行財政改革に臨まなければ、この状況を打破することはできないと強く感じているところでございます。今後、絶ゆまぬ行財政改革を推進するために、新年度の当初において、まずは市長及び特別職が身をもって厳しい改革に向き合うという覚悟を示したい。そして、これは厳しい財政状況に向き合う決意表明であると御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市長御自身が予算編成をする中で、大変厳しい財政状況だというのがわかったと。だから身を切ってこういった形で取り組んでいくんだということのようではありますが、田中前市長が2期8年間ずっと給与削減をしてこられた。私たちは、その時点でやっぱり市の財政は当然厳しいものがあるというような中で、議会の中でいろんな議論をやってきたと私は思っています。ですので、松岡市長も当然議員でおられましたから、当然身をもって議員時代から市の財政が厳しいというのはわかっておられたんじゃないでしょうか。そういったことをわかっておられれば、やはり公約でなくても、やはり就任されて早々に、やっぱり市の財政は厳しいんだということで、私も同じように身を切って削減をするんだというふうな、私は意気込みがあってもよかったのかなと私は思います。

ただ、本当に財政が厳しいから、これだけの身を切るんだということでもありますけども、ならば、その身を切る額が、全員協議会でも説明がありましたように、1,098万円ですよ。これはトータルで1,098万円になりますけども、ただ、これだけの給与減額分、1年間で換算しますと、大体幾らぐらいの削減になりますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

1年間の削減額ということでございますが、私、市長の給与につきましては、給料月額10分の2、2割の減額となっておりますので、17万800円の12カ月分、204万9,600円でございます。また、副市長、教育長及び常勤の監査委員につきましては、給料月額10分の1、1割の減額でございますので、1年間で副市長が78万3,600円、教育長が65万1,600円、常勤の監査委員が52万800円となりまして、4人の合計で年間400万5,600円でございます。

なお、減額の期間でございますが、私と副市長が平成31年4月まで、教育長及び常勤の監査委員につきましては、私の任期が終了する前に、それぞれの任期が終了いたしますので、それぞれの期間の間とさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 年間の減額が約400万円ほどということでもありますけども、その年間400万円を先ほどから市長も答弁されてますし、私も言ってますとおり、今回の給料減額の趣旨ですよ。全員協議会の中で説明がありましたように、先ほども言いましたように、現

下の厳しい財政状況のもとに、市長が掲げる108の事業実施に向けた財源の一部とするために、市長、副市長、教育長、監査委員の給料月額を減額をするということなんですね。財源の一部にするんだと。市長の108の公約を実現するために、その実現のために財源の一部に充てるんだというようなことになりますよね。そういうことを考えますと、市長御自身が市長の給料を減額をして、108の事業を実現するために、その事業のために寄附をしますよということにつながるんじゃないかなと思うわけですよ。基本的には、その減額分については、寄附行為に該当するんじゃないかなということも考えられるんじゃないかなと私は思います。そういった考えについては、どのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

公職選挙法第199条の2に、公職の候補者等の寄附の禁止が規定されており、公職の候補者または公職の候補者となろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとされております。この場合に、市長が自身の市や県、国に対して寄附する場合においても、この規定に違反するとされており、また、市長が支給された給与のうちの一定部分を返還したり、給与請求権の一部をあらかじめ放棄することも寄附に該当するとされております。国から示された行政実例におきましては、給与の辞退、または返上の処理については、その行為が直ちに社会的公正に反するものとは言い切れない場合もあるだろうが、そのような場合においても、条例を改正し、給与の暫定的な減額措置をとることが相当であるとされております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 条例を改正せずには、寄附行為に該当するけども、それを逃れるためには、減額の条例改正をしてすれば全く問題ないんだということですよ、これについては。そのように私は解します。ということは、やはり条例を改正をして、市長自身の給料は、これだけにしますよということで条例を改正すれば、確かにそうなるかもしれません。そういった寄附行為等にも該当しない。それは当然そうなるかもしれません。ただ、先ほど言いましたように、その裏をとって見た場合に、こう考えた場合には、そういった寄附行為と思われても、いたし方ないような部分をあえてなぜ議会に対してその承認意見を求めるんですかということを考えるわけなんですね。議会に責任を持たせてしまうということになるんじゃないかと私は思うんです。それは当然、条例を改正すれば、その給料が市長の本来の給料月額になりますから、当然それは問題なくなると思ってます。ただ、その条例を審議するのは議会なんですよ。だから、議会に対してそういった寄附行為と思わせるような部分の条例改正を果たして提案してもいいのかなというふうな、私はクエスチョンマークなんです。そこがどうしても、私はひっかかる場所なんです。ただ、これはあえて議論しても多分平行線で終わると私は思ってますので、あえて言いませんし、条例の改正になりますか

ら、あとは委員会の審査の中で十分な議論をしていただきたいと思いますけれども、そういった議会の責任はどうなるのかということも私は考えるところです。そういったところも十分に私は考えていただきたいと思いますというように思いますので、そこで、この件については深く追及はいたしません。

質問を終わります。

次に、学校給食費の段階的な保護者負担の軽減策事業についてであります。

このことにつきましても、仲村議員が、かなり詳しく質問されましたし、私の質問項目もそれにかなり重複をしておりました。また、先ほど大塚議員の質問においても、かなり大塚議員も掘り下げて質問されましたので、かなりかぶっております。どこを質問しようかなとちょっと思って考えておったところでもあります。ただ、その質問に対する答弁を聞いておる中で、やはり公費助成の支出の根拠法令ですよね。公費助成の支出の根拠法令は、基本的には地方自治法232条の2に基づいて出すんだというふうに私は理解をしたところなんです。その232条の2の法令に基づいて補助金交付規則に基づいて交付をしていくんだと。要項を作成をして交付をしていくんだというふうなことで、答弁があったというふうに思っております。ただ、この事業を考えてみましたときに、第5次総合計画にきちっと位置づけをして実施をしていく。また、市長の最大命題であるというような、言うなれば、恐らく第5次総合計画の後期基本計画においても、最大のテーマとして位置づけをされているもんだと私は思います。そういったことを考えれば、要項で交付をすることができるのかということを考えます。交付要項を定めて、支出をしていくということではなくて、やはりそういった第5次総合計画の最上位課題、命題であるということを考えれば、やはり、これは条例化をして、きちんと実施すべきではないかと私も思うわけなんです。仲村議員の質問の答弁っておりますけれども、改めて、そういったさまざまな状況を考えれば、これは、要項ではなくて、条例化をすべきではないかと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

この件につきまして、条例化をすべきではないかという御質問だったというふうに思います。我々もこれを事業化するに当たりましては、任意補助として計上するのか、または、扶助費として計上するのか等々を議論したところでございますが、福祉的な支援ではなく、子育て世代に対する支援だということで、補助金が好ましいであろうということで、結論づけたところでございます。

その根拠法令といたしましては、先ほどの地方自治法の232条の2が根拠法令となっております。この法令に基づいて、要項で制定する際のメリットも考えておりました。実施した場合の成果、行政評価ですね、これがしやすいと。あとは必要性、そして費用対効果、十分な検証をするにあたっては、要項で制定したほうがいいのではないかとということが1点と、もう1点が、日本国憲法の94条にあります法律の範囲内で条例は制定しなければならないという

ふううにうたってありますし、地方自治法14条の1項では、条例は法令に反してはならないというふうにうたってあるわけでございます。そのような中、学校給食法第11条で、保護者の負担という形で明文化してございます。こういうものの関連を踏まえたときにおきましても、条例化よりも要項のほうがより適するというような判断に至った次第でございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 要項のほうがやりやすいからというようなことのように思っていますが、扶助費か助成費かどちらを捉えるか。福祉的な支援ではなくて、子育て支援の立場で、子育て支援の立場であれば、福祉的政策、教育的政策、一緒だと私思います。同じような扶助費的な考えができると思っております。助成ではなくて、一律に出していくんですから。扶助費の考えは扶助費の考えとしてもできるんじゃないかなと。あえて助成の考えにこじつける必要はないんじゃないかなと思っておりますし、先ほど市長が言われましたように、憲法94条に抵触しないようにと。法律の範囲内で定める。基本的には給食法第11条に保護者負担が明記してあるからと。結局、受益者負担の原則が明記してあるから、結局はそれを明記してあるから、結局条例にはできないんだと。そういった部分を明記をすれば、条例が違反してしまうと。だから条例はできないから、要するに要項を定めてしか行うことができないんだというふうなことだと私は解釈します。そうじゃないかなと思うわけです。そういったことを考えれば、ならば、そういった要項でしか定められないことを、なぜ第5次総合計画の最上位計画に持っていくんですかと。最上位計画に持っていくのであれば、やっぱり条例の中で予算と条例を議会できちっと審議をして行うことが一番いいんじゃないかというふうに思うわけですね。そういったことを考えますと、公益上の必要性ですよ。先ほどの232条の公益上の必要性の部分になるわけなんです、その公益上の必要がどういった形で必要になるかということを考えてみますと、先ほどの地方自治法で、条文は先ほど言われましたけども、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては寄附または補助をすることができるということではありますが、その公益上の必要がある場合の捉え方を見てみますと、ここに実例判例の中で、公益上必要かどうかを一応認定するのは、長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は、全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならないというふうに記載してあるわけですよ、実例の中に。だから、その公益上必要をどういうふうに捉えるかというふうなことでありますけども、長及び議会が公益上必要であると認めないことにはできないと。また、その認定についても、客観的に見ても公益上必要であると認められなければならない。客観的に見ても、公益上必要があると。客観的に見ても必要であるということについては、どのようにお考えですか。この捉え方についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、この件に関しましては、当然、教育委員会や総合教育会議、そして給食運営委員会等にもお諮りといいますか、御説明をして、御意見を伺ったところでございます。そのようなところでも反対の御意見はなかったということございまして、また、私が意見交換会等をする中でも、そのような声を聞いてまいったところでございます。そういうものを総合的に判断して、客観的にも望まれている政策だというような判断をした次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 客観的に問題ないんだと。基本的には、今までずっと市長が終始答弁されてきた子育て支援の一環の中できちっと説明を果たしているんだというふうなことで、問題ないというふうな形であろうかと思っています。

ただ、そういったところの中で、事業の継続性とか、先ほどからずっと言われてます子育て支援の充実と。そういった観点から考えてみても、先ほど、本村議員の質問の答弁でもあったように、医療費の無料化、それから学校給食費の無料化、どちらが大事かと。どちらも大事な重要な課題というふうに御答弁されてますよね、両方重要であると。ただ、先ほど来答弁されてますように、医療費の無料化についても、子育て世代の多くの市民の皆さんが望んでおられる施策であると。無料化については、引き続き少子化への対策並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するさまざまな子ども・子育て支援全体の中から、さらなる検討を重ねていくというふうに、今回の施政方針では述べておられるわけなんです。さらなる検討を重ねる。先ほどの答弁の中では、8割はできているんだと。あと2割の負担を保護者負担の部分の問題なんだと。その2割の負担の問題がさらなる検討を深める必要があるんでしようかというふうに思うわけです。そういった医療費の無料化については、財源も恐らく算定を試算をされていることだと思っています。前の中でも、あと幾らぐらい必要なんだというふうに答弁が二千二、三百万円ですか、ぐらいを試算をしているというふうな答弁が私はあったと思ってるんですけども、私はそういった事業の継続性とか子育て支援の充実、そして、そういった全体的な子供の立場を考えたときに、学校給食費の段階的な保護者負担事業を私は取り組む前に、やはり子供医療費無料化、これを最優先課題として取り組んだほうが実行力があるのかなというふうに思っているところですが、その点については、どうお考えですか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

検討するということに関してですが、今現在、取り組んでおりまして、市が出す医療費等も計算等もしておりますし、どういう状況なのかということも含めて、しっかりと今の制度がどういう形で進んでいるかというのを、1つしっかりと検証したいというのがありますし、加えまして、やはり財源の確保も歳入歳出のバランスを見ながら、どうにか確保してまいりたいという意味で検討していきたいというようなお話をさせていただいております。

子供医療費の無料化は、本来は国が少子化対策として取り組むべき課題であり、少子化対策を進める上で重要なことは、子供を安心して育てられる環境を整えることであると、私自身、強く思っております。要は、働きながら子育てができるように、保育所の待機児童の解消に力を入れるのと同じように、子供の医療費の負担を減らすことにも県、国は主体となって取り組む必要があるというふうに思います。今般、策定しました第5次総合計画「後期基本計画」、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、若い世代の経済的安定の確保のための支援策として、最上位に位置づけておりますので、子供医療費無料化の問題も決して諦めたわけではないということを申し上げておきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 厳しい財政状況の中でも諦めてはいないんだと。いつかは実現するんだというお気持ちだと思いますが、あえて何度も出てきてますように、厳しい財政状況の中で、こうやってやっていくんだということなんですよね。ですから、厳しい財政状況の中で、本当にそれができるんですかということを考えますと、あれもできるこれもできるという状況ではないと私は思ってます。そういったような中で、例えば、子供の医療費と今回の学校給食費の段階的助成の2つを考えたときに、今まで子供医療費についてはきちっとした条例化をして、条例に基づいてきちっとやってきている。それについては、議会もきちっと対応しながら、議論をしながら事業の継続性を図りながらやってきている状況があります。ましてや、ほかの自治体においても、最優先課題については、まずは医療費の無料化、これを実現した後に、多分、給食費の段階的助成、もしくは無料化をやっているところは、そういうところいつてきてると思うんですよね、個々の自治体でも。ならばやっぱり最優先課題としてどっちに取り組むんですかと。命なんですか、食なんですか。どちらが大事ですかということをやったり十分私は考えないといけないと思ってます。子供の命が大事なのか、食が大事なのか。それを考えてきてるときに、もしくは、今の財政状況を鑑みたときに、もしくは、今までのこういった議会と議論する事業の継続性を見たときに、果たしてどちらを最優先課題として取り組むべきかということを考えれば、私は当然医療費の無料化をきちっとやっぱりするべきじゃないかというふうな結論になるんじゃないのかなと、私はどうしても思うわけなんです。ところが、なかなかそういった部分については、今後の検討課題であるというふうなことで、ずっと終始してきています。だから、そういった部分については、置き去りにされながら、今回、給食費の段階的軽減策が私は提案されたんじゃないかなというふうに思っているわけなんです。そこをやっぱりきちっと議論を深めて取り組んでいかなければいけないというふうに思っているところなんです。そこで、やっぱりそういったところを考えてみた場合に、非常に今回の場合は公益上必要なのかどうかというのが一番問題になってくると私思ってます。要項で出されるわけですから、助成されるわけですから、公益上、本

当に必要なのかという部分を十分に私は考える必要があるかと思っています。

その中で、今後やっぱり考える課題として、ちょっとお話をさせていただきたいと思えますけども、そういった公益上の必要性を考えたときに、まずは、就学前の子供たちに対しての助成は今回全くしていないということ。小中学校の子供たちに対する助成だけであると。子育て支援の充実、子ども・子育て世代の経済的負担を考えた場合には、その全ての方たちに助成をすべきじゃないですか。その中で就学前については全く今回ではなくて、何もそういったことが検討されていないというのが1点なんです。

それから、2点目に、先ほどからちょっと言ってますけども、学校給食法の第11条、それから16条の法の精神から考えてみた場合に、本当に受益者負担の原則を崩してまでしているのかどうかと。そこはよく考えなければいけないんじゃないかなと思ってます。いろんな法解釈の中で今まで答弁あってますが、そこを改めて考えるべき問題じゃないでしょうか。

3点目に、何回も話はされてますけども、これだけ厳しい財政状況の中で取り組むべき課題なんですかということです。本当に厳しい財政、これはみんながわかっていることだと思っています。その厳しい財政状況の中でも取り組むべき課題になるのかどうか。

それから、4点目に、子供医療費無料化につきましては、議会も理解を示しながら、先ほどから言ってますように、継続的に、また段階的に実施をしてきた部分があります。そのような中で、他の市町村も基本的には子供医療費無料化を最優先課題として取り組んできている状況があると私は思ってます。その次に、学校給食費の無料化のほうに取り組んでくるんじゃないかなというふうに思っているところがあります。

また、5点目に、教育委員会においては、先ほど来答弁あってますけども、要保護、もしくは準要保護、この制度の中で、そういった該当する一部の児童・生徒に対しては、きちんとした給食費の補助を行っていますよね。行っていると、そういったこともあります。

また、6点目には、今までのそういった地方行政の実情を見てみた場合に、そういった設定する政策とか、その政策の基準と定めるものですね。これについては、市の自治立法権をきちっと交渉しながら行われると思いますが、基本的には制定する条例に反してしまう。だから要項で制定していくというふうに思っているわけですね。だから、単に要項だけを定めて、交付をするという考え方でいいのか。そのような問題があるんじゃないかなというふうに思っているところです。ましてや、先ほど塩見議員の質問の中で、体操服の支給をやめた。財政的に厳しいから支給をやめた。そういった中で、片やそういった財政が厳しい中で一律にやってきたもの、また、就学支援の中でできない部分を今回は給食補助はやるんですよというふうに言ってる。その整合性も、私はどうなのかなと。私は答弁を聞いてって矛盾を感じたところでもあります。ましてや、本村議員の貧困の質問の中においても、若干矛盾を覚えたところでもあります。そういった課題をきちっと私は解決をする。また、そういった部分については、議会にきちっと説明を果たして、議会の理解を求めないと、議会と

して認められないことになるんじゃないかなと私は思っていますけども、その辺をよく考えていただきたいと思っています。

それから、もう1つ言わせていただきますと、そういった学校給食費についての考え方については、平成25年9月議会において、教育長が大塚議員にきちっと答弁されておりますが、私はそれが全くそのとおりであると、私は今でも思っているんですね。改めて、その教育長の答弁を見てみますと、読ませていただきたいと思いますが、結論から申しますと、厳しい、できないと言わざるを得ないと存じます。その理由でございますが、3点ございます。

まず、1点目でございますが、学校給食法第11条第2項において、学校給食費の実施に必要な施設及び設備に要する経費以外の学校給食に要する経費、食材費などは学校給食を受ける児童、または生徒の保護者の負担とすると明文化されているからでございます。次に2点目としまして、給食費補助という考え方は扶助費の部類に入るわけでございますが、一般的には社会保障制度の一環としまして児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などに対して国や地方公共団体が支援に要する経費を示しております。教育委員会におきましても、要保護、準要保護制度の中で一部の児童・生徒に対し、給食費補助を行っておりますが、やはり特定の場合、受益者負担の原則は崩すべきではないと考えるからでございます。最後に3点目としまして、市の厳しい財政状況を考慮しましたとき、新規の補助金の制度をつくるべきではないと考えるからでございます。というふうに答弁をされておられるわけなんです。私はまさしくそのとおりであるというふうに思っておりますし、基本的な考え方としても、教育長が答弁をされたとおりだと、私は思うところでもあります。しかし、それを市長の公約ということで、助成をしていくんだというふうなことで、いろんな論点を手法を考えながら今までの説明をしてこられました。でも、それだけ助成の必要があるんだということであれば、私が先ほど6点指摘をさせていただきましたが、そういった課題として指摘をさせていただきましたけども、その課題に対しては、きちっと納得できる答弁をいただかないと厳しいものがあるのかなというふうにも思っているところでもあります。あえて、今回はここで答弁は求めません。基本的には議会でも、委員会の審査事項でも該当しますので、ここでは答弁を求めませんが、やはりそういったことを踏まえて、私たち議会は、きちっと審査、審議をする必要があるというふうに思いますので、そういったことも十分に考えていただきたいというふうに思います。ですので、今回の学校給食費の一部助成事業、私は改めて検討をする必要があるんじゃないかなということでも申し上げておきたいというふうに思いますし、さらには、先ほど言いましたように、子供医療費無料化等を考えてみましたときに、子供医療費の無料化を完全実施をしていくんだというふうなことでシフトを変えてもいいんじゃないかなと。基本的には2,500万円ほどの財源があれば、子供医療費の無料化も完全にできるんだというふうに私は考えられますので、そういった部分については、きちっとそれを給食費補助費の部分については、一旦凍結をしながら、子供医療費の無料化が完全にできるかどうか、

それを検討する中で、そちらのほうに予算がえを振りかえをしていくと。そういったことも私はできるんじゃないかなと思います。そこは、いろんな議員の考えもありますし、委員会の審査の中で判断される部分だと思いますけども、そういったことも考えて検討をして取り組むことも必要だというふうに思いますので、ぜひ、そういったこともあわせて、検討していただくように、今回は指摘をしておきたいと思います。

以上で、この問題については終わっていきたいと思います。

最後に、議第43号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。これにつきましては、若干質問もあつてますけども、今回、国民健康保険税の税率の改定が行われるということでありまして、介護納付金に係る課税額は増額改定ということでありまして、医療費分に係る課税額については、減額改定であるということでありまして。

また、今回の改定につきましては、国民健康保険団体連合会からの支払い審査手数料の還付金を財源として行われるというようなことでもあります。ただ、この財源については、多分ことし1年限りの一時的な財源であると思っておりますので、そういった財源を活用して改定をしていくんだと、下げるんだというふうなことであれば、その財源がなくなれば、その後の財政運営はどうなるのかということで、非常に危惧をるところなんです。そういったところで、まずは今後の財政見通しとして、どのように考えていらっしゃるのか。この点をお尋ねをしておきたいと思います。

**○市民部長（今村 修君）** 御質問にお答えいたします。

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算額とされておりまして、それぞれ独立した採算をとることとされております。今回、御提案しております改正案は、介護納付金の均等割の増額と医療給付費分の均等割の減額の2点でございます。介護納付金分は、介護保険制度が始まった平成12年度から課税が開始をされました。本市においては、直近の平成25年度、平成26年度の決算において、毎年度、約1,800万円の税収不足が生じているところでございます。収支の均衡が保たれていない状況にございますので、収支不足額の一部を均等割の増額改定で賄い、不足する税収は基金で補うことといたします。

また、医療給付費分の均等割は国保連合会からの返還金分を活用し、一人当たりの課税額、均等割額の減額改正としております。この国保連合会の返還金でございますが、県内の国保では適正な医療給付費を行うために、国保連合会にレセプトの審査支払点検手数料を支払っておりまして、国保連合会ではこの手数料の剰余金等を原資とした積立金がございます。平成26年10月、国保連合会の経理事務等の改正がありまして、このたび返還されたものでございます。この返還金は適正な医療給付を行うための手数料であり、これまで医療給付費分として税負担を求めてきましたことから、医療給付費分へ還元することが妥当であると判断をしたものでございます。

御心配をいただいております今後の財政見通しでございますが、平成28年度予算におきま

して、一般被保険者の保険給付費は、被保険者数の減少とあわせ、一人当たりの保険金給付額を平成27年度当初より2.83%減で推計しているため、総額が減少しております。また、平成27年度から国の財政支援措置が拡充されております。本市でも平成27年度分として約5,000万円の増収を見込んでおまして、平成28年度以降も同様の措置が続くことになっております。今回の改正案による医療給付費分の税収減に対し、平成28年度は国保連合会の返還金分を当て、平成29年度は国の財政支援拡充を活用する考えでございます。平成30年度の都道府県単位化の際には、現在の財政調整基金を保有したまま、新制度へと移行できるよう、健全な運営に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 国の財政支援措置がくるので、それを当て込んでいくので大丈夫なんだというふうな答弁だったというふうに思ってますが、そういった中で、やはり国民健康保険を考えた場合に、いろんな状況が考えられると思うんですよね。例えば、私はやっぱりそういった特別会計の中ではずっと説明があってきている中では、予備費については保険給付費相当分の3%程度がきちっと予備費で持つとかんと運営できないんだというふうなことでずっと説明を受けてきたというふうに思っております。ですので、多分それは、いろんな状況等が発生した場合に支出をしていく分を想定してあるんじゃないかなと思っておりますが、ですので、例えば、そういった形で税の減額にそういった部分を当て込んでいくということになれば、全く同じような予算上の中で取り組んでいかれますが、例えば、今の時期で考えますと、インフルエンザ等ですね、非常に大流行すると。いろんな病気で流行した場合には、急激に医療費が増大することが考えられるわけです。そういった医療費が増大した場合に、予備費が十分にあるのかということをちょっと心配しますけども、やはり、そういった場合の対応、これについては十分なんでしょうか。お尋ねしておきたいと思います。

○市民部長（今村 修君） お答えをいたします。

国民健康保険制度は、我が国における国民皆保険制度の最後の砦であると位置づけられております。このため、国におきましても、国民健康保険制度を堅持していくことが重要な役割であり、国民健康保険財政の基盤の確立と事業の健全な運営に資するため、市町村の保険給付費に対しては、公費による負担措置がなされております。仮に突発的な医療費の増高をインフルエンザの大流行で占めさせていただきますと、直近の国民健康保険被保険者の方々が全員罹患して受診された場合、現在の診療報酬点数で算出したときに、最大で約7,600万円の保険給付費が必要になると推測をされます。市町村が負担した国民健康保険の保険給付費に対しては、約50%の公費負担がございますので、本市国民健康保険が負担する保険給付費は、実質約半分と考えられます。国民健康保険制度では、このような突発的な医療費の支出に対応するため、当該年度の予算におきまして、議員が申されましたとおり、予

備費で十分な額を確保することが理想であると言われております。本市の場合、毎年度の運営の中で確保しております予備費相当額を見たときに、一時的な医療費の増高に対する対応は可能であると判断をしております。しかしながら、予測できないそれ以上の急激な医療費の増高も考えられます。そのような不測の事態に陥った場合でも、その対応策の1つとしましては、現在、保有しております財政調整基金の取り崩しによって被保険者の方々が安心して受診できるよう努めることになるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 高騰した場合でも対応は十分可能であると、よく判断されてるようがあります。果たして本当にそれだけの予備費がきちっと確保できるのか、それがちょっと私は疑問のところがありますけども、ちょっと時間がありません。先ほどの国保連合会からの還付金でありますよね。これについて、人吉市の場合にはそういった税率のほうに当て込んでいくというふうなことで検討されてありますが、他市の活用状況については、どうなっているのか、この点もお尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

国保連合会からの返還金につきまして、県内各地の活用状況を調査しました結果、単年度の歳入として活用する市がほとんどでございまして、11市でございまして。なお、この11市の中で単年度の形式収支が赤字のため、その穴埋めに活用する市が4市でございまして。また、税率改定の上げ幅の抑制に活用する市が1市、返還金を全額一般会計に繰り入れる市が1市でございまして。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それぞれのようではありますが、最後に、先ほど答弁があつてますように、平成30年度からは都道府県単位での財政運営が行われるということでもあります。そういった場合に、都道府県単位で財政運営を行った場合に、国民健康保険税の取り扱い、これはどのような税率の設定をしていくのか。この辺はどうなるんでしょうか。お尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

国保財政運営の都道府県単位化につきましては、昨年5月27日に改正国保法が成立いたしましたので、平成30年4月1日施行で決定をしております。

また、平成30年度以降の国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法についてのガイドラインが平成28年1月18日に示されたところでございます。国保の財政運営が都道府県化を迎えた場合、都道府県の役割としましては、市町村ごとの納付金の額の決定と、納付金をおさめるために必要な標準的な算定方式等に基づいた標準保険料率の算定公表がご

ございます。都道府県は市町村ごとの納付金額を踏まえて、標準的な算定方式と標準的な収納率によりまして、市町村ごとの標準保険料率を示すこととなっております。市町村は、都道府県が定めた標準的な保険料算定方式等を参考に、実際の算定方式や保険料率を定め、保険料を賦課徴収することになる予定でございます。ガイドライン案では、将来的には都道府県内統一の保険料率を目指すことが目的とされておりますが、現状では医療費水準や所得水準に市町村格差がございますので、まずは、公平適切な医療費水準、保険料水準に近づけていき、都道府県が定める算定方式等に対して、統一化に向けて少しずつ市町村の算定方式等も変化させていく必要があることもあわせて示されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 基本的には、都道府県単位に移行しても、当面は市町村ごとに税率は決まっていくというふうなことのようであります。標準税率がどうなるかということが非常に気になるところでありますけれども、やはり、そういった市町村ごとに決まっていく、市町村の示された納付額を納めなければいけない。そうしたときに、今の保険税率で本当に納付額が十分なのかということを十分検討しなければいけないと思うわけなんです。今回、平成28年度から若干下がるような形になりますけれども、それが恐らく平成29年度も同じような形で国の財政支援金を活用しながら、同じような形でやっていくと。下がって下がる、下がる状況が続きますが、平成30年度になったときに、それがまた上がる可能性もある。もしくは同じような状況もある。それは見通しがつかない状況であると思っています。ただ、そういった国の標準税率が示される中で、都道府県単一の同じような税率になってきた場合には、均衡性をたもてれば、人吉市の税率がどうなっていくかということも十分検討しなければいけないし、そこで税の負担が高くなる可能性もあるわけなんですよね。ですけど、そこはやっぱり十分に財政を踏まえながら検討していかなければいけないと思いますので、今後そういった財政状況を見ながら、税率の決定については、先々市民の負担増につながらないようなことも含めて、今後検討していかなければならないんじゃないかなと思っています。そういったことをお願いをし、あとは委員会のほうでの審査になりますので、以上で質問を終わります。

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時25分 散会

# 平成28年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成28年3月10日 木曜日

---

## 1. 議事日程第4号

平成28年3月10日 午前10時 開議

### 日程第1 一般質問

1. 豊 永 貞 夫 君
  2. 宮 崎 保 君
  3. 平 田 清 吉 君
  4. 福 屋 法 晴 君
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- 
- 

## 3. 出席議員（18名）

- |     |             |
|-----|-------------|
| 1番  | 塩 見 寿 子 君   |
| 2番  | 宮 原 将 志 君   |
| 3番  | 高 瀬 堅 一 君   |
| 4番  | 大 塚 則 男 君   |
| 5番  | 宮 崎 保 君     |
| 6番  | 平 田 清 吉 君   |
| 7番  | 犬 童 利 夫 君   |
| 8番  | 井 上 光 浩 君   |
| 9番  | 豊 永 貞 夫 君   |
| 10番 | 西 信 八 郎 君   |
| 11番 | 本 村 令 斗 君   |
| 12番 | 笹 山 欣 悟 君   |
| 13番 | 福 屋 法 晴 君   |
| 14番 | 村 上 恵 一 君   |
| 15番 | 永 山 芳 宏 君   |
| 16番 | 三 倉 美 千 子 君 |
| 17番 | 仲 村 勝 治 君   |
| 18番 | 田 中 哲 君     |

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君						
副市	長	松田知良君						
教	育	長	末次美代君					
総	務	部	長	井上祐太君				
市	民	部	長	今村修君				
健	康	福	祉	部	長	村口桂子君		
経	済	部	長	福山誠二君				
建	設	部	長	大淵修君				
総	務	部	次	長	小林敏郎君			
市	民	部	次	長	加賀邦保君			
健	康	福	祉	部	次	長	柳瀬恵子君	
経	済	部	次	長	廣田五浩君			
建	設	部	次	長	山田巧君			
総	務	課	長	小澤洋之君				
企	画	財	政	課	長	丸本昭君		
会	計	管	理	者	山下正純君			
水	道	局	長	中村則明君				
水	道	局	次	長	中川一水君			
上	水	道	課	長	那須義徳君			
教	育	部	長	松岡誠也君				
教	育	部	次	長	告吉眞二郎君			
教	育	部	次	長	東和人君			
選	挙	管	理	委	員	会	長	瀬上雅暁君
事	務	局	長	荒毛正浩君				
農	業	委	員	会	長			
事	務	局	長					

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君			
庶	務	係	長	兼	榎葉千恵君
議	事	係	長		
書	記	井上京子君			
書	記	白坂禎敏君			

---

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、仲村勝治議員から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）（登壇） おはようございます。私の昨日の学校給食費補助について、市民に対する透明性と公平性の確保というところで、条例ができれば議会で議論されるんですが、要綱ということで、「2月25日」の会議ということでございますといった発言をしたそうございますが、「3月25日」が正解でございますので、「3月25日」に訂正方、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田中 哲君） ただいまの訂正につきましては、御了承いただきますようお願いいたします。

---

---

### 日程第1 一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。9番議員の豊永貞夫です。

昨日まで公立高校で平成28年度入学者の後期選抜が実施されておりました。来週15日が発表になっております。合否がわかるまでは当人はもとより、親御さんも落ちつかない日々が続くのではないかと推察いたします。それぞれ自分の夢に向かって第一歩であろうかと思っておりますので、全ての受験生にエールを送りたいと思います。また、きのうまで春の温かさでしたが、きょうは寒の戻りでしょうか、寒くなりました。しばらくは寒い日が続くようであります。皆さん、風邪などひかれませんように、インフルエンザ、花粉症がはやっております。健康が一番です。気をつけていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。項目は2つです。がん検診についてと市民の声からです。

平成28年度の市民健診の申し込みが1月から始まっております。特定健診受診率60%を目指してさまざまな取り組みをされておりますが、26年度の特定健診受診率は市長の施政方針

の中でもありましたが、39.6%でした。少しずつですが受診率も上がってきています。県内14市中で2番目の高い受診率であるようですが、60%まではまだまだ届きそうにありません。受診していただくことで病気の早期発見、早期治療、早期完治により健康な生活が送られ、当市においては将来的には医療費の抑制につながると思います。新年度からは受診率を高めるために新たな取り組みをされるようではありますが、今回はがん検診について質問をしたいと思います。

がん検診については、これまでも数回質問をしております。国は、平成24年度から28年度までの5年間でがん検診受診率50%を目標に掲げており、28年度が最後の年度となります。平成26年人口動態統計月報年計では、死因第1位の発症の部位別では、肺がん、胃がん、大腸がんがトップ3で、長年このトップ3は変わっておりません。順位こそ違いますが、男女ともに3つが入っております。

まずは、本市のがん検診受診率の状況についてお尋ねします。平成24年度から市民健診に名称が変わってから、がん検診の受診率も全体的に上がっていると思いますが、市民健診が始まる前の23年度のがん検診受診率と、直近であります26年度の受診率の状況をお尋ねします。また、その比較した分析もお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

市民健診に変わる前の平成23年度と平成26年度のがん検診受診率につきまして、がん検診ごとに申し上げます。最初に平成23年度、次に平成26年度、続けて伸び率の順に割合の数値のみでお答えさせていただきます。

まず、肺がん検診でございますが、30.3%、33.1%、2.8%の増でございます。大腸がん検診は、31.9%、34.6%、2.7%の増でございます。胃がん検診は、16.1%、26.4%、10.3%の増でございます。前立腺がん検診は、23.9%、33.7%、9.8%の増でございます。子宮頸がん検診は、22.8%、26.9%、4.1%の増でございます。乳がん検診につきましては、乳房X線検査と乳房超音波検診を隔年ごとに実施してございまして、まず乳房X線検査につきましては、22.2%、19.2%、3%の減でございます。次に、乳房超音波検診につきましては、19.7%、29.2%、9.5%の増でございます。乳房X線検査以外のがん検診では、全て受診率が上がっているところでございます。

受診率が上がった主な理由といたしましては、1つ目に、平成23年度までは検診の項目ごとに実施時期が異なっていたため、検診のたびに検診会場に足をお運びいただかなくてはなりませんでしたが、市民健診になってからは全ての検診が同日に受診できるようにしたこと。2つ目に、検診項目により異なりますが、2カ月から3カ月間の健診期間を全て5カ月に拡大したこと。3つ目に、受診人数の制限を撤廃し、希望する医療機関等で人数制限なく受診できるようにしたこと。4つ目に、町内嘱託員や健康推進員の皆様の御協力により、健診申込書の未提出の方々に訪問していただき、受診を進めていただいたことなど、市民の皆様

とってより受診しやすい環境を整えたことが、受診率が伸びた要因と考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 答弁いただきました。受診率も大体ほぼ全て、1つは下がっておりますけれども、かなりの数値で受診率が上がっております。ただ、先ほど述べましたとおり、28年度末で国の目標が50%でございますので、まだまだそれには足りないというふうに見ております。また、受診率向上の要因としては、先ほど述べられたほかに、無料クーポン券も配布されていたというのも受診の向上につながったのではないかと考えております。

ただ、胃がん検診については26.4%、またほかの3大トップの大腸がんは30%台、また肺がんのやつも30%台、胃がん検診については20%台ということで、まだまだ胃がん検診については、検診の際のバリウムの飲みにくさ、あるいは胃カメラのやっぱり飲みにくさ、そういったものが受診率が上がらない原因じゃないかと私は考えております。

日本では胃がんになった人、罹患者数は最新の2011年のデータでは、男性は9万83人でトップであります。女性は4万1,950人で3位。男女合わせると13万2,033人ががんにかかった方でございます。部位別の死亡数の最新の2014年のデータで見ると、男性は3万1,483人で2位、女性は1万6,420人で3位。男女合計で4万7,903人の方が胃がんで亡くなっておられます。

国際がん研究機構（IARC）が1993年に胃がんの原因の1つはピロリ菌だと結論を出しております。これは、これまで数回一般質問した中でも紹介しておりますが、平成24年と26年にこの胃がんの検診について、胃がんリスクABC検査というのを提案しておりました。胃がんリスク検査の検査方法は、採血による血液検査法であり、胃がんそのものを診断するものではなく、ピロリ菌の有無と胃の粘膜の萎縮の状態がわかるペプシノゲンの2つの血液検査をすることで、胃がんになりやすいかどうかを診断し、胃がん発症リスクの高い人に対して、ピロリ菌の除菌や定期的な精密検査を勧めるものであります。従来のバリウムを飲むレントゲン法と比べ、食事の制限もなく、わずかな血液をとるだけで診断が可能であり、早期がんの発見率が高いことや、検査が受けやすく、検査費用が安価であることで提案しております。その後の提案した状況について、市の動きとしてはどういったものがあるか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

ピロリ菌検査の導入につきましては、議員から御提案をいただきました後、検討を重ねているところではございます。市の検診として行う以上、十分な科学的根拠が必要となるわけではございますが、まず国立がんセンターが示しております胃がん検診ガイドラインにおきましては、ピロリ菌の検査、先ほどお話がありましたペプシノゲン法、ヘリコバクターピロリ菌抗体というこれらの併用の検査ですけれども、そちらについては死亡率減少効果が今の段

階では不明ということから、対策型検診、いわゆる広く集団で行う検診のことで、対策型検診としての実施は推奨しないというような見解を出しているところがございます。

また、検診をお願いしております地元の人吉市医師会の先生方の意見を伺った中でも、先ほど議員からもお話がありましたように検診の受けやすさ、料金の安さなどから積極的に推奨される先生方もいらっしゃいます。しかし、一方では、検出できないタイプのがんもあるという点から、慎重な立場をとっておられる先生もおいででございます。以上のような点から、現段階においては、まだ実施するだけの十分な状況には至っていないというところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ピロリ菌というのは、今説明いただきましたのは、前も同じような答弁でございましたので、大体同じでした。このピロリ菌というのは土の中にいる菌でございます、人間は土は食べませんけれども、井戸水は飲みます。この井戸水が原因だろうというふうに言われております。ただ、ピロリ菌が成人の大人、子供でもですけれども、入ったときには胃酸で大体死滅します。いつ感染するかというと、乳幼児期、赤ちゃんのときに感染する、2歳までぐらいのときに感染するというのが大体今わかっているところがございます。大体今の若い者にはピロリ菌はいないのでございますけれども、中にはいらっしゃいます。言うなれば、口移しで食べ物を与えたり、そういったときに感染するというのも大体わかっているということが報道されておりました。

ピロリ菌の有無が検査でわかれば、自分が持っている、持っていないというのがわかることで、将来的に除菌をする、あるいは定期的に除菌しなくても、市民健診など受ける、そういった方向に向くんじゃないかと思っております。

最終的にはまた提案になるんですけれども、このピロリ菌感染の検査を県全体で取り組んでいるところが報道されておりました。佐賀県、ここは2016年度から県内の中学3年生を対象に、胃がんの主な原因とされるヘリコバクターピロリ菌の感染検査を実施することが報道されておりました。全国初だということでございます。検査内容は、各学校で実施されている健康診断の尿検査の尿を用いて、任意で感染の有無を調べ、感染の疑いがあるとされた生徒については、追加で検査を行うというものであります。6,000円から7,000円かかる検査費用を県が負担し、4,000円から5,000円かかる除菌治療費も、感染者が想定数内であれば県が自己負担分を全額助成していくという内容であります。この佐賀県以外でも、全国でピロリ菌検査に取り組むところもふえているようであります。長崎市でも40歳から60歳までの5歳刻みで、自己負担1,000円で血液検査を実施されておられます。また、以前の質問の中で、群馬県高崎市、静岡県藤枝市、青森県つがる市なども実施されているということでございます。

ピロリ菌感染検査法で、私はABC検査法の血液検査を取り上げましたけれども、佐賀県

では尿検査で感染の有無を調べるようでございます。検査方法はほかにもあろうかと思いますが、何種類あるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

ピロリ菌の検査には、内視鏡を使う方法と内視鏡を使わない方法があります。まず、内視鏡を使う方法としましては、採取した胃の組織を用いて行う3つの検査方法がございます。1つ目は、迅速ウレアーゼ検査というもので、ピロリ菌の持つ酵素の働きで作り出されるアンモニアの量を調べて、ピロリ菌がいるかどうかを調べます。2つ目は、鏡検法——鏡というのは鏡ですね、鏡の鏡検法というものでございます。採取した組織を染色して顕微鏡で観察することで、ピロリ菌がいるかどうかを調べます。3つ目は、採取した組織を培養し、ピロリ菌がふえるかどうかを調べます。

次に、内視鏡を使わない方法ですが、こちらも3つの検査方法がございます。1つ目は、抗体測定というもので、血液や尿を採取してピロリ菌に対する抗体の有無を調べることにより、ピロリ菌に感染しているかどうかを調べます。2つ目は、尿素呼気試験というものです。検査用のお薬を飲み、一定時間経過した後、吐き出した息を調べてピロリ菌に感染しているかどうかを調べるものです。3つ目は、便中抗原測定というものです。便を採取して、ピロリ菌がいるかどうかを調べます。ピロリ菌の検査は以上6つの方法のうち、いずれかを用いて行われます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 血液検査のほかにも、尿検査、それ以外にも胃カメラを使った組織の検査とか、また吐き出す息、または便の中の検査でわかるということでございますが、胃カメラを飲むというのはちょっと苦しゅうございます。ただ、血液検査、尿検査というのは、非常に簡単ではないかと思っております。今、基本健診あるいは特定健診の中に、この市民健診の中に、血液検査も尿検査も入っておりますので、そこでピロリ菌検査を入れることができるんじゃないかと私は思っております。

これまでピロリ菌についての提案は今回で3回目です。私は、ピロリ菌感染者を早期発見し、早期に除菌することで、胃がんになるリスクを減らすことができると確信しております。もちろんピロリ菌感染者全員が胃がんになるわけではありませんが、しかし、感染している方が胃がんになるリスクは保持したままになります。感染している方でも、胃の状態によっては除菌できない方もおられるのも事実です。しかし、胃がんを発症された方のほとんどがピロリ菌感染者であることがわかっております。そう考えるならば、早期発見、早期除菌をすることで、胃がんはなくすことができると考えます。胃がんが減少していくならば、将来的に胃がん治療での医療費も抑制できると考えます。そういった意味からも、私は人吉市のがん検診の項目に、ピロリ菌感染の有無を調べる検査項目を追加するべきだと考えますが、

本市の考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

ピロリ菌検査を実施し、陽性の方が除菌治療を受けられることは胃がんの発生を少なくし、将来的には胃がん治療にかかる医療費の抑制につながるということにつきましては、議員のお話のとおりだというふうに感じているところでございます。しかし、検診としての導入につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、死亡率減少効果が不明なことなどから、対策型検診としての実施は推奨されていないというような国の状況にあります。今後も関係機関との情報の共有を図りながら、また国の動向を踏まえながら、効果的な胃がん予防対策の推進については、現段階ではまだ検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） やはり前回と同じで、提案しましたけれどもなかなか厳しいようでございます。ただ、ピロリ菌の感染された方、またあるいは除菌された方、この議場の中にも多分除菌された方、たくさんいらっしゃると思います。除菌することで胃がんになるリスクが減るならば、やはり感染している有無の検査というのは必要だと思っております。それが医療費の抑制に、将来的な医療費の抑制につながると思いますけれども、なかなか難しいようでございます。

ここで、市長にちょっとお尋ねしたいんですが、今いろいろ提案した中で、医療費の抑制、いろんな意味で将来的につながろうかと思っておりますけれども、市長がやりますと言え、多分できるんじゃないかと思っておりますが、市長の考えを最後にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。お答えいたします。

ピロリ菌の問題は、井戸水や山水、あるいは川の水を飲んでいた世代の方が、一般的に保菌されている傾向があるなど、議員がおっしゃったとおりでございますし、以前からお話は聞いておりましたが、その状況等については、それぞれに課題があるものと認識をしているところでございます。ピロリ菌の感染検査につきましては、健康福祉部長がお答えいたしましたとおりでございますし、議員もおっしゃいますように将来の医療費抑制には効果があるものと考えているところでございます。しかし、検診としての導入につきましては、国の動向を踏まえ、市民の皆様にとって効果的な胃がん予防対策の推進についても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） なかなかいい答弁はいただけませんでしたけれども、実現するまで、また続けていろいろ提案をさせていただきたいと思っております。また、国の動きも今後変わる可

能性もありますので、国の情報も得ながら、続けてこれからも推移を見守っていきたいと思っております。この件については終わります。

次に、市民の声からでございます。最近、民家近くの山林伐採が急速に進んでいるように思います。当然、伐採後は日当たりがよくなり、道路の見通しもよくなった反面、災害なども心配です。市街地を移動中でも、山林を伐採された後の山肌が目に入るようになった。民有林であろうと思いますが、本市としては把握されているのかという内容でした。いろいろ心配されているようで、山間地では伐採はこれまでも行われていたのですが、これまで町中から見えるところで、しかも民家の近くでの伐採は余りなかったように思います。市としては把握されているのかお尋ねします。

○**経済部長（福山誠二君）** 皆さん、おはようございます。市のほうで把握されているかということでございますので、お答えをいたします。

議員のおっしゃいますとおり、近年でございますけれども、山林の伐採、目につくところでございます。これは戦後の拡大造林がございまして、そのときに植えられました杉やヒノキ、こういった森林資源が成熟段階となっております、この人工林が全国的にいわゆる主伐期、切る期間、これを迎えておりまして、伐採量が増加しているためでございます。

民有林におきましては、これは森林法というのがございまして、森林法の第10条の8でございますけれども、これによりまして、地域森林計画、これで定められました区域内の立木を伐採する際でございますが、その伐採を開始する日の90日から30日前に伐採する山林の所在市町村、この場合人吉市でいえば農林整備課でございますけれども、ここに伐採及び伐採後の造林の計画、これの届け出を提出することが義務づけられております。そのような点から届け出が行われました山林につきましては、本市のほうでも把握しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 9番。豊永貞夫議員。

○**9番（豊永貞夫君）** 役所への伐採後の造林の計画まで提出されているようでございます。把握されているのであれば安心であります。伐採後の山肌が見えている状態は、ふだん見なれていない私たちからすると、梅雨の時期の大雨による災害が心配されます。大きな岩がむき出しになって見えている場所もあるわけですが、これまで山林で隠れて見えていなかった分、不安を覚えるわけです。落石など危険性はないのかお尋ねいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

危険性についてでございますけれども、岩石地につきましては、伐採前の林内調査でわかることもございます。そのほかに木を切ったことによりまして、初めて全体の表層部分の状態がわかるということもございます。例えば、国民宿舎から対岸を見ますと、今切つてあるなというのがよくわかるわけでございますけれども、大きな岩がむき出しになっている状態、

こういうことがあらわれることによりまして、改めて危険性を感じるということがあろうかと存じます。実際のところ、市民の方からこの落石などの災害の危険性につきまして問い合わせがございました。そのときに県の林務課でございますけれども、伐採業者とともに私も現地調査を行ったところもございます。現地確認の場所につきましては、危険な箇所ではなかったということが判明したわけでございますけれども、今後も同様な御相談、こういうものがあつた場合には、伐採業者や関係機関と立ち会い、それから現地調査を行いまして、現況の把握と指導に努めてまいりたいと存じます。また、災害等の危険性が高いと思われる伐採跡地につきましては、県などの関係機関とも協議をしながら、予防治山的な部分も含めまして、対応できる事業を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 岩石については、落石に関する現場での調査もされて、問題はないということではありますが、もう一つ心配されているのが、市街地近くの場所ではなくて、山間地の伐採も結構されているんですけれども、その伐採後の現場に残っている枝葉などが大雨のときに谷や溝にたまり、土砂災害が起きないかというものであります。近年の雨の降り方を見ると、心配されるのも当然かと思いますが、本市の考えをお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

いわゆる枝葉とか、木の株の残りとかそういうものでございます。伐採跡地において、市場価値のない端材とか枝葉、こういったものはいわゆる林地残材として放置してある場合、確かに多いと確認いたしております。また、施業方法や林地条件によりまして、1カ所にまとめて集積してある場合、全体に散在している場合、これは伐採跡地を見ますと、それぞれさまざまであるのが現状であろうかと思えます。一般的に伐採後に再生林を行う場合ですが、植林の前に準備段階におきまして、林内に残っております端材や枝葉、これを片づけることで雨などによる災害のリスクが低くなるわけでございます。

一方で植林を行わない場合、こういう場合には、いわゆる天然更新の場合は、端材などが林地に残ることになりますので、大雨のときなど、これは端材や枝葉が水分を多く含みます土砂、それと一緒に谷などへ流れ出しまして、土砂の流出、それから土砂崩壊、こういったことも十分に考えられるかと存じます。

この件に関しましても、これまで市民の方から御相談がございましたケースもあつたわけですが、水路に隣接する伐採跡地で、大雨の際でございますけれども、枝葉が水路に流れ込んであふれて、民家に影響を及ぼす、そういうこともあるんじゃないかということでございました。こういった相談があつたわけでございます。その際には直接伐採を行いました業者に端材や枝葉の片づけ、これを依頼いたしまして、植林を行うまでの期間、これにつきまして、現場の管理について十分に注意を払うよう指導を行ったところでございます。今

後もそのような御相談があった場合には、伐採業者と立ち会いをいたしまして、現地調査を行い、指導を行ってまいりたいと存じます。

さらに伐採届が提出された際でございますけれども、こういった際にも現地残材等が谷などに流れ込んだり、縦横無尽に車の道、通る道などに入れないように必要以上に山を削るような無秩序な伐採、こういったことを行わないように重ねて指導を行ってまいりたいと存じます。

また、端材や枝葉、こういったものをもとから絶つといたしますか、抑えることから考えてまいりますと、これまで建築用材としての利用が主でありましたが、近年は再生可能エネルギーとか木質バイオマスとしての利用、こういったものもふえていく傾向でございます。こういった中で、端材や枝葉といったものも有効活用することによりまして、林地残材の発生をもとから抑えていくという、こういったことができるのではないかと期待をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 災害にならないように指導していくというのが本市の考えのようでございますが、以前大雨の後に、やはり伐採後の枝葉が谷間に落ちて、小川があるんですけども、その川に沿って小さい橋があります。その橋をふさいで、増水した水が道路を渡って民家の直前まで来て、御婦人の方が非常に怖い思いをしたということを、以前訪れたときに話されました。これは市のほうに届いているかどうかわかりませんが、これまで災害のないように現地調査、指導をしていくという答弁をいただいておりますが、先ほども述べましたように、近年の大雨は尋常でない降り方をしております。全国的にも毎年のように大雨による災害が発生している中で、大雨などによりこの伐採後の災害、これが発生したときに、民家などへの災害が出た場合の責任の所在はどこになるのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

伐採後の災害が発生した場合ということでございます。ひとつ関連いたしますので、森林の多面的機能について、まずちょっと述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

森林には極めて多くの多面的機能がございまして、その中でもいわゆる土砂崩壊防止機能、これが1つございます。それは土砂流出の防止機能、こういったものがございまして、森林というものは土砂災害の防止に大きく貢献をしているわけでございます。その森林が伐採された跡地におきましては、当然そのような機能が低下をするわけでございますが、一方で林業として、主伐期に達した森林は適正な伐採を行い、その後の新たな植栽を育てていくというそういった森林のサイクルを維持することによりまして、健全で豊かな山となっていくわけでございます。

そのような中で、山地災害につながりますような無秩序な伐採につきましては、適正な規

制指導を行いながら、山地災害への防止に努めているところでございます。しかしながら、伐採跡地におきまして、適正な施業を行ったにもかかわらず、山地での災害、これが発生する場合もあるわけございまして、その際に人命や財産に被害を及ぼした場合の災害の原因につきまして、これにつきましては、天災なのか人災なのか、それとか気象や地形、大変今気象が非常に激しくなっておりますけれども、それとか地質、こういったものなど、あらゆる要因を考察する必要がありまして、原因の解明につきましては、さまざまな調査、分析を要するのではないかと存じております。

したがいまして、山林伐採跡地におきます災害の責任の所在につきましては、それぞれの要因により個別に災害発生の状況、これにつきましては、責任の所在はさまざまに異なるものであるわけございまして、一律に判断できないのではないかと存じます。

行政の責務、私どもの責務といたしましては、そのような山地災害が起きないように、危険性のある箇所の的確な把握、これをまず。それから、保安林指定や治山事業などや事前防災・減災という考えに基づきまして、対策をとってまいりたいとこのように存じております。

以上、よろしく願いいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 確かに山の形状、あるいは民家の近くなのか、近くでないのか、そういったものがございまして、それぞれの山の性質等いろんな要因が重なっての災害になろうかと思っておりますので、その辺についての責任はなかなか判断は難しい、そう私も理解しております。そういった中でも、市民の方がこれから6月、梅雨時になって大雨が降ると、やはり心配されるのは間違いありません。また、人工林が全国的に主伐期を迎えているということであるならば、この山林の伐採もこれからも続いていくだろうと。この伐採がいけないとは言いませんけれども、やはり残った枝葉とかそういったものが、災害につながらなければいいかなと思っておりますので、市としてもその辺の災害がないように、状況の把握はお願いしておきたいと思っております。この件は終わります。

次に、市民の声の観光案内道路標識について、ちょっとお尋ねがございました。私たちはふだん何げなく利用している道路でございまして、自分の生活圏であるならば、道路標識は見なくても目的地に行けますが、県外からの観光客、初めて来られた方は、最近では車載のGPSナビゲーション、あるいはスマホ、タブレットなどそういったものを利用しながら目的地に行かれると思います。ただ、目的地付近になりますと、やはり道路標識というのが1つの目印になるというのも間違いございません。この市民の方から道路標識についての問い合わせというのは、1つは、国道や県道などに設置されている大型の道路標識で、青色の標識、青地に文字が書いてある標識と、白地に文字が書いてある標識、大きな看板が設置されてありますが、この色の違いについてどういった意味があるのか、1つはお尋ねしておきます。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

確かにいろんな標識がございますので、なかなかわかりにくいと思いますけれども、2種類あるということで、青地に文字と、それから白地に文字と、2種類、この件でございますけれども、道路法及び道路交通法がございまして、これに規定されております道路標識につきましては、4種類ございます。これは案内標識と警戒標識、規制標識、それから指示標識、この4つがまずございまして、これを本標識と申しまして、それから本標識を補完する補助標識、こういったものにまず分類をされております。

議員が御質問の道路標識につきましては、案内標識に分類されるものでございます。道路管理者が設置しております道路経路案内標識と、地方自治体等が設置しております、これは県とか人吉市でございますけれども、観光案内等の著名地点案内標識の主に2種類があるわけでございます。

道路管理者が設置いたします交通誘導標識、例えば伊佐市へ行くとか、八代市とか、えびの市などの方向ですね、それとか距離表示、それとか国道219号などのルート表示、こういった交通経路案内標識につきましては、全国的に青地に白文字で統一されているという状況でございます。

次に、地方自治体が設置しております観光誘導標識、これにつきましては、例えば人吉城跡はあっちですとか、くま川下りはこちらですとか、それから青井神社とか人吉駅、こういった名所旧跡を初めとする観光地などの案内、それから距離表示の著名地点の標識でございますね、これにつきましては白地に青文字、白い盤面に青い文字で標識が統一されていると、この違いがございます。

特に車での来訪者の皆様でございますけれども、そういった方々への道路交通、これ経路案内でございますけれども、それと観光案内を明確にするために観光案内などを目的とします著名地点表示につきましては、白い盤面に青文字の標識として設置されているところがございます。例えば例で申しますと、人吉球磨地域でも相良三十三観音巡り、これ盛んでございますけれども、こういったところの観光案内標識につきましては、観光案内標識でございますので、白い盤面に青文字の統一表示ということになっているものでございます。また、現在県などで設置されておりますオーバーハング方式の大型の道路標識がございまして、これにつきましては、交通経路誘導の地名表示、これにつきましては青地に白文字ということですね。それから観光誘導案内等の著名地点表示、これは盤面の一部に白地に青文字で一体型の表示となっているところがございます。

道路管理者と観光振興部局、これが連携されまして、町並み景観等に配慮されて設置されていると御理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 青地に書いてある文字というのは昔からあって、交通経路案内標識というのはわかりました。また、白地の部分は観光誘導案内標識ということでございます。市民の方からの問い合わせで、意識して道路標識を見てみますと、かなりの数が設置してあることに改めて気づきました。

実はもう1点質問がありますけれども、国宝青井神社のすぐ裏にあるこの白地の観光案内標識の部分で、この表示内容で青井神社まで300メートルと表示してございます。青井神社のすぐ裏なんですね。矢印書いて300メートルと書いてあります。すぐ横が青井神社なのだが、この道順はどこまでの距離を表示してあるのか。神社横にも道はある。ここは進入できないようにしてはございますけれども、この300メートルという表示が不自然ならば、変更する必要があるんじゃないかという問い合わせでございましたが、この点についてどうお考えかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

私も実は行ってまいりました。はかってまいりました。御質問の道路標識でございますけれども、盤面が白地に青色の文字の道路標識でございまして、熊本県の観光部局において設置されております観光案内の道路標識でございまして、これは県のほうが設置したものでございます。青井神社の北側となりますので、ちょうど裏側、ちょうど労金の裏あたりですね、あそこですね。市道三差路交差点の植栽部に設置されております案内標識でございまして、県に確認いたしましたところ、これは球磨地域振興局が平成18年以前ということで、ちょっと明確な年数は自分たちもわからないということだったんですけれども、平成18年以前に設置されたものでございます。

平成20年6月に青井阿蘇神社が国宝に指定されたわけでございますけれども、平成22年度には歴史的建造物の絵文字と国宝の文字、これが追加記載をされております。絵文字というのはピクトグラムというものでございます。それからオーバーハング式などの大型観光案内標識、これにつきましては、主に車を対象とした誘導標識でございまして、道路における交通の安全と円滑な運行を図ることを目的に、できるだけ広い道路で誘導する必要があると。特に大型バスなどがあの辺は多うございまして、案内標識によります青井神社までの経路、道順、これは300メートルということでございますけれども、あの標識から真っすぐ行きますして、ちょうどホテル朝陽館のところの交差点がございまして、あれを右折して、それから人吉橋の方面へ進みますして、明治生命のところの交差点、あれをまた右折と。それから青井神社のちょうど大きな石の盤面といいますか、看板がございまして、いなりっこという小さなお店があって、あそこに駐車場がございまして、大体あの辺までで300メートルでございました。実は走ってみましたら、そういうところで300ということで、駐車場までの案内ということで御理解いただければと思います。

議員が御指摘されました青井神社東側に隣接いたします道路、先ほどおっしゃいましたが、

誘導すれば確かにもっと距離は短くなるわけでございますけれども、道幅がちょっと狭うございますし、歩行者が結構多く通行されますので、そういった歩行者の安全の通行、こういったことを確保するためにも、人吉市街の観光等で車でお越しになる場合、特に大型バスとか多いわけでございますので、先ほどの安全で円滑な運行となる道順、これを案内しているということでございますので、車に対しての誘導案内の距離表示ということで御理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） よく理解できました。300メートルあるということで、安全のため広い道へ誘導しての距離ということでわかりました。いろんな意味で、これから春の行楽シーズンを迎えます。観光客もたくさん来られると思いますので、いろんな看板標識がありますがけれども、迷われないようにいろんな意味で再点検も必要ではないかと思っておりますので、その辺についてはまたよろしく願いいたします。

最後になりましたが、議場におられる市民部次長である加賀次長、また税務課長の岳尾様、長い間、市民のためにお勤めしていただきましてありがとうございます。これからはまた、市民のためにも御尽力いただければと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

---

午前11時06分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） おはようございますと言ったらいいのか、こんにちはと言ったらいいのか、ちょうど中間ぐらいになりますので、こんにちはということにしておきたいと思えます。5番議員の宮崎保でございます。

あす11日は、東日本大震災から早いもので、丸5年が経過しようとしております。いまだに避難者数については17万8,000人、そのうちの3県以外に避難されている方は5万1,000人以上おられるということであります。阪神大震災におきましては、発生から5年弱でプレハブの仮設住宅等も解消したようでありましてけれども、まだこの3県につきましては、2万9,000戸のプレハブの仮設住宅が残っているということが報道されておりました。なかなか復興が進まず、時間がかかりそうだと報道されています。一日も早い復興を願っております。

また、人吉市におきましても、今年度27年におきまして、今年の8月の台風、ことしの雪の被害などの災害等がありました。しかし、うれしい報道もありました。3月3日の熊日の

新聞に、九州観光推進機構が九州の温泉の魅力を海外にアピールしようと、初めて実施した外国人が選ぶ九州コンテストが、昨年の11月からことしの1月までwebのサイトで投票を募られ、タイや香港、シンガポールなどから2,669票が投じられ、1位については大分県の長湯温泉でしたけれども、熊本では黒川温泉が3位に選ばれ、4位に人吉温泉が入ったということが報じられております。温泉の多い九州の中において、大変光栄なことだと私も思っております。人吉市は観光面においても知名度があることを再度認識させられました。今度は1位を目標に頑張ってもらいたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして、今回2項目について通告しております。1項目は鉄道ミュージアムについてです。2項目めとして、市民の声より公共交通空白地帯の解消についてを一般質問させていただきます。

まず、1回目の質問ですが、昨年の鉄道ミュージアム建設時において、建設当時の目的、必要性についてどうだったのか。また、建設されてから現在の、建設当時の考えが変わっていないのか。この基本的な部分についてお聞かせください。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、結論から言わせていただきますと、建設された今と当時、全く目的は変わっておりません。人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868は、第5次人吉市総合計画の中で、比類なき価値を持つ鉄道遺産と位置づけた肥薩線の歴史を後世に伝えていくべき文化遺産として捉え、より多くの市民の方々や観光客の方々に対して、その価値及び保全、保存の必要性を伝えていくための、まず1点目、地域文化振興の拠点であること。それから、JR人吉駅、くま川鉄道人吉温泉駅に近接する利点を生かし、本地域観光の出発点としての観光振興の拠点。これ、2番目でございます。それから、本市の観光案内人の皆様や各種団体の皆様の活動や情報交換などの場としての地域の連携を図る拠点。これは3つ目でございますけれども、そういった3つのコンセプトを持つ施設としているものでございます。

また、鉄道ミュージアムは人吉駅から観光客がミニトレインに乗りかえて来館していただくミュージアムから、本市の観光拠点や町中へ出発していただく駅、ステーションをイメージしているところでございます。また、将来を担う子供たちがそれぞれ希望に満ちた未来へ旅立つ駅、ステーションとしてのイメージもあわせ持つそういう施設でございます。

先に述べました3つのコンセプトと駅、子供の2つのキーワードを柱として、これは建設をされたものでございます。現在も開館当初と変わりなく、3つのコンセプト、それから2つのキーワードを柱とした施設として位置づけているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今、考えは開館当時と全然変わっていないということで答弁がありました。今まで鉄道観光案内人会が日本ユネスコ協会連盟とか、未来遺産運動の一環としてプ

プロジェクト未来遺産に登録されるといったいろいろな取り組みをされております。先ほど言われましたように、第5次人吉市総合計画の中の比類なき価値を持つ鉄道遺産と位置づけ、肥薩線の歴史を後世に伝えていくべき文化遺産と捉えるには、やはり歴史を知るには百年を超える肥薩線が変わってきた貴重な資料とか、実際に使用されているものを展示することが何よりも重要だというふうに考えております。

実際に現場に行ってみたんですけど、実際に展示等は少なく、販売グッズ等、いわゆるお土産販売のコーナーがあつて多いように見られていますが、どのように考えておられるのか。また、展示物の入れかえ等については、今後どのような日数を考えておられるのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

鉄道ミュージアムの展示につきましては、肥薩線の歴史、施設に関する展示物や、人吉鉄道観光案内人の皆様が所有されている実際に鉄道運行に使用された物品等の展示を行っているところでございます。御質問のグッズの場所が多いとの御指摘でございますが、館内の展示棚やショップ陳列棚、それからテーブル類の配置につきましては、開館当初から若干の変更はございますが、基本的には変更はございません。鉄道愛好家の方にとりましては物足りない面もあるかとは思いますが、何分限られたスペースの中でさまざまなものを配置いたしておりますので、今後はアンケートなどで御来館いただいた方々のお声などをお伺いしまして、展示スペースとの兼ね合いを調整しながら検討してまいりたいと存じております。

それから、展示物の入れかえにつきましては、これは月日がたちますと展示内容を変えていかなければならない、要するにディスプレイを変更していかなければ、来館者にとっては、何度来ても同じ内容で飽きられるというふうに考えております。したがって、今後人吉鉄道観光案内人会の皆様を初めといたします鉄道の関係者、それから鉄道愛好者の方々の御協力を仰ぎながら、常設展示の入れかえはもとより企画展示の実施についても、十分これは検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われましたように、やはり展示について、長きにわたって同じものを展示しているというのと、やはり飽きがくるものだというふうに私も思います。それで、一定期間での入れかえ、常設展示とか企画展示、そういったものの入れかえをよろしくお願ひをしておきたいと思ひます。また、それによっていろいろな展示のスペースを、逆にもう少し広くとれないかというふうにも考えておりますので、そここのところの検討もよろしくお願ひをしておきたいというふうに思ひます。

では、次の質問ですが、現在お土産コーナー、グッズコーナーなどで販売とかをされております。そのグッズ等の販売等はどのくらいになっているのか。また、ミニトレインと4ち

ちゃんというのですか、上の自転車ですね、レイルバイク、あれについても4ちゃんバイクということで、私は途中まで知りませんでしたけれども、数字を、九ちゃんクラブとか、4ちゃんクラブとかいってよく使われるようでありますので、これについては私のほうの勉強不足もありましたけど、これについての販売と利用状況についてどうだったのかということをお尋ねしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

鉄道ミュージアム館内で販売しております商品につきましては、人吉温泉観光協会によります土産物、それからカフェコーナーにおける軽食を販売いたしております、それぞれ本年2月末までの販売実績を報告させていただきます。

まず、土産物の販売につきましては、総額229万1,789円。これは月平均にいたしますと、約25万円となります。それから軽食販売は122万9,900円で、これは月平均にいたしますと、約13万円強となっております。

それから、附帯施設のミニトレイン及び宮崎議員の4ちゃん、レイルバイクにつきましては、これは市の収入となっているものでございますが、これはいずれも1回100円の利用料をいただいております、ミニトレインの実績は、2月末現在で延べ4万3,526人、月平均約4,836人、それからレイルバイクが延べ4,949人、月平均約550人となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われましたように、グッズ、軽食等は市に入ってくるんじゃないということですが、これでも352万。また、市の収入となりますミニトレイン、4ちゃんですが、両方の利用が4万8,400人ということで、それに100円を掛けると484万となり、全体での売り上げについては836万ぐらいになってきているようであります。

私、昨日、鉄道ミュージアムのほうに行ってみたんですけど、平日だったにもかかわらず、大型バスが数台とまっておりました。大人の方でしたが、ミニトレインに乗って走行されているところを、添乗員の方がカメラにおさめている状況も見させてもらいました。そういうことで、観光の1つのコースにもなっているのかなというふうに私も思いました。

そこで入館者の数について、大人、子供に分けて、もしわかればお尋ねしたいと思います。また、月別に入館者の分析はどういうふうになっているかということも分析されていたら、それについてもお答えをお願いしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

開館後の入館者数につきましては、昨年5月30日の開館後、本年2月末現在、約9カ月間の統計ということで回答させていただきます。まず、中学生以上を含めた大人の方が4万9,800人、それから子供さんが2万8,164人、合計の7万7,964人、一月平均でいきますと、

約8,700人となっております。

推移につきましては、6月以降の月ごとの人数ということで御了承いただきたいと思えます。まず、昨年6月が、大人が4,992人、子供が2,745人で、計7,744人。それから夏場の7月が、大人が6,901人、子供が4,156人で、計1万1,057人。それから夏休みの8月、大人が1万1,283人、子供が8,012人で、これ一番多いんですけども、1万9,295人。それから9月には、大人が6,842人、子供が3,291人で、計1万1,133人。それから秋口に入ってまいりますけど、10月が、大人が4,743人、子供が2,557人、これが計の7,300人になります。11月、大人が5,133人、子供が2,587人で、計7,720人。それから冬場ですけども、12月が大人2,850人、子供が1,214人で、計4,064人。それから1月が、大人3,013人、子供が1,622人で、計4,635人。それから先月2月が、大人3,162人、子供が1,494人で、計の4,656人となっております。

時節による分析でございますが、年間を通しての実績からいたしますと、これは先ほど言いましたように夏休み時期が最も多く、特に8月一月だけで1万9,295人、これは全体の約4分の1を占めているところでございます。また、最も少ない時期は冬場ですね、12月から2月までが月4,500人程度となっております。この3カ月を合計しましても、8月の一月には及ばない状況となっているところでございます。これはS L人吉の運行が11月23日までございましたので、その影響も大きいのではないかというふうに考えております。

年間を通じて見てみますと、寒暖の状況に応じて入館者数も増減をしており、暖かい時期に多く、寒くなってくると伸び悩むと、これは1年間の経過ですけども、そういう状況となっているところでございます。

また、平日、休日という分け方で見えますと、閑散時期の平日は、1日100人にも満たない日もございます。その一方で、土曜、日曜、それから特に3日以上連休など、一般的に観光旅行者が大きく動く時期にはそれに連動し、入館者も多くなっている状況にあります。鉄道ミュージアムは人吉球磨地域の観光ルートの1つとして現在定着してきておまして、多いときは1団体当たりで100人を超えるお客様に御来館をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 9カ月間で約7万8,000人の入館者ということですが、たしか年間については5万人を見込んでいたということだったというふうに私は思っていますが、かなりのハイペースの達成だというふうに考えております。閑散期にやはり平日で1日100人に満たないというふうに言われましたが、やはり100人もこの鉄道ミュージアムのほうに入館されていることについては、大変素晴らしいことだというふうに私は逆に思います。その中でも大人の入館者が全体の入館者に対して約3分の2、ということは約六十五、六%の入館者

でありますように、先ほども申し上げましたように、やっぱり観光の1つのルートになっているのかなというふうに考えているところでございます。

これにつきましては、やはり2年目が多分勝負にもなってくると思いますので、ただ1年目については真新しい形で、珍しい形で入館が多いかもしれませんけれども、2年目からはそれもないかと思っておりますので、これについても努力のほうはよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

次に、出店業者についてお尋ねします。昨年質問したときに、昨年3月なんですけど、館内では火気の使用に制限があると。IH調理器とか電子レンジ等の使用になるということで公募しましたが、5社のほうから参加申し込みがあったものの、出店までの申し込みには至らなかった。現在、運用形態も含め、出店業者の選定に向け協議を続けているということで、まだ決まっていなかったというふうに記憶しておりますが、その後どのようなようになっていったのか。経緯についてお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

出店業者は現在、今入っていらっしゃいますので、まずそれをお答えさせていただきたいと思っております。開館当初から出店していただいているということでございます。その出店に至るまでの経過でございますが、議員が今おっしゃったように、昨年度募集を行いました、当初応募された方々とは条件が整わずに、今年の3月の時点ではまだ出店者は決まっていなかったところでございます。その後、出店を希望される複数の方からまた申し出がありまして、その方々との協議、それから調整を進めていきまして、現在、出店していただいている方に決定をしたと、そういうふうないきさつの中で現在やっただけしているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 出店業者は、今言われた3月の段階ではまだ決まっていなかったものの、その後6月からの出店者が決まり、現在に至っているというふうなことで、大変それについては喜ばしいことだろうというふうに思います。

その出店業者が今後についてどのようになっていくのか。見通し、またその出店業者の今後どのような契約というのですか、そういう形ができていくのか、それについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

ことしの1月にこのカフェコーナー出店につきまして、行政財産使用許可基本方針なるものを定めております。基本方針の概略を申しますと、使用許可は1年ごとに更新をいたしますが、最長4回まで更新できるものといたしております。出店者に特に問題がなく、かつ希望されれば最長5年間の出店許可を行うことがこれで可能となっております。また、この5

年経過、また更新を希望されないなど、使用許可が終了の見込みとなりました場合には、その都度募集要項を定め、公募を前提に周知を行うこととしております。

この使用許可期間や更新回数を定めた理由でございますが、常に満足度の高いカフェコーナーの運営を継続していくためには、定期的な見直しが必要であること。また、公共施設ということで、意欲ある事業者さんに対して、公平に出店機会を提供することが望ましいということから、他の自治体の例を参考に最長で5年間とさせていただいているところでございます。5年間を継続できることで出店される方にとりましては、事業見込みが立てやすくなると、そういうふうなメリットがあると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われました出店業者について、メリットがあり出店できやすいような仕組みを構築してもらえるように、よろしく願いをしておきたいと思っております。

では、次に、私の質問の中で最後なんですけれども、入場料についてです。昨年の質問の答弁の中で、子供から大人まで市民、観光客を問わず気軽に何度でも立ち寄ってもらい、自然に鉄道に触れ合うことのできる公共の場としての施設を目指す。駐車場は有料でもあり、市民の憩いの場として何度でも利用してもらうために入場料についてはとらないということだったというふうに記憶をしております。しかし、会館を運営していくためにはかなりの経費もあるかと思っております。その経費負担を軽減するためにも、入場料をとることが必要になってくるのではないかというふうに考えております。また、その入場料をとることで、会館に入館された方、入場された方等がいろいろな知識を得る形で意識の向上にもつながっていくものではないかというふうに私は考えております。

昨年から申しているように入場料はとる必要があると思っておりますが、どうしてとらないのかについてお考えをお尋ねしたいと思っております。先ほど言われましたように、人数についてもかなりの方が、7万人から入っておられます。例えば、そういう方からとったらかなりの収入にもなってくるなと思っておりますので、その点も含めてよろしくお願ひしたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

先ほど1回目でコンセプトの実現、それからキーワードの実現、そういうところをお話しさせていただきましたけれども、まず子供、大人、市民、観光客の方を問わず、気軽に何度でも立ち寄っていただき、自然に鉄道に触れ合うことのできる公共の場としての施設を私たちは目指しております。特に市民の皆様には、憩いの場としても大いに利用していただきたいとの考えから、入場料は徴収しないといたしたところでございます。

ただ、来館者のアンケート調査の中で、入館料が無料ですばらしい、入館無料というのが子供連れにはありがたい、そういう御意見もいただいている反面、これだけの施設なので、せめて100円でも入館料をとるべきとか、入館料があってもよかったなどの御意見もいただ

いている、そういうこともございます。先ほども申し上げましたが、開館後9カ月の時点で、議員もおっしゃいましたけれども、7万8,000人近くの方に御来館いただいております、当初の予想5万人を上回る入館者となっておりますが、入館料が無料であることがそういうふうなふたと、その要因になっているということであると考えております。

入館料を徴収いたしますと、鉄道ミュージアムとしての収入は増加していくということは間違いのないと思いますけれども、一方、一定数の入館者の減少も多分予想されるところでございまして、鉄道ミュージアムの来館を契機として人吉市内や球磨郡内へ出向かれる観光客への影響、それに伴います市内飲食店、店舗等での商品支出への影響も逆に考えられるところがございます。非常に難しいところでございます。入館料を徴収することによる収入増、それから来館者の、先ほど言いました市内の消費、支出そういうものとの比較を念頭に置きながら、市の財政状況、公共施設としての役割等も勘案しながら、入館料の徴収その是非につきましても、これは早急に検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われましたように、確かに入場料が無料だから入館者が多い要因の1つだとは考えますが、しかし会館の展示物とかを充実することによって、入館者のリピーターをふやすなどといったよりよい運営ができるものだというふうに考えております。ただ、入場料がただだからよいというのではなく、入場料をとるにふさわしいものにも必要ではないだろうかと思います。先ほどから何度も申し上げていますように、今後の運営についても負担がかなりありますので、とることによって負担が減るものだというふうに考えております。

そこで、この鉄道ミュージアムについて最後に、肥薩線の鉄道遺産発信の拠点として、今後どのように取り組んでいかれるのかの考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

1回目で肥薩線を比類なき価値を持つ鉄道遺産と位置づけ、その価値を文化遺産として保護し、また大切な地域資源としても未来へ継承していくというふうにお答えしましたが、これは大原則として私たちは考えております。開館以来、9カ月を経過いたしました鉄道ミュージアム、これは7万8,000人の方々に御来館いただいております、アンケート調査によりますと、御回答いただいた方の6割強が人吉球磨以外からの来館者でございまして、一定の観光客の入り込み、それから人吉駅周辺のにぎわいの創出にこれはもう確実に寄与しているというふうに考えております。

また、再度来館したいとの御意見や、展示内容や遊具について具体的な御意見も多数いただいているところでございます。このような御意見を参考とさせていただきながら、先に述

べました3つのコンセプトの実現に向け、より内容の充実を図りつつ、肥薩線の持つ歴史的、文化的な価値、そういうものを発信、理解を深めていただく本市の大変重要な、これは地域文化振興の最前線とでも申しますか、そういうものとして大いに活用していくつもりでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今、アンケート調査を報告してもらいましたけど、約6割強の方が人吉球磨以外からの来館者ですと。そういう方々は、また来館をしたい、展示物や遊具などについてもいろいろ具体的にアンケート調査において意見を述べておられるということでした。先ほどから何度も申し上げておりますように、充実した施設を運営していく上で、収入の確保が必要であるというふうに考えております。また、先ほどから何度も申し上げておりますように、運営面でも厳しい状況にあると思いますので、この入場料について、再度徴収したらいいと思いますので、その徴収をすることによって経費の軽減となります。この鉄道ミュージアムが拠点として、肥薩線を世界遺産へと進めていく上で必要な施設でありますので、何度も述べますように負担とならないように、負とならないように入場料について徴収のほうを御検討をお願いしたいと思います。

例えば、市内の方については、その入場料について半分とか、そういう形の徴収の仕方とか、いろいろなやり方もあると思いますので、そういうことも視野に入れた何らかでの検討をお願いをしておきたいというふうに思います。これで鉄道ミュージアム関係についての質問を終わりたいというふうに思います。

次に、市民の声より、公共交通空白地帯の解消について質問します。まめバス、乗り合いタクシーのこの3年間の利用状況について、また利用者の増減があった場合、どのように分析されているのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

産交バス株式会社の運行する地域内コミュニティバス、通称まめバスの運行系統は、人吉産交を起点として4系統ございます。中神経由の涼水戸温泉のほうに行く路線、それから上原田馬草野、その経由、それから西瀬団地経由の小柿線、それから4つ目が浪床公民館経路の七地線、この4つがございすけれども、利用状況につきましては、人吉市地方バス運行等特別対策補助金での補助の対象となる期間でございす、10月から翌年9月を1年としておりますので、年度ではないんですけれども、過去3年間の実績についてお答えをさせていただきます。

平成24年10月から平成25年9月までが1,582人、これは4つの路線での総計でございす。それから、平成25年10月から平成26年9月までが1,572人、それから平成26年10月から平成27年9月までが1,426人となっております。

比較増減、それから分析でございますけれども、この通称まめバスにおいては過去3年間の傾向といたしまして、人吉産交を起終点といたします浪床町公民館を經由いたします系統において、利用者の増加が見られておりますものの、ほかの3系統におきましては利用者が減少していると、そういう状況でございます。これは、推測いたしますに利用者の公共交通離れに歯どめがかかっていないのではと私どもは分析をしているところでございます。

それから、人吉市内のタクシー3社で運行いたします人吉市予約型乗合タクシー、人吉スターレーンを起点として現在4系統、5路線でございます。鹿目線、それから西間経由の田野車庫線、それから東間経由の田野車庫線、田野の車庫ですね。下田代線、それから山江線、この5つなんですけれども、利用者につきましては、通称まめバスと同様の期間でお答えをさせていただきます。

平成24年10月から平成25年9月までが1万6,511人、それから平成25年10月から平成26年9月までが1万8,214人、それから平成26年10月から平成27年9月までが1万7,250人でございます。分析でございますけれども、平成25年4月から田野線と鹿目線におきましては、スクールバスとしての利用が開始されましたので、利用者は増加いたしておりますけれども、翌年度は1,000人程度逆に減少していると。要因といたしましては、これは全便に前日予約が必要でございましたので、使い勝手の悪さから利用離れが進行したものと推察をしております。なお、予約方式につきましては、ことし1月から当日予約もできるように改善を行ったところでございまして、利用者の方からは使い勝手がよくなったという声もいただいております。改善の兆候があるということで、効果は多少出てきているということと現在分析をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今、まめバスについて、1便、浪床の経由を除いては年々減少傾向にあるということでありまして、予約型の乗り合いタクシーについては、25年からはスクールバスの廃止等によりふえています。しかし、その後は減少にあるということでもあります。やはり乗り合いタクシーについては、便数のふえた分もあるだろうというふうには思うんですけれども、どちらもやはり使い勝手が悪いというのが要因だというふうには分析されているようではありますが、しかしことしの1月から予約型については当日もできると。始発を除いて大体できるという形でありますので、その利便性については期待していきたいというふうに思います。

では、そのまめバスと乗り合いタクシーに対して補助金の補助額はどのようになっているのか。過去3年間で変動についてお願いをしたいと思います。また、年間ごとに補助金の変動があるとすれば、それについてはどのように分析をされているのかもあわせてお尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

通称まめバス、乗り合いタクシーへの補助金額につきましては、10月から翌年9月までを1年間として、過去3年間の実績についてお答えをさせていただきます。

まず、通称まめバスのほうでございますが、平成24年10月から平成25年9月までが382万7,000円。それから平成25年10月から平成26年9月までが413万円。それから平成26年10月から平成27年9月までが429万4,000円となっております。これは補助金のほうは毎年だんだん増加をしております。これは利用者の減少があるわけですが、利用者の減少に伴います、当然運賃収入の減、それから26年4月から消費税が5%から8%に増税されておりますので、大もとの会社の運行経費が増加したことなどが、補助金が上がってきているその要因ではないかと分析をしているところでございます。

それから人吉市予約型乗合タクシー、これは平成24年10月から平成25年9月までが1,584万8,000円。それから平成25年10月から平成26年9月までが1,757万4,000円。それから平成26年10月から平成27年9月までが1,813万8,000円となっております。分析でございますけれども、平成25年4月から先ほど申し上げましたスクールバスとしての利用開始に伴う運行回数の増加による、これは補助額の増。当然そういうことは言えると思いますし、これも26年4月の消費税増税によるタクシー料金の改定、それからスクールバスを走らせています路線以外での乗り合い率の低下によります運行経費の増、そういうものにより補助金総額が増加していると、そういうふうに分析をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、やはり26年4月からの消費税による負担もかなり大きいというような形で言われております。それによる補助金のアップですね。また、25年4月からスクールバスを廃止されたということで、それにより運行回数と、また1台に2人とか乗っていたのが、やはり1人ということで回数がふえたということが要因だというふうに考えておられるようであります。

では、その次の質問に入りまして、2月の全員協議会の中で人吉・球磨地域公共交通網形成計画の説明資料において、市町村ごとに完結するコミバスや乗り合いタクシーはそれぞれの自治体にて検討することとしているということで、人吉市においては人吉市地域公共交通網形成計画の策定を予定しているということでありました。また、その基本理念といたしまして、地域全体の持続的な発展、安心して暮らせる地域づくりを支える基盤として、地域内交流や観光需要への対応、利便性向上を図りつつ、持続可能な地域公共交通体系を創出という基本理念が盛り込まれております。その中で、対応方針として5つが掲げられていますが、やはりその中で、空白地帯についてこの後どのように対応していきたいのか。また、その空白地帯について、あとどのくらいの時間がかかるのか。もし、解消するのに。そのことにつ

いてわかっていたらお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

人吉市地域公共交通網形成計画と申しておりますけれども、昨年12月に設立されました人吉市地域公共交通活性化協議会において、平成28年度の計画策定に向けて協議を進めているところでございます。この人吉市の網計画は、本市の公共交通のマスタープランとしての位置づけとなりますので、市内全域においてきめ細かな調査を行い、持続可能な交通体系の確立を目指して計画の策定を行います。計画策定時には、当然公共交通空白地の解消もあわせて既存路線の再編も盛り込むものとする予定でございます。

再編の時期は、広域組織でございます人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、平成28年度に策定を予定しております人吉球磨地域公共交通再編の実施計画、ちょっとかぶっていますけど、ことしは今、人吉球磨のをやっております、広域的なもの、来年が人吉市内のものをやると、そういうような状況でございますけれども、これは人吉球磨地域において、複数の市町村に及ぶ路線、それから地域のコミュニティ交通について再編を計画するものでございまして、この計画に本市のコミュニティ交通についても当然盛り込まれることとされております。したがって、市内で完結しますバス路線、それから通称まめバス、乗り合いタクシーといった地域コミュニティ交通に関しましても、地域間を走ります広域幹線との整合性を図りながら、地域の皆様、それから交通事業者との協議が整い次第、順次実施をしていくと、そういうふうに考えております。

そういう状況の中で、それぞれの計画の策定状況、関係者との協議の状況等により、その時期、そういうものは前後することになりますので、現段階でははっきりどの時点でどうなりますと、この地域の交通空白を埋めていきますとか、そういうものについては申し上げることは現在できませんけれども、順調に行くならば、この人吉市地域公共交通網形成計画というのは、大体あらかた来年の10月ぐらいには、早い時期で10月ぐらいにはある程度そういうところがはっきりするのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） やはり年々高齢者率がふえております。高齢者がふえてきております。その中で交通弱者に対してドア・ツー・ドアとか、やはり乗りおり自由なフリー区間などの利便性がよく取り沙汰されます。利用しやすい公共施策を行う上で必要だというふうに考えます。今後の市の地域公共交通の中にどのように取り込もうと思われているのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

人吉市が今後策定を予定しております網計画策定では、現況調査、それから公共交通空白地帯での実証運行、それから市民ニーズの把握を行いまして、地域に適した交通モードとい

うものを提案していくこととしております。

例えば、利用ニーズが対象地域の方のみと限定される場合においては、対象となるエリアで利用者が事前登録することにより、自宅の位置を登録するというところでございますけれども、利用者が事前登録することにより効率的なルートで運行することのできるドア・ツー・ドアの運行形態に近い交通モードの導入が、これは有効であるというふうに考えます。また、フリー乗降区間、どこでもおりていいそういう区間につきましては、既に乗り合いタクシーの田野車庫線において、蓑野から田野車庫までの区間を現在実施しておりますけれども、再編後の路線につきましても定時制を確保しつつ、フリー乗降の検討をしてみたいと考えているところでございます。

ドア・ツー・ドアの導入をいたしますと、一方で、現在のようにきっちりとした分単位のダイヤを組むことができないというデメリットもございますので、地元の皆様、それから利用者の皆様の御意見を十分にお聞きしながら、これも検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 私が昨年質問をいたしましたときに、27年度人吉・球磨公共交通活性化協議会で人吉球磨の公共交通の骨格を策定し、形成計画で中心拠点となる地域と生活拠点との交通ネットワーク形成、利用者ニーズの高い施設へのアクセスを確保するため、バス路線の変更、コミュニティバス導入、乗り合いタクシーなどのデマンド交通等の交通サービスの組み合わせ検討により、公共交通の空白地帯の解消に努めていきたいというふうに答弁があったというふうに記憶をしております。そうした中、今、1地区だけ、私が住んでいる永野なんですけれども、その地区だけが現在も空白地帯になって解消されておられません。先ほども述べましたように、どこの地域も同じだろうというふうに思います。高齢化が進む中で、やはりこれについては不公平性をなくすためにも、早急に空白地帯を解消することが急務だというふうに考えております。この件について、どのようにお考えなのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

永野地区の住民の方からは、長年にわたって公共交通を求める声、これはもう私たちもしっかり受けとめているところでございます。これは27年の、昨年3月議会においても宮崎議員のほうから、私たちのほうから解消には至っていないというふうな回答を申し上げておまして、いまだ検討は重ねているものの解消には至っておりません。非常に心苦しく思っているところでございますし、これは市政懇談会あたりでもかなり強い要望があっているところでございます。

ただ、公共交通空白地帯の解消につきましては、先ほど申し上げました人吉市網計画の策

定におきまして、確実にこれはやらなければならない重要課題の1つとして位置づけておりますので、しっかり協議会で議論もしていただき、公共交通空白地帯の解消に努めていきたいと。きょうはこの辺で、このくらいでとどめておきたいんですけども、もうそれはひしひしと伝わっておりますので、当然永野にお住まいの住民の方々にしっかり今後はそういう思いをさせないように、私たちもしっかり受けとめてやっていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） やはり町内のことですので、私もちょっと心苦しかったんですけども、ただ1つだけが残っているということで、これについてはやはり税の公平性からも、やはりこれについて、ここだけを取り残すということではなく、一生懸命取り組んでもらいたいと思いますので、来年度の10月と言われたんですかね、29年度の10月でなく、できるだけ早い時期の取り組みに向けて努力をしてもらうようお願いをしておきたいと思います。

では、最後になりますけれども、公共交通の利用状況について、今までこの点についていろいろと答弁をしてもらいました。その中で、やはり先ほどから言っていますように今後高齢化がかなり進んでいく、どこの地域についても一緒だろうと思いますので、公共交通の空白地帯の解消に向けて、交通施策のあり方について、前市長から現市長に変わられましたので、市長の考え等ありましたら、その点についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

警察庁の調べでは、2015年末の運転免許保有者の中で、65歳以上の保有者の割合は約20%との結果が示されていますが、高齢化率が全国平均より高い本市におきましては、それ以上の割合なのではないかと予想いたしております。今後も少子化、高齢化あわせて、高齢者のみの世帯も増加していきますと、この比率はますます大きくなり、特に自家用車への依存度の高い公共交通空白地帯においては、高齢により自家用車の運転に不安を抱いても代替の交通手段の検討の選択肢には公共交通がなく、免許の返納を思いとどまっていられざる方もおられるのではないかと危惧いたしております。このようにやむを得ず免許を返納した際にも、安心、安全に外出ができるよう、誰もが不自由なく享受できる交通体系を構築していくことは喫緊の課題であると考えております。

公共交通空白地の解消等を含む地域公共交通の維持、改善は交通分野の課題解決のみならず、まちづくり、観光、医療、福祉、教育、環境等のさまざまな分野で大きな効果をもたらしてまいります。今後は、地域の皆様、交通事業者、行政との協働により将来にわたり持続可能な交通政策を進めてまいりますので、市民の皆様の御理解と積極的な参画を切に願っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今、市長のほうからも心強い答弁を受けたように私はとっておきたいというふうに思います。現在、先ほど言われましたように人吉市地域公共交通網形成計画もかなり策定されております。予定されているようですので、先ほども述べましたように公共交通の空白地帯については、29年度と言わずに前倒ししてもできるように早急に検討されることをよろしく願いをしておきたいと思っております。

最後になりましたが、先ほど豊永議員のほうも言われましたが、今月末をもって勇退されます加賀市民部次長並びに岳尾税務課長の2人の方は、大変お疲れさまでございました。また、今後とも私たちにいろんな御指導をお願いしたいと思います。また、地域に帰られましても、市政発展のためにさらなる御活躍を期待して、これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）  
6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。6番議員の平田清吉でございます。昼食後のひととき、しばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いしたいと思います。

私の今回の一般質問の通告項目は2項目で、1つは、市長の施政方針から上下水道事業関係について、もう一つは、市民の声からコミュニティセンター等の施設利用についてと横断歩道及び道路路側帯白線ラインの補修・新設について質問させていただきます。

まずは通告第1項目め、市長の施政方針から上下水道事業関係について質問していきます。本市の上下水道事業は、市民の生命と財産と本市の美しい自然を守り、きれいで爽やかで、そして快適なまちづくりと、安全で安心な市民生活の向上を目指し、上水道事業は昭和32年から一部給水を開始し、公共下水道事業にあっては昭和57年から一部供用開始がされておりますが、本市の上水道設備の種類につきましては、昨日塩見議員からの質問があつており、回答されておりますので、ここでは本市の公共下水道設備の種類と普及率についてお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） 皆さん、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

下水道施設には汚水処理を行う汚水設備と、雨水でございますが、雨水処理を行う雨水設備がございます。汚水の設備は、汚水管、ポンプ場、終末処理場からなります。汚水管は台所、風呂、トイレなどの日常生活により使われた汚水を流すためのもので、そのほとんどが道路に埋設されており、屈曲部や点検のためにマンホールを設置しております。ポンプ場は河川等により自然流下で流せない箇所に設置するもので、九日町や矢黒町など市内に4カ所

ございます。また、低地などから揚水、くみ上げる揚水でございますが、揚水するためのマンホールポンプ場も市内に20カ所設置しており、最終的に汚水を処理し、球磨川に放流するための施設が終末処理場（人吉浄水苑）でございます。

雨水の設備は、道路側溝等からの排水が集まって流れる雨水幹線と、内水排除のための雨水ポンプ場があります。現在は下青井、宝来町地区の約11ヘクタールからの雨水を排除する宝来町雨水ポンプ場と、温泉町を中心とする頭無川流域約28ヘクタールからの雨水を排除する頭無川雨水ポンプ場の2カ所があります。

次に、下水道の普及率でございますが、平成27年3月末で行政区域内人口の中で処理区域人口の占める割合が73.6%となっております。また、水洗化率は同じく平成27年3月末現在で、処理区域人口の中で水洗化済み人口の占める割合が91.1%でございます。

下水道の日などに水洗化促進のお願いに戸別訪問しておりますが、家屋の老朽化等の諸事情により下水道に接続いただけていない御家庭もございまして、先ほど申し上げた水洗化率でございますが、100%にはなっていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 本議会の公共下水道事業関係での市長の所信表明の中で、平成26年度末現在の事業認可区域は、全体計画では1,194ヘクタール中、平成16年度に第6期認可区域の事業整備が終了して以来、供用開始されている区域は普及率73.6%の1,026ヘクタールであるとの表明を受けておりましたので、普及率については認識しておりましたが、今後もさらなる公共下水道事業の普及率を高めるためには、新規の下水道事業に対して少なからず受益者負担金が発生することと、毎年高齢化が進行している本市の現状を踏まえると、多分現在以上の普及率の向上は望めないだろうと推測いたします。よって、市長が考えておられるとおり、昭和49年の事業着手から既に40年以上を経過した老朽化したこれら施設を、いかに補修、整備していくかについて、心血を注いでいかなければならないものと思っております。

また、水洗化率を向上させるためには、国の循環型社会形成推進交付金事業等々、あらゆる国・県の交付金事業に目を凝らし、それら交付金事業を大いに活用して、市民の負担軽減を図る事業を推し進めていってほしいと切望いたします。

続きまして、第2回目。老朽化した上下水道の補修、維持整備を進めるためには、大きな予算を伴うと考えます。現在、上下水道事業においては、企業会計方式を採用されておりますが、10年前、5年前、3年、2年、1年前の上下水道事業のそれぞれにおける起債額や繰入額等がありましたら、その負債状況についてお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

上水道事業の負債としましては、建設改良費の財源に充てるための企業債がございます。この企業債の借り入れ状況でございますが、10年前の平成17年度には5,000万円を借り入れ、

5年前の平成22年度には3,000万円を借り入れております。3年前、平成24年度は4,000万円、2年前の平成25年度は4,000万円、1年前、平成26年度は4,000万円の借り入れを行っております。なお、上水道事業に関しましては、事業運営費用に補填するという意味での一般会計からの繰り入れは行っておりません。

次に、下水道事業につきましては、10年前の平成17年度決算によりますと、施設の建設や維持管理経費等に充てるため起債額3億8,250万円で、一般会計からの繰入金は5億7,000万円でございます。5年前の平成22年度は起債額3億570万円、繰入金2億9,000万円でございます。3年前の平成24年度は起債額2億9,400万円、繰入金1億6,000万円。2年前の平成25年度は起債額1億8,670万円、繰入金1億7,966万7,000円。1年前の平成26年度は起債額1億2,200万円、繰入金1億7,129万6,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 上下水道事業における企業債や起債は年々減少傾向にあるものの、特に下水道事業における起債は億単位の起債であることを知ることができました。また、本市における一般会計予算におきましては、約、年度予算に匹敵する起債を抱えております。この起債額については、一般家庭に当てはめて考えれば、年収に匹敵する額の借金を持って生活している状況であり、憂慮すべき事態にあると思っておりますが、なかなか改善されていない様子で、残念でなりません。

続きまして、第3回目。上水道料金の算出方法については、これも昨日塩見議員から質問がなされており、回答があっておりますが、復習の意味を込めまして、上水道料金及び下水道使用料はどのように算出されているのかお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

まず、上水道料金の算出方法でございますが、現在の料金体系につきましては、平成8年の水道料金改定におきまして、条例制定したものでございます。現在の一般的なお住まいの水道、口径13ミリメートルでお答えしたいと思います。料金は毎月検針を行い、使用水量に基づいて、使用水量10立方メートルまでを基本水量とした810円の基本料金と、基本水量の10立方メートルを超えた場合、1立方メートル増すごとに140円の従量料金を合計した額に、消費税等を上乗せした金額を水道料金としております。

次に、下水道使用料につきましては、平成26年4月から現行の料金体系といたしてございまして、10立方メートルまでを基本料金といたしまして1,500円でございます。10立方メートルを超えますと、11立方メートルから20立方メートルまでは1立方メートル当たり200円を乗じて加算、21立方メートルから30立方メートルまでは220円を乗じて加算した金額に、それぞれ消費税等を上乗せした金額とするといったように、使用料がふえますと、料金の増加率もふえていく累進従量制という形になっております。

なお、毎月検針時に検針員が御家庭のほうに置いてまいります、こういった検針票がございます。上水道等使用料のお知らせ票、この検針票でございますが、この裏面に上水道料金、下水道使用料の計算方法を掲載しております。市民の皆様方にはぜひ毎月ごらんいただきまして、確認していただければとお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 本市の水道料金と言われるものは、県下において最も高いと言われておりますが、本市におきましては上水道料金と下水道使用料を一緒に徴収されるため、徴収金額が大きくなっていると理解するようになりました。

そこで第4回目。上水道料金と下水道使用料の徴収方法は、どのような方法で徴収されているのか。また、徴収方法の割合及び督促状況等についてもお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

確認でございますけれども、上水道料金に関しましては、20立方メートルを使った場合、県内14市で一番安い料金でございます。下水道料金まで含めたところで、一番高いかということになってくると、ちょっと私も確認していないところでございますが、使う量によると思いますけれども、くどいようですけど上水道に関しましては安うございますので、よろしくお願いいたします。

まず、徴収方法でございますけれども、水道事業のほうで下水道使用料の算定、調定事務、納入通知書の発行及び収納も行っております。それに伴いまして、下水道使用料徴収事務委託料として、毎月の下水道使用料調定件数1件当たり消費税抜き165円で委託という形をとっております。

徴収方法でございますが、水道料金の納入方法には口座振替制度と納付制度、窓口払いとの三通りがございます。納入別割合につきまして、平成28年1月請求分の内訳でございますが、口座振替が77%、納付が21.5%、窓口払いが1.5%となっております。

口座振替につきましては、毎月26日が振替日でございますが、その日に振りかえができなかった場合につきましては、翌月の11日を再振替日としております。納付につきましては、毎月17日ごろに納入通知書を送付しております。納期限は毎月末としております。納期限までに納めていただけない場合につきましては、納期限の20日以内に督促状を送付しております。督促状につきましては、督促手数料として100円を水道料金に加算しております。さらに督促状の納期限、督促状発送の末日までに納めていただけない場合には、催告状を送付しております。それでも納めていただけない場合につきましては、給水停止予告状を送付しております。その間、職員が電話や訪問などによって納入をお願いしておりますが、それでも料金の未納がある場合は給水停止を行っておりまして、検針日から数えまして約4カ月後に給水停止の執行となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 私も水道料金等徴収の督促状を1回いただいたことがあります。なぜ督促状が届いたのか。しかも利息が付加されていましたので、1カ月おくれたぐらいで利息なんか徴収してと思いましたが、よくよく確認してみると、口座引き落としの預金口座には、引き落とされるだけの預金が入っていないで、しかも利息と思った金額は、先ほど説明がありましたようにちょうど100円で、どんなに計算してもその100円が算出できず、水道局に直接納めに行って利息と思われる100円について尋ねましたところ、先ほど回答がありましたように、督促状のはがき代を徴収させてもらっているとの説明があり、利息100円について理解することができました。

続きまして、第5回目。徴収されました上水道料金及び下水道使用料は、どのようなことに使われているのか、その使途内容についてお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

まず、上水道料金の使途内容でございますが、水道施設を維持し、水を供給するための経費や窓口サービスなどの費用、借入金の元金や利子の返済、施設を建設、改良するための費用や、職員の人件費などでございます。

次に、下水道使用料の使途内容でございますが、1回目にお答えいたしました施設の維持管理や運営、改修のための経費、起債の償還及び人件費などでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 6回目になりますが、このたびの下水道使用料の誤徴収の状況について、どのような経緯で誤徴収が発見できたのかお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

経緯でございます。平成27年3月に市内の集合住宅の管理人の方から、集合住宅の消火栓について下水道使用料が徴収されているとの問い合わせがございました。その際、現地調査を行いました。この件は下水道使用料を徴収してはいけないものであることとあわせまして、同住宅の共有部分におきまして、下水道に接続しているにもかかわらず、下水道使用料が未徴収であったことが判明いたしました。以上のことから、ほかにも同じような間違いがないか、誤りがないかというところで対象町内、下水道の処理区域内でございますけれども、52町内、対象世帯数約1万2,000世帯の全件調査を3カ月余りかけて実施いたしまして、昨年12月1日にその全件調査の結果の公表というところで、市内におきまして下水道の過誤徴収の事実のほうを公表させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） このたびの下水道使用料の誤徴収の発見は、本市職員の職務遂行の手本となるものと考えます。ほかにも同様な誤徴収が起っているのではないかと疑念を持たれたからと聞いております。しかし、その誤徴収の実態は、昭和57年からの公共下水道事業の一部供用開始以来、今日まで下水道使用料の徴収漏れがあったとのこと。市民に対して大きな損害を与えた事象であると考えます。

そこで7回目。本市では、徴収できなかった上水道料金及び下水道使用料は不納欠損処分されているようですが、不納欠損はどのようにされているのかお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

上水道料金及び下水道使用料の不納欠損処分についての御質問でございますが、上水道料金と下水道使用料については、消滅時効に関して適用される法の規定が異なりますため、同じ手続で不納欠損処分を行うことはできません。

まず、下水道使用料の不納欠損でございますが、下水道使用料につきましては、地方自治法第236条第1項に基づき、納期限から5年を経過した分につきましては不納欠損処分を行っております。なお、下水道使用料につきましては、上水道事業へ徴収を委託しており、上水道料金と同時に徴収業務を行っておりますが、居所不明、死亡による相続人不明等の理由によるやむを得ず不納欠損処分をしているものでございます。

次に、水道料金でございますが、水道料金の債権処理につきましては、水道料金債権の消滅時効は、従来、水道料金は公法上の債権として、地方自治法第236条の適用により5年間で時効となるとされておりましたが、下水道使用料と同じような扱いでございましたが、平成15年の最高裁判例により、水道料金債権の消滅時効は民法第173条第1項の規定により2年間とする旨の行政解釈に変更されました。しかし、民法には時効の援用の規定があり、債権者から時効の申し出がない限り、債権を消滅させることができなくなっています。言い換えれば、永遠に債権が残ってしまうこととなり、実際このような状況になれば、有効な滞納処理ができなくなるとともに、事務の煩雑化、業務の停滞を招くことから、回収の見込みのない債権につきましては、債権放棄ができるように平成19年3月議会で人吉市水道条例の改正を行い、債権放棄により債権自体が存在しなくなった後に不納欠損処分を行っております。しかしながら、本来徴収すべき債権を安易に放棄することは、公営企業の経営における収入の確保や公平性を確保する観点から、できる限り徴収努力を行うように人吉市水道条例施行規則の規定により2年間ではなく、下水道使用料の時効期間と同じ5年間を経過した債権につきましては、債権放棄し不納欠損処分を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 今回、私もこの質問に当たって、時効について大変勉強させていただきました。質問することはいいことだと思っております。確かに、水道供給事業者である

地方公共団体が需要者との間で締結する水道供給契約は私法上の契約であり、地方公共団体の有する水道料金債権は、私法上の金銭債権であると解されています。この水道供給契約によって供給される水は、民法第173条第1号所定の生産者、卸売商人または小売商人が売却した産物または商品に含まれることから、その消滅時効期間は、民法第173条所定の2年間と解すべきとされています。

また、下水道料金は法第225条に規定されている公の施設の利用にかかわる使用料と解されており、その消滅時効に関して特別な定めをしている法律がないため、地方自治法第236条第1項の時効に関し、他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは時効により消滅すると規定されており、消滅時効の期間は5年とされていることを初めて知りました。質問させていただいてありがとうございました。

続きまして、8回目になりますが、市長は、今回の水道局下水道課における下水道使用料の誤徴収問題発生の責任をとり、市長及び副市長は平成28年4月1日から平成28年5月31日までの2カ月間、市長は10分の1、副市長は20分の1の給料月額を減額して支給する人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を提案され、市長と副市長の給料月額減額だけで、今回の下水道使用料の誤徴収の行政責任をとられる予定なのかお尋ねします。なお、今回の下水道使用料の誤徴収問題の責任は、本市の財政状況が厳しい折に発見されており、しかも市民への損害額も大きく、また市民への負担も大きく、市長と副市長2人の責任問題ではないと考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

職員に賠償責任を求めるべきではという御質問だというふうに捉えておりますが、今回の下水道使用料の誤徴収により生じた損害における職員の賠償責任につきましては、国家賠償法第1条に規定されておまして、この国家賠償法第1条によりますと、職員に賠償責任を求めることができる場合は、職員に故意または重大な過失がある場合のみとされております。この場合の故意とは、結果が発生することを知りながらその行為を行うこととございまして、重大な過失とは判例によりますと、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態のこととされております。今回の下水道使用料の誤徴収の原因である職員の事務処理ミスは、この故意または重大な過失のどちらにも当たらないものでございますので、職員に賠償責任を問うことは国家賠償法第1条の規定によりできないものと考えます。また、その事務処理ミスは、昭和57年から始まったものであり、職員に対し、賠償を求める権利のほとんどが時効となっておりますので、どちらにいたしましても職員に賠償責任を求めるのは難しいと考えられます。

ただ、今回の下水道使用料の誤徴収において、市民の皆様にも多大な御迷惑と御心配をおかけしたことににつきましては、市長である私の責任であり、その責任の意思表示として、今議会に市長の給料月額を減額する条例案を提案させていただいているところでございます。今後はこのようなミスが起こらないように、私も含め職員一丸となって再発防止に取り組んで

いく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 市長のおっしゃりたいことはよく理解できるんですが、下水道事業の運用開始から、何らそういう問題点が抽出されてこなかったというところから、故意または重大な過失ではないというのは重々わかるんですが、行政の職務がこれで間違っていないんだらうかという考えが今回生じたために、誤徴収という事案が発生したのではないかなど。57年以降、どなたもそういった疑問は持たれなかったのか。持たれなかったから発見できなかったというところは、真摯に受け取っていただきたいというふうに思います。誤徴収については、これで質問を終わります。

続きまして、第2項目め、市民の声からコミュニティセンターの施設利用について、第1回目。人吉市公民館等施設の市民の利用方法についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

校区公民館施設の利用につきましては、人吉市公民館条例及び人吉市公民館条例施行規則によりまして、開館時間は午前9時から午後10時までとなっておりますが、人吉市教育委員会が必要と認めた場合で管理運営上支障がない場合は、早朝の開館や閉館時刻の延長が認められております。休館日につきましては、12月29日から翌年1月3日まで、及び館長が定める館内整備日となっております。どなたでも御利用いただくことができますが、営利を目的とした事業や政治的、宗教的活動など、人吉市公民館条例第5条に規定する事項に該当した場合は使用ができないこととなっております。

公民館を利用される際は、使用日の前月の1日から使用日の3日前までに利用される公民館に直接お越しいただきまして、指導員に使用許可申請書の提出とあわせて、使用料を支払っていただくこととなっております。一部の官公庁などの申請時に現金での支払いができない場合につきましては、使用料の後納もできることとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、2回目。人吉市公民館等施設の利用料金の徴収方法及び用途についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

公民館使用料の徴収方法でございますが、公民館指導員が利用者から使用申請の際に徴収いたしました使用料は、毎日社会教育課職員がおのおのの公民館を回り集金をしておりまして、その日のうちに市の歳入として入金手続をとっております。その用途につきましては、コミュニティセンター使用料として人吉市の歳入に計上し、公民館管理運営事業に充てております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 公民館指導員の方から、公民館管理運営費が少し少ない。また、公民館指導員の勤務態様は嘱託職員と同じであり、地域住民の利用要望に応えるのが難しいとの声も聞かれておりますので、その対応のほどよろしく願いいたします。

続きまして、3回目。公民館指導員の採用と役割についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

公民館指導員の採用につきましては、広報ひとよしなどを活用した公募による採用は行っておりません。地域の拠点としての公民館であることから、主に地域に精通した方を指導員として、校区の公民館長から推薦をいただいているところでございます。推薦を受けました後は面接を実施いたしまして、一般職の非常勤職員として人吉市教育委員会が任命をしているところでございます。

公民館指導員の身分につきましては、地方公務員法第17条に規定する一般職の非常勤職員でございまして、勤務時間は週29時間以内、月に17日の勤務としているところでございます。業務内容につきましては、公民館の使用申請受付、会計事務、公民館講座に関すること、施設の清掃や軽微な保守管理業務など、公民館の事務や管理が主な業務でございます。

公民館指導員としての業務が多いのではないかと御指摘でございますが、確かに公民館は生涯学習の拠点としてのみならず、地域活動の拠点としての役割もあることから、地域住民の皆様と協働して運営していかなければならないことが多々ございます。公民館指導員としての職責と、勤務時間外における役割がどこまであるのかということになりますので、公民館指導員個人に対しまして、大きな負担がかからないように配慮する必要があります。校区公民館長を初め、地域の住民の皆様と協議をしながら、その役割については検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、4回目。民生委員・児童委員及び高齢者相談員等の公民館使用料の減免についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

初めに、人吉市公民館条例施行規則第7条に基づく減免規定について御説明を申し上げたいと思います。減免の規定につきましては、まず人吉市中央公民館主催事業及び校区公民館主催事業につきましては、全額を減免。それから、次に障がい者の福祉の向上を目的とする団体、施設等がその目的のために使用するときは、半額を減免。災害など市長が特に認めるときは、市長が定める額を減免することが定められております。

議員からお話ございました民生委員・児童委員及び高齢者相談員等の使用料の減免につ

きましては、地域の活動拠点として校区の公民館を使用する場合は、減免の対象となっていて  
るところでございます。しかしながら、ほかの校区公民館を使用する場合は、使用料をいた  
だいでいることから、地域の校区公民館が使えない、または参加人数が多く収容できないな  
ど、特別の理由が認められた場合には、ほかの校区公民館において校区公民館主催事業を実  
施した場合におきましても、減免が適用できるように検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 教育部長から民生委員・児童委員や高齢者相談員等が地元の校区公民  
館以外の公民館を利用して活動するときに、使用料の減免措置を考えていくということと言  
っていただきましたので、その遂行のほうをよろしく願います。

続きまして、5回目。災害時の公民館等の使用料についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

災害時の使用料ですが、校区公民館に災害支部設置、または避難所が開設されました場合  
には減免の対象となりますので、使用料は徴収いたしておりません。スポーツパレスにつき  
ましては、アリーナや武道館など人吉市体育施設条例に使用料が規定されている場所につき  
ましては、災害支部設置や避難所などとして使用した場合には、指定管理者であるNPO法  
人人吉市体育協会へ市から使用料を支払っているところでございます。

これは平成25年3月29日に本市と体育協会が締結いたしました人吉市体育施設の指定管理  
に伴う細目協定書に基づくものでございます。この第2条第1項におきまして、施設を市民  
の避難場所、救援物資の保管場所などに使用する必要がある場合は、体育協会はこれに協力  
しなければならない。また、同条第2項には、これに要した費用は市の負担とすることが明  
記されているところでございます。

細目協定書につきましては、締結の経緯などを踏まえまして、今後体育協会と協議をして  
まいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 災害時の指定避難所開設の折には、本市が所管する公共施設を指定し  
てありますので、指定管理者が入っているとはいえ、使用料は発生しないのではないかと  
いうふうに思っておりますので、先ほど答弁ありましたように体育協会との、指定管理条項の  
ほうを改善していただくようによろしく願います。

続きまして、市民の声からの2項目め、横断歩道や外側線、区画線というふうに言われて  
ますけれども、補修や新設についてお尋ねいたします。現状、多くの国道や県道、市道を車  
で通行してみますと、車の交通量が多いためか、多くの横断歩道や区画線の白線部がすり切  
れた状態を目にします。

そこで、第1回目。横断歩道や区画線の補修、新設はどのような方法で設置されているのか。また、要望等があれば設置してもらえるのかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えさせていただきます。

横断歩道や区画線の補修や新設はどのような方法でという御質問と、要望があれば設置してもらえるのかと、2つの質問がございますので、あわせて答弁させていただきます。

まず、横断歩道でございますが、横断歩道の管理者は人吉警察署が行っておりますので、補修や新設についての要望は、防災安全課で受けております。市道であれば道路河川課、国道、県道であれば球磨地域振興局土木部と人吉警察署で立ち会いを行い、協議、検討し、補修や新設をしているところでございます。

続きまして、区画線につきましては、要望箇所が市道であれば道路河川課、国道、県道であれば、先ほど申しました球磨地域振興局土木部で現地の調査を行いまして、現地の状況、安全性などを検討した上で、補修や新設を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして、2回目。各所道路整備事業等により、区画線や横断歩道の補修や新設が行われておりますが、区画線や横断歩道の1メートル当たりの単価は幾らかかっているのかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

まず、区画線でございますが、設置場所の状況や条件、それに施工延長等により単価が変わってまいります。幅が15センチでございます。1メートル当たりの単価は税込みでおよそ490円から600円でございます。また、横断歩道につきましても、区画線同様設置場所の状況、条件、施工延長により単価が変わってまいります。1本の長さが4メートル、幅が45センチでございます。1メートル当たりの単価は税込みでおよそ1,200円から2,300円となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 時々学校周辺におきましては、子供たちの通学の安全を確保するためにグリーンラインを設置中の現場を見受けますが、工事状況をよく観察してみますと、側溝部から外側線部までの間隔がグリーンラインを引くだけの間隔がないため、外側線の白線部を削ってグリーンラインを設置している状況を見かけます。既設外側線がしっかりしている場合は、工事費等の削減と工事期間短縮のためにも、既設外側線の上にグリーンラインを重ねて引く等の工夫も一計かと思われまいかと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、外側線を削って設置している箇所もございますが、既設外側線の損

傷が激しく、その上に設置してもすぐはがれてしまうおそれがある箇所につきましては、外側線を削ってグリーンラインを設置しております。また、既設外側線が良好な状態の場合には、そのままグリーンラインを設置している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 特にこの区画線の白線やグリーンラインの修復設置をお願いしたかったわけは、高齢化し加齢化してくると、誰でも白内障を患い、老眼となり、特に道路において、しかも雨にぬれた道路においては、外側線の白線を頼りに歩いているとの高齢者からの声を聞き、質問してみました。よくよく考えてみると、誰でも長生きすれば高齢者になるんです。職員の方も現在は高齢者ではありませんので、実感できないかもしれませんが、確実にいずれは高齢者になるのは間違いありませんので、高齢者になったとき不自由を感じないようなまちづくりをしていただきたいというふうに思っております。

以上をもちまして、私の一般質問の全てを終了いたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時06分 休憩

---

午後2時19分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 本日の質問の最後になりましたので、もうしばらくの間おつき合いいただきたいと思っております。13番議員の福屋です。

通告に従いまして質問をまいります。通告は、新市庁舎建設から校区説明会についてと市庁舎建設について、次に第5次人吉市総合計画（後期基本計画）からまち・ひと・しごと創生総合戦略について、スポーツ・レクリエーションについて、市民の声から鳥獣被害について質問をまいります。

多くの時間を残していただきましたので、質問を長くするべきか今悩んでいるところですが、2011年、平成23年3月11日2時46分、行方不明者1万8,000名を超す被害者を出しました東日本大震災から5年目になりますが、全国市議会議長会が福島県にて開催をされました現地視察にそのとき行ってまいりました。まだまだたくさんの除染されたものが袋詰めのまま野積みになっておりました。早く元の生活ができますように、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは質問に入りますが、新市庁舎建設に関しましては、昨日大塚議員、笹山議員の質問に答弁されていることありますが、確認の意味で1点か2点、質問させていただきます。まず初めに、新市庁舎建設の校区説明会についてであります、これまで新市庁舎建設につ

いては何度も一般質問が行われてきたわけですが、今回、2月8日を初めに各校区において市庁舎移転建設について、人吉市新市庁舎移転建設基本構想を最大限に尊重しつつ、総事業費の抑制を主眼に置き、新たな方針を導くため、基本構想の見直しを行うこととして、校区説明会が開催されたわけですが、校区においてどのような内容について説明をされたのか。また、それぞれの校区において、参加者は何名程度参加されたのか。参加者の年齢層について、また説明後にそれぞれの校区において質疑応答が行われたと思いますが、校区住民からの質問はどのような質問がなされ、質問に対してどのような答弁をどなたがなされたのか、内容についてお尋ねをいたします。

1回目終わります。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

校区説明会でございますけれども、去る2月8日の東校区を皮切りに、2月16日の大畑校区を最後に、各コミュニティセンターを会場として計6カ所で開催をいたしました。会議におきましては、市長みずからが資料をもとに、これはきのうお示ししていただきましたけれども、現行計画、それから市の財政状況、それから見直し案、A案、B案についての説明をみずから行ったところでございます。

各校区の会場におけます参加人員でございますけれども、これは東校区が20名、西校区が46名、東間校区が45名、西瀬校区が32名、中原校区が27名、大畑校区が24名、合計194名の皆様方の御参加をいただいております。

年代層についてでございますが、各会場におきましてアンケートを実施させていただきましたが、その結果から60代と70代が同数で最も多く、続いて50代の順となっておりますが、少数ではございますが、若い世代の方の御参加もいただいております。

市長が説明をしました後に、参加者の皆様から御質問や御意見等をいただいたところでございます。御意見もいただきましたが、その主なものといしましては、予算の削減に重きを置いているが、建造物が50年、100年まで存続していくようにじっくりと検討してほしいとか、地元の木材を活用してほしいとか、今後人口が減少し、職員も減少する点も考慮してほしいとか、将来市町村合併の可能性を考えると、財政的に厳しいかもしれないが、立派な庁舎を建設してほしいとか、庁舎が分散しているので、1カ所で全て済むよう利便性を考えてほしい、そういうさまざまな御意見が寄せられたところでございました。

御意見や質問に対しましては、市長が一つ一つ丁寧にお答えをさせていただいたところでございます。

以上、校区説明会についてお答えさせていただきます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 説明会を開いていただいたということで、ただ残念なことはこの6校区で190名近くですね、できたら1カ所で100名ぐらいの参加があって、そしてやはり新しい

市庁舎、人吉市のシンボルをどうあるべきかをやはり聞いてほしかったな、意見を出してほしかったなというのがあります。

私も市庁舎に関しては初めてのことで、そういう期待を持ってこういう質問をするんですけど、それで今後、市庁舎に関しては質問していかなければいけないのかなと考えながら、少しだけ今回させていただきますが、今後議会の市庁舎建設に関する特別委員会にていろんな審議がされていくと思います。また、人吉市庁舎等移転建設審議会ですか、この中でもやはり新市庁舎建設に関する委員会の審議がされていくと思いますが、この両方の新市庁舎をつくるための市庁舎建設に関する特別委員会と、校区でいただいた質問とか要望とか、こういうのを審議会においてどのような検討をしていただけるのか。また、校区別に今後定期的に説明会をされるのかということでお聞きしたいんですけど、昨日、説明会を開催される答弁がありましたので、どのような説明会を今後考えておられるのかお尋ねをしておきます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、校区説明会でいただきました御意見、それからアンケート結果、その総括をさせていただきますけれども、今後、庁舎等移転建設審議会、それから特別委員会におきまして、今後、今3つの案をきのうずっと話をさせていただいておりますけれども、構想の再検討を含め、御審議いただく際に当然これは参考とさせていただきますこととしております。

また、説明会を定期的に開催していくのかという御質問でございますけれども、これも昨日、大塚議員、笹山議員のほうにもお答えさせていただきましたように、これからの進捗状況の報告、それからさまざまな局面の変化によって、当然時期を見ながら、校区説明会を開催させていただく予定としております。

お答えさせていただきます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 校区説明会と公聴会、また未来カフェ、こういうのを視野に入れて説明をしていただくということですので、今回知り得た情報としても、いつ、どこでやるのかというのが、うちの町内でも聞きに行きましようかというときに知らないという人がいっぱいおられましたので、例えば広報車で言うとか、広報に載せるとか、何かいろんな方法、例えば今夕方、マイク放送もされておりますので、あれを1週間前ぐらいからでも校区、校区に発信していただくとか、いろいろな方法を執行部のほうで考えていただければ、まだまだ参加があっっているような意見が出てくるのではないかなと思いますので、このことについては期待をしていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、市庁舎建設について質問していきますが、これは確認ですが、市庁舎建設は2020年、東京オリンピック終了後に新市庁舎を建設するとの説明がいろいろなところでされておりますが、予定は本当にいつなのか。特別委員会の報告では、基本構想にある31年から32年あた

りなのか、執行部から工事着手年度についても議論をしてほしいとの要望があつておるようですから、まず目指すのはいつごろなのか。それを決めておられないのか、おられるのか。それとも、まだ何も決まっていないのか、わからないのかとか、それとも今議会中にその答えが出せるのか。このことについてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本年2月に開催いたしました校区説明会の中でも、市民の方から2020年の東京オリンピック開催に伴う資材高騰や建設時期の御心配をいただきました。資材の高騰、人手不足につきましては、庁舎内や議会等でも懸念されておりました、時期をずらして取りかかるべきではというような意見もいただいております。一般的に今流布されている情報ではございますが、2020年前後はそういった影響も勘案する必要があるのではないかと考えているところでございます。

その上で、建設時期につきましては、市庁舎建設に関する特別委員会に御相談を申し上げておりますとおり、平成28年度内に着工時期を決定したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 平成28年度中に着工の時期、これを決定をしたいということで、このことは私たちも市民の方にそれも周知していいのかなど。今までいつなんですかということ聞いて、なかなかその答えを出すことができませんでしたので、今答弁をいただきましたので、大体ことし中にはできるのではないかなというお話をさせていただきたいと思います。

それでは、次に、市庁舎建設に関する特別委員会に新たな市庁舎群として、市の作業部会が考えた2つの案、昨日も出ましたが、A案、B案が提案されていますが、A案、B案のどちらかで決まるのか。それとも新しい案、それと前期の案、3つなのか4つなのか、今後その新しい案が出てくるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

見直し案A案、B案につきましては、現基本構想を最大限尊重しつつ御提案させていただいたものでございます。現段階では、現基本構想の案と見直しA案、B案、さらには今後議論を深めてまいります段階で新たな案が浮上する可能性も全くないとは言えませんが、私自身が庁舎建設に際し、最大の命題と考えております4つの重要要素でもあります事業費の抑制、公共施設の効率的有効活用、総量適正化、公共施設の長寿命化の視点において、3つの庁舎案をベースに基本構想の再検討をしていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 基本構想の案と、A案、B案とか、新しい案が出るかもしれませんが、ということなんですけど、議会のほうで庁舎に関する特別委員会も出ておりますので、そちら

のほうで十分な検討をしていただければいいなとお願いをしておきます。

次に、このA案、B案のことを私は今議会に来てから知ったんですけれども、提案されていますが、お話を聞いたところによると、現行案のところと、A案、B案、この案では何と違いますか、住所と違いますか、番地が違ってくるということを聞いておりますので、その際に万が一、AかBかは、住所は私はわからないんですけど、どちらかになった場合に、その条例変更とかが必要になってくるのではないかなということでお尋ねをしておきます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

昨年の3月議会におきまして、市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例を御議決いただきまして、庁舎の位置につきましては西間下町字永溝7番地1、現在の保健センターのところに決定をしているところでございます。仮に今、福屋議員が御質問されました見直し案のA案の場合に、新本庁舎の位置につきましては、現在の別館駐車場、これは一本杉団地のほうになりますので、その場合は当然番地は変わってくると。それと、見直しB案の場合は、これは新本庁舎、現在決定している場所、保健センター側になりますので、この場合はそのままということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） ちょうど1年前の議会で市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例が議決されたということで、A案、B案まだ決まっていませんので、何とも言えないんですけど、変わったときにまたそういう条例が絡んでくるということを認識しておきたいと思います。

私も市民の方々といろんな話を市庁舎についてすることがありますが、今後人吉市の人口がふえるとは考えにくい状態だと思われまます。全員協議会で人吉市の平成27年度の国勢調査人口速報と簡易分析について説明をいただきましたが、ふえることはないに等しいと思います。一番わかりやすいのが、人吉市のそれぞれの小学校に何名の児童の入学があったのか。その子供たちが中学校を卒業するとき、何名の生徒が人吉市の高校に進学するのか。人口動態にてわかると思われまます。過去5年間に児童・生徒の入学があったのか、地元の高校に進学されたのか、県外に何人の生徒さんが転出をされたのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

小中学校における入学者数でございますけれども、教育委員会のほうにお尋ねしまして、その資料をもとにお答えをさせていただきますと、まず小学校における入学者数でございますが、本年27年度入学者が292名。過去5年間ですけれども、平成26年度が325名、平成25年度が273名、平成24年度が315名、平成23年度が300名となっておりますところでございます。年度間のばらつきはありますけれども、減少はしているというような状況でございます。

次に、中学校の入学者数でございますが、これは平成27年度が298名、平成26年度が314名、

平成25年度が332名、平成24年度が316名、平成23年度が351名となっておりまして、これも当然小学校が減少していますので、中学校のほうもさまざまに年度間のばらつきはあるものの減少していると、そういう傾向にございます。

人吉球磨管内の高等学校に進学した生徒数、それから人吉球磨郡市外、管外に進学した生徒数でございますが、平成27年度が地元に進学した、地元のこれは人吉球磨の管内に進学した生徒数が259名、管外、郡市外が56名、同じように平成26年度が地元に進学した生徒が273名、管外が67名、平成25年度が地元に進学した生徒が302名、管外が70名、平成24年度が地元に進学した生徒が305名、管外に出た子供が77名、平成23年度が地元に進学した生徒が295名で、管外に出た子供たちが77名となっておりまして、これは毎年大体60名から70名の子供たちが管外、郡市外へ転出をしているというような結果が出ております。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、部長から説明を受けたように、入学者が少なければ中学も少なくなる。また、高校に行くのも少なくなるというのは当たり前のことではないかなと。今後はますますそれが進んでいくのではないかなということを考えながらちょっと質問いたしますが、中学校で人吉以外の高校、専門学校に転出され、高校を卒業された方々このほとんどの方が大学とか専門学校とか就職されて、人吉を離れていってしまうのではないかなと、残らないのじゃないかなとこのことを考えます。このことを考えると、人口減少は今後毎年繰り返されていくのではないかなというのが一番思われるところです。これらのことを踏まえた市庁舎を建設することも大切ではないかなというふうに私は思います。

そこでお尋ねなんです、次世代の子供たちにツケを回すのではなく、庁舎建設に対しても市長は抑制をした庁舎建設をとすることを考えておられるようですが、これからの時代の流れも視野に検討は必要だと思いますが、どのように考えておられるかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市に限らず、全国的に今後の人口減少、超高齢社会はますます加速し、いかに歯どめをかけ、地方都市として生き残る政策を行うかが喫緊の課題となっております。人口減少社会におけるコンパクトシティの推進に伴い、公共施設の適正配置、市庁舎のあり方は、将来のまちづくりの方向性の1つを示すものとなってくると考えております。本市の場合は、合併自治体でないことから、合併特例債の発行も不可能であり、建設事業に充当する財源は庁舎建設基金、残りは市債に頼らざるを得ません。よって、将来子供たちや孫に負担を残さないよう、今私たちがしっかりと議論し、新市庁舎について考えていかなければならないと責任の重さを感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） お金がない、それから人口が減っていくという中で、私、通告した後に、1つの新聞記事を見つけまして、こういうのがあるんだなということで読ませていただきますが、熊本市は1日、マイナンバー個人番号カードがあれば、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや各種証明書を取得できるサービスを始めましたということです。6日に、同市中央区の下通りアーケード沿いのコンビニでオープニングセレモニーを行い、市によりますと、県内の自治体でコンビニでの各種証明書などの交付サービスを始めたのは、益城町、菊地市、山鹿市について4番目という。住民票以外にコンビニで取得できるのは印鑑登録証明書と住民税証明書、戸籍証明書。マルチコピー機にカードをかざして暗証番号を入力して操作することができるとされております。また、全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、こういう店舗でも年末年始を除いて、夜の11時まで、朝の6時から11時までできるというようなことが掲載されておりました。

そこで、人吉市においても、今後マイナンバー制度が浸透していくと思います。そこで、例えば私の考えなんですけど、中心市街地の活性化のため、人吉市の中心市街地として位置づけられております九日町の店舗の片隅をお借りすれば、市街地に買い物に来られた高齢者の方にも気楽に立ち寄っていただけます。また、それぞれの校区においては、各校区コミュニティセンターにて住民票が簡単に取りに行け、また税金が振り込める時代になってくるんじゃないかなと思います。これはコンビニなどで今税金を納めております。光通信が発達しておりますので、そういうことも今後検討していけばできるんじゃないかなということを考えます。できる限りお金のかからないコンパクトな新市庁舎の建設というのもできるんじゃないかなと、私の案ですけどね、お尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

庁舎の移転建設につきましては、住民サービスを低下させることがないように、職員おのこの質の向上や、ソフト面の充実を図っていかねばならないと考えております。ソフト面の充実を図るに当たって、私は地域の実情を十分に考慮することが大事だと考えております。昨日、塩見議員から新総合事業、つまり地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについて、しっかりと取り組んでほしいという御意見をいただきました。そして、先ほど宮崎議員からは、公共交通空白地の解消に努めてほしいという御意見をいただいたところです。今後、さらなる人口減少、少子化、高齢化が進むことによって、これらの不安を打ち消すためには地域コミュニティの重要性がさらに増してくると思いますし、本市におきましても地域力を育むために、校区公民館の今後のあり方に関する基本的な考え方についても議論を進めております。

現在は、地域住民の皆様の御協力、御努力のおかげで地域コミュニティが保たれております。これは、地域に住む私たちにしてみますと当たり前かもしれませんが、とても誇るべきことであり、素晴らしいことだと思います。そういった現状と将来の姿を予想したとき、行

政サービスの提供方法もまた、実情に応じた形で提供する必要があると考えます。議員御指摘のような方法をとっている自治体も増加しているようですし、先般の新市庁舎建設に関する校区説明会におきましても、市民の方から中心市街地の空き店舗などを活用し、分所を開設できないかとの御意見もいただいております。

今後加速化する少子化、高齢化社会において、いかにサービスの質を充実させ、利便性を高めることができるかが最も重要なことですので、先ほど御指摘いただきましたコンビニエンスストアも含め、コミセンや中心市街地の店舗などを利用した住民サービスにつきましても、さまざまに幅広い議論を行い、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、るる御説明いただきましたが、やはり空洞化が進むというのは市内、市街地というところからではないかなと。今まで何回か視察に行かせていただきましたが、商店街の空洞化、シャッター通りになっているというのがありましたから、例えば人吉市なんか、九日町、紺屋町、青井さんにかけて、あの通りがにぎわうことによって市内に人がいっぱい集まってくるんだと。そこからまたきょう宮崎議員が言った駅前開発とか、そこも開けてくる。やはり町に人が集まって初めて何かができるんじゃないかなと。人が分散することで何も生まれないのではないかなと私は思います。できたら、やはりそういうことも今後検討に入れていただければどうかなと思います。

そこで、市庁舎に関しては最後になりますが、次世代に多額の負担を引き継がないように、今後ますます進む少子高齢化社会に優しい新市庁舎建設をお願いを申し上げたいと思います。また、人吉市の特産である木材関係を十分に使った優しい庁舎というのも考えていただければなということを思っております。それと、建設に必要な財源もないということですので、少しずつでも確保していくことが必要ではないかなと思います。

そこで、例えばということですが、新市庁舎建設、例えばですよ、新市庁舎建設応援基金というようなものを設立できないかなと。積み立てを行っていかないと財調もなくなっていきよるし、庁舎基金もないということですので、何か手だてを今考えていかないといけないんじゃないかなということでお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

御指摘のとおり庁舎建設の財源といたしましては、今のところはその基金と、残りは一般財源に起債も充当するというようなことですので、その起債がやはり現状では交付税措置のない優位性のない起債、要するに一般単独事業債、そういうものが充当されると。そういうことでの庁舎建設は恐らく基本になるというふうに考えております。後年度負担を軽減するためにも、議員がおっしゃるように基金を積み増すことは非常に重要なことであるというふうに考えております。今、6億6,000万ほどありますので、やはり10億ぐらいは持

っておかないと、やはり厳しいんじゃないかなというふうには考えております。

ただ、財政調整基金、減債基金を今度の当初の予算で、28年度当初で3億ほど取り崩しておりますので、そういう財政運営を行っております。財政状況は非常にやはり逼迫しているというのは否めないところがございますので、庁舎建設基金に積み増すということは、現状はちょっと厳しい状況かなというふうに思いますけれども、ただ諦めているばかりではいけませんので、やはり何とか事業の調整、全体的な経費のやりくり、当然それは行革に基づきます事業の見直し等々も含めて、それは努力はしていきたいというふうに考えております。今後は財政健全化に向けた取り組みを進めるとともに、苦しい財政状況ではございますけれども、基金の積み増しはやっていきたいと存じております。

御提案いただきました応援基金、これについては説明会でも市民の方からそういうふうな御提案をいただいたところがございます。これは本当に非常にありがたい御提案でもあり、これは本当に受けとめさせていただきたいと存じます。検討するとか、そういうことはこの場では控えさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） こういう応援団基金、こういうのも、市民の方からせつかく市庁舎をつくるんだったら、自分が健在なうちに、孫のため、子供のために少しでも役に立たないかなということでお話をいただきました。我々が出すわけにはいかないわけですね。でも、市民の方はやはり自分たちの子供さんが残っていく場合、孫が人吉市で生活すると思ったら、やはり少しでも寄附したいなという考えを持っておられるようです。熊本城の再建のときもそうだったですね。一国主みたいにされましたよね。だから、そういう考えを持っておられる方もおられるんじゃないかなと。例えば企業の方でもおられるんじゃないかなということを考えてこういうお話をさせていただきましたので、それは行政のほうで、執行部のほうで何か話を出しながら考えていただければなと思っております。お願いをしておきます。

それでは、次に、第5次人吉市総合計画（後期基本計画）のほうから、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてに移ってまいります。人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、今後の計画であります。これまで行ってこられた事業及び成果について、これまでの事業の報告が示されていないように感じますので、あえてお聞きしますが、基本目標に本市に仕事をつくり、安定した雇用を創出するとあります。これまでも多くの同僚議員から、仕事がないのでどうにかして企業誘致を行ってほしいとの質問や要望がなされてきていると思います。これまで人吉市が行ってきた企業誘致について、どのような事業を行ってこられたのか。また、これまでに取り組んでこられましたこれらの事業と、これまでの成果と課題についてお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

企業誘致について、まず取り組んできた事業、それから成果と課題ということでございます。まず、近年の企業誘致を取り巻く背景を少し述べさせていただきます。企業活動のグローバル化、これは非常になっておりまして、安い労働力を求めるためにアジアを中心とする海外に進出する企業、これは今も増加しております。特に製造業を初めといたします生産拠点の海外シフト、これは現在も顕著に続いておりまして、中国からベトナムとか、非常に続いているところでございます。また、海外で競争する以前に、全国のほとんどの自治体がそれぞれに人口減少に歯どめをかけるためでございますけれども、特に労働人口の増加、これを目指して企業誘致に取り組んでいる中でございます。国内でも地域間の誘致競争に打ち勝つ必要があるわけでございます。

このような状況のもと、本市におきまして取り組んできました事業といたしましては、まずソフト面では企業誘致を図るためのマンパワー、職員によるものでございますが、情報収集、それから企業訪問、さらには企業立地フェアへの参加などがございます。一番の目的は情報収集でございます。また、ハード面でございますけれども、これにつきましては、梢山工業団地と人吉中核工業用地、こういった2つの工業団地を整備いたしまして、誘致企業立地のための環境整備に努めてまいったところでございます。

このように企業誘致に取り組んできました過程におきまして、一定の成果があったものと認識をいたしております。具体的に申し上げますならば、梢山工業団地内に複数の企業に立地していただいたことが挙げられます。そのほかにも、主に工場を持つ製造業を中心に、民有地に人吉市企業立地促進条例、この条例に基づきます適用工場といたしまして、複数の企業に来ていただいた点がございます。また、廃業されました企業も含めまして、これまでに11社ございますが、雇用の場の確保としての何よりの成果かと存じます。

一方で課題でございます。課題が浮き彫りになったことも、今後につながる大きな1つの成果といたしますか、分析しておりまして、課題につきましては大きく2点あるかと思えます。まず1つ目に、明確な戦略や本市が持ちます独自性、これのPRがいささか弱かったんじゃないかと存じております。それから、全国の各自治体でさまざまな企業誘致、こういった活動が展開されておりまして、客観的に分析いたしますと、誘致に成功している自治体、これを見ますと、核となる独自の戦略を持たれておりまして、また、ほかの地域では模倣することが困難となります魅力ある誘致活動、こういったものを展開されております。目立った特徴のない工業団地と優遇措置を用意するだけでは、やはり相手企業にとっての進出のメリットがはっきりしていないということ、それから進出意欲も湧いてこないのではないかと推察しているところでございます。これはまず第1点目の課題でございます。

それから、2つ目の課題でございますけれども、これは企業進出後のフォロー不足とサポート不足、こういった面が否めないかなと存じているところでございます。行政、私どもとしまして、せっかくこの人吉市にお越しいただきました誘致企業に対しまして、情報提供な

どのフォローやサポート面、これが不足していたことによりまして、企業の、そのときそのときの状況によります新たなニーズ、これを察知できずに、本市においても取り組むことが可能なビジネスチャンスを逸したこともあったのではないかと推測するところでございます。

また、企業進出以前のアプローチに関しましても、進出したい意向のある企業側のニーズに対しまして、行政側の機動的な対応といたしまして環境整備面も含めて求めるニーズに追いつかなかつたのではないかと、こういった2点の課題があるのではないかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 執行部としても何が足りなかったのかとか、何をすべきかというのは重々わかっておられると思うんですけども、明確な戦略とか、PR不足とか、当たり前のことじゃないかなと思うんですけどね、企業を呼ぶためには。

そこで、それをわかっておられるということですのでお伺いするんですけども、今後仕事を人吉のほうにつくり出し、安定した雇用を創出していただくためには、やはり企業誘致が一番じゃないかなということで、地元の人吉市としてどのようなことをしたらいいのか。どのようなことを今考えておられるのか。もし答弁できるようでしたらお願いいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えをいたします。

企業誘致を実現するためにはどうしたらいいかということでございます。先ほど述べさせていただきましたこれまでの課題、これを十分にまず認識、私たちもいたしておりますので、これを踏まえまして、今後の企業誘致活動の方向ですが、これまでも取り組んできた点と重複いたしますけれども、改めて次の3点を、まず企業誘致に傾注してまいりたいと思っております。

まず1点が、人吉市独自の確たる戦略、これを持って取り組んでまいりたいと。具体的には、ただやみくもに企業に来てくださいというアプローチではなくて、業種などのターゲットをある程度これを絞ると。どういう業者が一番人吉にあっているかということでございます。それから、特定分野の企業に重点的に誘致活動を展開する手法がより効率、また効果的かと存じております。特に現在、ハラル市場等をターゲットにいたしておりますので、こういったことなどから、本市の地域資源の強み、こういったものを生かしました戦略を打ち出しまして、多少時間はいただくことになろうかとは存じますが、環境整備が整いまして、人吉中核工業用地への食関連企業立地へ向けまして、誘致活動を展開してまいりたいと存じます。さらには立地環境や土地利用条件、こういったところも含めました、どちらかというマイナス要素ですね、こういったところも十分に分析をいたしたいと。それから、ほかの自治体との比較優位性、人吉というこの土地には何があるのか、一番優位性、優位的なもの、ほかと比べて違うものは何なのか、そういったところも明確にいたしまして企業誘致を展開

してまいりたいと存じます。

2点目でございますけれども、的確なニーズの把握に努めてまいります。誘致に際しましては、これまでの課題も踏まえまして、相手企業が何を求めているのか、また企業側の視点に立ったニーズを的確に把握すると。こうした上で、そのニーズにあいましたメニューを提供していく必要があるかとは考えております。例えば工業用地につきましては、近年の企業の土地保有に関するスタンスの変化、これを鑑みてみますと、1つの区画用地を小口化した分譲や遊休市有財産の活用、それとか民有地などにつきまして望まれております土地利用条件、こういったものを的確に、そしてかつスピーディというのが一番問題になってまいりますが、スピーディに提示するといった手法、これも必要かと存じます。さらに、企業のニーズもさることながらでございますが、また今度は市民がどのような業種を望んでいらっしゃるのか、市民の声も聞きながら、そういったニーズに関しましてもこれまで以上に的確に把握する必要があるのかと。

それから、3点目でございますが、これは企業誘致に来ていただいた後ということになります。アフターケアの充実、これに取り組んでまいります。具体的には、これまで以上に誘致企業との情報交換を密にしていくということで、その企業が地域内で新たな工場を建設する、またはその企業の取引相手が本市に進出したいと、そういった場合の二次的な効果も期待できるわけでございますので、誘致企業に来ていただいたら終わりではなくて、その後、進出後の情報提供などのアフターケア、これで企業進出以前のアプローチ以上にこちらのほうも重要であると、私どもは認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） これまでいろんな企業に接触してきておられますので、その課題もしっかりと受けとめておられるようですね。執行部としてもその課題を認識されておりますので、人吉市独自の戦略からの的確なニーズ、これの把握、それとアフターケア、このことも内部でしっかりと議論していただきたいなと思います。また、ハラル関係について説明がありました。あした同僚議員のほうから質問がありますので、そこで詳しく質問していただいて、またそこでいろんな見識を広めていきたいなと考えております。

それで、今の話を聞きまして、今すぐにやはり働く場所、企業誘致というのは真剣に考える、最重要であると思いますが、松岡市長はどのように認識されているのかお尋ねをさせていただきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

いち早く仕事をつくる点では、必ず誘致が成功する勝利の方程式のようなものは存在しないわけでございますが、企業誘致が成功した場合は雇用の確保が図られるほか、進出企業のネットワークの拡大による次の新たな企業誘致といった相乗効果も生み出すことも期待でき

るため、最も効果のある重要施策であることは十分認識をしているところでございます。

しかしながら、一方では過去に誘致に成功した企業が、さらに安い労働力を求めて海外を含む他の地域へ移転したり、事業規模の縮小となれば、それに伴う税収や雇用の減少、跡地等の問題といった経済的空白が生まれるリスクもあるわけでございます。したがって、新規の企業誘致にチャレンジすることも重要であり、また本市で現在操業されている企業をつなぎとめる方策も同じくらいに重要と考えておりまして、仕事をつくる、雇用の場を確保するために、一過性に終わらない持続可能な地道な取り組みも大事であると認識いたしております。

具体的には、第5次人吉市総合計画（後期計画）にも記載しておりますが、商工業の振興により中小企業、小規模事業者数の維持に努め、創業支援事業計画に基づいた起業創業の促進——起こすほうの起業ですが、起業創業の促進、それと企業誘致の促進、政策を複合的にバランスよく組み合わせることで、新たな仕事の創出と雇用の場の確保に努めてまいりたいと存じます。また、先ほど経済部長が企業誘致における3つの方策を申し上げましたが、私みずからの積極的なトップセールスもつけ加え、4つの方策として、今後企業に対し積極的な売り込みやアピールを展開してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市長の思いというのを聞かせていただいたんですが、先ほどの人吉市が企業誘致をどうやったら勝ち取るのかというのを、ただ机上ではだめであって、何事もスポーツも一緒なんですけど、勝つためには何をするのかというのは、ふだんから努力をしなければ勝てないんだということを考えながら、またそれと新しいことに積極的にチャレンジをする、若い市長ですので、やはりチャレンジする姿を示さないと執行部もついてこないんじゃないかなということを考えますので、どうぞ積極的にチャレンジしてほしいなと思います。

それで、昔というといけないんですけど、一般質問のときに町はどうやったらできるのかというのを自分ここで話したことがあるんですけど、そのときには誰もいなくても、人が歩き始めたらその後道ができていく。人が、誰かが歩いたら何かあるのかな。日本で言う誰かが並んでいたら並びましょうかというような感覚ですよ。それで、人が歩いて道ができて、立ちどまったところに、あっ、立ちどまるんだから何かの商売をしたらどうだろうなということで発展していくということです。そういう一般質問をしたことがあるんですけど、仕事がないと、人は仕事を求めて移動します。人が移動すれば、人のいないところには企業も来ないと思います。先ほどの人口の流れと一緒にですね。人吉に企業がないので出ていくというようなことですね。ということは、大学もそうですよ。ないから出て行きますよということです。

きのうというか通告をした後なんですけど、女性の方が仕事を探しているということで話を聞きに家のほうに参られました。仕事がないので、もう生活ができないと困っておられまして、仕事を人吉で探してもパート職で、本採用の仕事がないので、今後いつどうなるかわからないので、熊本方面の仕事を探されるということで、あすから熊本に行って仕事を見つけてまいりますということで、二、三日したら帰ってこられて、熊本のほうに引っ越しをするという挨拶においでになりました。そのときに言われたのが、本当は人吉市で仕事があれば、生まれた人吉市で働きたいと切実な話でした。これまで両親の介護をされてきて、今になると仕事がない。もう生活ができないので、出て行かなければならない。今後、人吉市の若い人たちが安心して働ける場所をつくってくださいと、最後にお願いの話をされていかれました。若い生産年齢の方々に話を聞いても、仕事がないので、仕方なく仕事を求めて熊本、福岡へ出て行かなければならないと話をされておりました。

今すぐにでも雇用の場を考えなければ、人吉には若い人がいなくなるのではないのでしょうか。基本目標に3点本市への新しい人の流れをつくるとありますが、人吉球磨の日本遺産を中心とした観光振興と交流促進とは、交流による移住・定住のための促進とは、企業や政府機関等の誘致、環境整備と採用、就労の拡大の3点について実現可能と考えておられるのか、おられるとすれば、それぞれについて説明をいただきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

御質問の本市への新しい人の流れをつくるための3つの取り組み、3つの事業が今議員がおっしゃったように、まずその概要なんですけれども、1つ目が、人吉球磨の日本遺産を中心とした観光振興と交流促進につきましては、これは日本遺産の認定効果を既存の人吉球磨の観光資源に掛け合わせることで、相乗効果としてより多くの方々に本市に来ていただきたい。要するにこれは交流人口をふやすというような状況で、それをねらいとしております。

それから、2つ目の移住・定住の促進におきましては、これは先ほどの観光での人の流れ等により、本市に来ていただき、そして本市を見ていただいて、さらには住んでみたいと思っていただくような交流の促進、それから移住等に関する情報を発信することで、そういう移住・定住支援を推進していく。要するに、人吉のよさを外に売り出していくということで、人吉への定住を促していく。そういうふうな流れでございます。

ただ、いずれにしてもやっぱり問題になるのは3つ目でございますけれども、企業誘致やそういう政府機関等の誘致、環境整備、それから採用、就労の拡大、ここに尽きるわけでございますので、要するに仕事等々がやはり一番大事になってくると。雇用の確保、そういうものをやはり改めてしっかり考えていかないと、なかなか厳しいというのは間違いないと思っております。現在進めております企業誘致を初め、スマート林業のように近未来技術を活用した新たな産業基盤として、現在本市では産官学連携で取り組む事業に興味を持つ企業、それから関係機関が研究拠点を設置するなど、就労の機会に、要するに事業として成し

るように現在取り組んでいるようなところでございます。

最終的にこれらの施策、今、3つを挙げましたけれども、実現可能なのかというような御質問、これはどこの自治体もこのまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して、横並びで一斉にスタートしておりますので、要するに競争はもう始まっていると、そういうような状況でございます。ただ、本市の人口減少、今度の国調の速報数字でも1,900人ほど人口減少しておりますので、これから先どんどんどんどん歯どめがかからなくなると、そういうことはもう明らかでございますので、やはり今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略に対しましては、市の総力を挙げて取り組んでまいらねばならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 執行部としても企業誘致というか、働く場所が必要だというのは十分に認識しておられると思います。やはり今後人吉の人口が減って働く人がいなくなったら、企業も来ないと思いますよね。その中で、今、IT産業とかそういう関係は広い場所がなくても、空き店舗でも利用してそこに入っただいて、ここからでも仕事ができるとか、私の知り合いにも設計をされる方がおられます。その人はもう重量設計なんですけど、パソコンで、インターネットでやりとりを東京あたりとされて行っておられますので、そういうふうな仕事を、50人とか100人とかそういう企業を持ってくるんじゃなくて、少しずつでも、一人でも二人でも人吉に定住していただくような企業誘致といいますか、そういうのも今後提案していただき、人吉に来ていただけるようお願いをしておきます。

そこで、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる経済的安定の確保のための支援とありますが、この支援とはどのようなことを今後行っていかれるのか、具体的な説明をいただきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

総合戦略の中で、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという基本目標を掲げておりまして、その中で経済的安定の確保のための支援を行うことといたしております。市民意識調査によりますと、結婚、出産、子育てとともに、収入や経済的負担が障がいとなっている傾向が見られますので、この市民意識調査は第5次総合計画の後期計画をつくるに当たってやったわけでございますけれども、結婚から子育てまでの各段階に対応した少子化対策、本市の実情に即した切れ目ない支援を構築していかなければならないと存じます。

具体的には、昨日の一般質問でもかなり議論いただきました子供医療費の負担の助成、それから給食費の一部負担、それからひとり親家庭、多子世帯、生活困窮者等の自立を応援するためのワンストップ窓口の整備、子供の学習支援などの教育分野に係る多面的な支援等を行うことで、若い世代の経済的安定を図り、人吉市は若い人にも住みやすく、安心して結婚、出産、子育てができる町であると思っただけのように取り組んでまいりたいと考え

ております。

さまざまな施策を継続的に行っていくことで、人吉市は住みよい町、魅力ある町という意識が高まり、ひいては移住・定住にもつながり、好循環が生まれてくる。これは机上のことですけれども、そういうふうには私たちが計画をつくらせていただいたということでございます。ただ、昨年発表されました東洋経済都市データパック「住みよさランキング2015」によりますと、本市人吉市は福祉の充実などを示す安心度で、全国8位に位置しておりまして、それに加え、豊かな自然、それから落ちつきある風土、これは相良700年の歴史に育まれてきたという環境でございますけれども、そういう本市が持ち合わせます最大の魅力の1つであります。先ほど申し上げました若い世代への希望をかなえること、仕事に関することと、先ほど私が申し上げましたそういう人吉市が持つすばらしい環境を組み合わせることで、さらに戦略としてのグレードは高まってくると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 人吉で子育てをするためには、やはり経済的なものが一番だと思います。昨日、笹山議員のほうから医療費無料化の話も出ていましたが、国の動向が、今変わってきているのかなということで、万が一よくなれば、給食費も大変大切ですが、医療費の全額無料も進めていいんじゃないかなということを考えながらある新聞を読んでおりました。若い世代にやはり人吉で生活し、子育てができるような希望が持てるためには、どうしても仕事を一番に考えていただかなければいけないのかなと思いつつ、次の質問に行きます。

これまでいろいろな場所にて説明をされているということで、人が仕事を呼び、仕事人が人を呼ぶと言われておりますが、仕事があれば当たり前には人は集まり、町ができ、町ができれば、当然町はにぎわいます。人が減少すれば、自然と仕事もなくなるのではないのでしょうか。市長初め執行部局におかれましては、大企業だけではなく、働く場所の確保を優先に、早急に対応していただきますようお願いを申し上げます。今後の計画で優先的に、この企業誘致といいますか、計画されていることがどれぐらい先に達成できるのかなというのを、もし答弁できるようでしたら、市長、お願いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

若い人たちがすぐにでも働ける場を確保するという点では、企業誘致がその特効薬になるかとは思いますが、ただ、これまでずっと数多くの企業に誘致活動を行ってまいりましたが、企業進出の状況は厳しく、思うようにならないのが現実で、現在、手法を変え、地域にある資源に光を当て、人吉市ではこのような事業を行いますので、どうぞ来てくださいという提案型の企業誘致を展開しているところでございます。

一方、現在高齢化や担い手不足で従事者が集まらず、将来に不安感を持たれている職種もあります。このように仕事自体はあるのに、休みが少ないとか、低賃金や重労働などの理由

により、就業につながっていないケースもあろうかと思えます。このようなミスマッチングを少しでも減らせるよう、地域の産業に対して人材育成の取り組みや、中核企業支援、起業創業支援、新たな産業基盤の確立などの施行を行い、地域産業を生かしたやりがいのある仕事、魅力ある仕事へと転換していく支援を行ってまいりたいと存じます。

達成時期につきましては、明確に答えることが大変難しいんですが、働く場の確保につきましては、喫緊の課題であると認識をいたしております。企業誘致のみならず、就業へのマッチング、起業創業への支援など、引き続き多方面から取り組み、対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 人を呼ぶのにいろんなことを考えて、いろんなことをしないといかんのですが、やはり人が嫌うような仕事、こういうのも1つの案ではないかなと。介護あたりもそうですね。ただ、その介護あたりをするに当たって、人吉市に行ったらいい介護がしていただけますよということです。そこで、その介護に対して人吉市として助成をするとか、そうすると、人吉市はああいうことができるんだから行ってみようとか、そういうことでも人口がふえてくるんですね。人口がふえるということは、国からの補助金もふえますので、やはりいいことだけをするのではなくて、人が嫌がるような仕事も見つけながらでも、やはり人吉市の人口をどうしたらふやせるのかというのを、真剣に考えていただく必要があるのではないかなと思います。そのことを言って次に移っていきます。

次に、スポーツ・レクリエーションの推進についてですが、主な事業として、人吉市スポーツ大会事業として、全ての市民がスポーツに親しみ、楽しみや感動を分かち合う機会を提供するスポーツ大会事業についてとありますので、説明をお願いいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

御質問のスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合うということにつきましては、文部科学省が策定しましたスポーツ基本計画や、本市のスポーツ推進基本計画でも詳しく触れておりますが、全てのスポーツが持つ役割、多様性と言えるかと存じます。

スポーツ基本法において、スポーツは世界共通の人類の文化であるとうたわれており、スポーツをする、観戦する、支えるなど、活動を通してスポーツを生活習慣として生活の中に取り組むことで、心身の健康の保持・増進や、体力の向上や他者との連帯感など、精神的な充足、楽しさ、喜びをもたらします。また、競技スポーツに打ち込むアスリートのひたむきな姿は、私たちに夢や勇気、感動と誇りを与えてくれます。

このように、スポーツは現代社会に生きる全ての人々に欠くことのできないものとなっております。スポーツ大会に限らず、ウォーキングを含め、全ての運動、スポーツにはその多面的な魅力があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） まだまだ教育委員会のほうでは、スポーツに対する認識を私と考えるのが同じだなど、そういうのを持っておられるんだなというのを今答弁を伺って安心しました。スポーツとはやはりするだけではなくて、する、見る、観戦する、それとかその裏方、サポートする、こういうのがあって初めてスポーツの楽しさというのがあるんだと思います。その答弁をいただいて安心したところです。次に行きます。

スポーツ施設の整備、充実事業として、スポーツ活動の拠点となる多目的運動広場の整備とありますが、多目的運動広場とはどの施設を指して言われているのかお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

整備をする多目的運動広場の所在ということでございますが、議員も御承知のとおり、これまで候補地が示された経緯がありましたが、現在は陸上競技場を含む多目的運動広場の建設整備計画は白紙の状態でございます、その場所は決まっていないという現状でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今決まっていないという答弁をいただいたんですが、これまでに多目的運動公園広場ということで、何度も質問させていただきましたが、現人吉中核工業用地に名称が変わる前に、漆田土捨て場に多目的運動公園広場をつくっていただき、スポーツ文化の交流地点としていただければと何度もお願いをいたしました。歴代の教育長も必要であると答弁をされました。その後、若い人が安心して働き、子育てができる企業誘致のために人吉中核工業用地と名称を変え、現在に至っております。そのとき企業の進出が決まれば、並行して梢山に多目的運動公園広場の建設を計画していただけると信じていました。そういう発言もあっております。また、29年人吉球磨郡において開催されますメイン会場として、早期実現をお願いしたこともあります。

人吉市に多目的総合運動公園広場を建設していたら、スポーツ交流が今以上に盛んに行われていたと思います。交流人口もふえ、豊かになるためには既存施設ではなく、早く実現することが人吉市のためになると思います。人が集まることをすれば、自然と町は潤うのではないのでしょうか。計画だけで行動ができなければ、絵に描いた餅です。市長がいつも一歩踏み出す勇気が必要であると言われる。第5次人吉市総合計画（後期基本計画）案が案で終わることがないように計画をするのですから、計画が実現できるようでなければ作成の意味がないと私は思います。絶対実現をするという覚悟を持って踏み出してはいかがでしょうか。今後の人吉市をどのように牽引していかれるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

福屋議員の重ねての思いは、私自身も十分に受けとめているところでございます。また、私もさまざまな方からそういう御要望をいただいております。本市にとりまして、陸上競技場を含む多目的運動広場は長年の悲願でございますが、まずは来年開催されます熊本県民体育祭を成功させなければなりません。この熊本県民体育祭の開催を契機といたしまして、昨年から競技団体やNPO法人人吉市体育協会と協議を重ねながら、既存施設の安全性や大会運営について御意見を伺っておりまして、その整備事業につきましては、今議会に上程をいたしているところでございます。特に村山公園テニスコートにつきましては、昭和58年に設置されて以来の大規模な改修になる計画でございます。

現在、11の体育施設においては、5年間の利用者の推移を見ても、約20万人で推移をいたしているところでございます。スポーツパレスを初め、川上哲治記念球場、村山公園テニスコートなど県内外から多くの競技者が参加されており、スポーツを通じて交流人口の増加につながっているものと考えているところでございます。

市民の皆様のスポーツへの関心度は高く、子供からお年寄りまで幅広くスポーツに親しまれておりまして、スポーツ環境の整備は市の重要施策であることは言うまでもございません。本市の財政状況を見ますと、限られた財源でございまして、優先順位をつけさせていただき、整備を進めていかざるを得ないということが現状でございます。まずは既存の施設を安全に、そして大会運営に支障が出ないように整備することに主眼を置かせていただきまして、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

多目的運動広場につきましては、常に意識を持ちながら、今後も財政面の問題、エリアの問題など、さまざまな問題がございますので、我々も精いっぱい努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 多目的運動広場は、これについてはやはり早期に実現するのが一番じゃないかなと思います。人吉市が行っている春風マラソン、あれも開催されて毎年6,000人が来る。大会を開くから来るわけですね。大会があれ小さかったり、開かなかつたら来ないわけですね。6,000人参加されたら、そこの経済効果というものもあるはずですね。泊まれる方もおるし、弁当を食べられる方、ジュースを飲む方。ということは、やはりこの広場をつくって大会を毎年開くことによって必ず来るんですよね。これがスポーツ大会の楽しさなんですよ。

人吉というところはまだ楽しいというのは、その後に温泉もあるということなんですよ。あそこに行って汚れて帰るのでなくて、大会が終わったら温泉に入ってすっきりして帰れることができますよね。そしたら何か食べようよというものもできると思うんです。温泉も1カ所じゃないですね。たくさんありますね。ことしはここに行こう、来年はここに行こ

うと楽しみがふえるわけですね。

1回質問させていただいたんですが、グラウンドゴルフ大会を人吉市で行いたい。でも、その場所がない。つくればいいのに。だから、グラウンドゴルフ協会の方々も残念に思われています。人吉で大会があるときには八代か、菊陽か、玉名か、水俣か、阿蘇、どこかがその後始末をしないとイケないわけですね。今回人吉市というときにはないものですから。だから、そういうことを考えても、人吉に人が集まるという手だてはいっぱいあるんですよ。ただ目先だけを考えるんじゃなくて、将来的にどうあるべきかというのを考えたら、こういう施設はお金はかかるかもしれませんが、何年かにはもう元をとるんですよ。前は自衛隊というところがありますから、自衛隊の方々がそういう施設をつくるんだというのを聞きましたので、そういうところに一度でも執行部の方が話を持っていかれたのかなということもあります。教育委員会としてその話をされたのかな、もしされておられたのであれば、答弁をいただきたいと思います。なければなしでいいです。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

私も教育部に行って日が浅いので、確かなお答えはできませんけれども、私が知る限りないということです。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 日が浅いそうですので、あしたからでも十分に動けるとお思いますので、もしよければ、そういう提案とか調査をしていただければと思います。

次に、市民の声から鳥獣被害について質問を行ってまいります。これまでも同僚議員からも鳥獣被害については質問をされてきましたが、このごろ余りにも被害が拡大しているように思われます。私の家の周りでもイノシシが夜になれば出没して、田んぼの中を初め、田んぼの用水路の土手を掘り起こしています。これから始まる稲作栽培で水漏れ被害や掘り起こした田んぼにけもののおいがつき、収穫のときににおいがつかなければいいと農家の方が心配をされておりました。それより、秋の収穫時にはまた米ににおいが残ってしまうのではないかというお話も聞きました。イノシシがもし来れば、その収穫はできなくなってしまいます。

そこで質問ですが、シカ、猿、イノシシによる過去2年間の被害状況と、捕獲数についてお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） 実は私もイノシシと猿に被害を受けておりましたので。それでは質問にお答えいたします。

鳥獣被害による被害状況でございますので、これは農地被害面積と農作物被害額、それから平成25年度と26年度の状況で報告をさせていただきます。シカによる農地被害面積と農作物の被害額でございますけれども、平成25年度が約4.2ヘクタールで約340万円。それから26

年度が17.2ヘクタールで1,300万円となっております。同様に、猿が25年度で0.8ヘクタールで95万円。それから26年度が1.1ヘクタールで140万円。イノシシが25年度6.6ヘクタールで280万円。それから26年度が6.3ヘクタールで460万円の被害となっております。

また、捕獲状況でございますが、シカは平成25年度が1,791頭。それから平成26年度が1,132頭。猿は平成25年度が16頭でございます、平成26年度が12頭。イノシシでございますけれども、平成25年度に115頭、平成26年度が180頭の捕獲実績となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） やはりシカ、イノシシの被害が非常にふえているように思います。今頭数についても教えていただきましたが、鳥獣駆除に対しては、予算をそれぞれに対してどのように行っておられるか。全体的に頭数制限をされているのか。そのあたりどのようにしているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

予算とそれぞれに対する頭数制限、この件でございますけれども、まず1頭の捕獲に対して支払われる金額でございますけれども、いずれも成獣の場合ですが、シカで1万円、猿については3万円、それからイノシシについては8,000円となっております。この金額は市が支出いたします報償金、これと人吉市有害鳥獣被害対策協議会が支出をいたします捕獲活動費との合計ということでございます。人吉市有害鳥獣被害対策協議会によります捕獲活動費、これはシカ、猿、イノシシとも1頭につき一律8,000円となりますので、先ほど申し上げました金額との差額分、これにつきましては市の予算、報償金でお支払いすることになります。

御質問のありました予算、それぞれに対してなのかということでございますが、予算の出所といたしましては、市それから協議会とも有害鳥獣の種類に関係なく、同じところからの支出となります。単価がそれぞれ異なりますので、種類別に分けて行うということになります。

また、頭数制限に関してでございますが、いわゆる鳥獣保護法に基づきます特定鳥獣保護管理計画、こういうものがございまして、これにより一定の生息数の確保が限定されておりますので、無制限に捕獲が許されるものではございません。本市における捕獲数といたしましては、捕獲許可頭数を下回っているのが現状でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 昨年度、捕獲許可するまでいってないということでしたが、これまでに確認がされたことのない場所でシカが確認されています。先ほども言いましたように、私の周りでもシカが出ております。駆除されておられるようなんですけど、その数よりも多く出産しているのではないかというふうに、毎年ふえております。シカに関しての質問になり

ますが、シカの生態について、1匹のシカが1年に何回出産し、何頭産むのか。生存期間中にどれぐらいの数を出産するのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

シカにつきましては、九日町でも出たことがございます。シカは非常に繁殖力、これが非常に高く、通常は5月下旬から7月上旬、これは出産期を迎えます。これは1年に1回、1頭をほぼ毎年出産するようでございます。また生育条件や地域、個体差などでかなりの開きがあるわけでございますけれども、自然条件下での平均寿命、これは約4歳とされておまして、環境がよければ1歳から妊娠を始めまして、2歳からは高い出産率を維持するのが一般的とのことでございます。

生存期間がどれぐらい、この期間中に生きている間にどれぐらい出産するかについては、これはちょっと不確定でございまして、確定いたしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） シカは2歳から出産するというので、人口減少とは関係ないようにだんだんとふえているみたいで、とても心配しておりますが、シカだけではないんですが、猟期期間中に駆除に対して予算があると思いますが、その予算を超えた場合にどのような対応をされているのか。また、有害対策として駆除をされておられるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

捕獲数を超えた場合でございますけれども、1回目の御質問で答弁させていただきましたが、シカにつきましては、1頭当たり1万円を報償金と捕獲活動費として支出いたしております。このうち2,000円につきましては報償金としまして市からお支払いをいたしているところでございます、予算不足にならないように措置をいたしております。一方、人吉市有害鳥獣被害対策協議会から支出をいたします8,000円の捕獲活動費、これにつきましては、その財源が全額国からの交付金により賄われておりますことから、実際の捕獲頭数分よりも少ない金額が交付される可能性がございます。

本市の過去の事例といたしまして、予算が不足する場合におきましては、予算を実際の捕獲頭数で案分して支払いいたしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 対策費が少ないようですので、どうぞ国のほうにも出向かれたときに要望してきていただきたいと思っております。これは市長にお願いしておきます。

次に、カラス、カワウについて質問いたします。カラス駆除についてですが、どのような条件で駆除されるのですか。1つの考え方ですが、シカ、イノシシ、ヤマバトについては狩猟期間に猟として駆除されると考えられますが、猿やカラスについても同じように狩猟期間

中だけのものか。カラスについては狩猟期間以外の対策もあり、農家からの依頼があれば、年中駆除の対象になるのか。年間にどれぐらいの数を捕獲されているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

カラスのことでございます。有害鳥獣につきましては、有害鳥獣捕獲許可申請により、これは年間を通して断続的に許可をいたしておりまして、カラスもまた同様でございます。カラスにつきましては、畜産農家を多く抱えていらっしゃいます大畑、それとか大野地区、それから上原田地区、これを中心に銃器による捕獲活動も実施いたしておりまして、平成26年度に630羽、それから今年度も12月末現在なんですけど、116羽の捕獲実績を上げているところでございます。なお、捕獲一羽につきまして、市から1,000円の報償金、これを支出いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 私の近くでビニールハウス栽培をされている農家の方がおられますが、カラスが夕方になると50から100羽集まってまいります。ビニールハウスの上で餌を食べるのか、穴をあけて大変で、何度も張りかえているということで、一部ビニールが何枚も重ねて張ってあります。このカラス以外についてはどのような対策があるのか。また、被害に対する相談はどこに相談をすればいいのかお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

カラスの被害ということでございます。市の対策といたしましては、捕獲による生息数の減を試みる対策ということになりますので、狩猟期間のみでなく有害鳥獣捕獲許可、これによる年間を通じた継続的な捕獲を実施いたしております。

また、相談をする場所でございますが、これはどうぞ市役所の農林整備課のほうにしていただければと思います。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 鳥の関連としまして、市民の方から相談があったんですけど、カワウについてですが、カワウをどうにかしてもらわなければ、人吉市の名産の鮎は放流してもカワウに食べられてしまい、球磨川に鮎がいなくなり、観光で人吉市に来られても食べられなくなるのではと心配をされておりました。球磨川は国土交通省管轄でありますので、カワウについての対策はどのような取り扱いになっているのでしょうか。これまで同僚議員の方が質問されているようですが、カワウについてその後どのような対応をとられてきたのかお尋ねをいたします。また、相談窓口についてもお尋ねをしておきます。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

今度はカワウでございます。カワウは球磨川の鮎を初めとしまして、これはハエやウグイ、こういったものも食べてしまいますので、魚類全般に影響を与えておまして、カワウの生息行動が球磨川流域の広範囲に及んでおります。こういったことから、現在は銃器によります有害鳥獣捕獲許可を県知事が行っておりまして、許可を受けられました球磨川漁業協同組合に所属されていらっしゃる狩猟免許保持者6名の体制で捕獲に当たられているということでございます。

それから相談窓口、これにつきましても市役所の農林整備課で結構でございますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 時間内に終わりたいと思います。最後に、昨年新聞記事に次のようなことが掲載されておりましたので、その一部を紹介したいと思います。

建設計画の実施プロセスには多くの個人や委員会が関与する。しかし、その過程でコスト削減に努め、予算を抑える役割を果たす個人も機関もあらわれないだろうということは、十分に予測できたとありました。そして、なぜなら、デザインを考える者は美しさや斬新さをまず主張するであろうとありました。

私が最後に申し上げたいことは、今後人吉市が直面するであろう少子高齢化や人口減少を目の前に、中心市街地活性化法を最大限に活用し、人吉市の中心市街地である九日町がにぎわいを取り戻せるような、分散型の新しい形の市庁舎建設もありではないかと思えます。今後を支え続けていく未来の子供たちに、安心して働き、生活ができ、安心して子供を産み育てていける人吉市を手渡すことが大切ではないかとも思えます。

今後、松岡市長を先頭に、執行部、市庁舎建設に関する特別委員会、市庁舎等移転建設審議会の方々におかれましては、人吉市民の声が最大限に反映されますよう、慎重審議のお願いを申し上げ、私の本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時57分 散会

# 平成28年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成28年3月11日 金曜日

---

## 1. 議事日程第5号

平成28年3月11日 午前10時 開議

### 日程第1 一般質問

1. 宮原将志君
2. 西信人郎君
3. 高瀬堅一君
4. 井上光浩君

日程第2 議第53号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第54号 損害の賠償について

日程第4 諮第1号 給与その他の給付に関する処分についての審査請求における裁決について

### 日程第5 委員会付託

---

---

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- 
- 

## 3. 出席議員（18名）

- |     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 塩見寿子君 |
| 2番  | 宮原将志君 |
| 3番  | 高瀬堅一君 |
| 4番  | 大塚則男君 |
| 5番  | 宮崎保君  |
| 6番  | 平田清吉君 |
| 7番  | 犬童利夫君 |
| 8番  | 井上光浩君 |
| 9番  | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 西信人郎君 |
| 11番 | 本村令斗君 |
| 12番 | 笹山欣悟君 |
| 13番 | 福屋法晴君 |

14番 村上 恵一 君  
 15番 永山 芳宏 君  
 16番 三倉 美千子 君  
 17番 仲村 勝治 君  
 18番 田中 哲 君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡 隼人 君
副 市 長	松田 知良 君
教 育 長	末次 美代 君
総 務 部 長	井上 祐太 君
市 民 部 長	今村 修 君
健康福祉部長	村口 桂子 君
経 済 部 長	福山 誠二 君
建 設 部 長	大淵 修 君
総 務 部 次 長	小林 敏郎 君
市 民 部 次 長	加賀 邦保 君
健康福祉部次長	柳瀬 恵子 君
経 済 部 次 長	廣田 五浩 君
建 設 部 次 長	山田 巧 君
総 務 課 長	小澤 洋之 君
企画財政課長	丸本 昭 君
会 計 管 理 者	山下 正純 君
水 道 局 長	中村 則明 君
水 道 局 次 長	中川 一水 君
上水道課長	那須 義徳 君
教 育 部 長	松岡 誠也 君
教 育 部 次 長	告吉 眞二郎 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
選挙管理委員会 事務局長	瀬上 雅暁 君
農業委員会 事務局長	荒毛 正浩 君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長兼長記  
務係長  
局庶議書  
赤池謙介君  
椎葉千恵君  
井上京子君  
白坂禎敏君

---

---

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。一般質問終了後、3月8日に追加提案されました議第53号、議第54号及び諮第1号の3件の議案に対する質疑を行い、その後委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 日程第1 一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） おはようございます。2番議員の宮原将志です。質問に入る前に一言申し上げます。本日3月11日、あの東日本大震災から5年を迎えました。被災された皆様、また、今なお避難生活を続けておられる皆様に対して心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

初めに、人吉ハラール促進区について質問いたします。

ハラール促進区については、昨年9月に一般質問をさせていただきましたが、その内容としては、屠畜場建設に向けての課題、周辺自治体との連携協力、株式会社カミチクが進出することでの人吉球磨の畜産振興への寄与等について質問をいたしました。市長からは、周辺自治体や農業関係団体との連携協力は必要不可欠なものであり、また、屠畜場建設については、この事業の最初で最大のハードルであり、タイムスケジュールの大幅な見直し、計画変更も視野に入れなくてはならない状況にあるとの御答弁をいただきました。そして、先月2月29日に開催されました全員協議会の中で、株式会社カミチクとの間で合意を交わした平成28年4月以降、工場着工及び平成29年4月操業開始というタイムスケジュールについて、当初の見込みから数年間はおくれるとの説明があったところです。

そこで、まずは私が一般質問をいたしました9月以降に本市が取り組んでいる事業についてお尋ねをしていきたいと思っております。

1点目は、地方創生交付金を活用して行われているハラールセントラルキッチン構築に向けた地域産業シミュレーション支援業務委託事業について、その業務委託の内容と調査結果の納品の時期、また、そのシミュレーションの結果をどのように活用するのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

シミュレーション業務の内容と納品、それと活用ということでございますので、まず内容といたしましては、本市の地域再生計画に掲げておりますハラールセントラルキッチンの形成と周辺環境整備、これを初めとします構想に基づきまして、国内外の市場調査や輸出条件、こういったものを調査を行いまして、インバウンド及びアウトバウンドにおきまますブランド化やコストも含めました流通販売戦略、これを策定することを目的とする業務内容でございます。

具体的な調査内容、業務の内容でございますが、大きく3つございます。国内調査と海外調査、それから今後の戦略、これは活用ということにもなりますので。

まず、国内調査でございますが、南九州3県と人吉球磨圏域の牛の国内流通状況、それは集出荷状況ですね。これの把握、また、国内におけますハラール牛と関連商品のニーズ調査、さらには南九州3県の牛の生産出荷頭数、それから屠畜数の現状や将来予測などを分析する調査でございます。2つ目の海外調査でございますが、ハラール圏域であります東南アジアや輸出有望国といたしまして、アメリカ、それからヨーロッパ諸国のEU内における現在の牛肉の流通状況、また海外におけますハラール牛と関連商品のニーズなどを調査するものでございます。それから、3つ目でございますが、活用ということにもなっておりますので、それらの調査を踏まえまして、3つ目にHACCP（ハサップ）などの認証取得を視野に入れましたハラール戦略の策定、これと牛肉の生産から流通、販売までの国内販売戦略の構築といった今後の活動指針、羅針盤となる戦略を策定するものでございます。

以上の業務を包括して実施できる委託業者を本年1月に公募型のプロポーザル方式によりまして決定いたしております。本年3月までの非常にタイトなスケジュールではありますが、スピード感をもって連携しながら鋭意取り組んでいる状況でございます。

調査の方法といたしまして、主に関係団体、畜産関係とかございますけども、そういったヒアリングを初め、アンケート調査や文献調査、こういったものを行っております。食肉加工業などの関連企業が成り立つための牛の必要な生産量でございますね。それから、食肉加工センターの処理能力、インバウンド及びアウトバウンドの需要予測を数値といたしまして定量化することで、このことによりまして、基幹施設となります食肉加工センターを含めましたハラール対応セントラルキッチンの形成と周辺環境整備に至るまでの具体的なロードマップをより明確にするものでございます。

その結果、成果といたしまして、事業採算が成り立つ業種、こういったものには事業規模を予測し導き出すことが可能となってまいりますので、従業者数や製造品出荷額の増加、こういったものが見込まれる誘致企業、これに焦点を定めることが可能となってまいりますので、基幹施設である食肉加工センター整備、それと関連企業の立地の早期実現、これ

が期待できるものと存じます。

なお、シミュレーション業務の調査結果につきましては、本年3月末の納品となる予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 調査結果を踏まえて今後の戦略を策定していくということで、セントラルキッチン構築の実現に向けて、このシミュレーション事業はとても重要なものだと私は思っております。調査結果が3月末に出てくるということですので、今後の方向性とか決まりましたら、また御説明をいただきたいと思っております。

次に、仮称ですが、人吉球磨の畜産業を初めとした地域産業の将来を検討する協議会について質問をさせていただきます。

松岡市長は、昨年12月議会の施政方針の中で、民間事業者等の関係団体に参画していただき、地域全体の活性化を推進する官民一体となった協議の場を本年度中、平成27年度中に設立すると述べられました。しかし、まだ設立されたとは聞いておりません。検討協議会の設立がおくれている理由及び課題、またこの協議会ではどのようなことが議論されるのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

人吉球磨の畜産業を初めとした地域産業の将来を検討する協議会、この設置につきまして、おくれている理由、それから課題はという質問でございますので、この協議会を設立するための準備会、これをまず昨年12月末、12月25日で行っていただきましたけれども、開催いたしております。その際、御出席をいただきましたのが、郡市選出の県議会議員が3名の方、それから、球磨郡町村会の会長と副会長、熊本県のほうですけれども、球磨地域振興局長と次長、それから本市といたしましては、市長並びに私ども担当職員でございます。この準備会では、協議会設立の必要性及び現在は本市が行っておりますハラル事業に关します地域再生計画の説明を行った後に、本事業が南九州の農畜産業の振興にも資する事業であることを準備会参加者に御理解いただきまして、今後、球磨郡内においても、皆様方に御協力をお願いしたい旨を申し上げたところでございます。

この会議の中での皆様方からの御意見でございましたけれども、この準備会では、今まで企業誘致の観点や地域活性化、こういった話を人吉市だけで議論されてきた感があると、これは強く指摘をされております。この計画は人吉球磨全体の畜産団体、それとか農畜産業関係の方にも関連してくるのではないかと、このような意見がございました。人吉球磨管内には、農業関係者が一堂に会した既存組織というのがございまして、これは振興局の中にあるんですけれども、くま農業活性化協議会というのがございまして、その中でさらに畜産部会というのがございます。協議会を設置をして議論をする前に、そういった場を利

用するなどして、農業関係団体などへの説明、それとか意見交換、こういったことを経た後で、再度協議会設置の是非を含め検討すべきではないかとの意見をいただいたところでございます。本市といたしましては、このような御意見をもとに協議会設立の準備に当たりまして、まずは農畜産関係者の皆様、それとか周辺町村、こういったところに対しまして、協議会設置に向け、まずは本事業についての十分な説明を行うと。それから、理解を得られるように現在努力をしているところでございます。

また、課題ということがございましたので、協議会設置に伴う課題といたしましては、地域の農畜産業において農業従事者の高齢化、それとか担い手不足、さらに牛の頭数自体も減少傾向に現在あるわけでございますので、こういった中では本当にこの本事業が成り立つのか。また、既存の屠畜施設がある中、新たな屠畜施設でございますね、この建設が可能なのか。こういったのも挙げられております。

本市といたしましては、今後、協議会を設立されましたならば、現在行っておりますシミュレーション事業、これによる調査結果について、情報の共有を行うとともに、本事業の推進によりまして、農畜産の振興、ひいては人吉球磨地域全体の産業の振興と雇用の確保、こういったものをいかにして推進していくべきか議論を行いまして、地域が一体となった地方創生、地域活性化、こういったものでつなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 先ほどのシミュレーション事業もそうですけども、説明を聞いておりますと、本来ですと、どちらも地域再生計画の認定を受ける段階ですべきではなかったのかなというふうには感じております。協議会の設立がスムーズにいかないのも準備会で意見が出たようですけれども、周辺自治体や農業者への説明不足、こういったところからきているところがあって、この構想を進めていく上で、当初からの説明が企業誘致や雇用の創出、こういった視点からばかりで、人吉球磨地域の農業振興のための農業政策、こちらの視点が足りなかったのではないかと私考えておりますが、この点について、当時経済部長としてこの事業に携わっておられた松田副市長にお尋ねいたします。

○副市長（松田知良君） 皆様、おはようございます。これまでの経緯も含めましてお答えいたしますので、少し長くなりますが、よろしく願いいたします。

それでは、お答えいたします。

本市におきましては、人口減少や高齢化の進展による所得水準の低下等に歯どめをかけるための施策の1つとして、企業誘致、起こすほうの企業でございますが、起業促進、これらによる持続的な雇用の場の確保を図るべく、県や関係機関と情報共有を行いながら企業誘致に邁進してまいりましたが、リーマンショック後の製造業の海外へのシフトや長引く景気低迷等も影響いたしまして、進出企業の獲得に至らなかったところでございます。

そこで、いま一度、地域を見直し、地域の強み、地域資源を活用した雇用の場の創出ができないかということに焦点を当てまして、地域、ひいては南九州における基幹産業でございます農業、中でも農業産出額の1位でもあります畜産業の振興に着目した次第でございます。その取り組みとして、世界人口の4分の1、16億人を占めると言われるハラール市場をターゲットに、本市を初めとした熊本県、宮崎県、鹿児島県の南九州3県をまたいだ地域資源を最大限に活用した産業振興による地域活性化を図り、地域雇用の創出と経済の発展を目標とした3つの構想、1つ目が、ハラール対応セントラルキッチンの形成と周辺環境整備、2つ目が、地域資源を活用した幅広い新たな雇用の創出、3つ目が、インバウンド、アウトバウンド両面から取り組むおもてなしの拠点化を掲げ、関連事業を総合的に実施するため、平成26年4月に内閣府から地域資源を生かした人吉ハラール促進区を実現するための地域再生計画の認定、さらには、人吉ハラール促進区をコアとした地域産直・広域ネットワーク及びツーリズム構築事業が活性化モデルケースに選定いただいたところでございます。

そして、これらの計画を推進するための受け皿として、経済部を中心に、中核工業用地の造成事業に着手するとともに、本市の計画に御賛同いただきました株式会社カミチクと平成27年2月に工場進出にかかる覚書を締結するに至ったところでございます。

そこで、宮原議員御質問の人吉球磨地域の農業振興に関する農業政策の視点が足りなかったのではないかとございますが、本市といたしましては、当初企業誘致を主眼として、セントラルキッチンの形成を進めてまいりましたが、具体的に事業を進めていくに当たり、地域内の農畜産業の現状把握を初め、畜産関係農業団体、農業者とのコンセンサスの必要性、さらには、国、県を初め、関係機関とのより密接な調整など、企業誘致と同時に進めていかなければならないことがわかってまいりました。農業振興、農業政策についての配慮が不足していたのではないかとございましては、御指摘のとおり、私どもの考えが至らなかったところもあると反省いたしておるところでございます。

こうしたことも踏まえまして、現在シミュレーション事業を実施しておりますとともに、農畜産業関係者の皆様の御理解を得られるよう個別に説明を行い、本事業に対する理解を深めていただいているところでございます。今後、株式会社カミチクのみならず、国、県を初め、農畜産団体や地元関連企業等の理解を得ながら本事業の推進に傾注してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 昨日の福屋議員の質問でもありましたけれども、人口が減少していく中で、企業誘致、また雇用の創出はとても重要な問題だと思っておりますので、こちらはしっかりと進めていただきたいと思いますけれども、この事業の成功のカギは、やはり農業振興、農業政策にあると私は思っておりますので、これから農業政策にもしっかりと力を入れてい

ただきたいと思っております。

それでは、カミチクの進出がおくれている件について質問をしていきたいと思えます。

全員協議会の中で、株式会社カミチクの推進について、まだまだクリアしなければならない問題が山積みしている状況で、当初の見込みから数年間はおくれるとの説明を受けました。どのような問題や課題があり、進出がおくれているのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

進出のおくれる理由ということですので、昨年2月に株式会社カミチクとは企業進出に関する覚書を締結したわけでございます。覚書の締結以前から熊本県の畜産課を初めといたしまして、これは、健康危機管理課、それから企業立地課、それと食肉衛生検査所、こういったところへは、本市の地域再生計画やモデルケース事業、こういったもの、それから事業計画の説明を行ってまいりました。本市の企業誘致の方針と今後の計画というものを伝えてきたところでございます。しかしながら、覚書締結の時点では具体的な部分、これが固まっておりますので、許認可等にこういったものに係ります詳細な協議までには至ってなかったということでございます。覚書締結時点での本市及び株式会社カミチク双方の考え方でございますけれども、企業誘致と進出が第一でありまして、その観点から、最短で平成29年4月の操業開始と、それを目指すと、あくまでも計画によりますスケジュールを提示したところでございました。このことは、関係機関との調整や問題点、これを解決した日程の公表ではなかったということでございます。

今年度になりまして、事業を本格的に進めるに当たり、屠畜場建設問題に関連しまして、一定の建設資金については重要な問題となるわけでありましたが、株式会社カミチクにおかれましては、このプロジェクトが将来的には南九州の農畜産業振興に資する事業であるという、そういう認識のもとでございまして、国の補助制度であります強い農業づくり交付金の活用、これを1つの選択肢として考えていらっしゃいます。この交付金が採択されるためには、これは単に企業誘致のみならず、この人吉球磨の畜産振興も考えなければならない状況、こういう状況におきまして、近隣町村や畜産団体、こういったところとのコンセンサスづくりが必要であること。それから、さらに熊本県の中に熊本県食肉流通合理化計画というのがございますので、ここへの位置づけが必要であるということ。こういったものをクリアしなければならない課題が少なからずあることが明らかになってまいりました。屠畜場建設の認可申請につきましては、資金調達の方法が確定した後ということになりますので、その後の審査の時間など勘案いたしますと、現状では建設着工までには当初予定から数年間はおくれるのではないかと認識をされておりますが、株式会社カミチクにおかれましては、企業進出について全く揺るぎがないと。これは1月に副市長と一緒にカミチクさんにもまいりましたが、そのときにも明言していただいております。屠畜場の問題につきましては、全国的に畜産農家の高齢化でございまして、それから、農畜産も畜産農家、それか

ら牛の数も減少している。こういった状況におきまして、また熊本県下におきましては、県北・県央・県南、それぞれに屠畜場がございまして、そういった中で、さらに隣接自治体に既存の屠畜場が1カ所ございますけども、そんな中、県南に新たにもう1カ所の追加となる場合、ほかの屠畜場との兼ね合いなども出てくるわけでございますが、株式会社カミチクにおかれましては、既存のゼンカイミート株式会社と事業で連携されておりますので、現状の課題を打開するべく、現在、最大の努力をされていると伺っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） はっきり言いまして、見通しが甘かったというふうに私は思っております。計画当初、具体的な部分が固まっていなかったと。クリアすべき点があることを認識されていたかどうかわかりませんが、それでも平成29年4月には操業を開始すると発表されたわけなんですよ。それを聞かれて、地元の方々や多くの市民の方々はカミチクさんが平成29年4月には操業を開始すると思ったわけなんですよ。発表したけれども、国や県、または周辺自治体、また農業関係者との連携、情報共有がうまくいっていなかった。それが補助金を活用した建設資金の問題や屠畜場の許認可の課題につながってきているというふうに思っております。今後はしっかりと連携をとっていただいて、着実に進めていっていただきたいと思っております。

次に、カミチクの進出が数年間おくれるということはわかりました。そもそも内閣府から認定を受けた地域再生計画に期限はあるのか。期限がある場合、その期限内に企業進出がないときには、9月議会でもお尋ねしましたが、中核工業用地の造成工事等で活用した交付金はどうなるのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

地域再生計画の期限と交付金のことでございますが、本市の地域再生計画の期間、これは認定から5年間となっております。本事業の場合は、平成26年度から平成31年度ということになります。地域再生戦略交付金、これにつきましては、交付金を造成費用に充当することによりまして、本市が計画の中で掲げておりますハラールセントラルキッチンの整備に向け、計画に沿った企業がより進出しやすいように、購入する土地代でございますけれども、これの軽減が図られるということで、誘致を促すことを趣旨として交付決定をいただいたところでございます。つきましては、株式会社カミチクとの覚書が継続し、進出に向けた活動を国が認めていただいている間におきましては、一定期間進出がおくれることがありましても、株式会社カミチクが利用計画されている部分についての交付金を返還しなければならない可能性は、これは低いのではないかと見込んでおります。しかしながら、残りの工業用地の部分については、今後、数年間の間にハラール関連企業の進出が全く見込めないという、そういう結果となった場合でございますけども、それが全く地域

再生計画の趣旨にそぐわない企業、こういったところへ売却する場合がございますが、こういった場合には、交付金の返還という事態も考えられると認識しております。そのようにならないように努力してまいります。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） カミチクが利用計画している部分については、交付金の返還の可能性は低いということですが、残りの土地については、ハラール関連企業の進出がない場合、また、地域再生計画の趣旨にそぐわない企業へ売却した場合、この場合には交付金返還の可能性もあるということですね。万が一、交付金返還となった場合、ハラール対応セントラルキッチン構想ですね、この事業を継続するのか、断念するのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

仮に国から採択された地域再生戦略交付金を返納しなければならなくなった場合、ハラール事業を継続するのかという御質問ですが、国からの補助金、交付金につきましては、先ほど経済部長が答弁しましたとおり、その制度、趣旨から外れた場合、または一定期間内に完了しなかった場合等、返納しなければならないケースがあることは、私も十分に認識いたしているところでございます。現在、地域再生戦略交付金を活用して、人吉中核工業用地の造成事業に取り組んでいるところでございますが、この交付金につきましては、既存の各省の補助要項の補助要件に合致しないすき間を埋めるための交付金としてハラール関連企業の中核工業用地への進出を促すとの趣旨で国からお認めいただいているものでございます。つきましては、より一層のスピード感をもって事業を推進してまいりますとともに、交付金返還ということにならないように、国と随時相談を行いながらも、ハラール関連企業の誘致を積極的に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 事業を継続していくかどうかという明確な答弁はいただけなかったんですけども、交付金返還ならないように努力をしていくということで、最悪の事態にならないためにも、今できることをしっかりとやっていただきたいと思います。まずは、やはり覚書を交わしているカミチクとの連携協力をしっかりとやっていくべきだと思います。今後、カミチクとはどのように連携強化を図っていくのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

本市とカミチクとの連携でございますが、まず、本市への進出を表明されています株式会社カミチクと本市の覚書の内容、これにつきまして、本市といたしましては、カミチクが建設予定のハラール専用食肉センター、これを含みます食品加工施設の新設と操業に至るまでの効率的、かつ円滑に推進するように、まず支援協力をする。この内容の覚書を交

わしているところでございます。

したがいまして、地域再生計画に掲げております構想でございますが、カミチク頼みではなくて、また造成工事等の内閣府の地域再生戦略交付金、これも一企業に対して出たのではなくて、本市に交付されているわけでございます。そういうところから、本市の重要政策として十分認識した上で、本市の責務として企業進出に際して、これまで以上に努力をしていく必要があるかと存じます。具体的な企業進出に際しましての造成といった環境整備を初め、企業誘致の側面からだけではなく、いわゆる農業政策も構想実現のためには不可欠であると認識しております。現在実施中の地域産業シミュレーションの定量的な分析結果、これをもとにいたしまして、地元農業団体、住民の方々への説明会、また周辺町村とのコンセンサス、融和を図るための潤滑油のような役割を本市が担うべく、今後引き続きでございますが、積極的に連携・協力を図ってまいりたいと存じます。

また、きょう熊日さんの新聞でございますけども、ごらんになったかと思いますが、この中で、1つ関連した記事も出ておりましたので。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 熊日をまだ見てませんので、質問が終わり次第見たいと思います。

カミチクだけでは地元の意見を拾い上げるのは難しいと思いますので、地元とカミチクとの間に入って、答弁でもありましたように、潤滑油のような役割を果たして、しっかりとサポートをしていただきたいと思います。

また、カミチクだけでは広大な中核工業用地の土地は埋まりません。残りの土地に企業の進出がなければ、交付金の返還の可能性もあるとのことでしたので、カミチク以外の企業への誘致活動、また連携・協力が必要になってくると思います。

そこで、今後どのように誘致活動を行っていくのか。また、企業との連携協力の点でいくと、現在カミチクと事業連携をしているゼンカイミートとの連携・協力は特に重要になってくると思いますが、ゼンカイミートとの連携強化はどのように進めていくのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

企業の誘致活動とゼンカイミートの連携ということでございますので、現在、整備を行っております人吉中核工業用地へのほかの企業の誘致活動の状況でございますが、流通関連企業などから複数のお問い合わせがはっております。しかしながら、当該用地が食関連産業を核とした集積を目指しておりますため、ある程度ターゲットを絞っての企業への誘致活動が必要かと存じます。

現在の活動でございますが、食品関連企業が出店をいたしております企業立地フェア、これは東京などでございますけども、それやハラール関連セミナーなどに参加をいたして

おります。関連がある企業等の情報収集、こういったものを行うとともに、本市の事業のPRを行ってきたところでございます。今後は、地域産業シミュレーション、この調査結果で導き出されます有望可能な企業でございますけれども、そういうところを中心といたしまして足を運んで、誘致活動を展開していく計画でございます。また、ゼンカイミートさんの件でございますけれども、この連携強化でございますが、ゼンカイミート株式会社におかれましては、本事業計画の立ち上げのときから、ハラールビーフの先駆者として、ハラールニューツーリズムのモニターツアー一時の受け入れ、こういったときも大変お世話になっているところでございます。つきましては、今後も地域再生計画の実現に向けまして、より一層御協力を賜りたいと存じております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） このハラール事業の原点に戻れば、ゼンカイミートがハラールビーフを始められたところからきてると思います。今後も情報を共有し、協力体制を構築していただきたいというふうに思っております。また、誘致活動については、シミュレーションの調査結果で導き出された企業を中心に行っていくということでしたので、スピード感をもって取り組んでいただきたいと思っております。現在、このハラール促進区事業については、乗り越えるべきハードルが多く、本当に厳しい状態にあると思います。

最後に、この事業を進めるにあたっての市長の決意をお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

この事業に対する私の決意ということでございますが、先般、策定をいたしました人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、本市に仕事をつくり、安定した雇用を創出することを目標の1つとして掲げております。その中の具体的な手段の1つに、ハラール市場開拓の先駆的なモデル地区として、地域の農林水産業を生かしたフードバリューチェーン戦略を構築し、ハラール対応の食品供給基地を目指したセントラルキッチンを整備を行うことを掲げております。その結果として、地域の新規雇用創出数をふやすことにつながるものと確信しております。また、今般、策定をいたしました第5次人吉市総合計画後期基本計画におきましても、施策の1つであります企業誘致のさらなる推進の方向性として、ハラール市場をターゲットに、南九州の地域資源の強みである畜産業の潜在力に着目し、関連企業の集積を図るべく誘致活動を展開してまいり所存でございます。

今議会におきまして、タイムスケジュールのおくれを表明させていただきましたが、本市の上位計画の2つに掲げる重要な施策であり、地域資源を活用した農畜産業の振興に資する重要な取り組みとして、引き続き全庁的に総力を挙げて推進してまいりたいと存じます。また、周辺自治体や熊本県との連携はもとより、農業関係団体などの御協力も必要不可欠と考えております。目指すゴールまでにはさまざまな課題、ハードルがあるという

ことは重々認識しておりますが、この事業を成功に導くことができるならば、安定した雇用の創出と南九州の農畜産業の振興に寄与する事業と私は確信しておりますので、引き続き課題解決に向けて邁進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 市長の力強い決意を聞かせていただきました。今回、いろいろと質問させていただきましたが、このハラル促進区は内閣府から地域再生計画の認定を受けた地方創生の目玉といってもいい事業だと私思っております。ハラル促進区の実現に向けて課題はたくさんあると思うんですけれども、何度も言いますが、国、県、また周辺市町村、また農業関係者としっかりと連携をとって、この事業を進めていっていただきたいと思っております。

これでハラル促進区についての質問を終わらせていただきます。

次に、大雪の際の除雪対応について質問をさせていただきます。1月23日から降り続いた大雪は、人吉市でも要所となる道路が全面通行どめ、交通機関が麻痺するなど、市民の皆様には大きな支障をもたらしました。今回の記録的な大雪は、私も初めての経験であり、市民の皆様も予想以上の出来事に驚きと不安であったらと思います。そのような中、市内各地では生活道路を確保するために除雪作業をされている方々、また市役所職員の姿を多く見受けられました。この場をかりまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。

数十年ぶりの大雪となったわけですが、今後起きないとは言い切れません。5年前の東日本大震災もそうでしたが、今回の大雪も想定外の出来事と捉えてはいけないと思います。今回のことを教訓に、よりよい対応、対策を考えていかななくてはならないと思い、質問をさせていただきます。

まずは、今回の大雪に際し、市道等の除雪の対応、また作業を行った際に課題等がなかったのかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えさせていただきます。

この冬は、例年になく大雪に見舞われ、山間部では数十センチ、市街地におきましても、かなりの積雪となりました。交通に支障を来すなど、市民生活への影響も出てまいりました。特に、積雪量の多かった矢岳町や田野町、鹿目町、桑木津留町などから除雪や路面凍結の対応について町内から要請があったところでございます。

質問の対応につきましてでございますが、あらかじめ市内各所の橋梁や山間部などの市道に融雪剤を12月に約300袋配置しておりましたので、建設部職員で手分けをして、橋梁や矢岳町、田野町、鹿目町、桑木津留町方面など、山間部を中心に各現場に直行し、融雪剤を散布しております。また、予想外の積雪のため、国道や県道で実施された交通規制に合わせて、大塚町から田野町までの市道田野高原線等をチェーン使用の交通規制を行ってお

ります。特に、先ほど申し上げました山間部の4町内などにおきましては、積雪量が多く、融雪剤では対応が難しい状況にありましたので、できる限り早期に車両が通行できるよう、7社の建設業者へ除雪依頼を行ったところでございます。

課題といたしましては、大雪により建設業者の作業員が動けなかったことや、除雪作業が始まった際に、国道、県道、市道など、人吉球磨管内の除雪作業が一斉に行われた状況にあり、速やかな除雪手配が整えられなかったため、地域住民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。その間、みずから除雪作業をしていただきました町内もあり、皆様方の御理解と御協力に対しまして、心より感謝申し上げますとともにお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 確かに今回の大雪で高速道路はとまり、また国道も通行どめになるなど、本当に一時陸の孤島となったわけなんですけども、その状況を解消しようと国道、県道から先に除雪作業を行っていたために、市道の除雪作業がおくれたというふうにも聞いております。しかし、そのような状況でも、的確な初動体制をとらなくてはならないと思います。

そこで、今回の除雪対応ですが、何かに基づいて対処されたのか。例えば、積雪に特化したマニュアル等はあるのか。また、市道等を管理している道路河川課には除雪対応マニュアル等はあるのかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

今回の大雪による積雪対応につきましては、積雪対応に特化したマニュアルはございませんので、市長が部長会を招集し、各部長から状況を報告し、情報の共有を図り、対応策を協議し対応してまいりました。また、市道等を管理しております道路河川課にも除雪マニュアルはございません。

対応につきましては、1回目にお答えしました対応と、例年行っております12月ごろの融雪剤の配置、融雪剤の備蓄、融雪剤等の購入費、除雪委託費などの予算を計上しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 除雪に特化したマニュアルはないとのことでしたが、今回の除雪の対応で市民の方からお話を聞いたのが、建設業者の方に除雪をしていただいで感謝をしているんですけども、車1台分、片道分しか除雪がしていなかったために離合ができなかったということがありましたので、建設業者に指導といいますか、連携をとって対応をしてくださいというような意見もありました。また、山間部においては、融雪剤が雪に埋もれてどこにあるかわからなかったとか、今回の大雪に限らず、平野部では積雪がなくても、山間部では

10センチほど積雪することがありますということで、通学、通勤に困るんですよというような意見もいただいておりますので、既にそういった意見を聞かれてるかもしれませんが、そのあたりは町内会長さんや地域住民の方と意見交換、または情報収集等をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。今回の大雪で建設業者に除雪を委託されたとのことですが、建設業者が保有している建設機械の把握を行っているのか。また、除雪の要請はどのように行っているのかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

まず、建設業者が保有している建設機械の把握でございますが、市においては把握はしていないところでございます。

要請についてでございますが、今回のような積雪量が多い場合は、建設業者へ除雪作業の依頼を行います。その際、機械、グレーダー、あるいはトラクターショベルなどを自社で持っているか、または、リースなどにより手配が可能かどうかを業者に事前に確認をとり、除雪を要請しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） やはり、災害時に素早い対応をとるためには、自前の建設機械をもつ建設業者の存在は重要だと思いますし、また公共工事が減っている中で、建設業者がみずから保有する建設機械を手放すことがあってはならないというふうに思っていますので、そういった意味でも、日ごろから把握をしておく必要があると思います。また、機械をもっていないところには、事前にリースができるかどうかを確認するとのことでしたが、建設業者の方も、そのような電話があつたら多分リース会社に連絡して、機械を押さえておくか、事前にリースされると思うんです。その機械を使用することがあればいいんですけども、予想を反して積雪がなくて機械を使わなかったというときには、多分、電話して済みませんということで、それで終わりだと思えるんですね。それだったら建設業者の方も、またリース会社の方も困ると思いますので、そういった対応も考えていただきたいというふうに思っています。

今回の除雪対応では、国道、県道、市道で一斉に除雪作業が行われたので、建設機械のオペレーターも不足したとのことでしたが、各地域では一般の方、特に農家の方が個人で所有しているタイヤショベル等で除雪を行ったという話はよく聞きました。よその自治体では、個人と除雪作業について協定を結び、燃料代の一部を補償するところや、熊本県の高森町では、除雪サポーターという制度があつて、機械の借り上げ料等を支払う事業もあるみたいです。そこで、人吉市も個人で重機を持つ方と協力体制ができないかどうかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

除雪につきましては、毎年積雪のたびに献身的な地元町内の御協力をいただき、また農業用機械等を利用した除雪作業を行っていただいております農家もありまして、大変ありがたく感謝申し上げます。市におきましては、一般の方で農家、あるいは牧場の方など、タイヤショベルなどを持っている方と現在のところ協定を結んでないところでございます。

幹線の市道につきましては、原則的に建設業者へ除雪を依頼し、集落内の生活道路で作業上危険が少ない路線につきましては、地元から協力をいただければと考えておりますが、機械使用による事故の発生や除雪経費の負担など課題もありますので、今後どのような方法が望ましいのか。特に、市道という公道での作業になりますので、法的制約や財政状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 各地域の方が道路整備されるのは大雪の場合だけでなく、台風のと きとかもされるんですね。高森町でも、台風のときは除雪サポーターが路面サポーターというふうに変えて作業されるみたいです。そういった意味でも、何らかの協力体制をとっていったほうが災害が発生したときに迅速に対応できると思いますので、道路交通法とか、いろいろな問題はありますけど、ぜひ御検討をお願いいたします。

それでは、除雪対応の最後の質問になりますが、今回の大雪の際に、積雪に対してどのような対応をとるのかなと思って、人吉市の地域防災計画書を見たのですが、雪害対策についての記載はありませんでした。今までは今回のような大雪は降らなかったのが記載がなかったのかもしれませんが、今後いつ今回のような大雪が降るかわかりません。

そこで、人吉市地域防災計画書に雪害対策をしっかりと位置づけし、災害対策の充実を図っていただきたいと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

県内自治体の雪害に対する対応につきましては、現在、阿蘇市と水俣市の地域防災計画書には、雪害対策計画として記載されているようでございます。ただ、他の自治体におかれましては、本市も含め、雪害に関しての記載はないようでございます。しかしながら、近年の気象状況を見ますと、沖縄県でも雪が観測されるなど、どの地域でも想定外の災害に見舞われる可能性が非常に高くなっているところでございます。今回の大雪により、本市の地理的要件はよくなく、状況によっては孤立してしまう恐れも十分に考えられると実感いたしましたので、改めまして、雪害に対する備えが非常に重要であると認識したところでございます。御質問の雪害対策のマニュアルにつきましては、今後、地域防災計画書の見直しを行う際に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ぜひ、御検討をお願いしたいと思います。

これからますます高齢者がふえ、みずから除雪ができない方、積雪で車が通れないために通院ができないなど、さまざまな問題が出てくると思います。また、今回の大雪は雪が軽かったのでよかったです。水を含んだ雪でしたら、倒木等も考えられますので、その辺の状況にも対応できるよう、雪害は予想される際の体制や雪害が発生した場合の対策、また事前の予防的対策等をしっかりと地域防災計画書に記載していただき、災害に強い防災体制づくりを行っていただくよう、お願いいたします。

それでは、最後に、1億総活躍社会、ワーク・ライフ・バランスの推進について質問いたします。安倍内閣は、アベノミクス第2ステージとして、少子高齢化に歯どめとかけ、50年後も人口1億人を維持し、家庭、職場、地域で誰もが活躍できる社会、1億総活躍社会の実現に向け動き出しました。そして、今国会における安倍総理の施政方針では、1億総活躍社会の実現に最も重要な課題は、一人一人の事情に応じた多様な働き方が可能な社会への変革、そして、ワーク・ライフ・バランスの確保であると述べられました。松岡市長も今議会の施政方針の中で、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるため、ワーク・ライフ・バランスの実現の取り組みを推進すると述べられましたので、まさに国の動きに呼応した取り組みがなされると期待しているところでございます。

これまで、経済的、生活基盤の弱さによる結婚不安、長時間労働等による仕事と家庭の両立の困難さ、男性への家事、育児分担の不足による女性の育児負担などが、結婚、妊娠、出産の希望を妨げる要因となっていました。これらの課題を解決するには、今までの仕事と結婚、出産、子育ての二者択一の構造から、仕事と子育ての両立の実現への構造転換を図らないといけません。そのためには、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスが必要になってくるわけですが、これまで人吉市が行っているワーク・ライフ・バランスの推進についての取り組みをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

仕事と生活の調和が保たれることは人々の健康を維持し、趣味やボランティア、地域社会での活動などを通して、生き生きと暮らせる社会の実現を可能にすると考えております。本市におけるワーク・ライフ・バランス、要するに仕事と生活のバランスの推進でございますが、まず、市民や企業向けでございますけども、平成24年度から市内小中学校長の御協力によりまして、毎年10月9日に行われます国宝青井阿蘇神社おくんち祭の神幸行列の日を学校休業日といたしまして、国土交通省、観光庁の認定を受けまして、大人、これは企業でございます。子供・学校の休みのマッチングを行います家族の時間づくりプロジェクトを実施いたしております。また、平成25年度からは、厚生労働省の地域の特性を生かした休暇取得促進のための環境整備事業を活用し、市内及び本市周辺に所在いたします事

業所等へ有給休暇の取得促進を推進し、家族と触れ合う時間を創出しているところでございます。さらに、人吉市、球磨郡内の町村及び人吉球磨広域行政組合と共同で、市民や企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーの開催や男女共同参画社会づくりを図るため、県が主催いたします地域リーダー研修に市民が参加される場合、旅費の一部を補助しているところでございます。

次に、市職員向けでございますが、長時間労働の改善や家族と過ごす時間を確保し、心身ともにリフレッシュすることを目的に、毎週水曜日をノー残業デーと定め、計画的、効率的な業務の遂行に努め、定時退庁を促進しているところでございます。また、男女共同参画社会に関します研修の実施、先ほど申し上げましたワーク・ライフ・バランスセミナーなどが開催される場合、これは積極的に本市でも参加をするよう呼びかけているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 家族の時間づくりプロジェクトですが、いいプロジェクトだと私も思っております。しかし、子供は学校を休みになったけれども、親が仕事を休めず、親子で過ごすことができなかつたという声も聞いておりますので、特定の日だけ有休を取得していただきたいというのではなくて、ふだんから事業所に対して有給休暇の取得促進を推進していかなければならないというふうに思っております。また、市役所では水曜日をノー残業デーと定められているとのことですが、ワーク・ライフ・バランス、中でも重要なのが、長時間労働の是正と言われております。安倍総理も、ことし1月に開催された第4回の1億総活躍国民会議の中で、総労働時間抑制等の長時間労働是正を取り上げると明言されました。長時間労働の是正を少子化対策の面から見てみると、厚生労働省の調べですけれども、男性の平均就業時間が短い都道府県ほど、合計特殊出生率が高い傾向にあり、夫が休日に家事、育児をする時間が長いほど、第2子以降の生まれてくる割合が高くなる傾向にあるとの調査結果が出ております。しかし、現在の日本では、長時間働いている人は頑張っているというふうな評価をされる傾向にあるなど、多くの職場で長時間労働が慢性化し、休暇も取りづらい状況であります。まずは、市役所が先頭に立ち、長時間労働解消に取り組むべきと考えますが、現在の市職員の時間外労働の状況をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、職員の時間外勤務の実態についてでございますが、昨年2月から本年1月までの実績で見ますと、部署によりまして繁忙期に差はございますけれども、全体としましては、12月から4月といった時期が、職員一人当たり月平均約10時間程度、5月から11月が月平均5時間程度の時間外勤務を行っているところでございます。ただ、これはあくまでも時間外の調書の作成に当たって、当然、上司のほうから命令をとりますので、それに基

づいてつくっておりますので、要は、これ以外にも、やはり職員は残って時間外に仕事をしていると、そういう状況はこれからは多分外れているということでございます。時間外勤務手当の額につきましては、平成26年度の普通会計の決算額から算出いたしますときに、職員一人当たり月平均約1万4,700円ということが支出されている。そういう状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） どうしても残業しなければならないときがあることも、私理解しておりますし、今回の数字ですけれども、いつも遅くまで電気がついているので、今回挙がってきた数字以上に残業されているのだろうなというふうに私も思っております。ただ、日本の労働生産性については、長時間労働にもかかわらず低いと言われておりまして、これからは非効率に長く働くのではなく、効率よく短く働くことが求められております。市役所内においても、各部署がそれぞれ自主的に仕事内容などを精査して働き方を改革し、時間外の削減に取り組むことが必要であると考えますが、削減に向けて今後どのように取り組まれるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

職員の時間外勤務につきましては、これまでも業務改善や事務改善を図ることにより、その縮減に取り組んできたところではございますが、業務の性質によりまして、時期、これは季節的に繁忙期が集中する部署などもありまして、簡単な問題ではないと理解しているところでございます。

近年、定員適正化計画の推進によりまして、職員数が減少する一方で、社会のニーズが多様化いたしまして、業務量は増加傾向にあるのが実情でございまして、職員の負担感も必然的にふえている現状でございます。議員御指摘のとおり、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、働き方の見直しを行うことが第一でございまして、この時間外勤務の縮減は必要不可欠な取り組みであるわけでございますけれども、時間外勤務の縮減のみに目を向けてしまいますと、さまざまに周囲へのゆがみや負担といった危険性を生じる場合がございます。したがって、働き方の見直しと表現されておりますとおり、まずは仕事のやり方の見直しを行うことにより、業務の効率化を図るとともに、組織としての協力体制、それから業務の平準化という観点からも見直しを進めていかなければならないと考えております。また、このような見直しを進める中で、必要なものにつきましては、指定管理や民間委託といった民間活力を活用した外部委託につきましても、積極的に取り組む中で、費用対効果も検証しながら、全体的に時間外勤務の縮減に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 長時間労働を是正することは、女性の活躍推進、また男性の育児参加などにつながります。そして、仕事と子育ての両立を実現するには、やはり上司の理解が必要不可欠であります。今、イクボスという言葉があるんですけども、皆さん御存じでしょうか。イクボスとは、職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織としての業績や結果も出しつつ、みずからも仕事と私生活を楽しむことができる上司、これをイクボスというんですけども、そういったイクボスが必要になってまいります。ぜひ、皆様もイクボスになっていただきたいと思います。

ほかの自治体では、働き方改革の実現のため、イクボス宣言や職員向け研修、市内企業向けのセミナーを開催するところがふえてきております。こういった意識改革を促す取り組みを、ぜひ本市にも提案いたしますが、本市のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市では、平成24年3月に策定しました男女共同参画推進計画第2次基本計画の中に、働き方の見直しにつきまして、ノー残業デーの推進、企業トップセミナー等の開催、メンタルヘルスの充実の3つの具体的取り組みを掲げております。当面は、総務部長が述べました現在の取り組みを本市男女共同参画推進計画第2次基本計画に沿って取り組んでいきたいと考えているところでございます。また、働き方を見直すための企業トップセミナーにつきましては、来年度予算に計上してございまして、市内企業等のワーク・ライフ・バランスを推進し、まずは市内の企業のトップや管理職から先ほど議員がおっしゃられましたイクボスが宣言されることを期待しております。また、私自身も市役所、同じ職場でともに働くトップとして、仕事と生活の両立を考え、職員のキャリアと人生を応援しながら、市民の幸福向上等の結果を出しつつ、みずからも仕事と私生活を楽しむことができるよう行動していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 市長もイクボスになって頑張るということですので、ぜひよろしくお願いたします。

きのう、おとといと、一般質問で多くの議員から子育て支援の質問がありました。子育てのサービスの充実、これはもちろん大事ですけども、それとあわせてワーク・ライフ・バランスを考え、子供を産み、育てやすい環境、この環境とは家庭とか地域になるんですけども、この環境も整備していかなければなりません。今回は市役所の労働状況を取り上げて質問いたしましたけれども、市役所だけでなく、民間企業と一体となって、地域全体でワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進し、働きやすい職場づくりを進めていただくようお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

---

午前11時26分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）  
10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 皆様、こんにちは。10番議員の西信八郎です。通告に従いまして、一般質問をします。

今回は、第5次人吉市総合計画後期計画に取り上げられております中から3点、そのうち2点は、平成27年度総務文教委員会視察に関連したものです。項目は、1、教育関係としまして、学校教育の充実について、2、地域コミュニティの充実について、3、林業関係としまして、スマート林業構築事業についてであります。

それでは、学校教育の充実についてから、学校適正配置について質問をします。このことにつきましては、平成27年3月議会の一般質問において少し触れさせていただき、1年が過ぎました。その主な内容は、平成27年1月27日、文部科学省は公立小学校の適正規模・適正配置の基準を60年振りに見直し、公立小学校について現行規模の標準12ないし18学級を下回る場合の対応の目安として、学校の規模別に市の取るべき対応策をまとめた手引きを策定しました。ポイント1として、少子化の進展が予想される中、望ましい規模を小学校は全学年でクラスがえがえる1学年2学級以上、中学校は、教科担任が学習指導できる9学級以上としたこと。ポイント2として、学校の適正配置として、従来の通学距離について小学校で4キロ以内、中学校で6キロ以内という基準を引き続き妥当としつつ、スクールバスの導入など、交通手段が確保できる場合は、おおむね1時間以内を目安とするという基準を設定したこと。ただし、体力低下、家庭学習時間の減少など通学が長くなることに伴う課題を一定程度解消できることを前提としている。現時点で12ないし18学級の標準的な規模である学校についても、少なくとも今後10年以上の児童・生徒の動向を踏まえ、児童・生徒数の減少による教育条件の悪化や教育問題の顕在化が不可避であることが明らかな場合には、地域の将来像を全体的に構想する中で、時間的な余裕をもって、学校統合の適否にかかわる検討を始めることが有用であるとしています。

この手引きにつきましては、中長期的視点からの教育長のお考えを尋ねたところでありましたが、答弁の結びで、今後予想されるこの地域の人口減少、少子化問題を考慮しますと、教育行政の責任としまして、実態に即した運営方針の見直しをも想定する必要があり、本市の学校のあり方、適正配置につきましては、本市各小学校の状況、また地域コミュニティの核としての学校、さらに延長上にある地域とともにある学校づくりという考え方を踏まえながら、今後も引き続き検討してまいりますと答弁をいただきました。

それでは、質問します。学校の適正配置について、一定の取りまとめがあったと思いますが、人吉市教育委員会の見解をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

学校の適正配置につきましては、先ほど西議員も申されましたように、平成27年1月27日付で文部科学事務次官名で公立小学校、中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きという通知文が出されているところでございます。

内容につきましては、詳しくお話をさせていただきましたが、この手引きが出された背景といたしましては、手引きのサブタイトルにもございますように、昨今の少子化に対応した活力ある学校づくりを検討する時期にきていることがございまして、公立の小学校、中学校の設置者である市町村教育委員会が学校統合の適否、または小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際について、基本的な方向性や考慮すべき要素、さらには留意点等をまとめた内容になっております。また、手引きには、地域のさまざまな実情により、小規模校を存続させる場合の教育の充実策や休校した学校の再開へ向けた取り組み策なども掲載されておりますので、一概に学校の統廃合を推進するものではございません。

そこで、本市教育委員会におきましても、県教育委員会から公立小学校、中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの通知を受け、今後の学校のあり方に新たな方向性が示されましたことから、本年度から人吉市立小中学校の適正配置に関する基本方針の策定に着手したところでございます。また、今後の本市の学校のあり方につきましては、昨年3月定例会市議会でも西議員の御質問に当面は9つの小中学校で学校運営を継続していきたいという教育委員会の考えをお答えいたしました。小中学校の適正配置に関する基本方針につきましては、松岡市長の掲げる108の施策の中の小中一貫校の導入とも関連づけながら策定してまいりたいと存じます。なお、基本方針の骨子案の策定までには至っておりますが、本市の学校のあり方、適正配置につきましては、市内の小中学校の状況、また地域のよりどころとしての学校、さらにその延長線上にある地域とともにある学校づくりという考え方を踏まえる必要があることから、今後、学校関係者、保護者、並びに市民の方々からの御意見をいただきながら基本方針案を策定することといたしております。大きく一歩進んだとは言えませんが、着実な歩みを続けてまいりたいと思っております。また、基本方針案策定後には、議員の皆様方へも御報告し、御意見をいただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 小中学校の適正配置に関する基本方針の骨子案の策定はできているということでございましたが、このことにつきましては、基本方針案が作成され、提示されて

から、また質問させていただきたいというふうに思います。

次に、小中一貫教育についてであります。総務文教委員会は、平成27年10月21日、茨城県水戸市に小中一貫教育について視察を行いました。研修内容は、水戸らしい教育を体系化し、小中一貫教育「まごころプラン」として発展させ、推進し、平成7年に小中併設校として建設された国田小中学校を視察させていただきましたが、この小中学校は発達段階をより考慮した4・4・1制の導入など、きめ細やかな指導や、幼少中交流事業の充実など、特色ある教育が行われておりました。学校行事は小中合同で行い、上級生が下級生や幼稚園生の面倒をよく見るなど、先生だけではできない目の行き届いた環境が素晴らしいものがありました。また、小規模特認校にも取り組んでおられました。

ここで質問します。人吉市における小中一貫教育の今後の取り組みについて、どう考えておられるのか。市長マニフェスト、第5次人吉市総合計画後期基本計画においても、小中一貫教育の推進が盛り込まれておりますが、具体的なスケジュールが作成されているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

小中一貫教育、並びに小中連携教育につきましては、平成26年12月議会におきましても御説明させていただいておりますので、その点を踏まえてお答えさせていただきたいと存じます。

まず、平成27年6月24日に、学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。今回の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するために、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するというものでございます。このように義務教育9年間を見通した計画的、継続的な学力、学習意欲の向上や、いわゆる中1ギャップへの対応といった観点から、地域の実情に応じた小中一貫教育の取り組みが全国的に進められておるところでございます。本市教育委員会といたしましても、これまで御説明させていただきましたように、今後も新たな情報収集に努め、小中一貫教育に向け、進むべき方向性を見きわめてまいりたいと存じております。そのために、小中一貫教育の大前提である中学校区ごとの小中連携の推進が大変重要であると捉え、各小中学校の状況や地域の実態等を踏まえ、年間を通じて進めております具体的な取り組みのさらなる充実を図ってまいりたいと思います。

小中連携のすばらしさ、そして、先ほど西議員もお話されましたけど、水戸の教育のすばらしさ、これは人吉市のすばらしさにも通じるものがあると感じております。また、いろいろな経験の中から小学校と中学校の連携をすることの本当に心の通った温かい状況を見てまいっておりますので、小中連携から小中一貫につながる取り組みの幅をさらに広げてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、本市における小中一貫教育にかかる具体的なスケジュールにつきましては、現在

のところまだ作成できておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） ただいま御答弁にありました改正学校教育法の中で、ただいま御紹介しました国田小中学校は義務教育学校と4月からなるということでもあります。小中学校の状況や地域の実態を踏まえ、連携から一貫校へつながる取り組みをしたいということでございました。国田小中学校で取り組まれておりました小規模特認校について、どのようなものかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、学校教育法施行規則におきまして、市町村教育委員会が児童・生徒の就学校を指定する場合には、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができるとされております。この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制と言うようでございます。この学校選択制の分類の1つとして、特認校制がございます。これは従来の通学区域を残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく、当該市町村のどこからでも選択を認めるというものでございます。小規模特認校とは、人口動態、少子化等に伴い、児童・生徒数が著しく減少する小中学校におきまして、歴史的な経緯や学校の特色、さらには児童・生徒の適性等により、小規模校の特性を生かした教育を希望する保護者の児童に特例措置として、通学区以外からの入学を認め、学校規模の適正化と受け入れ校の活性化を図るというものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 答弁をいただきました。国田小中学校においては、研修の中におきまして、不登校ぎみだった生徒を学校区域外から受け入れ、その生徒は転校後、毎日登校しているということでございました。そういう事例もあるということでございました。

大規模校と小規模校の長所、短所は交差するものであり、大規模校の長所である切磋琢磨することで強い人間性を育むということに向かない子供たちに、目の行き届いたのんびりとした教育環境での学校生活を送るという選択肢がふえるということは、すばらしい取り組みであると考えます。

過去にもお尋ねをしましたが、大畑校区を小中一貫のモデル地域として指定し、連携から一貫へのさらなる研究に取り組みられればよいのではないかと考えますが、どうでしょうか。また、あわせて小規模校のメリットを生かしての小規模特認校とする考えはないのかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えさせていただきます。

大畑校区における小中連携の取り組みにつきましては、これまでも御説明させていただ

いておりますので、それを踏まえながら、現状を中心にお答えさせていただきたいと存じます。

まず、大畑小学校と第三中学校では、本年度の学校教育目標を一人一人が生き生きと輝く学校の創造として、共通目標を設定されております。このことにより、9カ年を見通した教育の連続性、そして、さらなる開かれた学校づくりに努めてまいっているところでございます。第三中学校区におきましては、年間を通じて、議員も御承知のとおり、担当者会議や合同研修会など、さらには保育園、小学校、中学校が連携した積極的な取り組みが進められております。また、年々内容の充実が図られておるところでございます。また昨年度から大畑版コミュニティスクールの組織づくりが行われ、本年度は小中学校支援に関する協議を行う機関といたしまして、学校地域づくり協議会が設立されております。

大畑版コミュニティスクールとしての具体的な取り組みといたしましては、これまで学校地域づくり協議会の会議が、これまでに3回開催され、小中学校の支援に関する取り組みや、来年度に向けた方向性などについて協議が行われております。さらに、各学校の環境整備につきましても、地域の方々や保護者の方々に御支援をいただいたとも伺っております。

このような小中連携の取り組みを進める中で、大畑小学校と第三中学校を小規模特認校にすることにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、学校の規模の適正化と受け入れ校の活性化が期待される面もございますので、県全体の動向や近隣市町村の状況等を確認しながら、学校の適正配置や小中一貫教育の導入とあわせまして、総合的に検討してまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 学校の適正配置についても検討中であり、また、平成28年度中には第2次人吉市教育振興基本計画の策定もあるということでございます。あわせて研究をさせていただきたいというふうをお願いをいたします。

次に、学校施設の環境整備についてであります。コミュニティの核として、また災害の避難場所としての学校の役割において、校舎内外のトイレの整備や校内のバリアフリー化など、今後の環境整備について、どう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

まず、コミュニティの核としての学校の役割でございますが、学校施設の中でも、体育館や屋外グラウンドは校区の運動会や運動サークルなどの社会体育活動の場として、学校教育の学校運営に支障のない範囲で学校行事が実施されない日時におきまして、市民の方々へ貸し出しをしております。また、災害時の市民の方々の避難場所としても大変重要な施設でございます。

このように、学校は地域コミュニティの核としての役割を担っているわけですが、校舎や体育館など高齢者や障がい者の方々などが利用される場合に、バリアフリー対策などは、まだまだ不十分な部分があるのも事実でございます。校内のバリアフリー化につきましては、老朽化に伴う大規模改修工事によるトイレの洋式化、床改修を実施してきたところではございますが、今後も危険性や緊急性、障がい者への配慮を重視しながら、トイレの洋式化や床改修など、児童・生徒の安全安心及び快適な学習空間を目指すとともに、地域の防災拠点や地域コミュニティの核としての役割にも考慮し、財政担当と協議しながら、施設整備の充実に向けて進めていく所存でございます。

外トイレの整備でございますが、現在、進めておりますのは、平成27年度補正予算で実施設計の予算をお認めいただいております人吉西小学校と大畑小学校の外トイレでございまして、設計業務の委託を行っているところでございます。人吉西小学校におきましては、グラウンド西側にございます外トイレが老朽化しており、照明も暗く和式トイレのため、児童の安全にも考慮しまして、体育館近くに移転新築予定でございます。大畑小学校におきましては、グラウンドに設置しておりますトイレが簡易トイレの上、トイレの数も少ないため、西小学校と同様に、移転新築予定でございます。また、プールわきのトイレも老朽化と和式トイレのため、あわせて改修予定でございます。今後は、実施設計委託完了後、予算の計上と工事を進めていく予定としております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 答弁いただきました。財源が厳しい中での取り組みであります。それで一遍にできるとは思いませんが、調査を行い、整備箇所の把握、把握はされていると思いますけども、国、県等の施策も研究しながら長期的計画を立て、取り組んでいっていただきたいというふうに要望いたします。

次に、教育資材の整備についてであります。去る平成28年2月19日金曜日、平成27年度人吉市立教育研究所研究発表会を見学させていただきました。昭和32年に設立され、長年にわたりいろんな部会を立ち上げ、研究に取り組みされておりました。ことしは情報教育部会、社会科部会、外国語部会から熱心な研究が発表されました。その中で、情報教育部会の結びにICT機器の更新、中学校におけるパソコンの整備、ICT機器の充実についてお願いをされました。このことにつきまして見解をお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

現在使用しております学校のICT機器の整備につきましては、平成21年度及び平成22年度の総務省の補助事業により、全国に先駆けまして、学校内の無線LANや電子黒板、教員用の校務用パソコン、児童・生徒用のタブレットパソコンなどの整備を行ったところでございます。このことを期に、先ほど議員からもお話がありましたように、人吉市立教

育研究所の情報教育部会では、ICT機器をただ単に使うのではなく、どこでどう使えば効果的な学習につながるのか。児童・生徒の情報活用能力を高められるかなど、ICTを活用した教育の研究に力を注いでまいりました。おかげをもちまして、子供たちは日常的にICT機器を活用して、より深い学習、協同的な学習に取り組んでおります。現場の先生方のICT活用のスキルと指導力の向上も目をみはるものがございますし、本市のICTを活用した教育は、ほかの自治体からも注目をされております。しかしながら、御指摘のように、機器の導入から5年が経過しておりますので、パソコンにつきましては、教員用も児童用も更新時期を迎えております。いずれの備品もまだ使用に耐える状況ではございますが、快適な動作を維持するためには、やはりパソコン本体の更新が望ましいと考えているところでございます。ただ、あわせて1,000台を超える機器の更新となりますと、莫大な費用がかかりますので、計画的に整備していくほかはないと存じているところでございます。現在、小学校用のタブレットパソコン937台につきましては、予算のめどがつき次第、少しずつタブレット端末に更新していくことを計画しております。また、中学校用のパソコンにつきましては、技術家庭科で使用するノートパソコンを最低限維持しながら、ほかの教科で使用しやすいようにタブレット型端末の導入を検討しております。ただし、これも予算のめどがつき次第ということにはなりません。

一方、電子黒板につきましては、今以上に台数をふやしていく計画にしておりますが、1台当たり100万円前後の費用が必要となりますので、これも年次計画に基づいて整備を図ってまいりたいと考えております。いずれにしましても、市費単独での一括導入は大変厳しい状況でございますので、国の補助金や交付金などを活用しながら、機器の更新及び拡充に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 研究所の研究発表の中でも、情報教育部会の先生方は、あるものを上手に活用していくというようなお話をされておりました。ただ、ICT機器に関しましては、人吉市は最先端で整備を取り組まれたということでしたが、日がたつにつれて、ほかの自治体を取り組まれてくれば、ほかの自治体の機械のほうが新しくなる。教育的には進んでおりますけど、機器的には今度は一番おくれたところというようなことになってしまったということで、本当に難しい問題かと思うところでございます。整備のほどをよろしく願いたいと思います。

ただいま答弁にありました技術家庭科に使われておりますイクストライド社から寄贈されましたパソコン、これに関しまして、学校現場でパソコンにふぐあいがおこり、イクストライド社に尋ねると、教育委員会にお願いしてくださいと言われ、教育委員会に尋ねると、教育委員会では取り扱わないと言われ、現場では困ってるというふうに私もお聞きし

ましたので、学校の自費であるのか、どのような扱いでされるのかについて、また明確に学校のほうに指導をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（田中 哲君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）  
10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 次に、コミュニティセンターのあり方について質問をしております。  
質問するに当たりまして、校区公民館の今後のあり方に関する基本的な考え方について、地域力を育むためにということで資料もいただいたところでございます。

まず、コミュニティセンターは、公民館活動を含め、どのように活用されているのかお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

本市のコミュニティセンターは、社会教育法第20条に基づく、校区公民館として位置づけをいたしておりまして、同法第21条の規定により、市が設置しているものでございます。

地域住民の生活に密着した社会教育施設でございまして、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としております。それぞれの校区公民館には、教育委員会が任命をいたしました校区公民館長及び公民館指導員を配置いたしておりまして、地域の住民の方と協働していただきながら、運営をお願いしているところでございます。

まず、公民館が主催する事業につきましては、それぞれの校区公民館に地域住民からなる公民館運営委員会が組織されておりまして、教養、文化、生活を高める事業、環境浄化整備に関する事業、社会教育関係団体の育成に関する事業、青少年の健全育成に関する事業、各種機関連携に関する事業、体育レクリエーションに関する事業などを行っているところでございます。

次に、校区公民館の施設を活用した活動といたしましては、子供会や老人クラブなど、社会教育関係団体の活動、防犯パトロールや地域の安全を考える会などの児童健全育成の活動、高齢者の給食ボランティア活動、グループによりますスポーツ文化活動など、地域の自主活動、交流活動の拠点として活用されているところでございます。また、校区公民館は地域の災害対策の拠点としまして、災害対策支部の詰所や指定避難所として指定をされているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） ただいま御答弁いただきました運営委員会を初め、さまざまな活動を

取り組まれているということでございます。特に、市民体育祭等の体育部の活動等、非常に活発に行われていると思うところでございます。この社会教育課でつくられております報告の中にも、今公民館は転換期にあるということで、あとのほうに地方自治としての役割等も述べられているように見るところでございます。

地域コミュニティを活用したまちづくりについてということで、平成27年10月20日火曜日、総務文教委員会におきまして、岩手県花巻市に視察にまいりました。その内容に触れさせていただきます。花巻市内27地区の振興センターを拠点に、コミュニティセンターみたいなものですね。振興センターを拠点に、地域の自主的なまちづくりを推進し、地域課題の解決に向けて、特色ある取り組みをするコミュニティ会議、地区の住民により組織されています。花巻市はコミュニティ会議へ地域づくり交付金を交付し、事業実施の際の相談窓口など地域問題の解決に向けた取り組みを支援しています。振興センターは誰でも気軽に利用でき、平成23年度からコミュニティ会議が指定管理者となって施設の管理運営を行っています。コミュニティ会議において、住民みずからハード面を含め、地域問題について話し合い、支援を受けながら問題解決が図られることは学ぶところが大きいと思います。本市においても、コミュニティ会議のような自治の役割を持った組織づくりはできないのか。どのあたりまでできるかということをお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

少子高齢化の進展や人口減少による影響は、担い手不足など、地域社会の活力に少しずつ影響を与え始めております。価値観が多様化し、人間関係が希薄化していると言われる中、これらの課題に対応するためには、地域とのつながり、人と人とのつながりをより大切にしていかなければなりません。

議員がお話をされましたコミュニティ会議につきまして、本市でも取り組めないかということでございますが、これまで、本市のコミュニティセンターは社会教育という観点から主に地域の学習拠点、家庭教育支援の拠点としての役割を担ってきた経緯がございます。全国的に目を向けてみますと、コミュニティセンターは、まちづくり推進や地域自治という視点が注目されおきまして、市長部局が管轄となりまして、市の窓口業務を併設するなど、生涯学習の拠点、地域づくりの拠点といった複数の機能をあわせ持つ施設として認識をされているところでございます。本市では、昨年、校区公民館長、社会教育委員の皆様と議論を深めまして、人吉市立公民館の今後のあり方に関する基本的な考え方について報告書として取りまとめたところでございます。この報告書におきましては、これからの校区公民館の役割と方向性といたしまして、市政と地域住民をつなぐ市民センター、校区自治の推進を掲げております。実現されますと、議員からお話がございましたコミュニティ会議に近いものが設置されることとなるものと考えております。さまざまな社会問題や地域の課題をみずからの問題として捉え、地域住民みずからの英知と力で解決する。そういったまちづくり活動を実践

していくことは、これからの校区公民館に必要な役割ではないかと考えております。その組織づくりをどうするのか、財源を含めまして運営には十分な議論と準備、長期的な視野と計画が必要であると存じます。教育委員会と市長部局、また地域住民の皆様と御相談を申し上げながら、校区公民館の今後のあり方につきまして、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 答弁をいただきました。十分に検討していただきたいというふうに思っているところでございます。

この花巻のコミュニティ会議、取り組みは市長が就任されまして小さな市役所構想ということで、それぞれの自治センターのほうに、そういう機能を持たせようということから始まりまして、その発展的な段階でコミュニティ会議ということで進んでいるということでございます。今ございましたように、財政的な面もありますけれども、工夫してコミュニティ会議でもインフラ整備のみではなく、いろんな地域課題を地域で話し合ってもらい、問題を共有していただきまして、その解決に向け、話し合いをもって、またそこに行政がお手伝いをするという形で進めていけば、それぞれの町内会長さんから、私どももいろんなインフラ整備等々のお話を受けます。そういう中で、財源がありませんということでお話をするところではございますけれども、非常に恐縮をするわけでございます。でも、地域で問題を把握していただいて、優先順位を決めていただいて、その最優先のものに、いろんな形で協力して達成できれば、幾分かは各町内会の方々も御理解いただけるんじゃないかなというふうなことを思っているところでございます。

この話し合いの姿勢は、市長がいつもおっしゃっているところだと思いますけれども、このことにつきまして、市長のお考えがございましたら、よろしく願います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私も議員がお話をされました今の花巻市のコミュニティセンターにつきましては、興味深く拝聴をさせていただいたところです。地域自治と行政は両輪でございまして、本市では古くから自治会として、町内会が組織をされておまして、町内会長のリーダーシップのもと、地域住民の皆様とともに、さまざまな地域課題に取り組んでいただいていることは御承知のことと存じます。

さて、議員がおっしゃいました対話、コミュニケーションについてですが、私の考えを申し上げますと、対話ということは人間関係を築く最も基本的で重要な行為であると考えております。対話によりお互いの意思を確認し、信頼や愛情を育むことにもつながってまいります。私は市長就任前からも、市民の皆様との対話を何よりも大切にまいりました。さまざまな御意見を傾聴し、対話の中から次の高みを目指す事業を展開する私の公約であります

108の施策、事業につきましても、そういった過程を大事にしながら積み上げたものでございます。人口減少社会、少子高齢化対策など、地域課題を解決していくには、市民の皆様の声をお聞きすることが、まず第一歩でございます。対話に対話を重ね、その積み重ねの中から将来への展望、希望といった進むべき道が見えてくるものと考えております。まちづくりを進めるのは市民の皆様の英知にほかありません。さまざまな壁や困難にぶつかる時、対話によってこそ乗り越えることができるものと確信いたしております。私は市長として、また一人の人間として、これからも市民の皆様を初め、さまざまな方との対話を何よりも大切にしていきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） いろんな意味を含めまして、このコミュニティ会議、対話から始まる地方自治ということで、御検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。

次に、スマート林業構築事業について質問をします。我が国の国土3分の2を占める森林の40%は、主に第二次世界大戦以後に植林された人工林であります。その面積は、およそ1,000万平方メートルあり、そこに木材として利用可能な資材およそ27億立米ほど蓄積されています。現在そのうち、毎年1,800万立米前後の資源が木材として利用されておりますが、一方、その3倍程度のおよそ6,000万立米の木質資材が毎年未利用のままで人工林内で増加し続けております。また、これらの人工林を構成する樹木の年齢は、今後10年間に約6割が50歳を超えようとしており、今まさに木材として利用するための伐採時期に達していると思います。一方、このまま未利用の状態では人工林を放置しておくと、人間社会と同様に、我が国の森林は20年後には完全に高齢化社会を迎えることとなります。このようになると、森林は過密で樹木の発育が不完全となり、森林の二酸化炭素の固定能力が低下していくことはもとより、過剰に大きくなった木材が強風や大雪によって倒れることによる山地崩壊の原因となります。さらに伐採による森林の更新を行わないと、森林の世代交代が推進されず、樹木の年齢構成、バランスが著しく偏ることになり、森林機能の持続的な維持や木材の持続的供給が困難となってまいります。こういう状況の中でスマート林業等の展開が始められたというふうに認識しているところでございますけども、まず、スマート林業の概要についてお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

スマート林業の概要ということでございますので、まず、スマート林業は地理空間情報を初めといたしましたさまざまな情報、あるいは情報を収集し、利用したりするための技術などを、まず活用いたします。この情報や技術を活用いたしまして、国内において唯一、議員もおっしゃいましたように、自給可能な森林資源、これを生かすことによりまして、林業や関連いたします産業の活性化、それと近代化、効率化、こういったものをまず図ってまいり

ます。それから、または、新しい産業ですね。これを創出することによりまして、稼げる林業、それは雇用の拡大を図っていくという、これがスマート林業のまず考え方でございます。国のほうで、まち・ひと・しごと創生法、これを制定したことに伴いまして、地方自治体には、平成27年度に地方人口ビジョンと地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略、この策定の努力義務が課されまして、本市におきましても、昨年10月でございましたが、人吉市人口ビジョンと人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これを公表したところでございます。そのことによりまして、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これを受けることができましたので、この交付金を活用いたしまして、複数の森林事業関係者で物流システムをまず構築し、さらに経営の効果を高めるための、いわゆるビジネスモデルの構築を図ることを目的と、この事業を実施するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 事業として始まったばかりだということだと思いますけども、本市のスマート林業、市長の施政方針にもありましたけども、本市のスマート林業構築事業の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

進捗状況でございますので、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これを受けまして、昨年の9月補正にて、これを予算計上させていただいた後に、12月でございますが、プロポーザル方式によりまして業者をまず選定いたしまして、スマート林業構築業務委託契約、これを締結したところでございます。契約期間につきましては、今月まででございますけど、ことしの3月29日までといたしております。事業期間は非常に限られて短い期間でありますことから、複数の項目をほぼ同時に進めている。急いでやっているところでございます。代表的な項目を御説明いたしますと、3点ございまして、まず1点目が本市の林業はもとより、医療、福祉、教育、商工、こういったものに関します地域産業の現状の分析、それから、情報収集のためのアンケート調査やヒアリングなどでございまして、現在その結果の取りまとめ作業をいたしております。2点目に、本事業を実施するため、産学官連携で、これは16人のメンバーでございますけども、調査検討委員会を立ち上げまして、国内外にございます先進事例実地調査、これや検討会議を行っておりますし、また参加者を広く募っての意見交換会、こういうのを開催したところでございます。

委員会の中で、本市のスマート林業が目指すべく着地点を見出すために、今現在、熱い議論が展開されているところでございまして、ところで、3点目でございますが、スマート林業プロジェクト、これは関連技術の普及啓発のためのイベントを1つ開催いたしておりますが、最も大がかりに行いますのが、実はあしたとあさってなんですけども、今月の12日、13日両日にアイデアソン・ハッカソンという、これはイベントの名前でございますけども、こ

れを開催させていただきます。今申しましたアイデアソン・ハッカソンといいますのは、参加者の対話で生まれたアイデア、これをもとに2日間をぶっ続けでソフトウェア、アプリサービスの開発技術、それやアイデアをチームで競い合うものでございまして、プログラマーやクリエイターはもちろん、本市や林業に興味のある一般の方、また学生さん、そういう方が全国からお越しいただくことになっております。会場は中小企業大学校といたしております、周辺自治体、関係者の方々の見学につきましても、御案内をさせていただいておりますのでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 答弁にありましたように、昨年の12月にスマート林業構築業務委託契約を締結し、今月の29日までに3点のことについてまとめるということでございます。また、ただいま御紹介にありましたアイデアソン・ハッカソンというイベントが今月12日の10時にスタートし、13日の午後5時までぶっ通しであるということでございまして、見学は受け入れるということでございますので、会場の中小企業大学校、特に2日目が見どころであるというお話を承ったところでございます。また、そのチラシもいただきまして、見させていただきますと、テーマはテクノロジーを活用して林業を応援することと。熊本県人吉市は代々古くから森林を守り、育て、恵みを授かってきた林業のまちであります。日本の森林資源は豊富にある一方、その資源を適切に管理し次世代に引き継いでいく林業の担い手は減少しています。これは人吉市のみならず、全国で抱える課題であり、人吉市がテクノロジーを使って林業にイノベーションを起こし、未来をつくることにチャレンジしてみよう。参加者同士でアイデアを出し合い、2日間でアプリケーションやサービスをつくりましょうと。わかるようで、なかなか難しいところがあると思いますが、いい取り組みであると思います。そして、またハッカソンという名前でもございまして、何かなと思いましたら、ハックとマラソンの組み合わせの造語ということで、参加者の対話で生まれたアイデア等を出しながら、2日間でぶっ通しで取り組むということだそうでございます。本当に興味のある方は見学に行ってくださいと思います。

それでは、林業の後継者対策を踏まえ、今後のスマート林業の事業展開についてのお考えをお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） 御質問にお答えいたします。

一番重要なのが後継者対策でございますので、今後のスマート林業の事業展開でございますが、本年度の一連の調査結果、これがまとまりましたならば、それを今後どう生かしていくか、大変重要でございますので。そのためにも、地方創生加速化交付金事業のスマート林業実践事業といたしまして、国へ新たな交付金申請を現在いたしております、本年度の調査検討結果をもとに実践化を推進してまいりたいと存じております。また、後継者対策、こ

れが一番重要なものでございまして、後継者の不足というものは全国的な問題でもありますし、調査検討委員会の中でも一番の課題であることの認識がさらに深められているというところでございます。一概に、林業従事者と申しまして、今後の林業は人手、人力に、今までの従来の作業に加えまして、高性能な林業機械の操作、それからICTを駆使いたしました人材の確保というものが大変必要となってまいります。そういった中で、本年度の事業におきまして、林業従事者育成及び就業プログラム、とりわけICTを活用した林業に対応いたしました技術者育成プログラム、これを鹿児島大学と連携して現在開発中でございますので、加速化交付金の採択を受けましたならば、これは新年度でございますけれども、スマート林業のカリキュラムを組んだ研修や研究の場としてのスマート林業ラボ、ラボというのは、ICT分野での研究所または拠点という意味でございますけれども、こういったものを設けていきたいと存じます。このほかの事業展開といたしましては、本市の山林農地、航空レーザー計測を行っていない、そういった山林にかかります計測、それとか、スマート林業を実践していく上での普及啓発、さらには実践に当たっての専門の方の招聘を現在計画しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 従来の作業と高性能の機械、またICTを活用したということで、そういうような林業の取り組みということでございます。私が聞いていまして、概略は何となくつかめるんですけども、いろんな研修会や説明会の中におきまして、それが実際にその山の保有者、山主さんですね、そういう方の利益にどうつながっていくのかとか、そういう具体的なところから実際に動いて、事業等が展開していかないと、なかなか見えない部分もあるかなと、今思っているところでございます。そういうことも踏まえまして、林業関係者の方々に周知徹底、また山主さんたちに本当に山に興味をもっていただきまして、先ほど部長のお話がありました稼げる林業ということで大きく転換をし、進んでいくように願うところでございます。市でこういう事業、補助があるうちは取り組むんですけども、なくなりますと、大型機械等、あるいはICT機器等の更新の時期に事業が途絶えるとか、そういうことがありますので、そういうことにならないようにしっかりとした取り組みを進めていただきたいというふうに思っているところでございます。その点を強く要望いたします。

最後に、3月で定年退職をされます皆様、長年にわたり本市発展のため御尽力いただきまして感謝を申し上げます。これをもちまして、私の一般質問を終わります。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の高瀬堅一です。3日間にわたって行われております一般質問も、私が最後から2番目となりました。大変お疲れとは思

いますが、どうぞよろしく願いいたします。

今回の一般質問も質問項目、内容が重複する部分が多々ありますので、内容を割愛、短縮し、角度を変え、また質問回数を減らすことにしたいというふうに思っております。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

今回は、1項目め、市長の市政運営について。2項目め、新市庁舎建設問題について。3項目め、選挙公約の問題点について。4項目め、少子・高齢化等の問題について。5項目めに、春風マラソンについてとしております。

1項目めの市長の市政運営については、今までは、市長の政治姿勢について等を表現しておりましたが、来る5月1日で市長就任1年を迎えられますし、市議会の定例会、そして、一般質問も市長として今回4回も経験をされておりますので、市長の市政運営についてという表現にしたものです。ですから、具体的、かつ正確な答弁をお願いいたします。

市長は、昨年4月に見事初当選され、しかも37歳、県内最年少首長の誕生でありました。一部市民は不安視する趣もあつたでしようが、若さ、新鮮さ、選挙公約、中でも新庁舎建設の白紙撤回、義務教育期間の給食費、医療費の無料化、さらに108項目にわたる膨大なマニフェストの発表は市民に大いなる期待を膨らませたものです。

そこで、大変難しい質問になるかもしれませんが、市長就任以来、この1年間を振り返られ、御自分を採点されるとすれば何点をつけられるかお尋ねいたします。また、その根拠をお聞かせいただければと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本当に大変難しい質問をいただきましたが、反省することも多い1年であり、そうはいつでも、さらなる飛躍をもって一日でも早く皆様との約束を果たさなければならないという思いは当初と変わっておりません。私の評価につきましては、主権者である市民の皆様にご委託したいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 自己採点をしていただけなかったということは少々残念ではありますが、この件については、今後市民の方々の採点を聞いてみたいというふうに思っております。

大変失礼な質問だったかもしれませんが、質問を本題に戻しますと、私の耳には、正直失望したとか、1年間は試運転中だと見るべきだと。また頑張っていると思うと。さまざま意見聞いております。これは次第に市民、そして議会が判断をし始めることとなり、ひいては4年に一度の市民の審判があるわけですから、結論はそこに至ることになると思います。しかし、私はこれまで37歳県内最年少首長の誕生を市民は固唾をのんで見守っていると。さらに、人吉市政50年の歴史の中で、まだ4人目であるとも言っており

ました。このような中で、市長に会ったことも話したこともない人がたくさんおり、中には見たこともない方もおられるでしょう。選挙のチラシなど、またSNSのみという人もおられるのではないのでしょうか。

そこで、私が申し上げる市長の施政方針演説は重要だというふうに思っております。これが松岡市長の市政を担っていく政治の発信の基本であり、私はこの施政方針を重要視しております。はっきりと申しまして、この1年間の市長のこの発表には、私だけでしょうか、正直満足しておりません。所信表明と施政方針の違いを調べてみましたが、所信表明とは、市長が任期の4年間を見直した施策の方向性について選挙後に開催される市議会の定例会議で表明するものとなっており、一方、施政方針とは、毎年3月議会において市長が翌年度市政運営について述べるもので、当該年度の施政の方針となるものとなっております。当然このようなことで、選挙で勝利され、昨年6月議会では所信表明を述べられました。当然選挙公約の実現のための所信の表明でありますから、美辞麗句、躍動する言葉の羅列でありました。市長は、私は先の統一地方選挙におきまして、市民の皆様から多大なる御支持と負託を賜り、市長としてこの議場へ再び戻って来る栄誉を与えていただきました。から始まり、チェンジ人吉、若き市長ゆえになせる対話と実行、市の組織の改革、行政が機能していない、幸福度を高める市政に傾注など、そして、きわめつけは、4つの重点プロジェクトの設定、1点目、市庁舎の移転関係、いわゆる現行案の白紙撤回。2点目、市民の諸税の負担の軽減。3点目、各種施設をコミュニティ活動拠点等で活用。4点目、仮称、ひとよし起業支援センターを創設などと掲げられ、4つのプロジェクトのほか、美しい言葉で健やかに暮らせる人吉、経済的に安定した人吉、夢が持てる人吉、誇りある人吉、地域社会を支える行政を5つの柱として施策を体系化しており、具体の事業を展開してまいりますと声高らかに表明をされております。ただ、大きな柱の選挙公約であった給食費の無料化、医療費の無料化が出てきてませんでしたので、少々不思議に思っておりました。その後、9月には心配したとおり、いよいよこのような表現があってまいります。本市におきましても、具体的な事業を進めるに当たり、厳しい財政状況や縮小する地域経済の中で、それぞれに困難な課題を抱えており、楽観視することができない将来予測が多々存在しているというのが、現在の率直な印象でございますと述べられ、このときは驚きといいますか、愕然といたしたところです。3カ月で一気にトーンダウンされたわけです。市議会議員をしておられたときから現況を認識しておられなかったと言わざるを得ないんじゃないかというふうに思っております。市長に就任され、日常業務の中で事務方との協議、予算の編成等で現実をかいま見ることに起因したのではないのでしょうか。

後ほども申し上げますけども、新市庁舎の選挙公約でも、学校の統合による跡地施設の利用、ひいては、カルチャーパレスの増築4億3,000万円、プラスアルファ案もあれだけ力説されていながら、昨年12月議会の施政方針では、代替案としての精度に欠けていたこと

も事実でございますと、さらりとかわしておられます。このようなことはほんの一例ですが、申し上げたいのは、間違っていたものは市民に謙虚に訂正、説明責任、そして謝罪すべきところは謝罪をするということを施政方針に述べるべきというふうに思っております。

そこでお尋ねしますけれども、今後の施政方針の表明のあり方について、どのようにお考えか。特に説明責任を果たす内容、謝罪等も加えるべきと思いますが、いかがでしょうか。選挙公約のチラシ、SNSなど駆使して政策を訴えてこられました、私的な政策ブレーンをお持ちなのか、いかがでしょうか。お持ちであれば、どのような機能を果たされておられるでしょうか。お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

就任以来4回目の施政方針、それも今回は初めての当初予算編成、新年度への意気込みということで、自問自答しながら作成をいたしたところでございます。議員御指摘のような印象ということであれば、私の言葉足らずという部分や、各部、各課の新年度への思い等をまだまだ引き出せていないのかもしれないかもしれません。私が公約で訴えました108つの施策、それを含めたところでの第5次人吉市総合計画後期基本計画、さらには、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンと本市が目指しております方向性、または打ち出しております施策に対する取り組み、さらには進捗等々を施政方針の中では市民の皆様及び議員の皆様方にもわかりやすいような形でしっかりとお伝えをしまいたい、そのように考えておるところでございます。できる限り等身大の言葉で市民の皆様、そして議員各位、そして関係の皆様にも市長のメッセージをお届けしたいと思っておりますが、その思いがかなわず、議員の御指摘を叱咤激励と受けとめ、努力をしまいたいと存じます。

以上、お答えいたします。

つけ加えまして、私的なブレーンを持っているのかというような御質問もございましたが、何をもってブレーンと呼べるのかはちょっとわからないところですが、御相談を申し上げることができる方々はいらっしゃいます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいまの答弁をお聞きしまして、やはり公約ということについては、今回選挙で打ち出された公約につきましては、私から見ればといいますか、十分精査研究して、調査などされていない、そういった公約ではなかったかなというふうに思っております。まず、やはり庁舎問題の白紙撤回においても、まず実現をできていない、白紙撤回でもない、見直しになっている。給食費の無料化、そして医療費の無料化においても、賛否両論あるものの、なかなか実行ができない。そして、もっと違ったところに目を向けなければならない部分があるんじゃないかというふうに私は思っております。これ以上は申し上げませんが

も、市政運営に支障がこないよう十分配慮されていくべきだというふうに思っております。

市長に施政方針についてお尋ねをいたしましたけども、副市長にもお尋ねをしたいというふうに思います。

副市長は、松岡市政誕生後、すぐ選任されたわけではありませんが、市民は大きな関心を持ち続け、10月6日臨時会において副市長選任同意がなされ、同8日に新副市長に就任されました。副市長就任から5カ月と7日ということになります。松岡市長は副市長選任に関し、一般質問の答弁で、副市長には私の政策を市の組織、外部との渉外的なことを含めて支えていただきたいと考えておりますと、この後は少し省略をいたしますけども、締めくくりに、安心して政務を任せられる人材をと考えておりますと強い決意を述べられております。また、松田副市長は、同12月の定例会で、冒頭挨拶の申し出をされ、副市長として努力したいと3つのすばらしい考えを示され、市職員とのチームワークをしっかりと築き、先頭に立って松岡市長をお支えし、人吉市民のため全力で取り組みたいと考えておりますと挨拶をされております。

そこで、この一般質問で市長の市政運営についてとしておりますので、施政方針のあり方も含め、市長を支える立場として、現在の松岡市政についての感想、施政方針のあり方、さらに抱負などがあれば、お聞かせください。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

まず、現在の松岡市政に対する感想ということでの御質問でございますけども、私は副市長として、長である松岡市長を補佐する立場にあり、同じ市政の方向を目指しておりますので、特にここで感想を述べることはございません。

それから、施政方針のあり方についてでございますが、私は、これまで4人の市長に仕え、それぞれの施政方針に触れてまいりました。それぞれの市長がその時代の問題、課題、社会の潮流、そして発展方向をみずからの言葉で訴えられていたという印象をもっております。そして、市職員といたしましては発信者側でもあり、メッセージを受け取る側でもあり、自分の業務の方向性を確認する意味でも重要なものでございました。トップみずからのメッセージを市民の皆様、議会各位、関係の皆様にも送られることから、その重みや影響など、さまざまに配慮をされ作成されるものと、また大変な作業であるものと理解しておりました。市長の傍らにいる者として、松岡市長もその辺は非常に苦心をしておられまして、私は万民に理解されることは難しいと思いはりながら、議員各位はもちろん、全市民に対しメッセージを送りたいという強い思いで臨んでおられるものと信じておるところでございます。そして、松岡スタイルというものが確立してまいるものと考えておるところでございます。

最後に、今後の抱負ということでの御質問でございますが、副市長の職務として、地方自治法167条がございます。長を補佐し、長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督するとなっておりますので、法に従い副市長の職務をしっかりと果たすよ

う努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 副市長におかれましては、誰もが認めるすばらしい人柄を持っておられるというふうに思っております。特別職と事務方との間での御苦労も多々あると認識はしております。市長も言われた政務を任せられる人ということですので、既に実行しておられると思いますけども、行政経験者のプロの立場をフルに発揮していただき、政治家の側面とあわせて、市長と二人三脚で頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

次に、本市の財政の現状と問題点についてお伺いいたします。どこの自治体も苦しい財政問題には悩ましいところであることは百も承知しております。しかし、健全財政を堅持しているというところもたくさんあるのも事実です。先般、熊日新聞に熊本県内の自治体の財政経常収支比率の記事があり、また一覧表が掲載されておりました。私の勉強不足で数字のみで財政状況を判断してしまったところもあり、市民の方に適切にわかりやすく説明ができず、恥ずかしい思いと同時に、財政状況の把握の難しさを痛切に感じたところがあります。

財政状況の基本的なこととなりますが、現状をお尋ねしたいと思います。まず、本市の財政状況は健全なのでしょうか。2つ目に、問題点はないのでしょうか。3つ目に、経常収支比率の意味を市民の方々にもわかりやすく、また県内の状況、類似団体との比較を教えてくださいたいと思います。そして、なぜこうなったのかもあわせて、その理由をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、本市の財政状況は健全なのかという御質問でございますが、これは初日からずっと御説明しておりますように、本市の場合は実質公債比率、公債比率にどれだけ度合いですよ、借金する度合い。そういうものは低く抑えられていると。要するに後年度負担というのは、余り将来にはつけを回していないと、そういう状況であることは、これは間違いございません。要するに、実質公債比率は県下14市でもトップであると。それは、これまでの人たちが起債を起す上で適正な起債の起こし方、要するに交付税のバックのある、要するに有利な起債を適正に起こしてきたと、そういうものが、ここもやっぱり何十年にわたって、そういう状況でやってきてますので、そういうことでかなり借金度、実質公債比率などは抑えられておりますものの、これは実質単年度収支のことはずっと言っております。4年連続で赤字となりまして、不足する分を財源、要するに財政調整基金、減債基金などから本年度の当初でいうならば、3億円近く取り崩しておりますので、そういう手当てをしながら予算編成を行っているということであるならば、財政状況は健全なのかというと、そうではないと言うしかないというふうに思うところでございます。ただ、これは例えば国の場合も、国は

1990年、平成2年、今から25年以上前ですけども、国の国家予算は71.7兆円であるわけでございます。この中に占める割合、社会保障費は11.5兆円、現在2015年度当初予算、昨年度ですけども、国の一般会計の予算総額は、約96兆円近くで、社会保障費が31.5兆円で、もう3倍近くに半分以上になってきてると。そういうのは、国がこういう状況ですので、市もそんな状況なんですよ。要するに、この20年間で社会保障費、例えば市でいうならば民生費ですね。これが相当伸びてきてます。そういうような状況、民生費だけじゃなくて、特別会計に占める介護保険の割合とか、そういうものも相当伸びてきてる。要するに、市だけではなくて、ほとんど私たちこの人吉ぐらいの財政レベルの自治体であれば、財政状況はどこも厳しくなっていると。そういうしかないというふうに思っているところでございます。私も、6年振りに当初予算編成に携わりましたが、その厳しさを特に実感させられたところでございます。

次に、経常収支比率、これをわかりやすくということで議員おっしゃいましたけど、これはなかなか難しく、これをわかりやすく説明してくださいと言っても、やはり財政用語でございまして、その説明の仕方は非常に難しくなるわけでございますけども、例えば、経常収支比率といいますのは、財政構造の弾力性をあらわす指標でございまして。例えば、人件費、これは職員の人件費ですね。それから扶助費、これは社会保障費でございまして。それから、公債費、市が例えば地方債を起こして元利償還を行いますけども、そういう公債費、これが経常的経費、常に市が払わなければならない、そういうような経費でございまして。それに対して、例えば地方税、それから地方交付税のうちの普通交付税、こういうものが経常的一般財源、要するに、市のほうに毎年ある一定の割合で入ってくる財源でございまして、歳入ですね。その比率を見るんですよ。例えば上に人件費とか扶助費とか公債費、これ私たちが財政用語で使ってますのが経常的経費充当一般財源という、ちょっと難しい言葉なんですけど、それを下のほうの分母、地方税とか地方交付税の普通交付税の歳入として経常的に入ってくる経常一般財源、その率をあらわしているわけですから、それが100を超えてるということは、当然分子が分母を上回ると。そういう状況でございまして、これはその割合が本市の場合は今101.1ですかね、平成26年度で。この割合が低ければ低いほど経常的なものに回せるお金に余裕があって、それは、例えば投資的経費に回したり、普通建設事業といいますけども、それだけ財政的に余裕の中でたくさんの事業ができると。そういうふうな仕組みになっていると。かといって、経常収支比率が100を超えたからといって、即市の財政がだめになるとか、そういうものではございません。ただ、あくまでも市の財政状況の硬直性、要するに人間ドックにいて、さまざまな数値をいただいてきて、悪いよねとか言われるときがあると思いますけど、そんな状況で硬直化しているとなかなか今後もう少し財政的な改革に取り組んでいかないと、将来は厳しいですよという、1つの指標として捉えていただければいいんじゃないかなと思っております。この経常収支比率を例えば、今101.1%で

すので、これを1%ですね、1ポイントと言ってますけど、落とすためには、例えばさっき言いました分子のところでも1億円、歳出にあてる経常経費充当一般財源を1億円落とす。例えば、歳入のほうに入ってくる経常一般財源を1億円ふやす。そのような状況をつくっていかないと経常収支比率はなかなか減らないというふうなことでございますので、やはり現状では非常に厳しい状況にあるということを申し上げておきたいと思っております。

県内及び類似団体の状況でございますけども、もう県内の平成26年度の決算の比較で申し上げますと、本市は101.1%というふうに申し上げました。県内の市町村の平均では、88.6%でございます。県内14市の平均でも、90.9%でございます、本市は県内でもやっぱり高い数値となっている。要するに県内で100を超えているのは本市だけでございます。これは、平成20年度に100を超えたんですけど、これはくしくも私が財政課長をしているときでございまして、非常にそのときも肩身の狭い思いをしたところでございます。

類似団体との比較ということで御質問が挙がっております。平成25年度の決算としか、その類似団体との比較が出ておりません。類似団体というのは、人吉市と人口的にも規模的にも予算規模が同じような自治体を比較するために使う団体でございますので、例えば、本市は平成25年度のときは、まだ100を超えてませんでしたから、97.8%だったわけですけども、類似団体では88.7%、これを比較してもやっぱり本市は高いというような状況でございます。

それから、その要因、原因でございますけども、分析をいたしますと、福祉関係の扶助費の経常収支比率、これは類似団体では7.8%なんです、これも分析していきますと。本市の場合は13.3%と、やはり高い。5.5%も高くなっている。それから補助費等、これは例えば行政組合とか人吉球磨広域行政組合とか、下球磨の消防組合、こういうところに出す負担金等が入っておりますけども、これは本市の場合が18.6%、そして類似団体は、これは10.8%で、7.8ポイントも高いわけでございます。そういうものの伸びが本市の経常収支比率に大きな影響を与えていると。

最後に、今回100を超えました。101.1%、特別な理由があつて超えたということではなく、先ほど私が冒頭で申し上げましたように、国がこうですから、ここ数年も恐らく100近い数値で扶助費や繰出金、これは介護繰出金ですね。扶助費というのは社会保障費、そういうものの増などにより、やはり今後も非常に厳しい状況は続くんじゃないかなというふうには思っているところでございます。そういう状況でありながらも、やっぱりしっかりした財政運営はやっていかなければならないと、私自身は思っているところでございます。

少し長くなりましたけども、説明のほう終わらせていただきます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 経常収支比率101.1%、実質単年度収支4年連続赤字と聞いておりますけども、この数字をもって全体的な財政状況を判断するものではないと思っております

けども、本市の財政状況はほかの自治体と比較して著しく悪いとの認識はありませんでしたけども、今後どのように財政再建をしていかれるのか。そのあたりについてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

さまざまに今長くちょっとしゃべらせていただきましたけども、今後どのように財政再建を進めていくのかという御質問でございますけども、これは特効薬があるというものではなく、これまでもさまざまな機会をとらまえて申し上げてきましたとおり、絶えざる事業の見直しによる歳出の抑制、それから、さらなる一般財源、要するに歳入の確保をいかに図っていくか。こういうことしかないというふうに私は思っております。事業の見直しに当たりましては、実施計画、中期財政計画に基づく計画的な財政運営、それから、やはり行政評価制度の再構築を行うということで現在考えておまして、その行政評価、新行政評価制度の中で新たな事業見直しを行いまして、やはり常に適正であるのか、そういうところを問いながら、しっかりした事業の位置づけ、あれもこれもやれませんが、やっぱりしっかりした財政的な裏づけの中での事業を選んでいくと。そういうことをやらなければならないというふうに考えておりますし、歳入確保につきましては、これは一例でございますけども、やはりなかなかふるさと納税、こういうものの対策強化による歳入確保、こういうものは一定やっぱりあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、私たちもしっかりそういうところには取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この財政問題には、さらに今後しっかりと勉強をし、財政健全のために、私も微力ながら協力していきたいというふうに思っております。

次に、新市庁舎建設問題についてですが、これは既に何人もの同僚議員の方が一般質問をされ、これまで私も行ってまいりましたけども、今議会におきましても、厳しく、かつ詳細にやりとりが行われておりますので、私は大幅に割愛をしたいと思います。しかし、総括的なこととして意見を述べ、質問をいたしますので、答弁が重複するかと思いますが、よろしく願いいたします。

松岡市長が市長選挙への立候補を決意されたとき、選挙の最大の争点に市役所新庁舎建設の白紙撤回には驚いたところです。本件は約15年の長きにわたり、有識者会議での議論、市議会の特別委員会、さらに市役所内での検討会での議論が尽くされ、ほぼ結論が出ていたと思っていたからであります。特に、市長自身も議会の特別委員会の副委員長でしたし、平成24年度には執行部を中心とした各地区の説明会も開催され、建設費の概要の提示、またアンケート調査も実施され、市民意見の集約もできており、不完全とはいえ、市民とのコンセンサスはある程度できていたはずだと思います。しかし、市長は最大の争点として

取り上げられたわけです。先ほども申し上げましたけども、学校を統合して庁舎への利用、驚くべきことは、カルチャーパレスの代替案で金額まで提示されたことであります。また、かたくなに白紙撤回の撤回はしないと明言されながら、最後は見直しというふうになったわけですが、まだまだ言いたいことはありますけども、問題提起が重複をするだけですので、簡単に3点の質問に入りたいと思います。

まず、1点目ですけども、市長は選挙後のこの問題の1年間の総括としてどのように捉えておられるのか。2点目に、住民説明会のあり方も言いたいことはたくさんありますけども、参加者数、そして参加者の高齢者の方が多かったということ。また旧執行部の説明会は全く無視をされていたということ。前回のアンケートの公表もないことなどなどありますけども、やはり、最大は市長の選挙公約が全く実現できなかった点を市民の方々にやはり陳謝し、説明責任を果たすことから始まるのではなかったのかなというふうに思っておりますけども、いかがでしょうか。3点目に、今後の方向と具体的取り組みについてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

大塚議員の質問に対する答弁でも申し上げさせていただきましたが、市庁舎については総事業費の抑制という点で現行計画の白紙撤回を掲げ、選挙戦に臨み、就任後は基本構想を最大限に尊重しながらも、事業費の縮小について既存施設等の活用も含めて再検討をさせていただきたいとお願いしてきたところです。昨年6月時点では、カルチャーパレスを含めました既存公共施設の利活用、経費の抑制というコストパフォーマンスを命題に再考することを想定しておりましたので、あらゆる可能性を残しておくべきであるという判断から白紙撤回の白紙撤回はしないと述べさせていただきました。御承知のとおり、その後、白紙撤回という言葉は文字どおりに解釈すると私の意図するところではなく、混乱を招くと御指摘、御意見をいただき、議会の場において見直しということで整理をさせていただいたところでございます。その間、市民の皆様には御心配をおかけしましたことは事実でございますので、市民の皆様にはさまざまに機会を捉えまして、丁寧に説明してまいりたいと存じます。

続きまして、説明会での説明内容についてでございますが、市庁舎移転建設に関しまして、市民の皆様には御心配、御不安をおかけしましたことは事実であり、選挙時に掲げましたカルチャーパレス利活用案を期待された方々には非常に申しわけなく思っておりますし、その御批判は真摯に受けとめさせていただいております。今後は、これまでの議会答弁でも申し上げましたとおり、さまざまに機会を捉えまして、その御心配、御不安を払拭できますよう、丁寧に説明してまいりたいと存じます。

続きまして、今後、住民説明会をどのように進めていくのかということでございますが、今回行いました住民説明会は、大塚議員の答弁でも申し上げさせていただきましたが、新市庁舎の議論を始めるキックオフ会議と位置づけておりますので、今後は庁舎等移転建設

審議会や市庁舎建設に関する特別委員会の進捗状況の報告やさまざまな局面の変化によって時期を見ながら、校区説明会や公聴会、あるいは未来カフェ等も視野に入れたところで、市民の皆様に対しましての説明責任を果たしていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 大変、答弁が全く同じような答弁で、しょうがないかなというふうに思っておりますけども、やはり私は公約に対しては、これは実現ができていないというふうに思っております。それに対して、やはり説明をしなければいけないというふうには思っております。

総務部長にお尋ねいたしますけども、本件に関して、市長の指示により急遽総務部内に検討部会を設置し、短時間でA案、B案を作成されております。従前の検討会も期間をかけた十分な検討をし、中には両方入っている方もおられるのではないかと思います。あれだけ苦勞された方々へどう思われるのか。また今回の案に不服に思われておられる方もあるというふうに聞いております。松岡市長には忠言するということはできなかったのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

私自身、前期の特別委員会にも参加させていただきまして、さまざまな状況の中で現行計画ができ上がっていったことに対しましては、もうこれは敬意を表しているというところがございます。市長に対して検討委員会の立ち上げの際、この案以外は考えられないベスト案であるという旨を直言しなかったのかという御質問でございますが、現行案のすばらしさは、恐らく市長自身も前期の特別委員会の副委員長として御理解いただいていると思ひ、さらには私の役目として職務上、市長の思い、考えに寄り添わなければなりませんので、これまでの価値ある経過を心の中にしまい込んで、見直し作業に取りかかったというところがございます。ただし、進言はしなかったものの、現行案へのリスペクト、これは要は市長自身の案に傾注されることなく、両案のバランスをとっていかなければなりませんよということは、私自身、具申はさせていただき、市長のほうもそれは御了承をされた。前回の基本構想の策定メンバーには、今回の見直し作業にいろいろあるということで聞いているかというような御質問ですけど、当然、前回のメンバーは自信をもってこれをつくっておりますので、前回の策定に携わられたメンバーの方には、これまで積み上げてきていただいた苦勞に敬意を表するとともに、その気持ちを決して無駄にはしてはいけないと私自身かたく心に誓っているところがございます。いずれにしましても、私自身もそんなに時間もあるわけではないのですので、気持ちは事務方との責任者としても、道筋はしっかり議会とともにつけなければならないというふうと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） ここで、暫時休憩いたします。

午後2時41分 休憩

---

午後2時59分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）  
3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） これまで質問内容、そして答弁に大分重複してまいりましたので、再質問は省略していきますけども、要望として今回、一般質問でも再三出ていましたように、事業費の削減ばかりを強調されることなく、これから次代を担う施設、災害拠点施設の役割、お年寄りに優しい庁舎、合理的、かつ後世にしっかりと引き渡せるものにしてほしいというふうに思います。

一昨日、大塚議員から阿波市の事例と先進地研修の要望が出ておりましたけども、私も視察した者として同様の意見であります。また、こちらの新聞記事ですけども、先月の2月13日の熊日新聞の切り抜きですけども、本市で新市庁舎建設審議会が発足の記事の横に、八代市の庁舎建てかえ費18億円圧縮し、116億円の建設費修正案となっており、かなりの高額でありますけども、人口は違ったり、事情も違うにせよ、同じ市民のためのものであります。やはり市長みずから参考事案の都市を視察研修されるべきと思っております。よろしく願いいたします。

これまで総合庁舎型、そしてA案、B案というふうに示されておりますけども、例えば例に挙げてみますと、市長みずから我が家を立て直そうとなったときに、子供さんの家はこれまで40年たった家に住ませて、自分たちはこちらに家を建てようというふうに立てますでしょうか。少しはお金が、費用がかかっても一つ屋根の下に家族って住むもんじやないかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。お考えいただければというふうに思います。例えですけども。

次に、選挙公約の問題点についてお尋ねをいたします。1年前の選挙公約について学校給食費の全額補助にしても、ここにあります印刷物ですね。前回の12月の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、給食費の全額補助だけ記載してあります。市長は給食費の段階的な全額無料化というふうに言われておりますけども、人吉未来マニフェスト108の施策事業においては、虫眼鏡ぐらいで見ないと見えない。わからないほどの小さなこちらになりますけども、どこに書いてあるかもわからないぐらいの大きさの字で記載をされております。圧倒的にこちらのはがきとチラシとが配布をされております。特に若い子育て層に不信があるというものではないかと思えます。

また、中学校卒業までの医療費の無料化については、施政方針の中にも余り出てこなくなってきたと。そのことについては、なぜなのかなというふうに思っておりますけど

も、その点についてお尋ねしたいと思っておりますが、市長を支持した人は実現できるときには対象外になっているというふうにささやかれてもいます。また、公約の108の施策事業については、人吉市の総合計画の中に取り入れていくということのようですけども、あえて、この公約に基づき、優先順位を概要でもいいので、市民に示すべきではないかと考えます。もちろん、実現不可能とわかれば、また予想が立たないとわかれば、その旨を説明すればいいことではないでしょうか。選挙公約の責任をどう思うかという点について、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

まず、学校給食費の件に関してですが、全額補助を目指しておりますが、先般から答弁させていただきますように、段階的に取り組んでまいりたいというところで考えております。子供医療費、中学校卒業までの医療費の無料化に関してですが、こちらも優先的に取り組むべき喫緊の課題と認識をしております。答弁も重複するかもしれませんが、現状を見てみますと、子供医療費については、既に平成26年7月から対象年齢の引き上げと公費負担の拡充が実施されており、子育て中の保護者の方々の負担軽減に大きく寄与しつつあると認識しているところでございます。確かに、中学校卒業までの医療費の無料化につきましては、私の就任後に進展していないのは事実でございますが、他の施策の進捗との調整もまた必要でございます。それも含めまして、市政に対する所信において検討を重ねてまいりたいとさせていただいているものであり、私の選挙公約でもあり、第5次人吉市総合計画後期基本計画にも計画期間中に取り組むべき課題として位置づけておりますので、施策の優先度といたしましては、何ら変更はございません。大変厳しい財政状況ではございますが、今後とも引き続き実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

続きまして、108つの事業に関してですが、公約につきましては、その実現に最大限の努力をしなければならないことは当然でございますが、私の108の施策事業については、6月の所信表明でも述べさせていただいたように、完全なものでは決してございません。市の最高幹部会議でございます行政経営会議において、進行管理等を行っており、既に実施をされているもの、違う形で行われているもの、財源の確保が必要なもの、環境の変化等で実施ができないもの、代がえが必要なもの、凍結すべきもの、断念しなければならないもの等々、さまざまに適時政策的判断をしていくことになっております。議員御指摘のように、市民の皆様に対し、きちっと御説明、御報告することが必要であり、適切な時期を捉えて、未来カフェ等を通して説明責任を果たしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 選挙公約の責任をどう思うかという部分について御答弁いただければというふうに思います。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

先ほど6月の一般質問の答弁でもお答えさせていただきましたように、当然この108つの施策を私がつくるに当たりましては、市民の皆様方との意見交換会の中で市民の皆様方の意見を取り上げ、私はその意見を、思いを形にするために、施策として策定したものでございます。それを用いまして、選挙戦、皆様方にお訴えをさせていただきました。その後、総合計画策定の後期基本計画の策定と同時に私のマニフェストと総合計画の2本ではなくて、人吉市としての1つの政策としてまとめるために、私のこの108つの施策に関しましても、後期基本計画策定に当たり、庁舎内で検討が行われたところでございます。その中で先ほどおっしゃいましたように、庁内で精査をされまして、さまざまな振り分けが行われており、今後の期間、または財源等々に関しましても議論がなされたところでございます。私が市長選を戦うに当たりましては、そのようなお訴えをさせていただいておりまして、基本的にそのような私の思いというのは変わりはありませんが、それを進めるにあたって、より最善の方法をとっていく必要があると、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 申し上げたいことは、選挙の公約は実現不可能でも挙げていいのか。

耳ざわりのいいことばかりでいいのかという声に対して申し上げているもので、市長はここは冷静に考えていただきたいというふうに思います。対話の中でそういった公約を掲げられたと言われておりますけども、やはり早急に取り組むべき公約であるのか。果たして、早急に取り組まなくてもいい公約をあえて早急に取り組むべきなのか。もっと違う目を向けなければいけないところがあるのではないかというふうに私は思っております。そういったところも、もうちょっと冷静に考えていただいて、やはり立ちどまってそうじゃなかったという部分があれば真摯に受けとめていただき、謝罪をしていただき、やはり市民の生活向上のために取り組んでいただきたいというふうに私は思っております。

次に、少子高齢化等の問題についてお尋ねいたします。少子化については、日本の存亡にかかわる問題であり、国家を挙げて危機感を持ち、取り組んでいる状況であります。日本の人口減少は一層続き、2050年には9,708万人と推定をされております。中でも、地方都市の少子化現象は著しく、人吉市も例外ではなく、確実にこの状況になると思われまます。各自治体も躍起になってこの問題に取り組んでおり、さまざまな試みがなされております。

そこで、本市が独自に取り組んでいること、また計画、目標などがあればお聞かせください。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えさせていただきます。

国勢調査をまず見てみますと、本市におけるゼロ歳から14歳までの年少人口が総人口に占める割合は、平成17年の14.7%から平成22年には13.7%と減少し、平成27年にはさらに減少

するものと予測されるところでございます。議員のお話の中にありましたとおり、総人口の減少に加えて、少子化も確実に進行しつつあるところでございます。一方、少子化の指標として用いられます合計特殊出生率は、平成24年で見ますと、国は1.41、熊本県は1.62、本市は2.06となっており、国、県に比べ高い値を示しているところでございます。この要因につきましては、まず保育園等の施設が充実しており、待機児童もなく、また延長保育の導入等により保育しやすい環境が整っていること。加えて、3世代同居や祖父母や兄弟と親族が近隣に居住し、子育ての相談支援が得やすいこと、さらに各種の子育て支援策の充実などが挙げられ、出産、育児を理由に女性が仕事をやめなくてもよい状況があることなどが、その背景の一つにあると認識しているところでございます。

そのような中、本市独自の取り組みではございませんが、特徴的な取り組みとしましては、さまざまな勤務体制に応じるため、平成25年4月から夜間保育事業を1カ所の保育園で実施していただいております。また、病気になった子供や治りかけの子供を受け入れる病児・病後児保育の充実などが挙げられるかと思えます。さらに今後は子育て世帯の経済的負担軽減が喫緊の課題と捉えておりますので、本市独自の取り組みとしての子供の医療費、給食費に対する助成や、そのほかひとり親家庭、多子世帯等の自立を応援するための相談支援体制の充実などに取り組んでいくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 皆さんも見ておられるかもしれませんが、先月の2月20日のNHKスペシャルで、出生率を2.8台に乗せた自治体の紹介がございました。さまざまな分野で施策を講じ、また多額の公費負担を行い、10年にわたる取り組みで見事成果を上げておられました。一方、外部から人口を流入させるための方法として、コマーシャルビデオをつくり宣伝を行い、有名な話題では、私の知るところでは小林市が方言を使ったPR、大分市の温泉の中でシンクロというんですかね、そういったのを扱ったPRですね。身近なところでは山江村の外部者への住宅の提供、多良木町での槻木分校の開校など、事例に事欠きませんが、思うような結果は出ていないというようです。少子化防止は、やはり流出者をとめることが大事で、そのための雇用の場の確保、男女の出会いの場をつくることなどが手始めだと言われております。そこで、本市ではどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員のおっしゃりますとおり、少子化対策には多方面からの施策が必要と考えております。人口の減少に歯どめをかけるには、出生・死亡などによる自然増減と、転入・転出などによる社会増減、これらをプラス側に少しでも引き寄せていかなければなりません。全国的な問題でもあります。市民意識調査によりますと、晩婚化の傾向や結婚の障がいとしては、収入や職業や仕事上の問題という答えが挙げられております。子育て支援も行いながら、やは

り安定した雇用の創出を図り、若い世代が収入的にも安心して本市に住み続け、将来に希望を持てる活力のあるまちにしていくことが必要だと思ひますし、昨年策定いたしました人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、さまざまな施策を継続的に行っていくことで若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、各段階に対応した総合的な少子化対策を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この問題は大変難しく、アイデアと財源と根気のいるものであるという事は論をまちませんけども、何としても少子化に歯どめをかける努力をしなければならぬと思っております。ぜひ検討されるよう、お願いをいたします。

次に、高齢化問題ですが、前回の一般質問でかなり詳しく現状、対策について答弁をいただき、奥深い問題であり、研究と対応が必要なことがわかっておりますけども、再度、在宅介護、老老介護、下流老人問題など、高齢化に伴う問題は今後ますますふえていくと思われまますが、市としての高齢者に対する計画、対策はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 御質問にお答えいたします。

まず、人吉市の高齢化率でございますが、平成27年12月末に33%を超え、今後も高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となります平成37年の高齢化率は37.4%と推計しているところでございまして、議員がおっしゃいますように、高齢者問題、介護問題はますます増加し、さらに深刻化していくと懸念されるところでございます。本市の高齢者に対する計画、対策につきましては、平成26年度に、平成27年度から平成29年度までの3カ年の第6期介護保険事業計画・老人福祉計画を策定いたしました。目指す姿としましては、住みなれた地域で生き生きと暮らすための地域包括ケアの推進として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活支援の5つが包括的に確保される地域包括ケアシステムを本市の実情に応じて構築することとしております。

計画における主な取り組みとしまして、1つ目に、新総合事業におきまして、市民の皆様が必要に応じて利用できる多様な生活支援サービスや介護予防メニューの整備をすること。2つ目に、認知症になっても安心して暮らせる体制をつくること。3つ目に、医療と介護を初めとした地域の多種多様な機関、団体等と連携を図り、地域で高齢者を見守る体制、ネットワークの強化を図ることなどを挙げております。また、現在、策定を進めております第5次総合計画後期計画におきましても、高齢者の生きがいづくり、認知症対策などを推進することとしております。高齢者の皆様日々安心・安全、健康を確保しながら住みなれた地域で生活ができるよう、さまざまな施策を総合的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま答弁いただきましたけども、今度、高齢化問題の中で認知症対策についてお尋ねしたいと思います。認知症問題に関するニュースは聞かない日はないほど社会問題となっておりますけども、鉄道事故、そしてまた車の暴走事故など頻発し、都市部、地方部に関係なく発生をしております。その対策に悩んでいるという実情もありますけども、また、その家族の精神的、経済的負担ははかり知れないものがあります。本市において、認知症対策はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

本市における認知症対策としましては、まず、多くの人に認知症がどういうものであるのか、認知症の方にどう接したらいいのか、認知症にならないためにどうしたらいいのかなど、認知症に対する正しい知識を身につけていただくことが重要であると考えております。

具体的な取り組みとしましては、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する認知症サポーターをふやし、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手でつくり上げていくという事業を行っております。平成27年3月末現在で小学生から高齢者の方まで6,915の方が認知症サポーターになっていただいているところでございます。平成31年度までに1万人の養成を目指しております。また、平成23年度から毎年、校区単位で高齢者徘徊模擬訓練を実施しております。認知症の正しい知識及び声かけや接し方を身につけていただくことはもちろんのこと、地域ごとに高齢者をみんなで見守る体制づくりのきっかけとしていただいております。

次に、認知症の心配のある高齢者への対策としましては、1つ目に高齢者見守りネットワーク事業を行っております。この事業は、事前に本人の写真や特徴、また徘徊が予想される地域、徘徊時の対処の仕方などを記載した情報提供書を地域包括支援センターに登録をいただいております。その情報提供書を町内嘱託員と地域の関係者、タクシー協会、金融機関、介護サービス事業所など関係機関、警察、消防など公的機関にも配付させていただき、日ごろの見守りのお願いをし、万が一方方不明の場合には、早期発見のために捜査に協力していただき、安全に確保できるよう努めているところでございます。2つ目に、徘徊される認知症の方にGPS機能のついた携帯電話のような機器を所持していただき、行方不明時には、パソコンや携帯電話からのアクセスで高齢者の方の現在地を表示し、いち早く発見し保護するという、認知症徘徊高齢者位置検索システム事業を行っております。このほか、生活の中で物忘れが心配になってきたと言われる方々のために、市役所において月1回、認知症の専門員により相談会を実施しております。精神科の病院を受診するには、少しちゅうちょをされる方や認知症ではないかと心配されている本人や家族などが受診の必要性や対応の仕方などを御相談をされております。さらに実施しております施策に加えまして、今後の取り組みとしましては、認知症サポート医師、保健師、介護福祉士などからなる専門職が、認知

症が疑われる人や認知症の人と、その家族を個別に訪問し、初期の支援を集中的に行うことで、自立生活をサポートする認知症初期集中支援チームを立ち上げる予定としております。これらの施策を通して、認知症の人が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けるために、御本人や御家族の安心安全を確保し、認知症高齢者にも優しいまちづくりを着実に推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） これらの福祉、特に高齢者問題は難しい要素を多く含んでおりますけれども、どのように向き合い、施策を講じ、そして、この問題にもっと明かりを照らさなければならぬというふうに思っております。今後のさらなる努力を一緒になって取り組んでいきたいというふうに思います。

ちょっと論点がずれるかもしれませんが、高齢者を問わず、温泉入浴による疾病防止、健康増進によるものがあるそうです。行政の補助による温泉利用で健康増進、高齢化対策につながり、健康保険の負担額の大幅減額にもつながり、一石二鳥の効果を上げていていると聞いたことがあります。また、厚労省は、温泉の効能の科学的検証をするため、全国800人の医師を調査研究にあて、実証したとのことですので、この点も調査されてはいかがでしょうか。

次に、春風マラソンについてお尋ねいたします。春風マラソンにつきましては、絶大なる市民の方々の御尽力に敬意を表するものでございます。ただ、工夫によって、さらなる発展と感動を与えることができるのではないかと思う観点から質問をいたします。

まず、この春風マラソンの事業の実態と課題について、また参加者数の推移や運営上の課題等についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答え申し上げます。

まず、春風マラソンの参加申込者数の推移でございしますが、最近5年間について申し上げます。第9回大会の平成24年が5,139人、第10回大会、平成25年が6,560人、第11回大会、平成26年が6,273人、第12回大会、平成27年が6,408人、そして、ことしの第13回大会が6,237人でございまして、北海道から沖縄まで全国各地から4年連続で6,000人を超えるランナーの皆様にご参加申し込みをいただきました。ひな祭りのにぎわう中心市街地や国宝青井阿蘇神社に代表される歴史的、文化的な価値の高い社寺・建造物、自然豊かで清流球磨川の流れる山紫水明の城下町を駆け抜けるコースが早春を告げる大会として定着していつているのではないかと存じております。特に、第2回大会から実施しておりますハーフマラソンにつきましては、当初200人程度の参加でしたが、右肩上がりですべて2,000人を超える規模となるなど、市民総参加の一大イベントとして、健康で笑顔で暮らせるまちづくりにもつながっているものと考えているところでございます。

次に、運営上の課題でございますが、大きく5点ございます。まず、1点目といたしましては、走路の問題でございます。交差点など急に角を曲がる箇所が多く、幅員が狭い部分や折り返しのコースであるため、参加人数が多くなり過ぎますと、往路の選手と復路の選手がすれ違う際に接触する危険性が考えられます。これは、参加種目が多いことにも起因しているところでございます。2点目に、ボランティアスタッフの問題でございます。おもてなしや走路の安全確保、大会運営などに市職員を含めまして約800人のボランティアの方に御協力をいただいております。御協力いただきました多くの市民ボランティアの皆様に対し、この場をかりまして改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。少子化、高齢化により、その数は年々減少傾向にございまして、ノウハウを次の世代へと受け継いでいくことも大きな課題となっております。3点目に、財政面での問題がございます。消費税及び地方消費税率のアップの際に、参加料を据え置いておりますが、支出においては、物品購入や委託事業の経費が膨らんでおります。再来年度は税率が10%になることから、参加料について見直す時期ではないかと考えているところでございます。次に、4点目は駐車場の問題でございます。会場周辺の駐車場では収容台数を確保できないことから、遠隔地でありますスポーツパレス駐車場や川上哲治記念球場駐車場を御利用いただいております。さらなる駐車場確保については厳しいものと考えております。最後に、5点目になりますが、宿泊施設の問題でございます。春風マラソン開催中は、各宿泊施設は満室となり、予約がとりにくい状況がございまして、チェックアウトされる際に、次の大会のために予約をされる方もおられると聞いておるところでございます。宿泊を希望されましても、宿泊施設の収容人数が足りないために宿泊を断念される方も多いのではないかと懸念しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） さまざまな課題があるようでございますけども、この大会は今回で13回目を数えますけども、開催当時は大変な御苦労があったというふうに聞いております。しかし、実行委員会の方々の熱意は相当なもので、姉妹都市である指宿市の有名な菜の花マラソンに匹敵する大会にしたい意気込みでもあったというふうに聞いています。菜の花マラソンは、当時1万人以上の参加、また2週間後のウォーキング大会に1万人の参加を得ていたそうで、出場するためにこの人吉市に宿泊される方も珍しくなかったというお話でありました。

そこで、この春風マラソンですが、5年前、熊本市の熊本城マラソンが盛大に開催されました。春風マラソンとは大会内容に違いがあり、熊日30キロフルマラソン、そして城下町4キロとなっておりますが、参加者数も多く、出場者の抽せんをするほどであるようです。そこで日程が重なるため、どちらも走りたいが走れないと、声も多く聞いております。自治体の地域間競争ではありませんけども、春風マラソンの日程を少しずらすことにより、

このようなことも解決するのではないかと思いますけども、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

熊本城マラソンは、春風マラソンの第9回、平成24年の大会から同日開催で実施されております。当初は参加者の減少を心配しておりましたが、第10回大会以降も6,000人台で推移をしているところでございます。熊本城マラソンは都市型のフルマラソンとして市街地を走るコースが魅力となっております。一方、本市の春風マラソンは、家族で走る、家族が応援するをテーマに掲げておりますとおり、子供からお年寄りまで一緒になって楽しめる自然の豊かなコースやつぼん汁を初めとするおもてなし料理、温泉の無料開放、市民の温かい声援といった市民総出のおもてなしが本大会の最大の魅力となっております。それぞれの大会の魅力や役割が異なっていること、熊本城マラソンの抽せんにもれて出場できない方も春風マラソンに申し込みが間に合うこと、マラソンランナーの層が厚いことなどから、同日開催について影響が少なかったものと分析をしているところでございます。日程につきましては、第4回大会から2月の第3日曜日に開催をしているところでございまして、先月開催しました実行委員会においても、日程変更については特に御意見、御要望もなかったところでございます。

先ほど運営上の課題でも申し述べましたとおり、さらに参加者がふえてまいりますと、走路の危険性が高まるほか、ボランティアスタッフの確保、駐車場の確保など、さまざまな対応策が必要になると推測されるところでございます。おいでいただいたランナーの皆様へ安心安全に御参加いただける環境を整え、また満足いただけるおもてなしを続けていくことを考慮した場合、6,000人という現在の規模が本大会の適正な人数の目安になるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 6,000人程度のランナーの数が適当であるというふうな答弁でありましたけども、後ほどまた述べたいと思いますけども、今回このマラソンについて大変驚いたのが、新聞の取り扱いの格段の差でありまして、こちら皆さんも御存じだと思います。こちらですね、これを見てびっくりしたというか、こちらに、そしてまたその企業さんがスポンサーということで、大変驚いたところでありました。熊日新聞は覆い包んであるほどの広告で、ましてやテレビ局2局が中継を行ったと。日程がずれることにより、メディアでの取り上げもこちらのほうも有利になってくるんじゃないかなというふうに思っております。そして、また人吉球磨在住の選手がフルマラソンで1位と3位と活躍をし、春風マラソンの目玉選手となるのではないかとというふうに思っております。また、6,000人規模が適正な人数の目安というふうに言われましたけれども、やはり、全国的に名をとどろかす大会であってほ

しいなというふうには私自身は思っている次第です。当初の目的であった経済効果、観光の推進にさらにつなげていただきたいというふうに思います。ぜひ、検討をされることを要望して、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 39 分 休憩

---

午後 3 時 53 分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、会議時間の延長をいたします。（「議長、8 番」と呼ぶ者あり）

8 番。井上光浩議員。

○8 番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。そして本当にお疲れさまでございます。13 番目に登壇をいたしました 8 番議員井上光浩でございます。一般質問を行いたいと思いません。

先ほどから申されておりましたが、東日本大震災の発生から 5 年の月日がたちました。この時期になりますと、3 月、4 月、悲喜こもごもあるわけですが、きょうは特別に日本国民である皆さん方は印象に残る 3 月 11 日であるとは私に思っているところでございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の通告は、市長の施政方針から松岡市長が目指す将来都市像実現に向けた政策推進策についてであります。その中から起業創業促進策、市立図書館を中核としたブックカフェについて、公共施設利活用策及び維持管理について、そして、ふるさと納税についてであります。

松岡市長は、人吉高校在学中は陸上部に所属をされ、400メートルハードルが専門種目であったと聞き及んでおります。400メートルハードルという専門種目を松岡市長の任期 4 年に例えるならば、今現在、第 1 コーナーを過ぎて 1 台目のハードルを越えられ、そして 2 台目のハードルを越えたあたりに差しかかると思っております。市長として初めて予算編成というハードルを越えられておられると思っておりますが、残り 300メートル残るわけです。これをどうペース配分されるのかを占う大事な定例議会であると私は認識をしておりますし、同僚議員もこの議会に臨んでおられると思っております。これからの残り 300メートルをまだ 300メートルあると考えるのか、あと 300メートルしかないと考えるのか、それは松岡市長本人しかわかりません。

そこで、本定例議会開会日に申されました施政方針から今回新たに取組まれますひとよし起業推進センター、これは仮称でございますが、これに関し、事業推進の基本的な考え方をまずお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

ひとよし起業推進センターの設立に関する事業推進の考え方はという御質問でございますが、まず名称について整理させていただきます。ひとよし起業推進センターという表現ですが、施政方針において、仮称ではありますが、起業創業・中小企業支援センターの名称を使わせていただきました。これは起業創業の促進と地元企業の経営支援を両輪で実施することが大切だとの認識のもと、このような名称を使わせていただいているところであります。その旨御了解いただき、答弁をお聞きいただきたいと思います。

さて、昨今、大都市部においては、大企業を中心とした景気回復が言われているものの、地域を拠点としている中小企業事業者にとっては人口減少、グローバル化の進展等により、現在、また先の見通しを含め、ますます厳しい経営環境にあると認識しているところでございます。また、産業統計における本市の数値を見ますと、事業所数、従業員数など減少しており、それに伴い、雇用の場が減少していることを示しております。このような地域の厳しい現実と危機感から販路拡大、経営改善等、課題解決に悩んでいる中小企業事業者や地元で起業創業を志し果敢に挑戦する人材へのサポートを強化する必要があると認識しているところでございます。これにつきましては、商工会議所を初めとした支援機関には国策として実施されております経営創業支援プログラムのもと、日々御尽力いただいているところでございます。しかしながら、ビジネスをサポートする社会資本、人材が十分でない当地域の現状を鑑み、地域経済を活性化し、地域雇用の維持拡大に努めたいとの強い思いから、マーケティング、ブランディング等に知識を有するビジネスに関する専門家を配置した支援センター、以下支援センターと言わせていただきます。の設置が必要であると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） これにつきましては、108つの施策の中で24番目に記載をされておりますが、廃校・遊休施設などを利活用したと。その後、ひとよし起業推進センター（仮称）というふうに記載をされておりますけれども、私、最初これを施政方針で読みましたときに、例えば人吉市の商店街の空き店舗を使って、例えば特産品である農林業の中では牛肉等々の焼き肉屋さんとか、そういうのを起業するためのものであるかなと、私は少し思ったところでございました。これはサポート、これから起こそうという人、また創業をしようと思欲のある人たちに向かっての新しい試みということが市長からございましたけれども、これは1,718、日本自治体あると思いますが、大変どこの自治体も持っている課題ではないかなと思います。どちらに研修に行きましたときにも、以前はにぎわっていたけれども、なかなか景気がよくないというお声を聞くのは当たり前になってまいりました。

そこで、例えば市長が肝いりでこれは新しく取り組まれるわけですが、例えば業種、こういったものに特化してやるんだというふうな、特にこの支援センターを利用できる業

種を限られているのか、またほかに考えがあるのか。これをお聞かせいただきたいと思  
います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

利用できる業種は限られているのかとの御質問でございますが、全ての中小企業、小規模  
事業者及び創業希望者が利用可能なワンストップ窓口としてのよろず相談所を目指しており  
ます。利用可能な業種を特定するものではございません。支援センターの目指す姿は、事業  
者一人一人の相談に対し、同じ目線に立って相談に乗り、問題指摘ではなく、企業の強みを  
伸ばす具体的提案をするというものでございます。支援センターへ相談すれば何でも解決す  
るということは現実的には難しい面もあるということは認識しておりますが、まず、当市に  
ワンストップ窓口機能を有する中小企業、小規模事業者及び創業希望者が相談できる場所が  
あり、相談者の課題が具体的に明確になれば、関係機関が連携して、一緒になって解決策を  
考えることは業種を問わず可能であると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 業種には限らずに、今市長が引用されましたよろず相談所というこ  
とでございます。商業者、中小企業も含めてですけれども、御相談する場所、方といいますと、  
私が想像しますのは税理士さんとか、そういう方々たちに今一番御相談されているんじゃない  
か、経営的なことをですね。ただ、これを市もそういうふう支援しようということでご  
ざいますので、今後の支援センター設置に向けての事業推進の具体的な考え、方法がお考え  
がもうあると思います。そのことをまず松岡市長にお聞きしたいと思ます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今年度、支援センターを設置し、すぐれた実績を上げられている静岡県富士市、愛知県岡  
崎市、県内では天草市へ職員による先進地研修を実施しており、研修先から学んだこと等も  
踏まえまして、現在、本市が目指す支援センターの方向性について説明させていただきたい  
と存じます。施政方針でも少し触れさせていただきましたが、事業推進にあたっては、大切  
な3つのポイントがございます。まず1つ目は、地域に適した優秀な支援アドバイザーをい  
かにして呼ぶことができるか。いわゆる人の重要性でございます。これは当然のことではあ  
りますが、支援センターの取り組みの成否を左右するといっても過言ではありません。事業  
推進にあたって大変重要なポイントであると認識しております。2つ目は、1回目の質問で  
も触れさせていただきましたが、中小企業支援と創業支援は両輪で実施してこそ効果的であ  
るということでございます。地元の中小企業、小規模事業者が元気でない地域に創業機運は  
生まれません。軸足は地元の中小企業、小規模事業者のサポートであり、その上での起業創  
業の促進を図る。支援センターにはそのようなスタンスが大切だと認識しているところでご  
ざいます。3つ目は、中小企業支援、起業創業支援はまちづくりであるという視点が大切で

あるということでございます。地域に仕事を残すこと、新たな仕事の創出をサポートすることは、持続可能なまちづくりを考えていく上で必要不可欠な視点であります。企業が元気になれば人も元気になり、結果まちも元気になる。このコンセプトに根差した取り組みの拠点として支援センターがある。そのような形を目指してまいりたいと存じます。

具体的な事業推進の方法につきましては、施政方針でも触れさせていただきましたが、まず、キックオフとして、平成28年度初旬に地域で活躍されている産業支援アドバイザーを招聘してのセミナーの開催を予定しております。先ほど述べました支援センターが目指す方向性である3つのポイントを念頭に事業を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 3つの要点を含めて答弁をいただきました。地元の中小企業の皆さん方を、まず元気にさせようというお考えから、これを執行部もお考えになったんだろうと思います。私もそれは同感でありまして、きょうはお昼休みは歴史の広場では、人吉市立東小学校の皆さんのお別れ遠足があっておりました。見ておりましたけども、この子供は、多分五百何名と言われていますが、保護者の方もいらっしゃいましたけど、この子供たちが全部残っていただけるかなと思うわけです。この子供たちが残っていただくようなまちをつくるために今、このセンターをつくられると。1つの一翼としてですよ。それから、これについては、松岡市長と執行部だけの力では、やはり難しいところがあると思いますよ。県の行政サイド、国との行政サイドと連携をとろうと思っても、なかなか難しいところがあると思います。幸いにして、熊本県会議員には地元の議員の方は商工会議所OBでございます。こういったことも含めて、地元の国会議員さんもいらっしゃいますので、このことも含めて今からお聞きしますが、国と県との連携を再三この施政方針の中にも協議していくとかございました。これ大事なことだと思います。この点につきましても、国と県との連携をどのように図っていかれるのか。また、今まで図っていらっしゃる部分もあると思いますが、その辺を含めて御答弁いただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

支援センターに関する芽出しの動きといたしましては、本市が策定しました人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点事業でございますG空間地理情報を活用した事業等を展開することで、地方での就業や起業創業を希望する大都市からのUターン、Iターン、人材獲得に向けた人の流れを生み出す交流拠点とすることも目指しており、このような取り組みを進めることで支援センターの設立においても、随時、国、県と協議をしながら進めてまいりたいと認識しているところでございます。また、中小企業支援、創業支援にかかる国、県の補助金の活用も事業者をサポートする重要なツールでありますので、そういった点におきましても、国、県からの情報収集に努めたいと存じます。

本市は、国が全国の自治体に対し策定を推奨している創業支援事業計画を策定し、平成27年5月に国から認定いただいたところでございますが、この計画において、商工会議所、金融機関のみならず、熊本県よろず支援拠点、中小企業大学校との連携について明記しており、これに基づき事業を実施しているところでございます。今後、支援センターの設立につきましても、国、県と協議をしながら進めていきたいと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはり、G空間につきましても、これは全国的に見ましても先駆的な本市であります。このチャンスを逃がす必要はないと。また、今市長が申されましたけども、やはりこういったことについては、商工会議所の皆さん方、また金融機関の皆さん方とは大いに相談をしながら、連携をとりながらでございますけれども、やはり創業支援事業計画、平成27年5月に国から認定をもらっているわけですね、本市は。そういったことも含めて、大いに連携を進めていただきたいと思います。1,718、先ほど申し上げましたけど、の中で目立つような人吉市になっていただきたいと。先日の全員協議会でも申し上げましたけども、私たち、執行部も市長も初め、私たちも歳入をふやしましょうよと申し上げました。歳入をふやしてこそ何でもできると。何でもできるという言葉はありませんが、もう日本経済の中でそういった財政が潤沢な自治体はないと思いますけど、これだけは、まずそれを第一点にやってみましょうよ。よろず相談でもいいでしょう。いい人材を残していくことが人吉市の今後につながるのではないのでしょうか。このことを申し上げて、この質問は終わらせていただきますが、次に、第5次総合計画後期基本計画からでございますけども、大変申しわけございません。順番を間違えたようでございまして、どうも済みません。失礼いたしました。

市立図書館を中心としたブックカフェについてお尋ねをしておきたいと思えます。市長は市議会議員に在籍のころから、よく武雄市のほうにも交流があったと聞き及んでおりますし、そのとおりで間違いございませんよね。この中に、これをつくるのかというような質問ではありませんで、例えば、108つの施策の中に盛り込まれましたけども、このブックカフェ等や人吉市立図書館と申し上げますけども、これをつくるようになった場合には、武雄市の図書館をモデルケースとして、この施策の中に盛り込まれたのでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私が掲げました108の施策の中に議員から御説明いただきましたとおり、市立図書館の拡充を進め、図書館を中核としたブックカフェの創設がございまして。まず、図書館についての私の考えを少し述べさせていただきますと、図書館の役割は大きく2つあるのではないかと思います。1つ目の役割は、子供から高齢者の方までさまざまな市民の方の知りたい、学びたいという知的欲求にでき得る限りお応えし、市民の皆様、ひいては地域全体の教養や文化、

教育力を高めるという役割でございます。もう1つの役割は、図書館が多くの市民の皆様、幅広い世代の皆様にとりまして、ゆっくりとくつろいでいただけるような安らぎを提供する場としての役割でございます。このゆっくりとくつろいでいただくという図書館の役割を考えましたときに、現在の本市図書館は書架と書架の間隔が狭く、腰をおろしてくつろぎながら本を読むスペースが少ない。また、2階の一番奥まった場所にあり利用しづらいなど、課題を抱えていると感じております。このため、108の施策の中で、図書館を中核としたブックカフェの創設を掲げさせていただきましたが、これは具体的に武雄市図書館をイメージしたものではなく、多くの市民の皆様にくつろいでいただけるような図書館、あるいは未知の世界を体験できるような図書館が創設できないかという思いで掲げさせていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 思いということで掲げられたと。確かに図書館というのは大事ですよ。私どももたまにでございますけれども、現在の市立図書館のほうにお邪魔をしております。もちろん、私も3年ほど勤務をさせていただきましたけれども、今の現在の図書館、ちょっと大変使い勝手が悪いといえますか、図書館として大変じゃないかなと思っておりました。その際にも、さまざまに今までも同僚議員からも御質問があったように思いますが、ブックカフェといかないまでも、こういう文化都市ひとよしという、かけた時期もありますので、図書館についてはもう少し柔軟性をもって取り組まれてもいいんじゃないかなという時期に私は来ていると思います。ですから、武雄市の図書館がモデルですかということをお聞きしましたけれども、そうではないということで、少しほっとしております。あちらの他の自治体の図書館でございますので、そう多くは触れませんが、指定管理者を導入されて大変、全国でもテレビ等々で放映をされておりますけれども、その逆にも賛否両論あるというのは、これは事実でありますので、これは申し上げておきますけれども、では、もしブックカフェを創設するなら、これについて財源はどのようになってくるのでしょうか。例えば、こういった子供世代と言わず、大人の皆さん方にまで関係する施設でありますので、こういったことについては補助金等々、交付金等々の手当はあるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

市立図書館を中核としたブックカフェの財源でございますが、ブックカフェというよりも、新たに図書館を建設する場合ということで仮定してお答えをさせていただきます。

その財源といたしましては、現在、文部科学省サイドの補助金はないとのことでございます。それ以外には、自治総合センターの助成金、これは宝くじ助成金でございますが、そのほかに、県の地域づくり夢チャレンジ助成金、そういうものもございますが、いずれも補助金額としては多くを望めないということでございますので、財源としては主に地方債により

財源を確保することとなってまいります。その場合、起債を充当した残りの一般財源の確保、または起債は当然市の借金でございますので、毎年の元利償還、そういうものが出てまいりますので、そういう財源見通しも立てておかなければ、図書館を安易につくると、そういうところでは現状ではまだ言えないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 現在のところでは、新しい市立図書館の創設は厳しいと。今、私も認識いたしましたけども、しかしながら、なかなか今のままではどうかと、私は思っているところです。このあと、公共施設の利活用について質問をいたしますけれども、そういったことも視野に入れて、図書館の対応については、大変推進を促しているわけでありません。財政等々とも打ち合わせをしていかなくちやいけないんですけど、あそこの市立図書館には、また蔵書には広域行政組合からいただいた蔵書が参っております。2つ看板がございまして、やはりあれだけの蔵書を持つてゐるわけですから、やはりきちっとした管理も行っていかなくちやいけないと訓示をされておりますけども、そういうふうに各学校をバスで回っております移動図書館もございまして、あるいは、山江の保育園あたりにもずっと回っているものがありますので、やはり人吉球磨のリーダーとなるところであるならば、もう少し優先順位を上げていただいて、108つの中の。これは取り組むべきじゃないかなと、私は今の時点では思っております。しかし、この厳しい財政状況下の中で、創設は大変困難であるということはわかった上で、市長は例えば、今の図書館の現状を多分よく把握されて、これを掲げられました。先ほど、冒頭、あと残り300メートルありますよと申し上げましたけども、その中で何か妙案を考えておられますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど、佐賀県の武雄市の図書館というお話がありましたが、その近くの伊万里市の図書館も全く違うタイプの図書館でございまして、ちなみにそちらのほうも、私も研修に議員時代に行って、さまざまな図書館のやり方といいますか、そういうのも勉強してきたところでございます。今井上議員がおっしゃったような本市の図書館に対する思いも持っているところでございます。図書館は地域の文化の顔であり、その地域の文化水準をあらわすものではないかと考えております。それだけに、市民が集い、心地よい空間の中で学ぶことのできる図書館は地域文化振興の1つの核として、ぜひとも整備してまいりたいと考え、公約として掲げさせていただいたものでございます。議員御指摘のとおり、本市財政は非常に厳しい状況にあり、図書館建設に向けた財源確保は大変ハードルの高いものでございます。しかし、現在の図書館においても、多くの市民の皆様に御利用いただき、常日ごろからより利用しやすい広い図書館をとの声をいただいております。それらの声にお応えする上でも、どのような手法があるのか検討してまいりたいと存じます。

これは、1つの例であり、そのような検討を具体的にしているわけではございませんが、例えば、図書館を将来的に指定管理にし、その経費が現在の図書館運営にかかる経費よりも安く済む場合は、そこで生じた予算を起債の償還財源にあてる方法もございます。また、PFIなど、パブリック・プライベート・パートナーシップの手法の活用なども選択としてはあるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、今後ともさらに庁内職員の知恵を結集して、整備に向けての可能性は追及していく所存でございます。議員におかれましても、何かいいアイデアがございましたら、ぜひ御提案をしていただきますようお願いいたします。

お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 勤務をしておりましたときにも、大変職員の皆様方、そんなにたくさん予算はございませんでしたよ。しかしながら、創意工夫しながら図書館まつりとか一生懸命やっておりました。はっきり申し上げて、手弁当でよくやられるなど感心していた一人でもあります。やはり、この108つの施策の中に入れられておりますし、しかしながら、こういったブックカフェをつくれというのは私は反対です、極端に新しいのをつくりなさいというのは。しかし段階的には、やはり移していくべきじゃないかなと私は思います。指定管理者等々の施策もお考えでございますけれども、そういったことを含めて、新しい施設をまたつくるということは、確認とりましたけど、私は反対であります。しかし、今の図書館については改良の余地があると私は思います。このことは強く申し上げておきたいと思っております。

先ほど、質問の中で申し上げましたけど、次に、公共施設の利活用及び維持管理について触れてまいりたいと思っております。これにつきましては、同僚議員からも触れられておりますので、この新庁舎建設についての中での重要な案件でありますけれども、それを含めた中でも質問をさせていただきたいと思っております。

先般行われました第5回市庁舎建設に関する特別委員会の資料をいただきまして、開いておりましたら、3番目のところに、公共施設等総合管理計画についてということで、もう特別委員会でも議題に挙がっております。しかし、また先ほど言いましたように、同僚議員も触れておりますが、真新しい答弁はないかもしれませんけども、私なりにちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

今後、公共施設等総合管理計画の今の策定状況についてお聞きをしておきます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在、市が所有する公共施設の多くは、老朽化が進んでおり、今後の維持、更新等に多額の費用が必要になることに加え、これらに係る財源の確保も一層困難になることが予想されます。こうした状況を踏まえ、公共サービス施設等の規模の適正化と効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の総量最適化を図り、真に必要とされる公共サービスの提供を維

持、確保していくことを目的としまして、本年度、平成27年度と来年度、これ債務負担行為をかけておりますけども、2年間にかけて公共施設等総合管理計画を現在、策定を行っているところでございます。これは国の方針の中にも、そういう将来の長寿命化ですね、公共施設の。そういうものに当然対応していきなさいというような大きな課題、目標があるわけでございます。平成27年11月に株式会社地域科学研究所との間で業務の委託契約を締結いたしまして、現在、作業が順調に進められているところでございます。策定のスケジュールでございますが、平成27年度は、計画の基礎となります資料の収集と調査を行いまして、平成28年度に本格的な計画策定の作業に入ることとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 民間企業との委託契約をされて、今策定に当たってるということでございますけども、ここに資料がございますけども、本市の公共施設一覧を見てみますと、やはり大分古くなった施設があるなと思います。特に人吉市民プール、昭和45年につくられておりますね。おっと思いました。こういったものの維持管理、改修等々が今からかかってくると思います。これについて、昨年も台風が襲来いたしましたけども、そのときも、台風被害等々もあったとお聞きしております。こういった不測な費用もかかってくるわけですね。今の段階でお答えされることは難しいと思いますけれども、大体の概算で、今後どのようにこれは概算でありますので、市庁舎特別委員会でも御報告があると思いますが、今のところ概算でどのぐらいかかるのかなと、私は疑問に思っておりました。そこをお聞きしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

公共施設等の維持管理や更新にかかる経費のことだと思いますけど、現在策定中の公共施設等総合管理計画の中の主要な項目の1つとなっている。これが一番メインになるんじゃないかなというふうに思っています。計画では、一つ一つの施設に関しまして、更新の時期を判定し、経費の試算を行った上で、これらを全て集約いたしますので、今後の計画の策定を通して、将来の公共施設等の維持管理の経費について具体的な数字が明らかになっていくと。そういう予定でございます。議員もおっしゃったように、うちは相当施設もありますし、かなり施設も古うございますので、やはり経費もかさんでくるというふうに思っています。

参考までに、この間の特別委員会のほうでも御説明をさせていただいたと思いますけども、既に県内で策定が済んでおります人口規模が大体同じような類似団体であります大津町は、今後40年間でその更新費用としまして、約1,000億円の試算をしていると。そのぐらいの費用を持たないと、今後、長寿命化にもっていけないと、そういうようなことでございます。本市のほうも、恐らく今の状況じゃ秋口ぐらいには大体費用は明らかになるとは思いますけども、大津でこのぐらいですので、相当やっぱり経費は出てくるんじゃないかなというふうに

は思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 人口の類似団体、大津町ということでございますけど、これは特別委員会でも御報告があつてるとお聞きしましたので、確認のためもあつて質問したかもしれませんが、やはり40年で1,000億円は見たこともないもので、想像がどのぐらいのお金かわかりませんが、やっぱりこのことも踏まえて、先ほど市立図書館のことも市長に申し上げましたけども、やはりそういった公共施設の利活用については、あらゆる角度から維持管理も含めて調査研究を急がなければならない事案ではないかなと思います。ほかの同僚議員も質問されたのも、もちろんそれが重要課題であると。今人吉市におかれる1つの重要課題であるということ認識をされて質問をされたと思います。

ここは市長にお聞きをいたしますが、市長御自身、先ほどと重複されるかもしれませんが、この公共施設の利活用、また維持管理、これについての今後の方向性をお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画の策定によって、本市の公共施設の現状といったものが明確になるものと考えております。人口減少を初め、加速化する縮小化社会の中で、公共施設を初め、インフラの維持、更新などをどうしていくのが重要な課題の1つであるとの認識をしております。

お尋ねの公共施設の利活用におきましては、設置目的と利用などの現状、時代背景などの変化、施設自体の状態等もあり、廃止、統廃合、複合化、更新、改修等の長寿命化等を決定していくこととなります。本市におきましても、今後、市庁舎移転建設も含め、公共施設等の更新のための財源確保が非常に厳しい中で、公共施設を維持していくための費用は相当な額となることが予想されますが、適切な圧縮目標を掲げ、公共施設等の総量最適化等を推進していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 先ほど、今松岡市長も述べられましたけども、やはりこのことは市庁舎特別委員会でも、きちっとした重要な議題の1つになっているという認識であると思っております。そういった中で、やっぱり公共施設についても、村山公園テニスコートですか、来年の県体に向けて改修をしなくてははいけない。これは建築取得年月日ないわけですね。いつつくられたかというのを、私の持つてる資料の中には記載されてないわけです。でも、こういったものも、また出てまいりまして、そういう費用もかかってくる。こういったことも今後重要になってくるとは思いますが、今までは公共施設のことをお聞きしましたけど、1点だけお

聞きしておきたいと思います。

人吉市があります普通財産の取り扱いについて、少しなかなか平地であるけれども、どうして売却してないのというような市民からの問い合わせもございました。この普通財産について、売却を進めていこうという方向であると認識はしておりますが、今後どのように売却を進めていくのかお聞かせをいただきます。総務部長、よろしくお願いいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市が所有します普通財産のうち、これは利活用が見込めない土地や建物、いわゆる遊休資産と申しますけども、そういうものに関しましては、これは財源確保のために売却するという方向で、これまで取り組んできたところでございますし、これからもそれは基本となっております。当然これは熊本県あたりも自主財源の確保のための一手として、財源確保の手段として上位に挙げておりますので、本市もそういうふうな状況も踏まえているということでございます。しかしながら、売却処分の過程において問題が発生し、売却することができなかった事例もございます。市有地を例にとってみますと、古くは明治時代の抵当権や地役権、地上権が残っておりまして、相続関係が複雑に絡み権利の解消ができず、売却することができなかったもの、土地、あるいは隣接地との境界が実際の境界と違っており、境界の問題が解決できず、結果、売却することができなかった土地、そういうものがございました。それでも市が所有する遊休資産につきましては、売却可能な物件は極力売却するという方向には変わることなく、これは今後も引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 明治時代ですか。明治時代からのやつが残っておられると。ちょっと存じ上げなかったですね。やっぱりこれがある限り売却というのは難しくなってくると、ほかのところスムーズにいくならば、売却も進めたんだろうと思いますけども、簡単に売却売却というわけにはいきませんですね。こういった普通財産の中でのこういった問題が出てくるということで、非常に複雑になってくると思いますので、そういったこともできる限り解消していただいて、やはり普通財産の売却で財源の確保には向けていただきたいと、向かっていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。ふるさと納税についてでございます。これにつきましては、同僚議員の宮原将志議員が12月議会で触れていただきました。これは、施政方針を読んでおりまして、施政方針でもありましたけれども、喜ばしいことだと私は思っております。施政方針の数字では、888件の方から1,360万4,800円、この1年間の間に御寄附をいただいた。過去にさかのぼりまして、平成20年から始まっております、この6年の間と大体同額ぐらいの寄附をいただいたと。私が持つてる資料では、2月末、これは1月末の数字でしたよね、施政方針の場合。2月末では920件、1,430万4,800円、まだ1カ月の

間にまたふえてるということでございます。これ貴重な財源であることは明確でありますし、さまざまな取り組みをされておりまして、寄附をいただいた方は95%の本市外の方から、本市からは5%だというふうに、宮原議員のときの質問で答弁がっております。

そこで、このふるさと納税の返礼品につきまして、お尋ねをしておきたいと思います。今の返礼品の現状についてお尋ねをしておきます。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

本市のふるさと納税では、1万円以上の寄附者に対し、本年度から返礼品を送付しているところでございます。返礼品の種類は、米、みそ、しょうゆ、焼酎、天然鮎、お茶、シイタケなど、33種類をそろえております。いずれも地元産品でございますが、特に他の自治体にはないものとして、くま川下りの貸切船やくま川鉄道の田園シンフォニーの1両往復貸切券なども用意をしているところでございます。

これらの返礼品の中から寄附金額に応じ、寄附者の希望の返礼品を1点、または複数の組み合わせとしてお送りをしているところでございます。平成28年2月末現在、1,022件のお礼の品の申し込みのうち、上位が米、みそ、鮎、シイタケの549件でございます。全体の53.7%を占めているところでございます。なお、くま川下りの貸切船に今年度2件のお申し込みがあるところでございます。

次に、返礼品送付に要する経費でございますが、公金支払いサービス利用料、ポータルサイト利用料、商品代金及び配送費用を合計をいたしますと、平成28年1月末現在、644万1,825円となっております。昨年4月から本年1月までの10カ月間の寄附金総額1,360万4,800円に対し、約47%を経費として支出している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 47%が経費にかかると。しかしながら、この返礼品、よくくま川下りの貸切を入れていただきましたね。大変、このくま川下りについては、私はいい思い出は余りありません。大変苦勞した思い出があるばかりでございますが、こういったふうに、やはり利用率を上げていただくという気持ちがあるなら、私は苦い思い出もありますけれども、いい思い出になっていくんじゃないかなと思います。また、田園シンフォニー、これもまた貸切もメニューに入れられてると。よく考えられたなと思っているところでありますが、ただ、全国にはまだまだすごい自治体がございます、九州でもあります。私が持っている資料で申し上げますけど、2015年から4月1日、9月30日の総務省の調べということでございますが、人吉市から約1時間で行きますと、都城市がございます。ここランキング1位になっておられます。金額が最初130万円かなと思ったら、いや、1,300万円かな、13億円なんです。また、先日は平戸市は14億円ぐらい寄附があつてると。ほかのところ頑張っていらっしゃるなと思つてるところです。宮原議員の御質問のときに、松岡市長、平戸市

長ともお話をされた先駆的な市であると。私も何度かまいりましたけども、六角井戸があり、和蘭商館跡がありと、情緒豊かなところでありますけども、本市も負けないぐらい情緒があつて、九州の古都と言われてる場所でございます。

そこで、先ほども申し上げましたけども、田園シンフォニーさん、くま川下りさんのメニューを入れましたけども、今後、どのように充実を図っていかれるのか。これについてお聞きしておきたいと思います。市民部長、申し上げます。失礼いたしました。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

機構改革で平成28年度からは総務部のほうに移ってまいりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

ふるさと納税で高額な寄附をいただいている自治体の多くが、これはシンボリック、要するに象徴的な返礼品を準備しているのは周知の事実でございます。先ほどおっしゃいましたけども、言い方が適切かどうかわかりませんが、そこが1つのセールスポイントだと捉えております。九州では、議員もおっしゃいました長崎県の平戸市さん、それから佐賀県の上峰町さん、それから、最近では宮崎県の都城市さん、もうそれこそ上位にランキングされているようでございます。多くの自治体が高級牛肉、カニなどの海産物、それから旅行券、工芸品、遊園地や水族館の貸切等々、創意工夫を凝らしているように、本市も今度シティプロモーション推進室なるものをつくって、強化を図っていきたいと思っておりますので、さまざまに充実に向け研究をしていきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 総務部長がお答えになりましたけども、シティープロモーションについて、多分こちらのほうとリンクをされていかれるんだろうと。これまた新設でございますので、こういったふうに縦割りになって横割的に進めるということは、以前もそういうふうに進めていかれたんでしょうけど、こういうのは、さらに柔軟性をもっていかれたほうがいいと思います。丸々この1,360万円が残るわけではありませんけれども、こういった財政難、財政が厳しいときには、こういった財源は大切に使えるものではないかなと思っております。

この応援メニューというのがございますけれども、6区画ありますね。1つはふるさと自然環境及び地域景観保全・活用するための事業とずっとありまして、最後にその他目的達成のために市長が必要とすると認める事業ということでございますけども、平成20年度から過去においては、やはり一番最初のふるさとの自然環境、6番目、そのあとの将来の地域を担う子供たちを応援する事業、そして、先ほど申し上げました、その他市長が必要と認める事業というのが200件を超えているという資料をいただいておりますが、これにつきまして、じゃあ、これまでいただきましたふるさと納税をありがたい財源とした事業を

まずお聞きしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

これまでの活用でございますけども、寄附の使途についての選択項目の中で、最初におっしゃいましたその他市長が認める事業ということで、平成22年の日野熊蔵初フライト100周年事業に100万円をあてさせていただいております。それから、子供たちを応援する事業といたしまして、平成27年に高校生をアメリカ合衆国のサンノゼに派遣いたしました青雲の志事業に200万円、同じく中学生を静岡県牧之原市に派遣いたしました郷土愛はぐくみ事業に160万円をあてさせていただいております。また、今議会に御提案をしております平成28年度の予算、一般会計予算の中でも、ふるさとの自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業といたしまして、景観計画策定委託料に606万円を、それから歴史や文化資源を保存・活用するための事業といたしまして、犬童球溪音楽祭70周年記念公演委託料に100万円を、それから観光振興の充実など、活力に満ちたまちづくりのための事業といたしまして、青井阿蘇神社の蓮池の転落防護柵設置工事に370万円を充当する予定として、予算の中に現在、財源を組み入れているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） ありがたいことですね。貴重な財源をいただいているのを思います。このふるさと納税について質問をしてみましたけども、やはりこれについては、これにも賛否両論あるわけですよ。ふるさと納税いいないいなと言うけども、やはり別の意味で課題もあるというふうにお聞きをしておりますが、私はこれについては先ほど申し上げたように、大いに推進をしていただいて、今厳しい財政の中でありますので進めてまいりたいと思いますが、5時前になってまいりましたので、少しふるさと納税につきまして触れましたので、市長に今後のことで1つお聞きをしておきたいと思います。

今議会の一般質問の中でよく出てきましたのが、財政が厳しい中でのという言葉が一番多かったと思います。これはもう明確でありますので、申し上げますけど、こういったことについて、ふるさと納税をいただいておりますけれども、この厳しい財政の中で、市長が任期中に、例えば使用料を上げるなりとか、非常に設置導入が難しいとされている目的税の導入とか、そういうことについて市民の負担をふやすということがないように、私は思っておりますが、そういったお考えは、このふるさと納税についても触れられても結構でございますので答弁をいただきたいと思います。非常に設置が難しい、導入が難しい目的税は高いハードルがあると聞いております。公共施設の利用料を値上げとか、そういったことが任期中に行われるということがお考えの中にございますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、私のほうからふるさと納税を今後どのように充実し、活用していくのかということ

について、お話をさせていただきたいと思いますが、本当におっしゃりますとおり、多額の御支援を賜りたいというのは、他の自治体同様に、本市も最も願うところでございます。しかしながら、この事業は非常に多面的といえますか、戦略的な事業としても位置づけておりました、いわゆる地域の特産品、観光、農業、自然を売り出すツールとして、あるいは地域イメージそのものをアピールする事業として新設いたしますシティプロモーション推進室において、メインの事業の1つとして展開、そして活用をしてみたいと考えております。そういった意味でも、農林水産業関係者の皆様、観光関連の皆様、物産や商工関係の皆様などと連携強化、そして現在は委託をしておりますが、事業手法、あるいは情報戦略の研究、地域おこし協力隊の活用など、充実のためにはまだまだ改良の余地は大きいと認識しております。

そして、目的税といえますか、財政状況が大変厳しい中、施策を実現するために、今後市民の負担をふやすことはないのかという御質問に対してでございますが、本市財政の厳しい現状は議員御指摘のとおりであり、皆様に御理解いただいているところでもございます。この財政状況を打開する手段としましては、まず、第一に事務事業の厳しい見直しと、本来収入とすべき歳入の確保に全力を尽くすべきものでございまして、ふるさと納税などの歳入確保も含めまして、そういったことに全力を挙げてまいる所存でございます。

市民負担をふやさないのかという、議員の御質問でございますが、使用料等につきましては、消費税率の改定、施設管理や当該事業運営上の必要性により改正するということもあり得ないことではございませんが、少なくとも私が公約として掲げました108つの施策事業実現のために、市民の負担をふやすということは本末転倒でございますので、私の念頭にはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） ふるさと納税の今後の充実についてと、市民の負担の108つの施策についてもあわせて質問をいたしましたので、合算して申しわけなかったなと思いますが、一応、整理をいたしますと、さまざまな機関がございまして、人吉市の中でも、市政の中でもブランド化を推進されてる部分もありますし、先ほど言いましたくま川下りさんの推進、田園シンフォニーのくま川鉄道さんの再建と、そういったことを視野に入れた充実を図っていかれると私は思っております。

また、返礼品につきましては、余り過敏にならないようにしながら、でも人吉市のプロモーションにつながればなと思っております。実は、人吉市について、私は旅行会社に勤務しておりましたので、問い合わせがっております。人吉市っていろいろありますよねと。そういったことにつきまして、私どもも協力は惜しまないつもりでおります。

それから、市民の負担をふやさないようにすると念頭に置かれております。やはり今の

人吉市の状況というのは、先ほども繰り返し申し上げますけども、大変財政が厳しいというところでございますけども、繰り返しになりますけども、歳入をふやすという施策と一緒にやっていかなければいけないと、ここで申し上げておきたいと思っております。

最後になりますけれども、太宰治の小説の中に1点ありますけれども、第1章、書物の名前は申し上げますけども、恥の多い生涯を送ってまいりましたという、一文が入っている小説がございます。それを私も今読んでいますところではありますが、恥はかいて、どんどんかいてやっていきたいなと私も思っているところがございますけども、松岡市長もそういった汗と恥とかかいていいじゃないですか。どんどんどん進めていかなければ、私は決して松岡市長にこうやってるわけではありません。是は是、非は非でありますけれども、きっちと市政運営に当たっていただきたいと思っております。

最後に、3月31日におかれまして退職されます加賀次長、そして、岳尾課長につきましては、長年お疲れさまでございました。今後の御活躍を御祈念申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

---

---

#### 日程第2 議第53号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、議第53号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第3 議第54号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第54号損害の賠償についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第4 諮第1号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第4、諮第1号給与その他の給付に関する処分についての審査請求における裁決についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（田中 哲君） ないようですので、質疑なしと認めます。  
本案についての質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第5 委員会付託

- 議長（田中 哲君） 次に、日程第5、委員会付託を行います。  
お諮りいたします。議第1号から請第1号までの45件を一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。  
よって、各議案を局長より付託いたします。

- 議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。  
付託事項は、お手元に配付しております平成28年3月第1回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号）につきましては、3ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第17号平成28年度人吉市一般会計予算につきましては、4ページの〔別記2〕に記載のとおり、議第42号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、5ページの〔別記3〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。  
以上でございます。

---

## 各委員会付託事項表

議第1号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第3号	平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号）	各委 [別記1]
議第4号	平成27年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）	総文
議第6号	平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第7号	平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第9号	平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）	厚生
議第11号	平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第13号	平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第15号	平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第16号	平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）	経建
議第17号	平成28年度人吉市一般会計予算	各委 [別記2]
議第18号	平成28年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
議第19号	平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第20号	平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第21号	平成28年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第22号	平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	厚生
議第23号	平成28年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第24号	平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第25号	平成28年度人吉市国民宿舎特別会計予算	経建
議第26号	平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
議第28号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第31号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第32号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第33号	人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第34号	人吉市職員の退職管理に関する条例の制定について	総文
議第35号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第36号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総文
議第37号	人吉市行政不服審査会条例の制定について	総文
議第38号	人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の制定について	総文

議第39号	人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第40号	人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について	総文
議第41号	人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	厚生
議第42号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	各委 [別記3]
議第43号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第44号	人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第45号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第46号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第47号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第48号	損害の賠償について	厚生
議第49号	損害の賠償について	経建
議第50号	人吉下球磨消防組合規約の一部変更について	総文
議第53号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第54号	損害の賠償について	厚生
諮第1号	給与その他の給付に関する処分についての審査請求における裁決について	総文
請第1号	国道445号に計画されている上空通路建設計画に対して意見書提出を願う請願	経建

[別記1]

議第3号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第5条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費） 12款 公債費 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 継続費の補正（10款 教育費） 第3条 繰越明許費の補正（2款 総務費及び10款 教育費） 第4条 債務負担行為の補正（2款 総務費（1項 総務管理費）及び10款 教育費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 第4条 債務負担行為の補正（2款 総務費（3項 戸籍住民基本台帳））
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費） 第3条 繰越明許費の補正（6款 農林水産業費、7款 商工費及び8款 土木費）

[別記2]

議第17号 平成28年度人吉市一般会計予算	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算（全款）</p> <p>第3条 地方債</p> <p>第4条 一時借入金</p> <p>第5条 歳出予算の流用</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費）</p> <p>12款 公債費</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>5款 労働費（1項2目 シルバー人材センター費）</p> <p>11款 災害復旧費（1項 厚生労働施設災害復旧費）</p>
○経済建設委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>5款 労働費（1項1目 人吉球磨地域技能振興費）</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費）</p> <p>第2条 債務負担行為（7款 商工費）</p>

[別記3]

議第42号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○厚生委員会 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内、地球の環（わ）をまもり隊に関する部分

○経済建設委員会 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内、景観計画策定審議会に関する部分

[提出請願件名]

請第1号 国道445号に計画されている上空通路建設計画に対して意見提出を願う請願

---

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時01分 散会

# 平成28年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第6号）

平成28年3月24日 木曜日

## 1. 議事日程第6号

平成28年3月24日 午前10時 開議

- |       |       |                                                            |
|-------|-------|------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議第28号 | 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第2  | 議第31号 | 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 日程第3  | 議第32号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4  | 議第33号 | 人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第5  | 議第34号 | 人吉市職員の退職管理に関する条例の制定について                                    |
| 日程第6  | 議第35号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第7  | 議第36号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について                          |
| 日程第8  | 議第37号 | 人吉市行政不服審査会条例の制定について                                        |
| 日程第9  | 議第38号 | 人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の制定について                               |
| 日程第10 | 議第39号 | 人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について                                 |
| 日程第11 | 議第40号 | 人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第12 | 議第50号 | 人吉下球磨消防組合同規約の一部変更について                                      |
| 日程第13 | 議第53号 | 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について                          |
| 日程第14 | 諮第1号  | 給与その他の給付に関する処分についての審査請求における裁決について                          |
| 日程第15 | 議第1号  | 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）                        |
| 日程第16 | 議第41号 | 人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例                                  |

総文

		の制定について	
日程第17	議第43号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第18	議第44号	人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第19	議第45号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第20	議第46号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第21	議第47号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第22	議第48号	損害の賠償について	
日程第23	議第54号	損害の賠償について	
日程第24	議第49号	損害の賠償について	各委
日程第25	議第42号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第26	議第3号	平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号）	各委
日程第27	議第4号	平成27年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）	総文
日程第28	議第6号	平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	
日程第29	議第7号	平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	厚生
日程第30	議第9号	平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）	
日程第31	議第11号	平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）	
日程第32	議第13号	平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第33	議第15号	平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	経建
日程第34	議第16号	平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第35	議第17号	平成28年度人吉市一般会計予算	各委

日程第36	議第18号	平成28年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	— 総文
日程第37	議第19号	平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	} 厚生
日程第38	議第20号	平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第39	議第21号	平成28年度人吉市介護保険特別会計予算	
日程第40	議第22号	平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	
日程第41	議第23号	平成28年度人吉市水道事業特別会計予算	
日程第42	議第24号	平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	
日程第43	議第25号	平成28年度人吉市国民宿舎特別会計予算	} 経建
日程第44	議第26号	平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	
日程第45	議第51号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第46	議第52号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第47		市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告	
日程第48		治水・防災に関する特別委員会委員長の報告	
日程第49		人吉球磨広域行政組合議会の報告	
日程第50		人吉下球磨消防組合議会の報告	
日程第51		委員会の閉会中の継続審査及び調査について	

---

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1から日程第51まで議事日程のとおり
- 

## 3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君

14番	村 上 恵 一 君
15番	永 山 芳 宏 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	仲 村 勝 治 君
18番	田 中 哲 君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	松 田 知 良 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	井 上 祐 太 君
市 民 部 長	今 村 修 君
健康福祉部長	村 口 桂 子 君
経 済 部 長	福 山 誠 二 君
建 設 部 長	大 淵 修 君
総 務 部 次 長	小 林 敏 郎 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	柳 瀬 恵 子 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
総 務 課 長	小 澤 洋 之 君
企画財政課長	丸 本 昭 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
水 道 局 次 長	中 川 一 水 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	松 岡 誠 也 君
教 育 部 次 長	告 吉 眞 二 郎 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
選挙管理委員会 事務局 局長	瀬 上 雅 暁 君
農 業 委 員 会 事務局 局長	荒 毛 正 浩 君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
-----	-----------

兼長  
長係  
務事  
庶議  
書

君  
君  
君  
千  
京  
禎  
惠  
子  
敏  
椎  
葉  
上  
坂  
井  
白

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

---

---

#### 日程第1 議第28号から日程第14 諮第1号まで

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第28号から日程第14、諮第1号までの14件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 皆様、おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第28号から日程第14、諮第1号までの14件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第1、議第28号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、現下の厳しい財政状況のもと、市長が掲げる108の事業実施に向けた財源の一部とするため、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員について、本年4月からそれぞれの任期の間、給料月額を減額して支給することとあわせて、下水道使用料の徴収誤りに関して責任をとる形で、本年4月から、市長、副市長の給料月額からそれぞれ2カ月分を減額するため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程で委員より、給与の一部返納は条例改正すればよいのか。なぜ、この時期の減額改正なのかなどの質疑があり、執行部より、寄附行為に抵触するおそれがあるので条例改正を行う。このタイミングとなったのは、初めて当初予算編成を行う中で、財政調整に苦勞し、基金を取り崩すなど、厳しい状況を目の当たりにしたことが大きい要因であるといった答弁がありました。また、厳しい状況は市議時代にわかっていたはずではとの質疑に対し、執行部から、当然厳しい状況はわかっておられたが、身をもって改めてわかったとのこと。基金を取り崩してまで財源を補っている状況を少しでも打破したく、身をもって覚悟を示すものであるといった答弁がありました。

意見として、市長を初め、それぞれ重責があり多忙でもある。その対価として当然もらべきものではないか。わかっていたなら昨年できていたはず。また、減額改正の前例がある中で、今回に限ってこういう議論が進むのはどうかというものがありました。本案に反対との意見がありましたので、採決は挙手により行った結果、賛成多数により原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第2、議第31号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

については、国の給与制度の総合的見直しに準じて職員の給与の改定を行うこと、及び行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。行政不服審査法の全部改正に伴う改正については、この引用部分を改正するものであり、給与制度の総合的見直しについては、給料表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳代後半層の職員が多く在職する号俸を最大4%引き下げる。2級13号給からは全体的に下がり、5級以上は1万円以上下がることになるとの説明がっております。

委員からの質疑に対し、附則第3項の経過措置は、当分の間下がった分の差額を現給保障として支給するものであり、若い職員は早くて1年から2年、50歳代は場合によっては退職まで追いつかない職員も中にはいるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第32号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法及び学校教育法の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものです。改正内容は、地方公務員法の引用部分の繰り上げに伴う改正と、小中一貫教育を行う新たな学校の種類として、義務教育学校が新たに規定されたことに伴う引用部分の改正で、2本の条例改正をあわせて行うとの説明がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第4、議第33号人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員の公用車出張に伴う日当の支給を廃止するため、条例の一部を改正するものです。公用車による出張ですので、原則、九州管内が対象ですが、九州管内であっても、公共交通機関を利用する出張の場合は従来どおりの日当を支給し、市長等の特別職及び市議会議員も市職員同様の取り扱いになるとの説明がっております。

委員からの質疑に対し、県下各市の状況は半日当については支給しない方向であるが、そのやり方は、管内に限りまたは県内や九州内に限りとかまちまちである。行政改革大綱に位置づけられており、今回の提案となった。半日当をやめることで、年間約200万円の削減となるなどの答弁があり、また意見として、このことが職員のやる気をそぐことにつながらないよう考慮して進めてほしいというものがございました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第5、議第34号人吉市職員の退職管理に関する条例の制定については、職員の退職管理について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。元職員のうち、一定の幹部職員は、離職する5年より前にその職務についていた職務に関し、同様に離職後2年間の働きかけを禁止するもので、働きかけが禁止される職務というのは、市と当該営利企業等との間で締結される売買、貸借、請負、その他の契約であって、離職前の職務に属するものであり、離職時の任命権者への再就職情報の届け出義務、違反した場合の罰則も規定

されております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第6、議第35号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。昨年12月議会にも一部改正を行っておりますが、今回は改正した部分の一部で、さらに調整率の改正が行われたので改正するとの説明がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第7、議第36号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例を整理するため、条例の一部を改正及び所要の改正をするものです。行政不服審査法の全部改正においては、不服申し立ての種類を審査請求に一元化、公平性の向上の観点から、審理員制度の導入、行政不服審査会への諮問手続の新設、審査請求人等の手続保障の拡充、また使いやすさの向上の観点から、審査請求期間を3カ月に延長、迅速性の確保等がなされており、関係する人吉市情報公開条例ほか、全部で7本の条例改正となっているとの説明がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第8、議第37号人吉市行政不服審査会条例の制定については、議第36号と同様に行政不服審査法の全部改正に伴い、市長の諮問機関として設置する人吉市行政不服審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため新たに条例を制定するものです。

委員からの質疑に対し、税とか社会保険とか全ての行政分野が対象となるが、審査請求があった時点でその内容に応じ、どういう識見を持った方がよいのかを考慮し、弁護士、大学教授、医療関係、市職員OBなど、それぞれの分野で精通した方を人選するとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第9、議第38号人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の制定については、議第36号及び議第37号と同様に、行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査に係る手数料について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

委員からの質疑に対し、手数料の減免については税の減免と同様な形で行っていくと考えるが、具体的に国から示されていない。具体的な要項などで定めることになると答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第10、議第39号人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続法の一部改正に伴い、処分等の求め及び行政指導の中止等の求めについての手続を定め、並びに所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。本市においても、

行政指導を人吉市行政手続条例で定めているので、国の行政手続法と同様に改正を行い、条文が加わった関係で目次の改正を行い、あわせて法制執務上の所要の改正を行っているとの説明がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第11、議第40号人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定については、本年4月1日から組織機構改正を行うことに伴い、関係する条例の一部を改正するものです。改正する条例は5本であり、企画財政課が企画課と財政課に分離されることによるもの。あわせて附属機関等の設置条例について、条例題名の「設置」という文言を削る改正との説明がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第12、議第50号人吉下球磨消防組規約の一部変更については、一部事務組合の規約の変更は、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があり、本市を初め構成6市町村において、3月議会で同文議決を行うものです。第12条第2項で、市町村の負担割合については、交付税の消防費の基準財政需要額に相当する額の100分の60を基準として定めてありますが、実際には大きくかけ離れた状況であり、県内の他の消防組合では既に改正され残っていないとのことであります。市としては、100分の60という趣旨を尊重してもらいたいものの、現実として本市負担割合も基準財政需要額の7割を超えている状況であり、実情に則していないという趣旨も理解できること。予算編成に当たっては、構成市町村の消防・財政担当課長を集めて十分説明がなされていること等をかんがみ、了承したということでした。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第13、議第53号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、議第35号と同様に、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正と、特殊公務災害に係る公務上の災害の場合の調整率を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第14、諮第1号給与その他の給付に関する処分についての審査請求における裁決については、処分庁である人吉市教育委員会が人吉市職員の退職手当の支給に関する条例により、退職手当支給制限処分（全部不支給）としたことに関し、その処分について審査請求人及び審査代理人が審査庁である人吉市長に対し、当該処分の取り消しを求める審査請求をしたものであり、給与その他の給付に関する処分についてなされた審査請求に対し裁決することについて、地方自治法第206条第4項の規定により議会に諮問されたものです。

審査庁の判断としては、処分庁が行った退職手当を支給しないという処分が社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を逸脱または乱用したと認められる場合でない限り、裁量権の範囲内にあるというべきである。判例など出ているが、国家公務員退職手当法の運用方針に準じ

て行っており、それがよりどころとなっている。仕事上のプレッシャーがあったことは理解できるが、飲酒運転をしてもいい、またはすることは仕方がないというところまではいっていない。酔いをさますなど、回避行動をしていない。代行を呼べばという考えもあったと供述している。新聞報道もあり、市長も3カ月の減給という重い処分が科せられている。生活給や退職褒賞としての部分は、退職手当法の運用方針には示されていない。このようなことから、本件処分は処分庁の裁量の範囲内であり、審査請求人の申し出には何ら理由がないため、本件審査請求を棄却するものとの説明があつております。

委員からの質疑に対し、不服があつた場合は熊本県知事に対しての再審査請求、または訴訟を起こすことになる。懲戒免職及び退職金不支給の処分は書面で交付したが、その際には本人から特に何もなかった。本人から経緯や事情、理由や背景について聞き取りをし、後日改めて内容確認をしてもらったが指摘もなかった。また、懲戒等審査会の中で弁明の機会もあったが、本人からはただただ謝罪があるのみで、内容についても言及はなかった。私情を入れてはいけませんが、何十年も一緒に仕事をした職員で、退職金だけはどうかにならないかという意見も審査会の中であつたが、内容的には現状では厳しかったとの答弁がありました。意見として、飲酒してすぐの事故であり、重大事故につながる恐れもあつた。行政庁の処分は妥当であるというものでありました。

慎重審査の結果、全員一致により、諮問のとおり異議ないものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第28号につきましては、討論の要求があつておりますので、これより討論を行います。7番、犬童利夫議員の発言を許可いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君）（登壇） 議第28号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

この条例改正案の下水道使用料の徴収誤りに関する減額措置について、その減額の期間及び額については理解しているところであります。人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨は、現下の厳しい財政状況のもと、市長が掲げる108の事業実施に向けた財源の一部とするために、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額を、市長の任期中及び教育長と常勤の監査委員はそれぞれの任期満了日まで減額するというものであります。

松岡市長は就任当初、平成27年6月第4回定例会において、人吉市長等の給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例を提案され、市長等の給料等を減額する期間が満了したことに伴い、常勤の監査委員及び教育長の給料等についても市長等の給与等に準じた措置をとるため、条例の一部が改正されました。また、その改正内容は、給料月額を7月1日から減額措置の前の額にする規定を加え、期末手当については、5月、6月分の給料減額分を6月の期末手当に調整額として加算する規定を加え、満額の支給の改正でありました。このことは人吉市特別職報酬等審議会の意見を尊重されたものであると理解しているところであります。市長は市民の付託により行政の執行をされている者であり、その役務の提供に対する対価として、給与が支給されるものと理解しているところであります。また、副市長、教育長及び常勤の監査委員もしかり、その役務の対価として給与が支給されているものであります。さらに、市長は市民の代表であります。トップでもあります。職員の管理、監督責任がある立場であり、その責任を負うのも、その責務と考えるところであります。

市長は、初めての当初予算編成で、厳しい財政が身をもってわかり、特別職が身を切る覚悟をし、給与月額の減額を提案したとのことでありますが、議員時代から市の財政状況は当然わかっておられたと思うところであります。選挙の公約とされていない人吉市長等の給与の減額は、市民の納得と理解が得られないと思います。支給される給与のうち、一定部分を返還すること、また給与請求権の一定部分をあらかじめ放棄することは公職選挙法の寄附の禁止に抵触することから、条例の一部を改正し、給与の暫定的な減額措置を講じるというものであります。法令的には何ら問題のないところでありますが、このままこの議案が可決されることになれば、これが1つの前例となりかねません。

また、そのことと、市政の発展は全く別次元の問題であると思うところでもあります。まずは市税等の徴収など、歳入につきまして引き続き英知を出し、精いっぱい努力しなければならないと思うところでもあります。最小限の経費で最大の効果を上げることは、行政の課題であり目標でもあります。公約の財源の捻出は市長が述べられているように、まず市の事業全体の見直しを行い、財源確保のめどを立てて、事業の緊急度、優先度を図りながら、公約実現に向けて執行すべきであると思います。

以上のような理由から、議第28号の議案に反対いたします。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、分割して行います。

まず、議第28号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第28号について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立少数。

よって、議第28号は否決されました。

次に、議第31号から議第53号までの12件について採決いたします。

お諮りいたします。議第31号から議第53号までの12件について総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第31号、議第32号、議第33号、議第34号、議第35号、議第36号、議第37号、議第38号、議第39号、議第40号、議第50号、議第53号は、原案可決確定いたしました。

次に、諮第1号について採決いたします。諮第1号についての委員長報告は、諮問のとおり異議ないものとするものであります。

お諮りいたします。諮第1号は、委員長報告どおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第1号は、諮問のとおり異議ないものと決しました。

---

---

#### 日程第15 議第1号から日程第23 議第54号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第15、議第1号から日程第23、議第54号までの9件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第15、議第1号から日程第23、議第54号の9件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第15、議第1号専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）は、地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布及び施行されたことに伴い、平成28年1月1日に専決処分しました人吉市税条例の一部改正で、改正の内容は、市民税と特別土地保有税の市税の減免申請に個人番号の記載を要しないこととなったことに伴う条例の一部改正です。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認しました。

次に、日程第16、議第41号人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定については、平成26年6月13日に消費者安全法が一部改正されたことに伴い、同法第10条第2項の規定に基づき設置する消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関することについて、必要な事項を条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するもので、平成28年4月1日から施行されます。

委員からは、相談員の資格や面接に関する質疑のほか、守秘義務違反が発生した場合の罰則規定について質疑が出され、執行部からは、改正された消費者安全法に職務に携わる

者の守秘義務と、それに違反した場合の懲役や罰金を定めた罰則規定があるとの説明がありました。また、委員からは、消費生活センターの相談員は困っている方の相談を受ける立場であるので、きちんと職務を遂行されていると思うが、そのようなところに勤務しているという意識づけの習慣の必要性と採用時の面接のあり方に関する意見が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第17、議第43号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険税のうち、医療給付費課税額の均等割額を2万8,800円から2万4,900円に、介護納付金課税額の均等割額を9,600円から1万3,500円に改定することに伴い、条例の一部を改正するものです。平成28年度以降の年度分から適用され、平成28年4月1日から施行されます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第18、議第44号人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部改正に伴い、地方税の徴収猶予及び換価の猶予について必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、猶予に係る徴収金の分割納付等、猶予申請書における記載事項や添付書類、訂正期限、担保の徴収基準、また申請による換価の猶予における申請期限などで平成28年4月1日から施行され、経過措置も定められています。

委員からは、これまでの状況と実際改正された後の事務処理等に関する質疑があったほか、猶予における判断は慎重に行うべきだが、この制度を有効に使うことで収納率の向上につなげてほしいという要望が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第19、議第45号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、並びに建築基準法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

第1条では、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所において、当分の間保育士の配置等について、特例的運用が認められ、平成28年4月1日から施行されます。第2条では、さきの事業所において特別避難階段の構造基準を改正するもので、平成28年6月1日から施行されます。

委員からは、事業所への制度の周知や保育園の利用状況に関する質疑のほか、今後の保育所の新設に関する質疑が出され、執行部からは、現行の保育所の定員と園児の数を比較すると、特段の事情が発生しない限り、認可の方向にはいかないであろうなどの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第20、議第46号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

これは、要介護1から5までの方が利用するサービスで、現在県が指定している小規模型通所介護が、利用定員19人未満の地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に、また利用定員9人以下の療養型通所介護が、市が指定する地域密着型サービスに移行します。移行後は、指定権者が県から市に変更になり、各種届け出の提出先が市に変更になり、運営推進会議の設置などの規定が盛り込まれます。また、市の独自基準として、記録の保存年限が今までの2年から5年間に変更され、平成28年4月1日から施行、経過措置も設けられております。

委員から、運営推進会議の構成や移行後の市の事務量などに関する質疑が出され、執行部からは今回の改正で該当する事業所は12事業所あるが、どうなるかは不確定であるので、今後増加するようであれば、対策を検討したいなどの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第21、議第47号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

これは、要支援1・2の方の介護サービスに関するもので、既に地域密着型である地域密着型介護予防認知症対応型通所介護について、運営推進会議の設置などの規定が盛り込まれるほか、市の独自基準として、記録の保存年限が今までの2年から5年間に変更され、平成28年4月1日から施行、経過措置も設けられています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第22、議第48号損害の賠償については、平成27年12月9日に判明した願成寺墓地敷地内の樹木が根腐れにより倒れ、相手方の墓石が破損した事故に関し、相手方と人吉市の間で損害賠償の額を決定し和解するもので、委員会で現地視察を行いました。

委員からは、市有墓地の管理状況や使用料に対する質疑があり、執行部からは、国の制度を活用して市有墓地と民有墓地の全件調査を実施し、管理台帳を整備中である。使用料は要項に基づき徴収していないなどの説明がありました。なお、委員からは、市有墓地には民家と隣接しているところもあり、墓地という特性もあるので、管理には細心の注意を払ってほしいという要望が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第23、議第54号損害の賠償については、平成27年10月30日午後1時50分ごろ、市公用車が国道219号を錦町からあさぎり町方面へ走行中、店舗から出てきた相手方1車両と接触。双方の車両は接触後に、公用車は道路構造物に接触、相手方1車両は対向車線に停止していた相手方2車両に接触したことにより、公用車、相手方1車両、相手方2車両及び道路構造物が損傷した事故に関し、相手方と人吉市の間で損害賠償の額を決定し和解するものです。

委員からは、当時の天候状況や事故の状況などに関する質疑があり、執行部からは、当時は雨天ではなかったこと、双方大きなけがはなかったことなどの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 厚生委員長にお尋ねをしておきたいと思います。

まず、議第45号であります。人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ですが、委員長の報告の中で、建築基準法施行令等が改正をされて、この施設において、特別避難階段の構造等が変わったというふうなことで報告がありました。この第2条の条文を読む中で、なかなか条文を理解することができないんですね。建築基準法施行令によって特別避難階段がどのような形になったのか、執行部のほうからの説明があっていると思っていますけども、その辺について説明をいただければと思っています。

議第46号です。人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけども、施設のほうは県指定から市のほうに権限が委譲されたというようなことに、私は受け取ったんでありますけども、市のほうに移譲された中で、市の事務量等については先ほど説明がかなりなるということでありました。そういった市のほうに権限が委譲された中で、ならば財源等についてはどうなっていくのか。その辺の財源等についてお尋ねをしておきたいと思います。

最後に議第54号です。損害の賠償について報告がありました。これ、市と相手方2人ということで、3者の事故であります。これを見ますと、市の車両に相手方1車両が衝突をして、その相手方1車両が相手方2車両に当たっている状況があると思っています。そのような中で、市の車両は相手方2車両には全く当たっていない。事故衝突していない状況がありますけども、その中で、市の責任として当たっていない車両に対する市の責任がどこにあるのか。それから、その過失割合はどういった形で認定されたのか。それがち

よっと報告の中でわかりませんでしたので、このことについてお尋ねをしておきたいと思  
います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、質疑が3項目ありましたが、正確な回答をするために暫時休  
憩をお願いしたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

---

午前11時26分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）  
16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 大変お待たせしました。笹山議員の質疑にお答えいたします。

議第45号に関する質疑で、今回の改正に伴う特別避難階段の構造につきましては、執行部  
から資料の提示を受け、屋内と階段室とは、バルコニーまたは外気に向かって開くことがで  
きる窓、もしくは排煙設備を有する付室、いわゆる部屋を通じて連絡できるようにするよう  
に改正されたとの説明を受けました。委員からの質疑はありませんでした。

次に、議第46号に関する質疑で、指定権限が市に移譲されることに伴う財源の移譲に関し  
ては、執行部からの説明はありませんでした。委員からの質疑はありませんでした。

議第54号に関する質疑については、店舗から出てきた車両Aが走行中の市公用車Bに接触、  
その後、車両Aが停止中の車両Cに接触したものです。AとBの接触事故については、双方  
走行中のため、過失割合がAが8割、Bが2割となったものです。その後、AのCの接触に  
ついては、Cは停止中のため過失はなく、走行していたAとBの過失割合8対2が市の損傷  
に対して適用になるとの報告を受けております。

以上です。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 議第54号の損害の賠償についてでありますけども、過失割合が8対2  
ということで、市の割合が2ということのようであります。

あと1点、ちょっとお尋ねをしておきたいと思いますが、この理由の中で、公用車が道  
路構造物に接触しているということを書いてあります。その道路構造物に接触したのであ  
れば、当然その道路構造物の損害の賠償も出てくるんじゃないかなと思っているんですが、  
それについては、今回、和解の相手方が個人の方2名でありますので、構造物の賠償につ  
いて何らかの説明等があったのかどうか。この点についてお尋ねをしておきたいと思いま  
す。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今の笹山議員の質疑にお答えいたします。

道路構造物の損害については、公用車Bのみが接触して破損したのですが、走行していたAとBの過失割合8対2を、道路構造物の損害に対しても適用となります。なお、損害の相手方として道路構造物が出てこなかったのは、相手方Aが既にその損害の全額の支払いを完了しており、市の過失分については、Aに対する賠償額に算入されているとの報告を受けております。

以上です。

○議長（田中 哲君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第1号から議第54号までの9件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第1号は承認、議第41号、議第43号、議第44号、議第45号、議第46号、議第47号、議第48号、議第54号は、原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第24 議第49号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第24、議第49号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。経済建設委員会に付託されました日程第24、議第49号損害の賠償につきまして、審査の結果を報告いたします。

本件は、平成27年12月14日月曜日、午前11時45分ごろ、市公用車が市道青井西間線（永国寺前道路）を走行中、運転操作を誤り、前方に停車していた相手方車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し和解するものです。市の賠償額は10万7,600円であります。本件につきましては、委員会により事故現場の現地視察を行うとともに、執行部から事故現場の写真及び双方の損害車両損傷部の写真等を添付した説明資料に基づき、詳細な説明を受けました。

審査の過程で委員から、事故当日、公用車両には何名乗っていたのか。運転歴は。運転操作を誤りとは。過失割合はとの質疑に、執行部から、当日の公用車両には、昨年採用された職員が運転し、同乗者はいなかった。運転歴は、採用後半年間は公用車の運転を控え、その後ベテラン職員同乗のもと運転させていたもので、採用後の公用車運転歴は短かった。運転操作を誤りとは、永国寺前のT字路交差点において、信号が赤に変わったためブレーキをかけたが、ブレーキペダルを踏み外し、前方で停車していた相手方軽トラックに追突

した。過失割合は市が100%との答弁がありました。また、委員から、このところ損害賠償案件や事務処理ミスが目立つ。職員は気を引き締めて業務に当たるのはもちろんであるが、個人的なペナルティーについても検討すべきではないかとの意見があり、執行部からは、職員にペナルティーを科すということは検討していないが、毎朝朝礼時に安全運転の注意を促し、十分に指導を行っていくとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第49号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第49号は、原案可決確定いたしました。

---

---

## 日程第25 議第42号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第25、議第42号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第25、議第42号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのうち、地球の環（わ）をまもり隊に関する部分について、審査の結果を報告します。

人吉市環境基本条例及び人吉市環境基本計画等において、市民、事業者及び行政による協働の取り組みを実施していくことから、地球の環（わ）をまもり隊が所期の目的を果たし、解散することに伴い、条例の一部を改正。地球の環（わ）をまもり隊隊員の報酬が規定された項目を削除するもので、平成28年4月1日から施行されます。

委員からは、解散に至った経緯に関する質疑があり、執行部から、隊員の面談結果の説明を受けました。また、解散後は個人として活動したいとの意見もあったとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者

あり)

6番。平田清吉議員。

○6番(平田清吉君)(登壇) 経済建設委員会に付託されました日程第25、議第42号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のうち、景観計画策定審議会に関する部分について、審査の結果を報告いたします。

本件は、人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第2項別表第1の都市計画審議会の部の次に、新たに景観計画策定審議会を追加し、1日当たりの委員の報酬を会長6,000円、委員5,500円とするものです。景観計画策定は、相良700年の歴史・文化と球磨川を初めとする豊かな自然が織りなす人吉市の美しい景観を守り、育て、未来に引き継いでいくために、景観の保全と景観の創造を進めていくための目標の設定や、計画区域、行為の制限といったルールづくりを行うことを目的とし、平成30年4月から施行予定の景観条例と同時進行で策定が進められることになっております。

執行部から、景観計画策定までに、景観計画策定協議会及び景観計画策定審議会をそれぞれ5回程度開催し、協議会は学識経験者、各種団体職員、公募の市民、市職員等で構成し、平成27年度から平成28年度中期までに行うワークショップ、景観資源調査や市民アンケート調査結果をもとに、計画骨子案、計画素案、計画案、条例案、運用指針案を作成する。審議会には学識経験者、関係行政機関の職員、市議会議員、各種団体の代表等で構成し、協議会で作成された計画案、条例案等を調査、審議するとの説明がありました。

審査の過程において委員から、審議会の構成案の中に議員が入っているが、景観条例は最終的に議会で審議し議決することになっているため、議会に上程する前の段階で議員が審議に加わることは問題ではないか。審議会の構成については十分検討してほしいとの意見があり、執行部から、構成案は他市の例などを参考に考えたが、今後関係部署とも協議し、十分検討したいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(田中 哲君) ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第42号について、各委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中 哲君) 御異議なしと認めます。

よって、議第42号は、原案可決確定いたしました。

---

---

## 日程第26 議第3号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第26、議第3号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第26、議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、予算委員会に付託されました歳入全款並びに第5条地方債の補正について、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、7,226万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億6,951万3,000円とするものです。今回の補正につきましては、国、県の補助事業の決定による事業費の確定や最終見込みによるもののほか、国の補正予算に係る事業費などの補正を行うものであります。

委員から、地方消費税交付金、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業補助金、子どものための教育・保育給付費負担金などについての質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第26、議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の人吉市地方バス運行等特別対策補助金と人吉市くま川鉄道経営安定化補助金に関する質疑に対し、地方バス運行等特別対策補助金については、産交バスが運営している路線25系統の赤字補填であり、補助金額は営業キロ数で案分し算出している。また、くま川鉄道経営安定化補助金については、車両及び施設の維持更新等で特に必要な経費を、沿線市町村で出資額、人口、単線換算キロ数、乗降人数、標準財政規模、固定資産税納付額等により案分し算出しているとの答弁がありました。

7目企画費及び10目情報管理費の増額補正は、国の補正予算による地方創生加速化交付金事業及び地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業が主なもので、いずれも全額翌年度へ繰り越しとなります。スマート林業等のG空間情報システムのクラウド化に係る経費として、地方創生クラウドシステム構築委託料及びシステム使用料を計上している。また、

静脈認証装置の導入によるシステム操作管理の強化、端末からのデータ持ち出しの規制、インターネット接続口の監視強化などに係るシステム改修及び備品購入費などを計上していると説明がっております。

委員からの質疑に対し、地方創生事業普及啓発委託料は、移住・定住促進のためのPR事業委託料であり、プロモーションビデオ作製を考えている。また、静脈認証装置の導入は、国のセキュリティ強化の方針により、パスワードによる確認と静脈認証の2つを使う2要素認証を行い、セキュリティ強化をしていくとの答弁がありました。

13目肥薩線世界遺産推進関連施設費の減額補正は、人吉鉄道ミュージアム管理運営に関する経費であり、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の繰越事業により予算対応ができたため、減額するものであります。

委員からの質疑に対し、今後の交付金の見通しについては、国からの補助がもらえるかどうか不透明なところがあるが、その時々で有利な補助の制度を利用したいと考えるが、国の補助金に該当するのがなければ、市の持ち出しで運営するしかないと答弁がありました。

9款、1項消防費、3目消防施設費の減額補正に関する質疑に対しては、入札残による減額だが、小型動力ポンプ積載車3台のうち1台が軽車両だったため、減額も大きくなったと答弁がありました。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の増額補正の主なものは、国の補正予算による地方創生加速化交付金事業によるパワーアップ教室の学力充実支援員や花まる教室に関する経費、ICT教育環境整備のためのOA機器購入費などですが、平成28年度予算案にも関連予算を計上していることから、国の補助決定後、平成28年度の予算は減額すると説明がっております。

委員からの質疑に対し、OA機器購入費については、タブレット端末が小学校3校に計60台、電子黒板は各中学校に1台ずつ購入を予定していると答弁がありました。

5項社会教育費、5目文化財保護費の減額補正は、主に人吉・球磨スマートインターチェンジ建設予定地の文化財発掘調査受託事業に関する平成27年度予算を平成28年へ繰り延べたことによる減額で、継続費の補正も行われております。総額に変更はなく、平成28年度に発掘調査を行い、平成31年度に調査報告書を作成するとの説明がっております。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費の減額補正は、人吉城跡三の丸南側斜面修理事業の工法見直しに伴い、平成28年度へ繰り延べることによる減額ですが、委員からの質疑に対し、切土のり面整形で工事を予定していたが、2回の専門指導会議を終えて再検討した結果、最終的には当初のとおり、切土のり面整形に決定したとの説明がっております。

慎重審査の結果、総務部所管の予算に関しては、全員異議なく認めることに決しました

が、教育部所管に関する予算に関しては、人吉市花まる教室委託料に関する予算が計上されているため反対するとの意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第26、議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の主なものは、個人番号カード交付事業交付金の増額などです。委員から、個人番号カードの交付枚数に関する質疑が出され、執行部から、3月11日現在で人吉市では2,153枚の申請があったとの説明がありました。

3款民生費、1項社会福祉費の主なものは、介護保険特別会計など4つの特別会計への操出金の増額・減額、障がいをお持ちの方に対する医療費ほか各給付費等の増額・減額などです。委員から、障害者住宅改造助成事業補助金に関する質疑が出され、執行部からは、今年度申請はなかったなどの説明がありました。

2項児童福祉費の主なものは、子育て世帯臨時特例給付金の決算見込みに伴う減額や、保育園8園及び認定こども園5園の運営費の決算見込みに伴う負担金の増額、児童扶養手当等の決算見込みなどです。3項生活保護費の主なものは、生活困窮者自立支援制度に伴う家計相談支援事業など、4つの事業の県に対する負担金の増額や医療扶助費の増額などです。

委員から、家計相談支援事業について質疑が出され、執行部からは、生活保護までではないが、生活困窮状態に陥っている方の家計を見直すための相談を行っており、人吉市では社会福祉協議会内にあるひとよし生活困りごと支援センターに相談があった方で、家計相談が必要と判断された場合、県が委託している業者の職員が相談に応じるという形をとっている。就労準備支援、一時生活支援、学習支援の事業とあわせて県下の自治体との共同事業であるとの説明がありました。

4款衛生費、1項保健衛生費の主なものは、新健康管理システムデータ連携委託料の確定に伴う減額、健康増進事業非常勤職員の報酬の減額などです。

委員から、健康増進事業非常勤職員に関する質疑が出され、執行部からは、栄養士か保健師か看護師ということで、ハローワークに募集をかけていたが応募がなかったという説明がありました。

2項清掃費の主なものは、浄化槽設置整備事業補助金、一般廃棄物収集運搬委託料の決

算見込みによる減額などです。

債務負担行為の補正は、第3次戸籍電算システム機器使用料（第2期）が入札により限度額が確定したことによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 日程第26、議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、経済建設委員会に付託されました予算について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、6款農林水産業費、1項農業費の主なものは、中山間地域等直接支払事業交付金、青年就農給付金事業交付金、環境保全型農業総合支援事業補助金などの事業費の確定による減額、上原田町地内において農業用水の確保を行うための単県地域密着型農業基盤整備事業負担金の増額などです。なお、上原田地内整備事業におきましては、現地視察を行っております。2項林業費の主なものは、新植委託料、防護柵設置委託料などの事業費の確定による減額と、地方創生加速化交付金事業によるG空間情報とICT技術を活用したスマート林業実践事業委託料及びスマート林業実践拠点基本設計委託料の増額などです。

次に、7款商工費、1項商工費の主なものは、地方活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した人吉市商店街活性化事業補助金などの事業費の確定による減額と、地方創生加速化交付金を活用した県及び県南15市町村が連携して実施する県南広域観光連携事業負担金の増額などです。

次に、8款土木費、1項土木管理費の主なものは、事業費の確定による要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金及び耐震改修事業補助金の減額などです。2項道路橋梁費の主なものは、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業及び水ノ手橋ほか6橋の改修及びかけかえ工事における社会資本整備総合交付金の決定による測量設計委託料、補償費、橋梁補修等工事などの減額と、人吉球磨広域行政組合委託事業の事業費確定によるごみ処理施設周辺整備事業精算金の増額などです。

審査の過程において委員から、スマートインターチェンジ整備事業の進捗状況について質疑があり、執行部から、ことし1月に地権者を対象とした説明会を実施し、個別の用地交渉に入っている。今後、埋蔵文化財の調査を実施し、予定としてはことしの秋口までには用地交渉を終了し、工事に着工したい。議会にも進捗状況を報告していくとの答弁がありました。

3項住宅費の主なものは、社会資本整備総合交付金の決定による団地外壁改修工事の減額などです。委員から、市営住宅改修工事に伴う入居者用駐車場用地借上料の減額の理由は、

との質疑に対し、執行部から、社会資本整備総合交付金の内示額が低く、予定していた米山団地浄化槽改修工事ができなくなり、駐車場借り上げが不要になったためとの答弁がありました。

4項都市計画費は、鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業補助金の補助額の確定による減額です。5項河川費は、県営事業負担金の減額で、井ノ口町の急傾斜地崩壊対策事業が用地取得困難によって実施できないことによるものです。委員から、井ノ口町の急傾斜地崩壊対策事業がなかなか進まないのは残念だ。県にしっかり取り組むよう伝えてほしいとの意見がありました。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費は、いずれも国庫負担金の決定などによる工事請負費の減額です。

次に、繰越明許費の補正につきましては、6款農林水産業費及び7款商工費の地方創生加速化交付金事業は、いずれも国の補助決定が3月末であることから、全事業費を翌年度に繰り越すものです。また、8款土木費の10件は、建物調査や関係機関との協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難になったことなどにより繰り越すものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで議第3号につきましては、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 議第3号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第8号）に反対の立場から討論を行います。

この補正予算の教育費の中には、人吉市花まる教室委託料が含まれています。本議会の一般質問の答弁において教育委員会は、花まる教室があたかも社会教育の分野のみにあてはまるように答弁されました。しかし、授業が学校で行われることや教材が朝自習でも活用されていること。先生方が授業案内の配付と収集をすること。指導監督に校長が入っていること。そして何より学校教育が担当していることから、学校教育とも一体のものであることは明らかです。このことを踏まえ、以下のような4点の理由により花まる教室は中止すべきだと思います。

1つ目には、私塾の教材を使う花まる教室は、先生たちの要望もない中で導入されているからです。学校教育法第37条第11項は、教諭は児童の教育をつかさどるとしています。学校

内で子供たちに対して使われる教材は、先生方によって選べるべきものだと思います。このことからすれば、花まる学級の導入は学校教育法に照らし合わせて不適切だと思います。

2つ目には、自分たちは学習指導要領に沿って子供たちに生きる力をつけようとしているのに、教育委員会はなぜ学習指導要領と全く関係のない内容を学校に持ち込むのかという先生方の声は当然だと思うからです。文部科学省は学校教育においては、学習指導要領に沿って子供たちに生きる力をつけるという方針を持っています。ところが、私塾である花まる学習会の教材が学習指導要領に沿ったものでないことは明らかです。教育委員会は生きる力をつけるために先生方には学習指導要領に沿った授業を行うよう指導しておきながら、その一方で学習指導要領と全く関係のない私塾の教材のほうへ教育予算を回し、学校で授業を行っていることとなります。このことは余りにも矛盾があると思います。

3つ目には、子供たちに学力をつけたいという先生方の足を引っ張ることになっていると思うからです。ある先生は、日々子供たちと接していると子供たちがまだ習得できていない課題がよく見えてくる。朝自習はそのような課題の習得のために使いたいと当然考えている。ところが、その中に花まる学習会の教材を使う日が設けられ、こちらで課題を与えることのできる自習の時数が減ってしまったと言われました。

4つ目は、市民の疑問に対して教育委員会がきちんと説明できない事業だと思うからです。本議会の一般質問で市民の、私塾の教材に教育委員会が金を出して学校でやらせてよいというのなら、公文などをやらせても問題がないのかという意見や、あるいは人吉市花まる教室実施要項を見たが、主催が人吉市教育委員会と人吉市中央公民館となっており、指導体制が人吉市教育委員会及び校長の指導監督のもととなっている。教育行政の独立から見ておかしいという声に対し、教育委員会はどう説明するのかと質問しました。これに対し、教育委員会は児童の様子や保護者の思いを答弁しただけで、市民の疑問には全く答えていません。

人吉市花まる教室はきっぱりと中止し、それによって生まれる財源は、子供の貧困対策や生活が大変な高齢者の支援などにあてるべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決いたします。

お諮りいたします。議第3号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第3号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

日程第27 議第4号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第27、議第4号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第27、議第4号平成27年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果を報告いたします。

歳入の減額は、定期預金の利率が当初の見込みよりも低かったことによるもので、歳出の基金費を同額減額しているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第4号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第4号は、原案可決確定いたしました。

---

---

日程第28 議第6号から日程第33 議第15号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第28、議第6号から日程第33、議第15号の6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第28、議第6号から日程第33、議第15号までの6件につきまして、審査の結果を報告します。

日程第28、議第6号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳出では事業費の確定に伴い、共同事業拠出金その他を追加計上をするほか、保険事業費その他を減額し、歳入では共同事業交付金や繰入金その他を追加計上するほか、国民健康保険

税や国庫支出金その他を減額し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ54億7,501万9,000円に補正されております。

なお、委員から財政調整基金の積立額に関する質疑が出され、執行部から、平成27年度末見込みで1億8,545万2,541円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第29、議第7号平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳出では事業費の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金や保険事業費その他を減額し、歳入では後期高齢者医療保険料や繰入金その他を減額し、歳入歳出予算の総額が、それぞれ4億7,518万3,000円に補正されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第30、議第9号平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）は、歳出では事業費の確定に伴い、保険給付費や地域支援事業費その他を減額するほか、諸支出金を追加計上し、歳入では保険料その他を追加計上するほか、国庫支出金や支払基金交付金その他を減額し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ42億9,895万1,000円に補正されております。

委員から、認定審査会費の減額に関する質疑のほか、介護給付費準備基金積立金の積立額に関する質疑が出され、平成26年度末現在で7,307万4,304円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第31、議第11号平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、歳出では事業費の確定に伴い、サービス事業費を減額、予備費を追加計上するほか、歳入では繰入金を減額し、歳入歳出予算の総額が3,325万7,000円に補正されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第32、議第13号平成27年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）は、収益的収入では、児童手当一般会計負担分の繰入金と落雷で破損した設備の日本水道協会機械設備損害保険金を計上し、予算の総額が5億5,873万8,000円に補正されております。

支出では、上水道施設遠方監視装置再構築業務の通信費や委託料入札残の減額などを計上し、予算の総額が5億1,597万4,000円に補正されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第33、議第15号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、収益的収入では実績と今後の見込みにより、一般污水収益を減額、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う減額、昨年判明した下水道使用料の徴収誤りに伴い、過年度損益修正益の増額など、予算の総額が11億6,479万円に補正されております。支出では、委託料の入札残や工事費の減額などで、予算の総額が11億4,880万4,000円に補正されております。

資本的収入では、公共下水道債の減額、防災・安全社会資本整備交付金の内示に伴う減額などで、予算の総額が1億920万3,000円に補正されております。支出では、補助事業で対応

予定の工事等の内示による減額で、予算の総額が5億7,565万9,000円に補正されております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、当年度分損益勘定留保資金などで補填することとされております。

委員からの質疑で、人吉浄水苑汚泥貯留タンク改修工事が発注できなかったことについて執行部から、設計段階で改修の必要な箇所が当初の見込みよりもふえたので、施設の延命化を図るためにふえた箇所も含めて再度設計したので、発注を見送ったとの説明がありました。また、委員から使用料の徴収誤りについて、今後はこのようなことのないよう気をつけてほしいという要望が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第6号から議第15号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第6号、議第7号、議第9号、議第11号、議第13号、議第15号は、原案可決確定いたしました。

---

#### 日程第34 議第16号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第34、議第16号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第34、議第16号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

本特別会計の補正は、翌年度に繰り越して使用することができる金額として、第1表繰越明許費に444万3,000円を計上するものです。本件につきましては、委員会により現地視察を行うとともに、執行部から、本事業内容は人吉中核工業用地造成事業に係る国道221号の交差点改良工事において、えびの市側からの右折での進入車用の右折レーン新設に伴い、国道隣接地において新たに土地の取得が必要になったことから、該当する4筆、取得面積は122.61平方メートルの用地取得費（公有財産購入費）の230万8,000円、及び県有地並び

に購入を予定する土地に所在する九州電力の電柱4本の移設補償費及び個人所有の立木の伐採補償費（補償、補填及び賠償金）の213万5,000円であるとの説明がありました。

審査の過程で委員から、用地買収及び電柱移設に時間がかかることはないか。分筆手続はどのようになるかとの質疑に、執行部から、4筆中1筆は買収済み、残り3筆は相続を伴うため少し時間がかかる。電柱移設は民地に移設計画のため、民地交渉中である。分筆手続については市職権にて取り扱うため、地権者には手続及び費用は発生しないとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第16号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第16号は、原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第35 議第17号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第35、議第17号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第35、議第17号平成28年度人吉市一般会計予算のうち、予算委員会に付託されました歳入全款並びに第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用について、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ151億5,012万4,000円とするものです。今回の予算につきましては、市税は前年度と比較しまして個人市民税、法人市民税ともに減収が見込まれております。固定資産税は増収、市たばこ税は消費税増税の影響による消費量の減少が見込まれることから減収、市税の合計では前年度より1,009万9,000円の減収が見込まれております。

地方消費税交付金については、消費税率の引き上げの影響等により、前年度より2億4,284万円の増収が見込まれております。地方交付税のうち普通交付税が41億3,000万円で、前年度と比較して1億円の減での計上となっております。地方交付税については、平成28年

度地方財政計画において、前年度比0.3%の減となっており、平成28年度の普通交付税算定では、平成27年国勢調査人口速報値を用いることから、本市においては、平成22年調査人口より約1,700人の減少となっているため、その影響を勘案した額で計上されております。特別交付税は、前年度と同額の5億6,000万円が計上されております。

委員から、地方消費税交付金が前年度より増収が見込まれる理由について、消防債県営事業負担金債の積算根拠について、児童扶養手当負担金の減額理由について、地域未来塾実施事業費補助金の内容についてなどの質疑があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第35、議第17号平成28年度人吉市一般会計予算のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

1款、1項議会費は、前年度に比べ2,734万4,000円の減額となっております。議会運営委員会行政視察が隔年で実施され、平成28年度は実施されないための減や、市議会議員共済会給付費負担金の減が主なものです。

委員からの質疑に対し、市議会議員共済会給付費負担金の減は、平成27年度は改選による一時金の支給のため負担率が63.7%と高かったが、平成28年度は41.0%の負担率で、1,716万2,000円の減となったとの答弁がありました。

2款総務費、1項総務管理費は、前年度に比べ2億3,401万5,000円の増額となっております。主なものは、職員手当等の退職手当の増で、定年退職者14名分を計上したことによる増、ふるさと納税関係が機構改革により企画課所管となることによる増、新規で人吉市の交通政策マスタープラン人吉市地域公共交通網形成計画策定のための協議会負担金、七地町公民館新築事業に対する補助金などです。なお、七地町公民館新築事業は、現地視察を行いました。

委員からの質疑に対し、町内嘱託員報酬の算出は、均等割が9,400円、配布戸数割が1戸当たり103円を月額で計算する。ふるさと納税業務委託内容は、株式会社トラストバンクに委託し、ふるさとチョイスというホームページの中に人吉市のページをつくってもらい、寄附金額の集計、商品の管理、調達（商品代は約4割）を含めて委託している。予約型乗合タクシーの予約方法変更による実績は、変更開始からまだ日が浅いのでわからないところであるが、使いやすくなったとの声も届いているので、ふえていくのではないかと見ている。また、アンケートも実施しているなどの答弁がありました。

意見として、ふるさと納税に関しては、委託すれば手数料が発生するので、市が直接行うか、できないなら人吉商工会議所や人吉温泉観光協会に委託したほうが地元にお金が落ちるのではないかとこのものがありました。

また、人吉鉄道ミュージアム管理委託料については、さまざまな質疑がなされました。執行部の答弁としては、昨年度分は5月31日開館だったため、10カ月分の委託料となっている。平成26年度の国の補正予算で地方創生先行型交付金を繰り越して本年度は賄った。総合戦略を5年間の計画で策定した場合、その計画に上がっているものについては地方創生交付金がくると考えていたため、5年間は補助で対応できると説明してきた。しかし、その段階では国の制度設計ができていなかった。平成28年度からの新型交付金は、国の2分の1の補助、残り2分の1を交付金等で相当額を算入されるが、対象は全てではなく、国のメニューにうまく合致するか、また認められるかは不透明なところがある。そのため、今年度は単独費として計上している。平成28年度に入ってから申請を行うが、国庫補助がとれるように努力していく。市長も継続性を訴えているので、国との折衝にも努力していくとのことである。今後、維持管理費がなるべくかからないように考えていく必要があり、入館料等の設定も議論する必要があると思っている。鉄道ミュージアムは肥薩線を世界遺産に押し上げるガイダンス施設として補助等々が入り込んでいるので、目的をたがわないでいくなれば補助金の返還問題はないと考えているとのことでした。

意見として、当然のことながら、平成28年度補助申請に関し、その採択に向けて努力をしてほしいというものがありました。なお、人吉鉄道ミュージアム運営経費の財源については、委員会協議会において詳細な説明を受けましたので、委員会から議長に要望し、全員協議会にて全議員に説明をいただいております。

9款、1項消防費は、前年度に比べ5,566万5,000円の増額となっています。主なものは、消防救急デジタル無線整備に伴う起債の償還元金に対する人吉下球磨消防組合負担金の増や、熊本県防災行政無線のデジタル化による整備負担金として、熊本県防災行政無線再整備事業負担金、球磨川水系防災・減災ソフト対策事業などによるものであります。

委員からの質疑に対し、消防救急デジタル無線整備に伴う起債の償還期間は、平成28年から10年間である。消防団積載車は5分団3部、4分団3部、7分団3部、3分団3部、3分団2部の中から3台を予定しているとの答弁がありました。

10款教育費予算の総額は、前年度に比べ4,593万1,000円の増額となっています。これは、平成29年度開催予定の県民体育祭準備経費が主なものです。1項教育総務費の人吉市花まる教室については、平成27年度の補正予算については、平成28年度に繰り越して執行するが、その補助が認められなかった場合が委託料などが支払えなくなるので、とりあえず二重に計上しておき、認められれば補正で減額することとしている。子供たち、保護者からも前向きな意見もあり、ある程度の期間は継続する必要があるので、平成28年度も実施し

ていきたいとの答弁がありました。意見として、塾の先生、学校の先生においても評価が分かれる意見もあるので、学力充実支援員などに回すなど、見直しについても検討をというものがありません。

2項小学校費の乗合タクシーの利用者については、東間小が15名、西瀬小が11名、一中が4名である。また、5項社会教育費の犬童球溪音楽祭については、70回目の記念の年であるので、実行委員会で検討することになるが、音楽のひろばとして犬童球溪ゆかりの音楽家の出演を計画しているとの答弁がありました。意見として、球磨の民謡全国選手権大会が開催されるが、人吉球磨が一致団結した取り組みになるようにしてもらいたいというものがありました。6項保健体育費には、平成29年度に開催される県民体育祭のためのスポーツ施設改修事業費として、第一市民運動広場照明改修工事及び村山公園テニスコート人工芝改修工事費が計上されています。なお、村山公園テニスコートの現地視察を行っております。

7項学校給食センター費には、学校給食費助成金2,530万円が計上されていますが、これについてもさまざまな質疑がなされ、議論されました。まず、人吉市学校給食費助成金交付要項案の説明を受け、先の一般質問で笹山議員が指摘された6項目について市の見解について説明を受けました。1、就学前の児童への助成が先ではないかに対しては、子育て支援は、妊娠、出産から中学まで成育の段階に応じてさまざまな助成が行われている。就学前の完全医療費無料化、幼稚園、保育園に関しても補助がある。比較して学齢期の支援が手薄であったため、要望が多かった助成に取り組む。2、学校給食法第11条第2項に違反するのではないかに対しては、文科省の判断は、これは経費負担関係を示しているもので、設置者である市の判断で公費助成とすることを禁止するものではない。3、厳しい財政状況の中で、新たに助成事業に取り組むのかに対しては、限られた財源をいかに有効活用して、人口減少問題に対処するかが行政の大きな使命。子育て支援として若者の定住促進を重要施策としていく。4、子供の医療費助成を先にすべきではないかに対しては、どちらも子育てに大事であり、どちらも並行して進める。医療費補助については80%ができていると考えるので、手つかずの学校給食費補助に取り組みたい。5、要保護、準要保護の補助は既にできているのではないかに対しては、確かにそうだが、一般の子育て世帯にとっても経済的負担感、不安感が一番の課題であり、そういった声に応えるものである。6、総合計画に位置づけられている案件であるので、条例化すべきではないかに対しては、市が補助金を交付する場合は、一般的に人吉市補助金交付規則に基づいて行っている。他市でも要項、規則等で取り組まれている。こういった答弁がありました。

この後、委員からの質疑に対し、過去の答弁と違うのは、市長が変わり、政策転換によるもの。区分を設けて助成する案もあったが、最終的には全部の家庭に行き渡る一律補助で決定した。給食費助成に限ってのアンケートは実施していないが、経済的負担感の軽減

を求める声が多くあった。経費は保護者負担が当然という声は教育委員会には届いていないといった答弁がありました。意見として、命にかかわる医療費助成が先ではないか。国に動きがあるならば、それを見きわめてから議論してもよかったのではないかといったものがありました。

慎重審査の結果、総務部所管の予算に関しては、全員異議なく認めることに決しましたが、教育部所管の予算については、給食費助成に関し、賛成、反対の両意見がありましたので、挙手により採決を行った結果、賛成多数により認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第35、議第17号平成28年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、2項徴税費の予算は、昨年度と比べて1,451万6,000円減額されており、市税等過誤納金の還付金、土地情報データ修正業務委託料、コンビニ収納業務手数料や固定資産土地評価システム業務委託料等が計上されております。

3項戸籍住民基本台帳費の予算は、昨年度と比べて896万8,000円増額されており、戸籍電算システムパッケージソフト使用料など、各種使用料や委託料、個人番号カード交付事業交付金等が計上されております。3款民生費、1項社会福祉費の予算は、昨年度と比べて1億9,329万9,000円増額されており、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金、人吉市社会福祉協議会補助金、4件の特別会計への操出金、障害者医療費等が計上されております。

委員からは、ゲートキーパー養成事業や買い物支援事業の状況に関する質疑のほか、平成27年度の新規事業である成年後見推進事業の状況に関する質疑が出され、執行部からは、事業を委託している人吉球磨成年後見センターに問い合わせた結果、調査日現在で障がい者関連が4件、高齢者関連が12件の計16件の法人後見を受任しているとの説明がありました。また、障がいをお持ちの方の補装具や各種助成事業の周知に関する質疑も出され、執行部からは、窓口での相談や相談事業所を介しての相談がある。県が発行しているパンフレットを手帳交付時にお渡ししているなどの説明がありました。

2項児童福祉費の予算は、昨年度と比べ7,004万円増額されており、子どものための教育・保育給付費負担金、子ども医療費や児童手当、各種扶助費等が計上されております。

3項生活保護費の予算は、昨年度と比べ3,247万6,000円増額されており、生活保護費等が計上されています。

委員からは、生活困窮者自立支援制度に伴う各種事業についての質疑が出され、執行部

からは、自立相談支援事業は主に相談を受けて相談者の自立支援のプランを作成し、就労指導まで行う事業で、福祉事務所が設置してある市町村は必須事業である。就労準備支援事業、一時生活支援事業等は任意事業である。学習支援事業は学習支援が必要な家庭の子供の相談に乗ったり宿題を見たりなど、子供の学習援助を行う事業で、当市では東西コミセンで週1回開催しており、県が取りまとめており、県下の市町村での合同事業であるとの説明がありました。

4項災害救助費の予算は、昨年度と比べて3万3,000円増額されており、小規模災害見舞金等が計上されております。

4款衛生費、1項保健衛生費の予算は、昨年度と比べて534万4,000円減額されており、個別接種委託料、妊婦健康診査委託料、各種検診委託料、指定ごみ袋販売委託料、平成28年度からの新規事業である特定不妊治療費助成金などが計上されております。

委員から、特定不妊治療費助成金の他市の状況についての質疑が出され、執行部からは、各市で助成金額や助成回数がまちまちであるが、数年後には年齢制限が入った平成26年以降に申請された方だけが助成対象となる状況が到来する。そうなってくると、各自治体とも助成対象となる上限回数が同じ状況になってくるという説明がありました。

2項清掃費の予算は、昨年度と比べて5,785万6,000円減額されており、人吉球磨広域行政組合（し尿ごみ処理施設及び葬祭場）負担金、浄化槽設置整備事業補助金、一般廃棄物収集運搬委託料などが計上されております。

5款労働費、1項労働諸費、2目シルバー人材センター費の予算は、昨年と同額で人吉市シルバー人材センターに対する補助金が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 日程第35、議第17号平成28年度人吉市一般会計予算のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず第2条、第2表債務負担行為の光ブロードバンド機器リース料は、大畑及び大塚に設置している光ブロードバンドセンターの機器更新に伴うリース料の債務負担を設定するもので、債務負担の期間を平成28年度から平成33年度までの6年間とし、債務負担の限度額を1,595万1,000円とする及び地上デジタルテレビ放送再送信機器の耐用年数の終了に伴うリース料の債務負担を設定するもので、債務負担の期間を平成28年度から平成33年度までの6年間とし、債務負担の限度額を524万8,000円としています。なお、大畑町の光プロ

ードバンド機器、地上デジタルテレビ放送再送信機器につきましては、委員会により現地視察をしております。

5 款労働費につきましては、人吉球磨能力開発センター補助金の125万円で前年度と同額となっております。

次に、6 款農林水産業費につきましては3億7,353万1,000円で、前年度と比較して3,719万5,000円の増となっております。その内訳は、1 項農業費2億8,552万3,000円は、前年度と比較して2,473万1,000円の増となっております。主なものは、人吉市農業活性化対策事業補助金、中山間地域等直接支払事業交付金、環境保全型農業直接支援対策事業交付金、青年就農給付金事業交付金13名分、錦町の県営錦南部5期農免農道整備事業負担金、上原田地区の単県農業農村整備調査計画費負担金、多面的機能支払交付金事業交付金などです。なお、錦町の県営錦南部5期農免農道整備事業及び上原地区の単県農業農村整備事業につきましては、現地視察をしております。

審査の過程において委員から、環境保全型農業直接支援対策事業の3組織はとの質疑に、執行部から、3組織とは人吉市環境保全型農業推進協議会、瓦屋町営農生産組合、山江村環境保全型農業組合の3組織であるとの回答がありました。

2 項林業費は8,705万8,000円で、前年度に比較して1,246万4,000円の増となっております。主なものは、下刈委託料、間伐等委託料、素材生産販売委託料などです。

3 項水産業費は、球磨川漁業協同組合補助金95万円で、前年度と同額となっております。

次に、7 款商工費につきましては3億2,787万5,000円で、前年度に比較して1,925万7,000円の増となっております。1 項商工費の主なものは、工業用地造成事業特別会計操出金、梢山工業団地草刈委託料、地上デジタルテレビ放送再送信設備保守点検委託料、人吉中核工業用地草刈委託料などです。審査の過程で委員から、草刈り委託業者は誰かとの質疑に、執行部から、シルバー人材センターと随意契約しているとの回答があり、同業者を取り入れてはとの意見がありました。

そのほか、小規模事業指導事業補助金、人吉市商店街活性化事業補助金、中小企業経営安定資金貸付預託金、中小企業短期資金貸付預託金、中小企業開業転業資金貸付預託金などです。審査の過程で委員から、貸付預託金の利用者はあるのかとの質疑に、執行部からは、平成24年度から平成27年度には利用者はなかったとの回答があり、制度の見直しが必要ではないかとの意見がありました。

そのほか、観光関係の主なものは、人吉観光マップ、花火大会等の印刷製本費、観光アピール広報料、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会負担金、人吉温泉観光協会補助金、日本百名城人吉お城まつり実行委員会補助金となっております。そのほか、石野公園非常勤職員の報酬、売店販売及び園内清掃委託料などです。

次に、8 款土木費につきましては15億1,751万9,000円で、前年度に比較して1億2,855万

8,000円の増となっております。主なものは、1項土木管理費5,992万9,000円で、前年度に比較して2,856万2,000円の減額となっております。人吉市住宅リフォーム促進事業補助金、人吉市戸建木造住宅耐震改修事業補助金などです。

2項道路橋梁費は7億1,544万8,000円で、前年度に比較して3億1,217万6,000円の増となっております。主なものは、道路維持費の市道草刈・側溝浚渫・支障木除去・道路維持補修委託料、(補助)道路維持補修工事費及び(単独)道路維持補修工事費、人吉・球磨スマートIC整備委託料、(補助)道路改良工事費及び(単独)道路改良工事費、国道219号(スマートIC整備事業)関連道路工事、橋梁点検・設計委託料、補助の橋梁補修等工事請負費などです。そのほか、交通安全対策費965万円で、前年度に比較して220万の増となっております。

3項住宅費は2億334万5,000円で、前年度に比較して1億975万2,000円の減額となっております。主なものは、蟹作団地1、3号棟ほか2団地の施設改修等工事費です。

4項都市計画費は5億2,327万3,000円で、前年度に比較して4,777万5,000円の減額となっております。主なものは村山公園施設改築工事及び下新町公園ほか1公園の施設改修等工事費です。なお、村山公園につきましては、現地視察を行っております。

5項河川費は1,552万4,000円で、前年度に比較して247万1,000円の増となっております。

11款災害復旧費につきましては、2項農林水産施設災害復旧費21万8,000円で、前年度に比較して1万円の減額。3項公共土木施設災害復旧費は24万2,000円で、前年度に比較して3,000円の増となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(田中 哲君) ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第17号につきましては、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。まず、12番、笹山欣悟議員の発言を許可いたします。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

12番。笹山欣悟議員。

○12番(笹山欣悟君)(登壇) 議第17号平成28年度人吉市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

平成28年度人吉市一般会計予算について、全ての案件に対して反対するものではありません。私が反対する案件は、2款総務費、1項総務管理費、13目肥薩線世界遺産推進関連施設費、13節委託料のうち、人吉鉄道ミュージアム管理委託料905万5,000円と、10款教育

費、7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費、19節負担金、補助及び交付金のうち、補助金、学校給食費助成金2,530万円の2件についてであります。

まず、人吉鉄道ミュージアム管理委託料については、3月18日の全員協議会において、人吉鉄道ミュージアム管理運営費の財源について説明がなされたところであります。今回のこの説明は、総務文教委員会での審査が全て終了した後に、総務文教委員会協議会において説明をされ、その後に全員協議会において説明されたものであります。委員会審査が終了した後に説明されても、委員会での審査はできません。結局のところ、交付金の申請ができるのかできないのかわからない状況。また一般質問における執行部の1,200万円を交付金に充てるよう補助申請を行っており、国との協議では内諾を得ている。今後5年間は委託料にかかわる部分はほとんど持ち出しがないとの答弁との整合性について。そして、今後の歳入の確保についてどうするのかなどについては、議員から異論が出たとおり、全く総務文教委員会の審査において審査されていないこととなります。

また、新聞報道にも記事が掲載されたことによって、市民も知るところとなりました。市民の皆さんも5年間は交付金で賄えるということを感じておられる方も多くいらっしゃるようで、大きな不安が寄せられています。市民に対してもきちんとした説明責任が求められていると思います。このような状況の中では、この人吉鉄道ミュージアム管理委託料については、執行部の説明不足、そして総務文教委員会における審査は不十分であると言わざるを得ません。

次に、学校給食費助成金についてであります。このことについては、一般質問において質問を行ったところでありますが、公益上の必要性について、1点目、就学前の子供たちに対しての助成は全くない。2点目、学校給食法第11条、学校教育法第16条の精神からして、受益者負担の原則を崩してまですることなのか。3点目、これだけ厳しい財政状況の中で取り組むべき課題なのか。4点目、子供医療費の無料化については、議会も理解を示しながら、継続的に段階的に実施してきており、他の市町村も子供医療費の無料化を優先課題として取り組んできているが、その継続性が中断すること。5点目に、教育委員会においては、要保護、準要保護制度の中で、一部の児童・生徒に対して給食費補助を行っていること。6点目に、地方行政の実情に応じて設定すべき政策基準を定める市の自治立法権に基づいて制定する条例が法律に反することから制定できないと言って、単に交付要項を定めて交付するという考え方でいいのかといった6点の課題を執行部に指摘していましたが、総務文教委員会の中で、委員長の報告のとおり、その6点の課題については執行部のほうから答弁があったようであります。しかしながら、その説明については不十分であり、納得できるものではありません。

また、改めて、平成25年9月議会における大塚議員の質問に対する教育長の答弁を引用させていただきますが、「結論から申し上げますと、厳しい、できないと言わざるを得ないと

存じます。その理由でございますが、3点ございます。まず1点目でございますが、学校給食法第11条第2項において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費以外の学校給食に要する経費（食材費など）は、学校給食を受ける児童、または生徒の保護者の負担とすると明文化されているからでございます。次に2点目としまして、給食費補助という考え方は扶助費の部類に入るわけございまして、一般的には社会保障制度の一環としまして児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などに対して国や地方公共団体が支援に要する経費を示しております。教育委員会におきましても、要保護、準要保護制度の中で一部の児童・生徒に対し給食費補助を行っておりますが、やはり特定の場合、受益者負担の原則は崩すべきではないと考えるからでございます。最後に3点目としまして、市の厳しい財政状況を考慮しましたとき、新規の補助金の制度をつくるべきではないと考えるからでございます。」と答弁をされておられますが、基本的な考えからしても、まさしく私はそのとおりであると思っています。市長が変わったから教育の指針が変わっていいのでしょうか。教育の指針は不変であるべきと私は思っております。市長の公約であれば必ず実現しなければならないものなのでしょうか。公約の実現のために基本的な考え方も変えて実現を目指さなければならないのでしょうか。財政が厳しければ厳しいほど考慮して考えなければならないのではないのでしょうか。それぞれの地方自治体の財政状況に応じて、一律1,000円の補助ができるのか。それとも多子世帯の負担を軽減することができないのか。低所得者層の負担を軽減することはできないのか。さまざまな方策を検討する必要があるように思います。

また、保護者の意見を聞いてみましても、助成が補助があれば助かるといった意見も聞きましたが、やはり保護者の責任で払うべきといった意見も聞くところであります。保護者アンケートもとっていないようでありますので、保護者に対しても十分な理解は得られていないと考えます。そういったことから考えると、制度設計が不十分であると言わざるを得ません。また、これだけ厳しい財政状況の中であれば、やはり子供医療費の無料化の完全実施を優先課題として取り組まれるべきであると考えてところであります。

以上の理由により、人吉鉄道ミュージアム管理委託料及び学校給食費助成金については、反対するものであります。

以上、討論を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 議第17号平成28年度人吉市一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

この予算の中には、先ほどの補正予算と同様に、人吉市花まる教室が含まれており、このことは問題だと思えます。しかし、全体を見たときに、学校給食費助成金が含まれており、

これを実現すべきという思いから、この議案に賛成するものです。

学校給食は週5日、子供全員が食するものです。学校給食法の制定当時、文部省は本来なら無償が望ましいとしていました。しかし、教育の一環と強調されることはあっても、無償化施策は検討されることもありませんでした。食材料費負担を保護者に求めた学校給食制度は、当初から給食費未納問題を発生させてしまう仕組みをもって誕生しました。そして今、子供の貧困が大きな社会問題になっています。一般質問で明らかになりましたが、平成22年の厚生労働省の調査結果では、母子世帯の中の39.5%が所得200万円以下となっています。また、平成27年の内閣府の報告では、子供の相対貧困率は1990年代半ばから上昇を続け、平成24年には16.3%となっています。加えて、子供がいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の相対貧困率は54.6%と高い水準になっています。さらに就学援助率は、この10年で上昇を続けており、平成24年度には過去最高の15.64%となっています。人吉市においても、就学援助率は、平成17年度の7.3%から平成27年度の14.4%と2倍になり、ここ数年も上昇傾向であることが明らかになりました。子供の貧困がどんどん広がっているのは明らかだと思います。

そのような状況の中、平成25年には子供の貧困対策の推進に関する法律が制定されています。インターネットでNHKの時論公論のページを見てみると、子供の貧困対策に関して、貧困問題の専門家が国に求めたことの1つに、給食の無償化があることがわかります。学校給食を普遍的な現物支給制度として位置づけることが、子供の食のセーフティーネットを確保する視点から求められています。今議会において提案された学校給食費の公的支援は、子供の貧困対策としても大変重要なことだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に賛成します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。（「議長、緊急動議で質問をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 緊急動議。14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ただいま本村議員が賛成討論をされましたけども、先ほどの補正予算議第3号に対しましては、花まる教室委託料、完全に批判しながら反対された。これに対しまして、次は、この当初予算に対しましては、花まる教室の630万円が計上されておりますが、これらのことには多少触れられましたけども、今までの本村議員の姿勢としては、1項目でも反対項目があったらば、全体を反対するという姿勢であったと思いますが、今回に限ってこのような賛成討論を行ってまでも、この議案を通したいというその真意が聞きたいですね、本人に。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 真意は討論で当然述べたとおりです。討論でそこをちゃんと言うために討論したのですから、この討論のとおりです。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） それを言ってるんじゃないくて、今までの本村議員の場合は、1項目でも反対があれば、全てが反対であったと。今回は全く違うと思います。だから、そこは整合性をどういうふうに説明されるのか。私はそこを聞きたいんですよ。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） それは、やっぱり議案全部を見て考えます。考えた結果ですよ、やっぱり。その中でも、やっぱり反対すべきか、賛成すべきかで考えてます。

○議長（田中 哲君） いいですか。以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第17号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第17号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

---

午後3時24分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

#### 日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

今議会に提出されております議第51号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、市長から撤回したい旨の申し出がっておりますので、議案の撤回についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

#### 追加日程 議案の撤回について（議案第51号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて）

○議長（田中 哲君） ここで、執行部より撤回理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 大変お疲れのところお時間をいただきまして、大変恐縮に存

じますが、議第51号教育委員会委員の任命につき同意を求める案件につきまして、撤回をさせていただきますと存じます。

撤回の理由でございますが、議会上程後に本人から辞退の申し出があり、今回は本人の意思を尊重し、辞退の申し出を受けることといたしました。

今後は、このようなことのないように教育委員の任命に当たり、人選を行う際には慎重に進めてまいりたいと存じます。議員各位におかれましては、大変御迷惑をおかけし申しわけございませんが、何とぞ御理解をいただき、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいまお聞きのとおり、議第51号については撤回したいとの申し出がございます。

お諮りいたします。議第51号の撤回については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第51号の撤回については、承認することに決しました。

---

---

### 日程第36 議第18号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第36、議第18号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第36、議第18号平成28年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93万6,000円であり、歳入は基金の運用利息を計上し、歳出は基金運用で発生した利息を基金に積み立てるとの説明があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第18号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第18号は、原案可決確定いたしました。

---

---

### 日程第37 議第19号から日程第42 議第24号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第37、議第19号から日程第42、議第24号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第37、議第19号から日程第42、議第24号の6件につきまして、審査の結果を報告します。

日程第37、議第19号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億4,516万7,000円とするもので、歳出では保険給付費、共同事業拠出金その他を計上し、歳入では国民健康保険税、国庫支出金のほか、一般会計からの繰入金その他が計上されています。なお、被保険者数の減少が続いており、平成28年度も減少すると見込み、あわせて所得の状況等により、昨年度と比較して平成28年度の国保税総額も減少する見込み。医療費の状況として、一人当たりの保険給付費は伸びているが、保険給付費総額は減額になっているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第38、議第20号平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,840万1,000円とするもので、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金その他が計上、歳入では後期高齢者医療保険料のほか、一般会計繰入金その他が計上されております。また、平成28年度から後期高齢者歯科口腔健康診査が新規事業として開始されます。なお、保険料率は高齢者の医療の確保に関する法律に、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つものでなければならぬと規定されており、平成28年、29年度は据え置きになったという説明がありました。

委員から、保険料の収納率について努力をされているのが見受けられるが、100%に近づけるように、今以上に努力を願いたいという要望が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第39、議第21号平成28年度人吉市介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億3,009万2,000円とするもので、歳出では保険給付費その他が計上され、歳入では保険料、国庫支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金その他が計上されております。

委員からは、いきいき筋トレクラブ委託や緊急通報体制整備事業に関する質疑のほか、介護予防サポーター養成事業については、介護予防ボランティアの要請を目的とした講座を実施しており、現在40人程度の受講者のうち、継続的に活動をされている方は十五、六人であるが、今後地域包括ケアシステムを構築していく上でも、また元気な方が自分のためにとい

うことで受講していただき、徐々に循環をつくっていきたいと考えているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第40、議第22号平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,191万6,000円とするもので、歳出ではサービス事業費その他が計上され、歳入ではサービス収入、繰入金その他が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第41、議第23号平成28年度人吉市水道事業特別会計予算は、収益的収入に5億5,233万5,000円、支出に5億912万円、また資本的収入に4,000万3,000円、支出に2億8,812万4,000円が計上されております。

主な事業としては、年間総給水量を366万8,290立方メートルと見込み、この関連経費を計上するほか、配水池更新に伴う工事費や建設改良工事、企業債償還金などが計上されております。なお、資本的支出に計上されている原城配水池基本設計・地質調査業務委託と下漆田町送水管改良工事については、委員会で現地視察を行いました。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、当年度分損益勘定留保資金などで補填することとされております。

委員からは、水源池の放射能分析や各種委託業務に関する質疑のほか、企業債償還金に関する質疑が出され、執行部からは、水道事業ビジョンを策定中であるが、少しでも長く設備の延命化を図り、健全な財政運営を図れるよう償還の期間や金額を検討したいという説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第42、議第24号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計予算は、収益的収入に11億4,353万3,000円、支出に11億1,221万7,000円、資本的収入に2億6,297万5,000円、支出に7億3,551万2,000円が計上されております。

主な事業としては、年間総処理水量を414万2,000立方メートルと見込み、この関連経費を計上するほか、建設改良工事、企業債償還金などが計上されております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、当年度分損益勘定留保資金などで補填することとされております。

委員からは、資本的支出の九日町汚水中継ポンプ場機械電気設備改築工事に関して質疑が出され、執行部からは、当該工事は平成27年から平成28年にかけて行う予定で、現在、設計と機器の製作を行っている状況である。工事は平成28年度に行われる。使用しながら機器の入れかえを行うので、雨期を避けて行うこととなる。工事の過程でポンプを空にすることとなるために、別にポンプ井の防食塗装工事を行うこととしたという説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第19号から議第24号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号は、原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第43 議第25号及び日程第44 議第26号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第43、議第25号及び日程第44、議第26号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第43、議第25号及び日程第44、議第26号につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、議第25号平成28年度人吉市国民宿舎特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ170万7,000円とするものです。歳入は、行政財産使用料（N T T電柱及び九州電力電柱に係るもの）及び前年度繰越金が主なものです。歳出は、施設管理費の建物修繕料及び老朽化した看板設置委託料並びに外国人観光客向けW i - F i環境整備に係るL A N配線手数料などです。

審査の過程において委員から、外国人観光客は増加しているのかとの質疑に、執行部から、台湾や中国からの観光客がふえており、本市全体では外国人の宿泊数は3,000人前後で推移しているとの答弁がありました。

次に、議第26号平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,535万4,000円とし、地方債の限度額を1億4,500万円とするものです。歳入は、1款財産収入、梢山工業団地土地建物貸付収入（共栄精密株式会社へのI区画、森松工業株式会社へのH区画貸付）に175万1,000円を、2款繰入金、人吉中核工業用地の造成事業に伴う公債費償還金に充てるため繰り入れる一般会計からの繰入金760万円、及び5款市債、人吉中核工業用地交差点改築工事等に対する地方債（工業用地造成事業債）1億4,500万円が主なものです。歳出は、1款工業用地造成事業の人吉中核工業用地交差点改築工事8,000万円、人吉中核工業用地法面保護工事6,500万円、8款公債費875万

6,0000円が主なものです。なお、人吉中核工業用地については、現地視察を行っております。

以上、2件について慎重審査の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第25号及び議第26号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第25号、議第26号は、原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第46 議第52号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第46、議第52号を議題といたします。

お諮りいたします。議第52号について、選任同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第52号は、選任同意することに決しました。

---

---

#### 日程第47 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第47、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇） 日程第47、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。今回の報告は、閉会中の1月13日に第4回目を、2月3日に第5回目を、第6回を本定例会中の3月2日に、特別委員会を3回開催しておりますので、順次、審議内容について報告をさせていただきます。

まず、第4回の特別委員会では、犬童委員長の辞任願いについて審議を行い、委員会で許可することを決定しました。その後、正副委員長の互選を行い、委員長に私永山が、副委員長に高瀬堅一議員が選任されました。

次に、第5回の特別委員会では、審議事項としまして、市庁舎建設に関する再検討報告書

について、保健センター建てかえに伴う補助金の有無について、公共施設等総合管理計画について、市庁舎等移転建設審議会について審議を行いました。

再検討報告書の中での想定人口の考え方については、基本構想に記載している3万2,500人で統一する。想定職員数の考え方についても、基本構想に記載している380人で統一する。庁舎群の規模については、起債許可標準面積算定基準に基づき算定した標準面積は9,385平方メートル。他の自治体における庁舎建設事例に基づく算定が7,496平方メートル。国土交通省が所管する新営一般庁舎の面積の算定基準に基づく算定が6,929平方メートルということで、3つの平均をとり7,936平方メートルになる。380人の職員が入る庁舎群の規模としては、おおむね8,000平方メートルを算定したと説明がありました。

保健センター建てかえに伴う補助金の有無については、各関係機関に確認をとったが、現時点で活用できる補助金はない。新築もなし、制度自体もなしとの答弁でありました。

公共施設等総合管理計画については、計画策定の背景には公共施設等の老朽化が進んでおり、その更新費用に今後多額の費用が見込まれ、他の公共サービスに対応するための財源確保も必要になり、公共サービス、施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、必要とされる公共サービスの提供を維持、確保していくために、公共施設等総合管理計画を策定する。計画策定の着眼点、ビジョンについては、現在及び将来に向けて施設の過剰、不足はないか。維持管理や施設更新に係る経費はどれぐらいか。コスト縮減、平準化できる余地はないか等を視野に入れ、大津町を例に説明を受け、本市も市庁舎建設を含め、公共施設等の更新のための財源確保が厳しい状況の中で、更新費用、効率的な長寿命化の施策等ができるよう、平成28年度末の策定に向け、準備を進めているとの説明がありました。計画の時期、審議会をつくるのかとの問いに、計画は平成28年度末、平成29年3月を予定、審議会を設置する予定はなしとの答弁がありました。

市庁舎等移転建設審議会については、1月26日に開催予定であったが、大雪のため開催できず、メンバーについては前回のメンバーを中心に選んでいる。審議会会議については、2月12日に開催予定であるとの説明がありました。審議会メンバーは代表者の交代により、6名の方がかわられているとの説明がありました。そのほか、公的施設の移転補償について、総合管理計画の位置づけについて、周辺公共施設の借用の件、学校施設等の利用の件、発注業務に関する検討について、委員から質疑、意見がありました。

次に、第6回特別委員会では、国指定に係る市庁舎移転建設に伴う移転補償費について、市庁舎等移転建設審議会について、市庁舎建設に伴う校区説明会について、次回開催内容について審議を行いました。

国指定に係る市庁舎移転建設に伴う移転補償費については、前回の委員からの問いに対する答弁であります。国指定の人吉城跡の保存整備事業は、人吉市が事業主体として実施し

ている補助事業であるので、移転補償することはできない。権限を持っているのは国であるので、跡地利用を含めて規制等の緩和を引き出せるよう努力していくと答弁がありました。

市庁舎等移転建設審議会については、2月12日金曜日に移転建設する市役所本庁舎に関する基本構想の見直しについて、市庁舎等移転建設審議会を再設置した。審議会には、現行基本計画策定までの経過、現行基本計画の検証、本市の財政状況、新市庁舎の整備案を説明した。審議会は委員15名で、各団体から推薦された者10名、学識経験者2名、市長が適当と認める者3名である。15名中6名が役員等の改選により変更になっている。会長には、熊本大学大学院の位寄和久教授のほうに、副会長には、町内会長囑託員連合会の山口眞一さんが選任された。審議会からは、保健センター建てかえはできないか。共用して建てる場合、敷地面積は足りるのか。ライフサイクルコストは、防災上の拠点として木造が主体であれば、防災面はどうなのか等の意見、質問があったと説明がありました。また、審議会には、命題である総事業費の圧縮に関する、公共施設を初め市有財産の総量最適化、公共施設の効率的・有効活用、公共施設の長寿命化、経費の抑制、事業費の抑制という4つの視点において改めて基本構想の見直しを諮問しているとの説明がありました。

委員から、審議会の開催割合はどの問いに、特別委員会と庁舎内の研究会での審議が関連してくるので、新年度は3回から4回を予定しているとの説明がありました。

次に、市庁舎建設に伴う校区説明会については、2月8日の東校区を皮切りに、2月16日の大畑校区を最後に6カ所で行い、194名の市民の参加があった。説明内容は、市長みずから現行計画見直し案（A案、B案）、中期財政計画等々の状況を示す基金等の状況を説明。市民の方からは、縮小案に賛成。分署をつくってほしい。できれば木造を希望。財政的に厳しいのはわかっているが、立派なものをつくってほしい。メリット・デメリットも検討してやってほしい。一口城主ならぬ、一口庁主というような募金活動はできないか。利便性を考えてやってほしい。中で働く人が効率的に働ける、サービス提供ができるようにしてほしい等の意見があった。アンケートの回収率は93%であった。自由記載では、後世に残すものだから使い勝手のいいものをつくってほしい。ワンストップサービスができる庁舎を望むとか、周辺施設の耐用年数は大丈夫なのかという意見もあったとの説明がありました。

委員からは、説明会の資料には借用する周辺公共施設の賃借料が単年度の1,000万円しか計上されておらず、築年数も説明されていない。説明の内容に非常に問題があるので、やり直す必要ありとの強い意見がありました。執行部からは、説明会は今後も状況に応じて開催していきたいとの答弁がありました。

次の開催は、執行部抜きの委員会を開催し、委員会だけでどういった議論が必要か審議していく予定であります。

以上で、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あ

り)

質疑もないようですので、以上で市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

ここで、会議時間を延長いたします。

---

---

#### 日程第48 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第48、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第48、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第4回治水・防災に関する特別委員会を、平成28年3月2日に開催いたしました。今回の審議事項として、九州電力川内原子力発電所について、人吉市総合防災マップ作成についての2件について行いました。

初めに、以前から委員会で川内原子力発電所の視察を行ったらとの意見が出されていまして、現地視察の実施に向けての事前勉強会という位置づけで、九州電力株式会社熊本支社及び人吉配電事業所から4名の方々においでいただき、川内原子力発電所の概要として、新規規制基準の概要、重大事故を防止するために強化・新設した主な対策、重大事故の発生に備え新設した主な対策について、資料に基づき詳しく丁寧に説明をいただきました。委員から多くの質問がなされ、それぞれに詳しく回答をいただきましたが、さらに質問があった場合には取りまとめを行い、現地視察の際に現地にて説明をしていただくことといたしました。

次に、人吉市総合防災マップ作成について、防災安全課から資料に基づき説明をいただきました。これまで洪水ハザードマップとして平成18年に、改訂版として平成22年にそれぞれ全戸配布されておりますが、今回は新たな土砂災害警戒区域基礎調査分を掲載し、災害対策支部と指定避難所の見直しや防災・減災対策などの情報を、A1サイズから冊子版に変更して作成されるとのことであり、今後、校区ごとの説明会を経て、平成28年8月ごろに人吉市内の全家庭に配布されるとのことでした。この事業は、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金による事業とのこととございます。

最後に、今後は川内原子力発電所の視察に向けて調整を行ってまいります。詳細につきましては、正副委員長、執行部とで協議をすることとし、閉会をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

---

---

#### 日程第49 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第49、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第49、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成27年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、平成27年12月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第1、一般質問では、相良村選出の20番、小善満子議員が特別養護老人ホーム福寿荘について、続いて、人吉市選出の7番、西信八郎議員が広域観光について、同じく人吉市選出の6番、豊永貞夫議員が行政財産であるごみ焼却場の今後の展望について、同じく人吉市選出の1番、塩見寿子議員がクリーンプラザの延命化についてそれぞれ質問し、執行部の考えをたしました。

次に、日程第2、議案第18号人吉球磨広域行政組合職員の再任用に関する条例の制定については、執行部の補足説明を受け、質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長報告について、第31回から第33回の審議経過についての委員長の報告を受け、報告書のとおり全員異議なく了承しました。

最後に、日程第4、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり決定され、閉会しました。

次に、平成28年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が2月26日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名については、7番、西信八郎議員（人吉市）と、8番、私笹山欣悟が指名されました。

日程第2、会期の決定については、2月26日開会、2月27日から3月24日までを休会とし、3月25日までとすることに決定しました。

日程第3、行政報告については、理事会代表理事から、平成27年12月定例理事会から平成28年2月定例理事会の3回の理事会での審議事項について報告がありました。

日程第4、議案第1号平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第5、議案第2号平成27年度人吉球磨広域行政組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）、日程第6、議案第3号平成27年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特

別会計補正予算（第3号）、日程第7、議案第4号平成28年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第8、議案第5号平成28年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、日程第9、議案第6号平成28年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、日程第10、議案第7号平成28年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、日程第11、議案第8号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第9号人吉球磨広域行政組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての9議案を一括し、執行部の提案理由の説明を、その後、日程第4、議案第1号から日程第6、議案第3号まで及び日程第11、議案第8号の4議案について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第8号及び議案第1号から議案第3号の4議案については、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

---

---

#### 日程第50 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第50、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第50、人吉下球磨消防組合議会の報告をいたします。

平成28年2月25日午後2時から、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において、平成28年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が開催されました。

初めに、会議録署名議員に、4番、球磨村選出の高沢議員、5番、五木村選出の中村議員が指名され、会期は2月25日、1日と決定されました。

まず、議案第1号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の一部改正は、対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部の改正に伴い、当初想定していなかった設備及び器具が市場に流通してきたことから、火災予防上安全な距離に関する規定等を整備したもので、平成28年4月1日から施行するものであります。

全員異議なく原案可決いたしました。

次に、議案第2号人吉下球磨消防組合行政不服審査会条例の制定についてですが、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の改正により、行政不服審査制度において、新たに第三者機関の設置や審理員制度が導入されることとなったため、人吉下球磨消防組合行政不服審査会を新設することとなったもの。審査会は事件ごとに設置され、委員の任期も事件ごととなるため、一定の任期が存在せず、報酬が発生しないこと。また、費用弁償については、附則において人吉下球磨消防組合議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正し、予算

の範囲内で管理者が定める額とすることとしたもので、平成28年4月1日から施行するものであります。

全員異議なく原案可決いたしました。

次に、議案第3号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、平成27年8月、国の人事院勧告及び平成27年10月、県の人事委員会勧告に基づき改正を行うもので、現在の給料表は、国及び県のどちらにも準じていない独自の給料表となっているため、今回の改正については、県の給与改定による引き上げ率を準用し、給料表にそれぞれ割り当てたもので、平成28年2月25日公布、施行するものです。行政不服審査法の改正について、平成28年度以降の期末勤勉手当について、総合的見直しによる棒給月額については、平成28年4月1日公布、平成27年4月1日にさかのぼって適用するものです。

全員異議なく原案可決いたしました。

次に、議案第4号平成27年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）についてですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ837万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,258万5,000円とするもので、歳入の主なものとして、4款諸収入、3項、1目、1節雑入のうち、熊本県消防学校教官派遣人件費713万5,000円の増、7款財産収入、2項財産売却収入、1目物品売却収入53万8,000円の増額は、車両更新に伴う2台の車両売却です。

歳出の主なものとして、2款総務費のうち、1目一般管理費、25節積立金1,510万円の増額。これは、財政調整基金の積立金であります。当初予算で1,000万円を取り崩すため、前年度末現在高に対する実質の積立額は500万円となり、残りは利息分の積み立てであるとの説明で、全員異議なく原案可決いたしました。

次に、議案第5号平成28年度人吉下球磨消防組合一般会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,018万7,000円とするもので、対前年度比は602万6,000円の増額。増額の主な原因は、消防救急デジタル無線整備に伴う保守委託料を常備消防費の委託料に計上したことで、歳入の主なものとして、1款分担金及び負担金のうち、常備消防費負担金7億6,104万7,000円は、前年度比1,928万8,000円の減額。平成27年8月算定の消防費に係る基準財政需要額の66.9874%で、前年度比2.7984%の減です。5款組合費、7,299万9,000円の増額は、中分署高規格救急車及び東分署水槽付消防ポンプ自動車更新整備費の起債であります。

歳出の主なものは、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、13節委託料674万2,000円の増額は、デジタル無線及び指令システム保守委託料です。2目消防施設費のうち、18節備品購入費6,076万円の増額は、中分署高規格救急車及び東分署水槽付消防ポンプ自動車購入費用です。

全員異議なく原案可決し、閉会をいたしました。

以上、人吉下球磨消防組合議会報告を終わります。

---

---

#### 日程第51 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第51、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたします。

---

## 閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

### ○予算委員会

(平成28年3月第1回人吉市議会定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

### ○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

### ○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
請第1号	国道445号に計画されている上空通路建設計画に対して意見書提出を願う請願	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

---

---

## 日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

意見第4号奨学金制度の充実等を求める意見書（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

---

## 追加日程 意見第4号

○議長（田中 哲君） 意見第4号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

---

## 意見第4号

### 奨学金制度の充実等を求める意見書（案）

学費が高騰し、一方で世帯年収が下がり続ける中で、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっている。既に大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を受給しなくては、学業を続けられないのが実態である。

わが国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その7割超（貸与金額）が年3%を上限とする利息付きの奨学金（第2種奨学金）となっている。

近年、貸与者数及び貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増している。同機構は、返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが適用の要件が厳しく、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収などが社会問題ともなっている。

よって本議会は、政府において、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記の事項を実施するよう強く求める。

## 記

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象とした給付型奨学金制度

を創設すること。

- 2 無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息についてはさらに引き下げること。
- 3 返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。
- 4 大学等の授業料減免制度を充実し、高等教育の学費の引き下げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月24日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山崎 正昭 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
内閣官房長官	菅 義偉 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	高市 早苗 様
文部科学大臣	馳 浩 様

意見第4号

奨学金制度の充実等を求める意見書案の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月24日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

村 上 恵 一	大 塚 則 男
笹 山 欣 悟	高 瀬 堅 一
犬 童 利 夫	本 村 令 斗
平 田 清 吉	永 山 芳 宏
宮 原 将 志	仲 村 勝 治
西 信 八 郎	福 屋 法 晴
豊 永 貞 夫	三 倉 美 千 子
井 上 光 浩	塩 見 寿 子
宮 崎 保	

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第4号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第4号については、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。意見第4号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第4号は、原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

---

#### 発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、3月31日付で退職されます職員から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○市民部次長（加賀邦保君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。本日は3月議会の最終日で大変お疲れのところ、退職に当たっての挨拶の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。今回、3月議会におきましては、私の不注意な体調管理で、厚生委員会三倉委員長初め、各委員の皆様には大変御心配と御迷惑をおかけしました。申しわけありませんでした。

今年度は、早期希望退職者はゼロ、定年退職者が市民部参事、岳尾税務課長、勤務年数40年、それと勤務年数37年11カ月の私の2名のみとなっております。少々時間をいただきまして、私の職務を振り返りながら御挨拶とさせていただきたいと思います。

私は53年入庁組でありまして、同期としましては、既に退職されました方に、坂崎前副市長、深水総務部長、多武水道局長、田中建設部長たちがおられます。

ここで一人忘れてはならない人がいます。私も大学を卒業し、就職活動中でありましたが、親から地元に戻ってきてほしいという願いもあり、地元の就職先を探していたところがございます。そのころは、人吉市役所の採用試験も毎年はなく、ほかのところに就職するところを考えたところ、年度遅くに人吉市役所の採用試験があるということで、1次試験を受け、試験に合格しました。面接の2次試験で4月の第一日曜日ぐらいだったと思います。面

接試験の待合室で彼とは十数年ぶりに再会したのです。彼とは、小学校時代は人吉西小学校で学び遊んだ友でしたが、彼のお父さんの仕事の関係で阿蘇に転勤することになりました。十数年ぶりの再会で懐かしく思ったものでした。そして、ともに人吉市役所に採用になり、3月31日にともに定年退職を迎えるはずでしたが、昨年10月の思いも寄らぬ事件で逮捕、懲戒免職となりました。本当に残念でなりません。罪を憎んで人を憎まず、これに尽きると思います。53年4月21日教育委員会社会教育課に採用になり、当時の教育長末次幸一教育長の名前で宣誓をしたところでございます。教育委員会では高齢者大学、今、駐車場になっておりますが、旧市民会館、文化センターでの活動とか、以前は婦人会とか青年団活動も盛んでしたし、青年団の皆さんと夜遅くまで議論し、たびたび酒を酌み交わしたものでした。11年間社会教育課にお世話になりました。

それから、福祉課生活保護ケースワーカーとして7年勤めさせていただきました。異動当初、飲酒してきた相談者との面接相談で、何をどう話していいのかわからず、面接相談対応に厳しい状況を痛感させられ、片頭痛で脳外科を受診したこともありました。ベテラン先輩職員からいろいろ教えていただき、大変お世話になったものです。大学で福祉学を学んだものの、すぐに生かせない、実践できないこと、経験と年数がものをいうというものを思い知らされました。

それから、社会福祉法人人吉市社会福祉事業団に出向しました。当時は知的障害者通所授産施設希望ヶ丘学園と養護老人ホーム延寿荘の2施設でした。福祉ふれあい村としての位置づけでした。障がい者の施設としては、通所施設希望ヶ丘学園しかなく、保護者の皆様の高齢化も進み、利用者の今後を心配され、入所施設の要望が出てきました。国や県に入所施設の建設についての働きかけが始まりました。入所更生施設の建設の予定でしたが、国の福祉政策として施設福祉から在宅福祉、地域福祉へという流れの中で、なかなか国も許可の返事をしませんでした。そして、入所更生施設でなく、入所授産施設なら認めるということで、うぐいす荘の誕生です。多分、国、厚生省が認可した施設では全国で最後の入所施設だったと言っても過言でないと思います。当時、事業団においては、久本一富さんが事務局長として出向中でしたので、財政当局や福祉課サイドとの協議を頻繁にされました。そのときの御苦労を思い出されます。希望ヶ丘学園施設長を2年、その後うぐいす荘の初代の施設長として3年勤務したところです。

その後は、保健センターにまいりまして、健康管理課保健センターでした。当時の課長が健康保険医療費の削減のためには、住民の健康づくりが必要だということで、住民みんなが参加できるウォーキングをやろうということで、毎年11月に開催されます産業・健康・福祉まつりではウォーキング大会を開催し、今で言う健康推進員さん、当時は保健補導員さんが中心になり、食生活改善推進員さんヘルスメイトの手づくりの弁当を配布しながら開催したものです。当時の課長は仮装が大好きで、ただ歩くだけではもったいないと仮装ウォーキ

ングを企画され、私も2年間おりましたので、水戸黄門の格好やら白雪姫の格好をして、舞台では健康アピールを行ったものです。当時は、各校区において、校区公民館主催のウォーキング大会が開催されていました。今では校区においてはウォーキングデーとして毎月開催されてるようでございます。

それから、平成20年1年間ではございましたが、議会事務局のほうにもお世話になりました。今は亡き大王議長と上京もさせていただきました。経済建設委員会では、宮島と広島の世界のほうに行政視察に同行させていただき、いろいろと勉強したものです。

それから、平成21年から3年間福祉課に勤務し、いろいろな思い出がありますが、平成22年3月の市議会定例会に市有財産の無償貸し付けとして社会福祉事業団3施設の土地の無償貸し付けについて提案させていただき、議会の議決をいただいたところでございます。平成22年4月から公設民営から民設民営という経営が移譲されたところです。事業団は本当に経営しているのか、大丈夫なのかと一般質問でも取り上げられたところでございます。

それから、平成24年1年間ではありますが、環境課に勤務になりました。以前から衛生員連合会の皆様からごみのポイ捨て、たばこのポイ捨て、犬のふんの始末ができていない。ポイ捨て禁止条例の要望が市政懇談会のたびに出されましたが、当時は人間の道徳、モラルに訴えるため、条例はつくらないという方針でしたが、また、環境に関する計画書等もございませんでした。議会でも環境基本計画はあるのかという一般質問もあったところです。部内課内で協議を行い、環境行政を進める上で、目指す環境指針が必要ということで、平成24年には環境基本条例、平成25年には一部修正がありましたが、生活環境保全美化条例、そして平成26年には環境の憲法であるべき環境基本計画ができ、人吉市環境基本計画のもと、自然環境と人間生活がともに輝く美しき千年都市ひとよしの実現のため、環境行政が行われております。

最後の3年間は、市民部次長、市民課長、消費生活センター所長を務め切ることができました。市民課市民係では、議員も御存じのように、マイナンバー制度が開始されました。担当課としましては、業務のスムーズな進行を願い、国民にとってもすばらしい制度になることを願っております。

次に、消費生活センターでございます。特殊詐欺、複雑巧妙化しており、全国でも被害件数、被害総額は相当なものです。このことは人吉球磨においても他人ごとではございません。人吉球磨からの被害防止を果たさなければならぬと思っております。人吉市消費生活センターが今後も人吉球磨の消費生活相談の中核拠点として、住民の安全・安心な消費生活の実現のため、活動していくことと思っております。

入庁時は永田市政、それから福永市政、そして田中市政、そして最後の1年ではありましたが、松岡市政のもとで公務員として務めさせていただきました。長きにわたり地方公務員として大過なく責務を全うできましたのも、市長を初め諸先輩方、職員同僚の皆様、そし

て議員の皆様のご指導、御支援のおかげと、心から感謝申し上げます。市長を初め議員の皆様は4年に1度、選挙で市民の審判を受けられます。それぞれの政治哲学、政治信念に基づき、政治活動をされているというのは言うまでもございません。

さて、平成28年度から第5次総合計画後期基本計画のスタートです。私も環境安全部会長として、部会審議にかかわらせていただきました。基本計画の答申の中でも述べられていますように、市民のみんなが健康で笑顔で暮らせるまち、自然と相良文化が輝く美しき千年都市ひとよしの実現のため、御尽力をお願い申し上げます。

退職後は健康に十分注意しながら、一市民として市政発展のため、微力ながら貢献できればと考えております。最後になりましたが、松岡市長を初め議員の皆様、職員の皆様のおすますの御健勝、御活躍と市政発展を御祈念申し上げ、退職に当たっての御挨拶とさせていただきます。

長時間にわたり、御清聴本当にありがとうございました。

(拍手)

---

---

○議長（田中 哲君） 以上をもちまして、平成28年3月第1回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後4時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 豊 永 貞 夫

人吉市議会議員 西 信八郎